

児童養護施設における養育に関する研究

— アタッチメント理論を基盤として —

A Study on Parenting in Children's Home :

Based on Attachment Theory

聖徳大学大学院
児童学研究科児童学専攻博士後期課程
1000-150101 高安和世

指導 北川慶子 教授

はじめに

1990年代以降、虐待を受けた子どもたちが増加しており¹⁾、児童相談所に保護された子どもの多くが児童養護施設に措置されてきている。児童養護施設は、児童福祉法第41条に定義されており、保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設である。なお、児童とは、同法第4条に定義されており、満18歳に満たない者をいう。

本来、児童養護施設は、保護者の死亡、行方不明、離婚、長期入院、拘禁、精神疾患、虐待等の理由で、保護者と共に暮らせない子どもたちが生活する場であり、子ども自体には障害や非行等の問題がないことを前提としている。しかし、これらの子どもたちは、入所以前に適切な養育を受けられない環境に放置されていたことが原因で様々な問題を抱えており、虐待した保護者に代わる社会的養育者（乳児院・児童養護施設等の職員、あるいは里親）との長期にわたる安定したアタッチメントを形成することが重要であるとされている（庄司, 2008）。しかし、多くの児童養護施設は、それが可能な環境にはなっておらずに集団養育に頼っており、アタッチメント形成の問題を抱えている（西澤, 2008）。

一方、厚生労働省は児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められているとし、2011年7月に「社会的養護の課題と将来像」（厚生労働省, 2011a）を取りまとめた。すなわち、児童養護における小規模化及び家庭的養護の推進である。具体的には、「日本の社会的養護は、現在9割が乳児院や児童養護施設で、1割が里親やファミリーホームであるが、これを今後10数年かけて、(a) 概ね3分の1が里親及びファミリーホーム、(b) 概ね3分の1がグループホーム、(c) 概ね3分の1が本体施設（児童養護施設は全て小規模ケア）という姿に変えていく」というものである²⁾。

なお、国連総会で2009年に採択された国連子どもの代替養育に関する国連指針（家庭での養育と永続的解決の原則を各国に求めるもの）を考慮するように、2010年に国連子どもの権利委員会から日本政府が勧告されたことを受けて2016年に児童福祉法が改正された（奥山, 2018；藤林, 2018）。すなわち、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実と共に、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することを確実にした。さらに、これらの理念の具現化を目指して翌年に、

「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直した「新しい社会的養育ビジョン」（厚生労働省, 2017a）が打ち出された。

「新しい社会的養育ビジョン」は、代替養育として、(a)就学前の子どもは家庭養育を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止する (b)愛着形成に最も重要な時期である3歳未満は概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもは概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する (2015年度末の全年齢里親委託率17.5%) (c)ケアニーズが非常に高く、施設における十分なケアが必要な場合は、高度専門的な手厚いケアの集中的提供を前提に、小規模・地域分散化された養育環境を整え、その滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内とし、特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする (d)永続的解決として、概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1,000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図っていく、という具体的な数値目標をあげている。

しかし、筆者は児童養護施設で保育士として34年間子どもたちとかかわってきた経験から、これらの目標が必ずしも子どもと社会的養育者とのアタッチメント形成に有効であるとは言い難いと考える。そこで本論においては、社会的養育におけるアタッチメント形成の重要性とアタッチメント形成を成し得るための課題を学術的に明らかにしていく。

注

- 1) 1990年、厚生省（当時）が児童相談所における虐待相談件数の調査を開始する（厚生労働省, 2020） 1990年1,101件、2000年17,725件、2010年56,384件、2019年193,780件
- 2) 2010年前後の各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合（厚生労働省, 2020）
イギリス71.7%、ドイツ50.4%、フランス54.9%、イタリア49.5%、アメリカ77.0%、カナダ63.6%、オーストラリア93.5%、韓国43.6%、日本12.0%

目 次

はじめに

研究目的	1
研究方法	2
論文の構成	3

第1章 日本のホスピタリズム論の経過と養育論の展開過程【研究1】

第1節 ホスピタリズム論争の意義	6
第2節 1950年代～1960年代前半のホスピタリズム研究	7
第3節 ホスピタリズム論争の評価	16
第4節 総合的考察	21

第2章 児童養護施設におけるアタッチメント理論の意義【研究2】

第1節 児童養護施設の養育と国外におけるアタッチメント理論の先行研究	23
第2節 わが国の社会的養護における1980年代までのアタッチメント	39
第3節 わが国の児童養護施設における1990年代以降のアタッチメント	42
第4節 児童養護施設におけるアタッチメントの形成	47
第5節 児童養護施設におけるアタッチメント形成の課題	55

第3章 児童養護施設退所者の自立と特定の職員との関係性

第1節 児童養護施設における自立支援	60
第2節 児童養護施設における自立支援のプロセス【研究3】	65
第3節 児童養護施設退所者が自立していくプロセス【研究4】	107
第4節 総合的考察	154

第4章 社会的養育の現況と課題【研究5】

第1節 「新しい社会的養育ビジョン」の概要	156
第2節 児童養護施設の変遷	158
第3節 里親養育の現状	162
第4節 これからの社会的養育	165

第5章 研究の総括と社会的養育への提言	167
本論文を構成する研究の発表状況	176
引用文献	177
資料：戦後日本の児童養護施設に関する略年表	192
謝辞	201

研究目的

児童養護施設に入所している子どものアタッチメントの問題が着目され何らかの支援の試みがなされるようになったのは、2011年の時点で、ここ数年のことであるとされている（加賀美・西澤, 2011）。2000年代から、施設における子どもと職員との一対一の間接関係をつくろうとする調査や実践報告が多くなされるようになってきているが、いずれも被虐待児童のアタッチメントの問題に対する支援についてである（例えば、大黒・阿部, 2001；森本・野澤・金子龍太郎・森, 2003；下笠, 2004；坪井, 2005；西澤, 2008；数井・森田・後藤・金丸・遠藤, 2008；徳山・森田・菊池・丹羽・三鈷・数井, 2009；斉藤・山崎・益満・庄司, 2011など）。その中で、虐待された子どもたちに対して心理療法的対応を試みたものの多くは、アタッチメント対象は心理士ではなく子どもの生活に密着している担当職員であるべきであり、アタッチメントは日常生活の場で築いていくものであることを導き出している。

これらには、被虐待児の増加に伴い、1999年に児童養護施設に非常勤の、2004年に乳児院・児童養護施設等に常勤の心理療法担当職員の配置が可能になったという背景がある。つまり、被虐待児の増加により心理療法担当職員が配置されたことにより、児童養護施設におけるアタッチメント形成の重要性が着目されるようになったと言える。

しかし、わが国では1950年代のホスピタリズム論争において、職員と子どもとの関係性の重要性が着目されたにもかかわらず、深化しなかったという歴史がある。当時はまだアタッチメントという概念で認識されていなかったもののホスピタリズム論争での問題提起は、児童養護施設職員と子どもとのアタッチメント形成の重要性であったと考えられる。

しかし、1960年代当初にホスピタリズム論争が不完全なままに終わってしまった（加賀美, 2008；滝川, 2008）後、児童養護施設においてアタッチメントが注目されることはなく、児童虐待が表面化する30年後まで待たなければならなかった。児童養護施設におけるアタッチメント形成は、被虐待児に対する支援のためだけに必要なのではなく、どのような要因で入所したとしても、入所から退所までの、さらに退所後の支援に必要かつ重要であると考えられる。にもかかわらず、アタッチメント形成を成し遂げることが、児童養護施設の養育のあり方の中心的課題とされてこなかった。そこで、児童養護施設におけるアタッチメント形成の意義、形成の過程、形成を可能にするための人的・物的環境を明らかにし、課題を検討して、児童養護施設における養育のあり方についての提言を行うことを本研究の目的とする。また、児童福祉施設内における虐待の防止、社会的養育者の禁止行為などについても視野に入れて検討する。

研究方法

1. 文献研究

アタッチメント (attachment) は「愛着」と訳されることが多いが、アタッチメントの直訳は「付着」という意味であり、アタッチメントとは「近接」の確保でありその機能は「保護」である (数井・遠藤, 2006)。「愛着」が「愛情」と一緒になって理解される混乱を避けるため、本論文では「アタッチメント」と記す。なお、引用する元の文献が「愛着」を用いている場合はそのままの表現を用いる。

- (1). 日本におけるホスピタリズム論争の文献をもとに論争の経過と養育論の展開過程を明らかにし、養育論の重要性を論ずる【研究1】。
- (2). 児童養護施設において重要であろうと考えられるアタッチメントに関係する国外の先行研究を概観し、子どもが自立していくためになぜアタッチメント形成が重要なのか、適切な形成がなされなかったときどのような弊害が生ずるのか、親以外の代替養育者・支援者に必要な要素は何か等を明らかにする。さらに、日本の社会的養護におけるアタッチメントに関する経過を論じ、児童養護施設におけるアタッチメント形成の意義と課題や解決策を国内外の文献をもとに検討する【研究2】。
- (3). 【研究3】【研究4】(質的研究)を踏まえて、厚生労働省(2017a)の「新しい社会的養育ビジョン」の問題点を明らかにし、課題を検討する【研究5】。

2. 修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ (木下, 2003) による質的研究

児童養護施設の子どもの自立に向けての支援は、子どもと施設職員との関係だけでなく、子どもの親、学校の教師や友人、地域の人たちとの関係、施設内の職員同士のチームワーク等の中で進められる。また、児童養護施設退所者の自立は、施設職員、親、施設内外の友人、学校の教師、地域の人々、退所してからの職場の人たち、あらたに持った家庭での配偶者や子どもたちとの相互作用的なやりとりの中で進められる。本研究は、このような人間と人間が直接的にやりとりをする社会的相互作用からなるプロセスをとらえ、その結果を、実際に支援を行なう際に参考となるような理論として生成することを目的としている。そのため、人間の相互作用にかかわる研究に適しており、データに密着した分析から独自の説明概念をつくり、それらによって統合的に構成された説明力に優れ、実践活用を促す理論である修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ (以下 M-GTA) が、本研究の手法として適していると判断した。

そこで、児童養護施設において自立支援を成し得た職員と、施設を退所した後に社会に根ざして自立した生活を営んでいる退所者に、それぞれ半構造化面接を行い、M-GTAを用いて分析を行なう。

- (1). 特定の子どもとのアタッチメント関係を形成できている児童養護施設職員 9 名にインタビューを行い、児童養護施設における自立支援のプロセスを明らかにする【研究 3】。
- (2). 児童養護施設退所後に自立した生活を送っている退所者 9 名にインタビューを行い、児童養護施設退所者が自立していくプロセスを明らかにする【研究 4】。

3. 倫理的配慮

本研究のインタビュー調査においては、倫理的配慮として、本研究の調査協力が得られた児童養護施設の施設長とインタビュー対象者に書面にて本研究の趣旨と調査協力の依頼を行なった。実施にあたり、対象者には、研究への参加は自由意思であり、同意しなくても不利益になることはないこと、いったん同意した場合でも、いつでも同意を撤回できること、インタビューを録音すること、個人が特定できないようにして分析を行うこと、論文作成後はデータを破棄すること、研究結果は参加者の氏名などが明らかにならないようにした上で学会発表や学術雑誌などで公表されることがあることを文書及び口頭で説明し了承を得た。その際、各施設の施設長と各対象者に同意文書を記入していただいた。

なお、本研究は、聖徳大学ヒューマンスタディに関する倫理委員会のもとに実施した（承認番号：H26U015, H27U038）。

論文の構成

本論文は第 1 章から第 5 章で構成した（図 1）。

第 1 章では、【研究 1】として、わが国のホスピタリズム論争とその後の経過を捉え返すことの意義を述べ、1950 年代から 1960 年代前半のホスピタリズム研究を概観する。次いで、わが国の児童養護施設におけるアタッチメントの概念がこの論争から始まったことを明らかにし、ホスピタリズム論争に対する様々な観点からの評価を論ずる。さらに、それらの経過をもとに養育論の重要性を検討する。

第 2 章では、【研究 2】として、現在、多方面に発展してきている国外のアタッチメント

研究の中から、児童養護施設の養育に応用できるであろうと考えられる論文を取り上げ、6 視点に分けて各々の論文を提示し、それらの論文が施設の養育の中に、どのように意義づけられるかを考察する。次に、1980 年代までの社会的養護において、アタッチメントという概念がどのように扱われてきたかを、乳児院と児童養護施設について、それぞれ対照的な捉え方をされてきた経過と、1990 年代以降、児童虐待が問題化した社会的変化にともない、児童養護施設においてアタッチメントが着目されるようになった経過を明らかにする。次いで、児童養護施設における子どもと職員とのアタッチメント形成の意義について、児童虐待が顕在化する以前からアタッチメント形成に重点を置く必要があったのではないかという視点で、内外の先行研究を概観し、アタッチメント形成の際に生ずるであろう課題とその克服の方向性について検討する。

第3章では、児童養護施設の子どもたちの自立の困難さを述べ、子どもたちの自立をどのように捉え、どのように支援していく必要があるのかについて先行研究を概観して論ずる。次に、【研究3】として、児童養護施設職員に半構造化面接を行ない、M-GTA を用いて分析し、「児童養護施設における自立支援のプロセス」を明らかにする。さらに、【研究4】として、児童養護施設退所者に半構造化面接を行ない、M-GTA を用いて分析し、「児童養護施設退所者が自立していくプロセス」を明らかにする。次に、【研究3】【研究4】から共通して導き出されたカテゴリー・概念のうち児童養護施設職員が重視すべきであろうカテゴリー・概念について検討する。

第4章では、【研究5】として、厚生労働省が2017年に打ち出した「新しい社会的養育ビジョン」の概要に基づき、このビジョンでは保護者と共に暮らせなくなった子どもたちに問題が生じるであろうと考えられる点を論述する。これまでの児童養護施設の変遷と行政の乏しい対応、里親養育の変遷とリスクを述べ、研究2の理論的根拠と研究3, 4から導き出された施設職員の自立支援と施設退所者の自立へのプロセスを基にこれからの社会的養育の課題を検討する。

第5章では、質的研究によって明らかになった内容を、文献研究から導き出された内容に沿って考察し、今後の社会的養育のあり方についての提言を行なう。

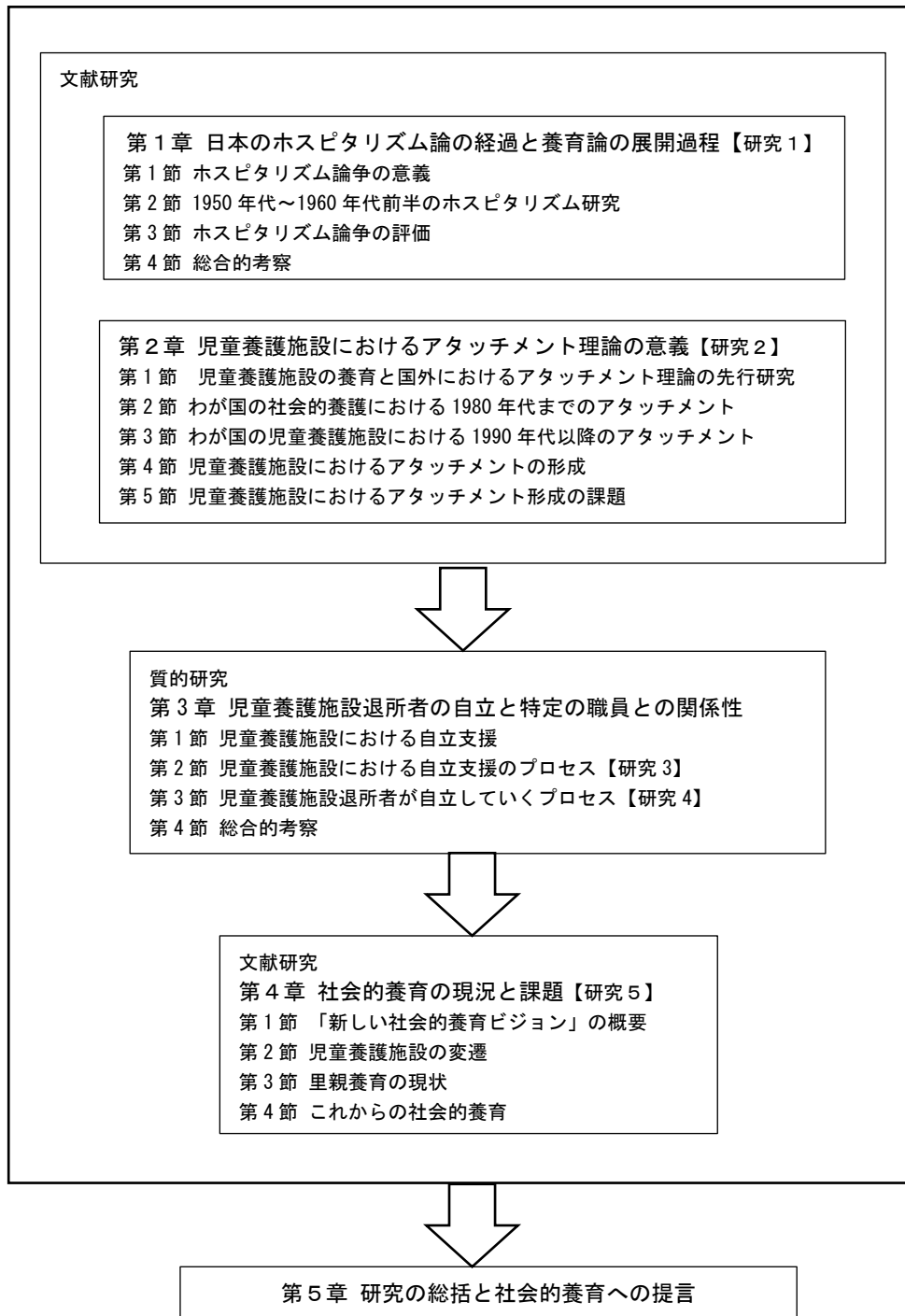


図1 論文の構成

第1章 日本のホスピタリズム論の経過と養育論の展開過程【研究1】

1950年代のわが国のホスピタリズム論争は、子どもと職員との関係性の重要性が着目されたにもかかわらず、深化しなかった。当時はまだアタッチメントという概念で認識されていなかったもののホスピタリズム論争での問題提起は、児童養護施設職員と子どもとのアタッチメント形成の重要性であったと考えられる。しかし、1960年代当初にホスピタリズム論争が不完全なままに終わってしまった（加賀美, 2008；滝川, 2008）後、児童養護施設においてアタッチメント形成が中心課題とされることはなく、児童虐待が表面化する1990年代以降まで待たなければならなかった。そこで、本章では、ホスピタリズム論争の評価についての研究を概観し、わが国の養育論がどのように展開したのかを検討する。

第1節 ホスピタリズム論争の意義

わが国の第二次大戦後、社会的養護は戦災孤児の収容保護に始まり、1947年の児童福祉法の制定によって法的根拠を得た乳児院や養護施設（1997年に児童養護施設に名称変更）において、1950年代にホスピタリズム論争が起きている。すなわち、当時の大規模施設による集団養護の中で、施設収容児特有の問題が表れているとの指摘に対して、どのように捉え対処していったらよいのかが、様々な立場の施設長や研究者によって論じられた。この論争において、家庭的養護の優位性が認識され、1954年に実施された「養護施設運営要領」（厚生省児童局, 1954）で、「児童にとって最もよき環境は家庭であり、家庭に恵まれない児童にはこれにかわる環境が与えられるという前提の下においては、小集団を主とする小舎制の方が、家庭的環境を与える点において寄宿舎制にまさる効果をもっていると思われる。（中略）従って今後の動向として養護施設の運営形態は、小舎制の方に漸次移行すべきではなかろうか」とされている。

1956年には大舎制 65.4%、小舎制 18.2%であった（浅井, 1982）。しかし、その後50年以上経過した2008年においても、大舎制（1舎当たり定員数20人以上）75.8%、中舎制（同13~19人）19.5%、小舎制（同12人以下）23.4%である（厚生労働省, 2014）。つまり、1954年に「養護施設運営要領」で小舎制への移行が推進されていたにもかかわらず、それがなされなかったのである。ホスピタリズム論争自体は1960年代前半に収束しているが、この論争の意義をどのように捉え、それを施設養護にどのように反映させていくかは、その後もさまざまな論議がなされ、現在に至っている。

滝川(2008)は「ホスピタリズム研究が入ってきたとき、その問題提起をわが国では児童養

護施設の養育構造を再検討する契機となせず、一般の家庭で育つ子どもたちとの養育格差・生活格差を拡大するに任せて今日に及んでいる」とし、加賀美(2008)も「あのホスピタリズム論争があまりに不全のまま終わってしまった感をずっと抱いてきた」としている。

そのような中で、2011年7月に厚生労働省は、「社会的養護の課題と将来像」(厚生労働省, 2011a) をとりまとめた。基本的方向として、社会的養護はできる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で行われる必要があるとしている。当時(2011年)9割が乳児院や児童養護施設で、1割が里親やファミリーホームであったが、「家庭的養護推進」のために、これを、今後十数年をかけて、概ね3分の1を里親及びファミリーホーム、概ね3分の1をグループホーム、概ね3分の1を本体施設の小規模ケアという姿に変えていくとした。

これを受けて、この数年の間に施設の小規模化が急激に進んでいる。しかし、これまで、児童養護施設の大きな生活単位の中で、集団生活を強いられてきた子どもたちは、小さな単位で営めるようになった生活の中でこれまで抑えられていた自分の課題を表出できるようになり、それを職員が受け止めきれずに混乱が生じている。そこで、「小規模化」「家庭的養護」に関する理念および実践論の構築が求められる(小木曾・梅山, 2012)とされている。

現在、「社会的養護の課題と将来像」の下に、「家庭的養護推進」をするにあたり、ホスピタリズム論争とその後の経過について捉えかえしてみることは意義のあることであると考えられる。これまで、ホスピタリズム論争について論じた研究は多数ある。しかし、それらは、①施設養護を積極的に認め技術で対処しようとするもの、②集団養護と家庭的養護を両立させる方向で総括したもの、③家庭的養護を推進するべきであるとしたもの等であり、養育論の視点で論じたものは少ない。しかし、この論争の本質は児童養護施設の養育論を深める内容を含んでいたと考えられる。そこで、1950年から現在までのわが国のホスピタリズムに関する研究を検討し、これまでの養育論がどのように展開されてきたのかを明らかにしていくことを本章の目的とする。

第2節 1950年代～1960年代前半のホスピタリズム研究

1. 『社会事業』誌上におけるホスピタリズム論争

(1) ホスピタリズムが存在するとする立場からの論

ホスピタリズム論争は、1950年から約10年の間に、中央社会事業協会社会事業研究所編の雑誌『社会事業』誌上において展開された。その始まりは、養護施設界にホスピタリズ

ムという語を導入した(庄司, 2008)堀(1950a)の「養護理論確立の試み(その1)ホスピタリズムの解明と対策」である。この中で堀は次のように述べている。

昭和8年に東京市養育院月報に、石神井学園前身の養育院巣鴨分院の児童について、①克己忍耐に乏しい、②行動が本能的衝動的で倫理観念が低い、③社会生活意欲に乏しい、というようなことを論じた研究を発表した。しかし、巣鴨分院の一部の職員から児童を侮辱するものだという猛烈な反発を受けた。その当時はホスピタリズムという用語も知らずにいたが、後に家庭育成とは異なった集団育成が、共通の性癖を形成しやすく、それがホスピタリズムであったことを知ったという。さらに、水上生活者の子弟の寄宿舎や革命直後のロシアの共同保育所の例から、よかれと思い家庭から離して共同生活をさせた子どもたちに知能発育の遅れが見られたという実態を述べている。

続いて、「養護理論確立の試み(終稿)ホスピタリズムの解明と対策」(堀, 1950b)では、施設の集団生活に起因するホスピタリズムの解決のためには里子にすべきであるとされているが、日本の現実では無理があるとして、施設におけるホスピタリズムをいかに解決すべきかが述べられている。当時の時代的背景によるものを除けば、①児童数を少なくする、②男女長幼を混合する、③共用備品をなくし私有財産を持たせる、④子どもと一緒に炊事ができるようにする、④経済観念をつけさせるため子どもに物を買う習慣をつけさせる等である。また、根本的な課題として、子どもに徹底的な安定感を与えることが必要であるとしている。つまり、一度施設を決定したら容易に他に動かさない、寮替えも避ける、保母(1998年に保育士に名称変更)の異動をすべきでない等である。今から半世紀以上も以前に、集団養育の改善のための要点が適確に示唆されているといえるであろう。

次に瓜巢(1950)が、アメリカの児童精神科医ロレッタ・ベンダーの「家庭に代わるものはない」を引用してインスチ・チューショナリズム(ホスピタリズム)を論じている。インスチ・チューショナリズムの対策として里親制度を挙げているが、里親制度にも問題はあり、子どものいない夫婦による小舎制が望ましいが困難であろうとし、保母と指導員の組み合わせによる小舎制を提案している。その上で、インスチ・チューショナリズムは環境のみが原因ではなく、「指導性」について究明し反省してみるべきであるとし、技術論としてケースワークやグループワークについて述べている。

一方、大谷(1953)は、戦後における里親制度が、「その本来の家庭生活を不可能にされた児童は、これに最も近い環境において守られ、施設収容は最後の手段として選ばれねばならぬ」という考え方に基づいて発展しているが、里親制度には機能的に限界があるとしている。

養護施設は要養護児童保護の重要な柱として機能し続けなければならない責任があり、高い水準の児童育成が可能になるようにすべての施設改善を素早くなさなければならず、それはなし得ることであるとしている。しかし、抜本的な改善策は述べられていない。

これに対して、潮谷(1953)は、養護施設の家庭化をあらゆる障害と闘っても成就しなければならぬと考えることを主張している。その理由を、日本の社会状況にあつては優良な里親を探し出すことは困難であり、家庭を喪失した児童は直ちに養護施設の世話にならなければならない現状にあるからであるとしている。

このような中で、1952年、1953年に、厚生省が厚生科学研究費によってホスピタリズムの研究を、社会事業研究所、国立精神衛生研究所、愛育研究所、順天堂大学等の共同研究として行った。研究責任者の谷川(1953)が、「ホスピタリズムの研究—その究明過程における諸契機について—」と、「ホスピタリズムの研究(二)—その予防及び治療対策への考察—」(谷川, 1954)を報告している(以下、谷川研究とする)。広範囲にわたる調査研究を行った結果、乳児院・養護施設の収容児にホスピタリズムは認められたとしている。ホスピタリズム症候群の総括として、その原因に物的環境の問題(玩具等の備品の不足、私有物が無い、運動空間が狭い等)と人的環境の問題(保育者との接触の時間が少なく浅い、施設以外の対人接触が少ない等)を挙げている。続いて、保育者との関係の問題についての対策として、保育者の人数を多くし、1人当たりの受け持ち児童数を少なくすること、保母・看護婦の児童担任制をとること、相当期間継続して勤務するようにすることを提起している。また、行政上のホスピタリズム対策として、憲法25条の理念に立脚した基本方策を樹立し、これに即した新しい最低基準を設定すること、最低基準は養護の理念と実践を一致せしめるものであること等を提起している。

これらに相前後して、堀(1953,1954)は、ロレッタ・ベンダー(Lauretta Bender, 1907-1987)やエリクソン(Erikson E.H. 1902-1994)を引用して、子どもの人格形成には、いかに家庭が適しているかを述べている。施設児は情意面の偏向があり、対人関係に問題を抱える場合が多いが、それは施設の特異な対人関係から生じるためであるとしている。前述した堀(1950a,b)の「養護理論確立の試み」は、具体的に施設の問題点とその対策が述べられていたが、本論文は抽象的に、施設より家庭がいかに優れているか、施設は劣っているかが述べられているだけである。さらに、潮谷(1954)が、集団生活を強いられるために陥る集団心理の特性として、積極性が乏しくなること、集団の圧力によって無力化すること、責任感がなくなることなどを述べ、養護施設の課題は集団との関係において如何に正しく育成するか

の研究と工夫にあり、集団の環境を最小限に食い止めて、家庭的環境を導き出すことであるとしている。

(2) ホスピタリズムは存在しないとする立場からの論とそれへの反論

これらに対して、高島(1954)は、一般小学生の読書能力の調査を施設収容児にも行って比較し、概ね収容児の方が好成績であったという結果を示している。その上で、施設病（ホスピタリズム）を研究テーマにすることは、一般社会の施設への偏見を助長することになる、施設病の病気のもとには子ども自身にあるのではなく、施設そのものの在り方と従業員のあり方にあるとし、「環境を整備せよ、養護技術の研究に全きを期せ、施設病など断じてありえないのだ」と訴えている。

一方、瓜巢(1954)は、児童収容施設の集団育成が子どもの人間発達に歪みを生じている可能性がある理由について、①集団としての結合契機が愛情よりも慈恵的な精神性によっている、②その人間関係が形式的である、③子どもが同一視すべき依存者が一定せず継続されない、④子どもの自我が拡大しても施設集団は画一的・他律的に指導されやすい、⑤施設の孤立性が個の社会化を阻みやすい、⑥人為的な形態のため家族的緊張を起こしやすい、としている。その対策として里親制度の確立と小舎制度を挙げている。しかし、わが国における現在の社会的・経済的情勢下では実現を期待することは困難であり、今日の寮舎制度をわざわざ家庭に近づけてホスピタリズムの蔓延を小範囲にとどめようとする意識と努力があるだけであるとしている。次いで堀(1955a)が、保母と子どもとの親密な結びつきが最も大切であり、そのために保母は可能な限り長く継続して特定児童の養護を成すべきであるとしている。その上で、里親委託や小舎制がよく、受け持ち児童は少なければ少ないほどよいと、堀(1950a,b)の「養護理論確立の試み」の内容を再確認している。

ところでこの後、多少感情的とも思われるような論争に陥っていく(平井・大谷・石井・丹下・後藤, 1959c)。研修会において、保母をお母さんと呼ばせるか、先生と呼ばせるかの質問がなされたことに対して、高島が、「子どもたちにはそれぞれ生みの親があるのであるから、施設の職員がこれにとって代わるべきでない。親は親で、施設の職員は飽く迄も親ではない。保母さんは先生と呼ばせるべきだと思う。中には子どもたちはお母さんと呼びたい本能を持っているから、そう呼ばせている人もあるが、結局それは虚偽を強いうる以外に出るものではない」と発言したことを捉えて、堀(1955b,c,d)が高島を批判した。「この呼称論の根底には、今日の育児科学と技術の段階では、家庭に優るものはない現状であり、そのためには養護施設は家庭的に運営されねばならず、職員は父兄母姉の如き存在でなければな

らぬという家庭的養護理論が厳として横たわっていて、これを明らかにしないと先生寮母の非が更に充分明瞭にならないのである」として、家庭的養護論を展開したのである。

続いて、堀(1955c)は、これまでの高島の著作や『社会事業』誌の高島の論文(1954)を取り上げて、かなり辛辣に批判している。また、学校と施設の峻別について、「学校は先生の指導下にある競争場裡である。所謂心理的には学校緊張の場である。家庭は母親の翼の下に営まれる緊張開放の場である。ライバルのない安息の場である。(中略)しかるに従来の養護施設ではこの学校と家庭との差を弁えず、学校では学校緊張、施設では施設緊張においたため、緊張過度になり、遂には学校緊張に対して麻痺する結果、一種の集団ずれとなったのではないか。かかる学校緊張から開放する意味からも、寮から先生という言葉も性格も追放したいと願うものである」と述べている。

これに対して高島(1955)は、自分は堀の考え方に反対しているのでもなく、論争をしたいのでもない、堀が研究を発表するためのきっかけとして自分の考え方を一方的に取り上げられただけであるとしている。しかし、高島の論文(1954)は堀の名前を出してはいないが、それまでの堀論文を批判した内容であろうと推測される。

高島(1954)がホスピタリズムについて、「子ども自身にあるのではなく施設そのものの在り方とその職員にある」と述べているのに対し、堀(1955d)は、「子ども自身にあるのではなく、施設そのものの環境及び施設職員と児童という特殊な人間関係によるものだ」と訂正したいとしている。「施設の目的は児童の健全な人格を形成することであり、保育者と児童が感情的に緊密に結びつくことにより、[取り入れ]の機制を充分活用させることが絶対条件であるその条件にかなった生育環境は家庭であり、外形的な家庭でなく健全な人間関係を含む総合体である。そこで、子どもは家庭もしくはそれに代わるところの代用家庭で育てられなければならない。その代用家庭がすなわち養護施設ということになる」と述べ、3回にわたった「寮母の呼称とその根底にあるもの」という論文を終えている。

次に、本間(1955)と水芦(1955)が、これらの堀論文を、批判している。堀がかなり過激な誤解を招く表現をしているのは確かであろうが、「児童の健全な人格形成が施設の目的であり、そのためには施設環境と、職員と子どもの関係性が重要である」という堀の考え方を受け止めようとせず、言葉尻を捉えてより過激に批判しているのではないだろうか。貴重な養護理論の議論の場が相手を攻撃するだけの場になってしまっているかのようである。なぜ、このようにまで議論が噛合わないのであろうか。ホスピタリズムの原因とその対策を述べたことが施設否定だと受け止められたからであろうか。あるいは、堀があまりにも過激な表

現で高島に反論したからであろうか。客観的に捉えると、堀は施設をよりよくしたいがために、現実を直視して改革するための方策を述べていると考えられるのだが、同時代の当事者には、施設児を貶め、施設を否定していると捉えられてしまうのだろうか。

この後しばらくホスピタリズム論争に関する論文は見られない。ホスピタリズム研究に関しては、前田・吉澤(1957)が、乳児院と刑務所内母子ホームで、生後1年間の乳児の発達について調査したスピッツ(Spitz R.A. 1887-1974)の研究を紹介している。乳児院で看護婦に育てられた乳児が生後1年で発達指数が72に低下したのに対し、刑務所内母子ホームで母親に育てられた乳児は105という正常の平均に達しており、生後1年間の乳児の発達には母と子の関係が大きな意味をもつ、としている。

(3) ホスピタリズム論争の収束

その後、石井(1959)が積極的養護技術論を論じたところで、ホスピタリズム論争は収束に近づいていく。石井は家庭の母子関係の問題を捉えて、集団生活の方がより望ましい養育ができる可能性があるのではないだろうかとしている。さらに、「施設がいたずらにホスピタリズムを恐れ、ただ家庭を模写するような生活へと養護方式を変化させることは、本質的な体系化された理念を放棄しようとするものである」とし、「いかに努力しようとも施設と家庭は同一視することができない異なった文化の型を有するものである」としている。また、愛情も、その人のパーソナリティを拡張変化させることを目的とした技術であるとして、積極的養護技術論を主張した。この積極的養護技術論は、積極的養護論として発展していく。

この後1959年から1960年にかけて、「養護技術研究誌上討論」が行われる(平井・石井・大谷・後藤・丹下・藤村, 1959a,b,c,d,1960)。谷川研究の結果を現時点でみると、よく理解でき、行政への指摘も的を射ていると考えられるのであるが、当時は現場への配慮が足りない、職員の労働環境を無視していると受け止められていたと考えられる。この討論の1回目で、石井が「研究の方向づけが現場にいる人たちに対して(中略)意気を阻喪させるような方向に向かって方向づけられている。そして資料が少ない割に言っていることが非常に大胆で、例えばすぐに里子の方がいいとか、家庭と同じようにしなければいけないというふうな結論を持ってくる。こうしたことは研究者の立場として戒めなければならない」と発言している。また、子どものニードは何であろうかということに対して、まだ研究不足であるとしている。

「養護技術研究誌上討論 (3) 施設は子どもを損なうか」(平井・大谷・石井・丹下・後藤, 1959c)では、施設児の問題が、堀(1950a,b,1953,1954,1955a)の指摘したことを肯定するような内容で述べられている。しかし、それが施設環境を改善しようという方向に向かわずに、

職員技術論に向かっている。また、次の回の「児童養護と職員の人権の問題」(平井・大谷・石井・藤村,1959d)では、自分の子どもと施設の子どもの同じにできるかどうかということが真剣に論じられている。この時代には、家庭的養護とは職員が私生活を犠牲にして子どもに奉仕することだというイメージで捉えられていたと考えられる。藤村が、「施設の養護と家庭の養護は違うと思います。お互いに共通なものがあって取り合っただけの必要だけれども、施設の養護自体を家庭の母親と子どもの関係と同一に考えるとちょっと施設の職員の負担が重すぎるのではないかと思います。」と発言している。

なお、大谷(1960)は、ホスピタリズム養護理論が現場に果たした役割、影響を、非常に否定的破壊的な議論であって、そこには宿命的な暗影すらつきまとったとしながらも、「児童福祉の目標は、児童の均整のとれた人格形成にあるのではなかろうか。従って福祉に欠けた児童のための施設の役割とは、基本的には児童の人格形成の場として寄与するものでなければならぬ」とした上で、「児童養護の最も大きな問題は人格形成のそれであるということに気づかせたのは、何と云ってもこのホスピタリズム論争の功績であったと思う」と述べている。

以上、『社会事業』誌上のみに掲載された論文・討論を取り上げて、ほぼ年代順に概観した。次に、同じ 1950 年代～1960 年代前半に小児医学・心理学・教育学・社会学等の各分野の研究誌に掲載されたホスピタリズム研究に関する論文を概観する。

2. 小児医学・心理学・教育学・社会学等の分野におけるホスピタリズム研究

牛島(1953)は、施設と家庭との違いについて、施設は非常に合理化され科学的に管理された保育がなされているのに対し、家庭では恐ろしく無駄な余計な手が加えられているのであるが、これが子どもの成長に必要な刺激となっているとしている。次に施設職員は施設のすべての子どもに対して強い愛情と責任を感じており、全部の子どもを一様に愛し、すべての子どもが幸福になることを望んでいるが、家庭の母親はわが子のみを愛し、わが子の幸福のみを祈って日夜愛育に心を砕いている。子どもの生活を安定させる重要な要件は自分だけを愛しかまってくれる偏愛的な母親の存在が必要なのであり、公平な愛情はどの子にも不満を与えているとしている。

これらの根拠として、愛育研究所で実施した戦時中の幼児の集団疎開について述べている。幼児約 50 名を 10 余名の保母たちが自分の余暇や睡眠時間や健康を犠牲にして子どもたちのために努力したにもかかわらず、1 か月ほどすると幼児たちの間にホスピタリズムの

傾向が表れ始めた。これを解決する方法として、すべての保母がすべての子どもの保育に公平に関わる分業制と交代制を廃止し、1人の保母に3～4人の子どもをつけて、その保母が担当した子どもに全責任を持つ体制にしたところ、幼児は再び元の生き生きした態度に変わってきたという。例えば、保母が休暇を取って外出し、戻る時のお土産を全員の子どもの分け与えていたやり方を、担当の子どもにだけ与えるやり方に変更した。他の子どもは指をくわえてみているだけであるが、その子どもたちも自分の担当保母のときには、お土産をもらえるというやり方にしたのである。このような不公平、偏愛的な保育を試みたところ子どもたちのホスピタリズムの特徴が消えていったというのである。

このとき、この方法を考えて実施した森脇(1955,1963)は、ホスピタリズムの現象の中でパーソナリティの偏りについて焦点をあて施設文化を論じている。施設の特徴として、①公平なる愛情による愛情不満、②多数の職員とかかわることによる価値観等の取り入れの困難さ、③子どもへの期待の欠如、④他律的生活形態による自発性のなさ、⑤少数意識による劣等感の発生があり、これらが原因となってパーソナリティに偏りが生じるとしている。これらを改めることは困難であり、これらの欠陥を補うものとして里親制度が考え出されたとしている。その上で、多くの戦災孤児を救ったということで施設はすでに歴史的使命を果たしたことを喜び、その使命の終わったことを自覚すべきである、とまで断言している。

谷川研究の一部(症候論的研究)は、『精神衛生研究』誌にも報告されている(高木四郎・玉井・池田・古賀・田頭・鈴木・今田,1954)。また、池田(1954)は、19世紀の終わりから海外で行われたホスピタリズムの諸研究について述べた上で、「ホスピタリズムの問題はまた遺伝的素質と環境の役割の問題、生物学的立場と心理学的立場との関係、児童の心理的適応過程の問題など根本的な問題をふくみ各方面からの検討を要するものである。精神学者、心理学者、小児科学者、ケース・ワーカー等がそれぞれの立場からこの問題を取り上げ、協力して総合的な研究をなすことが望ましいと思われる」としている。さらに、池田(1955,1956)は、東京都内の乳児院に1950年4月より収容された64名の乳幼児に対し、退院まで、テスト、観察、実験を行い、精神的・身体的発達、社会的成熟・言語発達等について調査した結果、いずれも発達遅滞が認められ、その原因として保育者との対人関係の影響によるものであることを明らかにしている。

次いで浅賀(1955a,b)は、堀らのホスピタリズム論争は、ロレッタ・ベンダーに影響を受けたとされるが、施設長としての経験からすでにこれらの問題意識を強く持っていたとしている。乳幼児期の母親との関係性の大切さを述べた上で、それが得られなかった要保護児

童が示す行動（嘘をつく、夜驚、夜尿等）について、その原因と対処法を詳しく述べ、個別対応の重要性を強調している。それらは施設においても、少人数での生活と職員の専門性で可能になるとしている。

一方内藤(1958)は、施設と家庭の機能的差異を、①成員における質的量的な差異、②対人関係の差異、③経済的・物的生活面の差異、④生活習慣・指導面の差異に分類して詳細に述べている。中でも、同一化の対象としての職員の数が多く、永続性を欠くため、同一化の過程がスムーズに行われず、児童に一貫した行動の基準を与えることが困難であるという指摘が、施設養育の最大の問題点であろう。また、それらの考察の結論として、施設はあくまでも家庭の代償としての機能をもつものであって、家庭にとって代わるべきものではないということも深く認識する必要があるとしている。

また、乳幼児期における母子関係の障害を展望した論文で高木隆郎(1959,1960)は、「ホスピタリズムとは《子どもがその発達早期に母親と分離されて乳児院などの施設に入れられた場合に出現する発達の遅滞、パーソナリティの偏倚などを含む適応障害の一定の傾向およびその結果》を意味する」と定義している。

さらに忠津(1960)は、施設における乳幼児の発達状況を調査し、一般家庭の事情と対照し、発達の一時点における横断面で捉えた限りの遅れやゆがみは否定できないとしている。その多くは関係性のゆがみである。また、子どもの自発性を無視してやっと生活が成立しているといった事実は施設の具体的な日常生活のどんな端端にも意外なほど根深く及んでいるのは驚くべきものがあると指摘している。

一方、平井・千羽(1963)は、ホスピタリズムの問題は、現代の医学、家庭、社会が当面している重要な課題を含んでいる。すなわち、①身体医学と精神医学の対決、②組織や機構と人間関係の対決、③施設と家庭の対決、である。また、最近の動向として、ホスピタリズムそのものを否定しようとする海外の文献を紹介している。

なお、宮本実(1966)は、7 養護施設の児童 163 名(12~16 歳)に対して、生活への適応を規定していると考えられる差異を明らかにすることを目的として虚言、盗み、粗暴等のあるものを不適応群とし、ないものを適応群として調査・テストを行っている。ホスピタリズム解明のための調査でありながら、施設適応と社会適応を混同させた調査であり、分析内容にも疑問がある。ただ、施設の職員（園長、男の先生、女の先生）を①かけがえのない人、②すきな人、③すきでもきらいでもない人、④きらいな人、⑤大きらいでない方がいい人の中から子どもに選択させた調査を行っている。それぞれの職員ともほぼ①約10%、②約20%、

③約 50%という結果が、施設職員と子どもとの関係性の希薄さを象徴しているように考えられる。

以上、1950年代～1960年代前半に『社会事業』誌以外の小児医学・心理学・教育学・社会学等の各分野の研究誌に掲載されたホスピタリズム研究に関する論文を概観した。一部を除いて概ね、施設養護は特定の職員と子どもとの継続する関係性の欠如が原因となって、人格形成に偏りが生じるとしている。

第3節 ホスピタリズム論争の評価

1. 社会的養護の制度論・児童養護施設の形態論からの評価

(1) 施設の子どもたちの捉え方の差異性

『社会事業』誌上の堀(1950a,b,1953,1954,1955a)、瓜巢(1954)、谷川研究等だけでなく、この当時、他の分野の研究者たちも施設職員と子どもとの関係性のあり方を問題にしていたにもかかわらず、この問題意識が後の養護理論に繋がらなかった原因を、石井(1967,1992)に求めることができると考えられる。石井(1959)はホスピタリズム論争において前述した積極的養護技術論を主張したが、後にこの当時を次のように振り返っている。長くなるが、石井(1967, 1992)から引用する。

「両氏(堀、瓜巢)が公立施設長として、気楽に事業批判のできる立場にいたということは貴重なことであった。しかし、養護事業の大半を占める民間養護施設当事者に至っては、もとより、そのように自己批判を行う余裕もなく、ただ防戦することしか念頭になかったように思われる。(中略)このような論戦は所詮具体性に乏しいものであるために、水かけ論になりやすい。その後十数年を経た今日においてふりかえてみると、養護施設当事者が、自分の体験を通してホスピタリズムの存在を認知しえなかったことと、経済成長の波のよって、施設経営の改善が行われ得るようになったこと。更に行政当局も施設経営に代わりうるものとして里親制度の推進を志しても、我が国の里親制度は、さほど前進していかなかったことなどがあげられよう」(石井, 1967)。

「ホスピタリズム論争は今から考えてみるとまことに他愛の無い出来事で我が国の研究者の層の底の浅いことが露呈されたようにも考えられるのである。(中略)この論争の過程から私の積極的養護技術論が誕生することになるのである。(中略)現実の養護施設の出身者にみられる誠実な生活の状況や、実際に自分が養護施設で出会った子どもたちの純粋な生き方などを視て単なる外国の一研究を無原則的に拡大適用させるという見識の無さにあ

きれ果てたからであり、これには、明らかに何らかの作爲的なオピニオンリードの疑いを感じさせられたのである。それは、家庭と施設とを比較して社会福祉施設を劣っているという観点から発言していることは施設政策の抑制という立場からのものと考えられたのである」(石井, 1992)。

このように、石井(1967,1992)は施設の子どもたちの人格形成の偏りを認識していない。この中から得られる教訓は、ホスピタリズム論争全体が、施設か里親かの制度論、あるいは集団的養護か家庭的養護(小舎制等)かの形態論となってしまったために、[正常な家庭]と[貧困な施設]の対比を前提として論理がくみだてられて(浅井, 1982)いると受け取られることになり、それぞれの立場によって施設の子どもの状況の捉え方、あるいは子どものニーズの捉え方が異なってしまったのではないであろうかということである。このように、制度論や形態論でホスピタリズム論争を評価している研究は多数ある。次に、ホスピタリズム論争後、集団的養護を評価、あるいは家庭的養護も含めて評価する論文と、家庭的養護を評価し集団的養護を批判する論文を検討する。

(2) 集団的養護の評価論

北川(1978)は、ホスピタリズム論争を「事実、現象の指摘という一時的な感をまぬがれず、論争・論議の流れの中での解明はなされないままである(吉沢, 1971)」とする評価が最も妥当であろうとしている。また、ホスピタリズム論争以降、施設のあり方についての問題は施設と家庭の物理的・文化的環境の差を着眼点として探求されてきているが、我々が認識しておかなければならないことは、施設は施設でしかないということであり、親ができなくても施設だからこその役割があることを明確にしていくことであるとしている。その上で、施設の生活をひたすら家庭的にすることをもって児童養護としての機能の代替性を全うしようとする考え方の誤りが明確にされてきたとしている(北川, 1981)。

次に、窪田(1986)は、1950年代前半のホスピタリズム研究とその後の論争について、その背後の家庭状況から切り離して、社会的養護の形態を巡る関係者の意見と不安を反映したものだったとしている。これに対して、アメリカの施設養護論は青少年問題の深刻化、母子家庭や離婚の増加という状況の中で里親プログラムと施設処遇は対立するものではなく、子どもの特性に応じてどちらも利用され得るものであるという考え方がなされていたとしている。つまり、家庭生活の破綻とその悪影響が前提にあり、その子どものニーズにふさわしい形態こそが選ばなければならないということである。その上で、わが国の養護裡論が4つのタイプに分けられるとしている。すなわち、家庭と施設を並べ、①前者を肯定、後者

を否定（堀、瓜巢に代表される）、②両者を肯定（大谷、高島に代表される）、③前者を否定、後者を肯定（石井の積極的養護技術論）、④両者を批判（積を中心とする集団主義養護論）の4タイプである（窪田, 1986）。

さらに鈴木(2005)は、わが国の養護理論の確立に向けての論考は、ホスピタリズム論争の過程のなかに萌芽がみられたとし、ホスピタリズム論争以後の代表的な児童養護に関する理論は、①家庭的養護理論、②積極的養護理論、③集団主義養護理論に集約することができるとしている。すなわち、家庭的養護理論は堀、潮谷、瓜巢、谷川らの研究によって方向性が示されたとしている。次に積極的養護理論はホスピタリズム論争の中で提起された石井の論文、積極的養護技術論に端を発しているとしている。さらに、集団主義養護理論は、集団養護の形態を消極的・否定的に捉える考え方に対し、集団の中にこそある人格形成の可能性を見だし、その意義を積極的に高く評価する養護理論であり、積(1971,1975)が提唱した。この理論も積極的養護理論と同様に、ホスピタリズム論における施設必要悪論や当時の厚生省の施設縮小策への抗議があったといわれている(野澤,1991)。また、野澤(1991)は、集団主義養護理論は、養護児童の抱えている悩みやニーズに基本的に対応できないとしている。

このように児童養護理論の系譜を明らかにした上で、鈴木(2005)は、「ホスピタリズム論争は子どもにとっての養護はいかにあるべきかという視点をわが国の児童養護施設界に与え、それが養護理論の確立を目指す方向性を導いたという点からは肯定的評価が可能である」としている。しかし、このように、まったく異なった養護理論で運営されている施設が混在し、施設の実践体系をみれば施設の数ほどあるとさえいわれている(北川,1978)現状でありながら、子どもは施設を選べないという状況をどう考えればよいのであろうか。

さらに伊藤(2007)は、施設養護理論の体系化に関する議論とホスピタリズム論争との関連性について文献研究を行っている。すなわち、ホスピタリズムを根拠とする施設必要悪論や施設斜陽化論に対抗反論する形で1960年代以降、養護理論確立への動きが日本において活発化したとしている。この後、施設のもつ特質を積極的に活かすことが重要であるとする「集団主義養護理論」と、子どもたちに家庭的な生活様式をできる限り提供する「家庭的養護理論」の二つの立場に理論的基盤を大きく分けていくと分析している。また、児童養護施設が果たすべき機能・役割は、児童やその家族をとりまく社会情勢の変化とともに多様化してきているとし、養育機能（日常生活援助、衣食住の保障）、治療機能、家族関係調整機能、自立支援機能、地域支援機能の5点が挙げられているが、養育機能における人格形成のた

めの関係性構築の重要性に関しては触れられていない。さらに、ホスピタリズム論争を契機に、施設養護実践をケアワークとしてだけ捉えるのではなくソーシャルワークとして捉えられるべきだという一つの方向性が示されたといえるとしている。

(3) 集団的養護の批判論

このように、集団的養護を評価する論が多く論じられてきた中で、集団的養護を批判する論は少ない。津崎(1993)は、「厚生科学研究の一環としてホスピタリズム研究が行われ、里親委託推進、施設小規模化（小舎制）、ファミリー・グループホーム等が結論として公表されたにもかかわらず、その推進・制度化に取り組んだ形跡は、（二、三の例外はあるが）ほとんど見られない」として、その当時（1990年代）も続いていた極端な施設養護偏重と低劣な施設養護基準を批判している。

さらに虹釜(2008)は、1950年代前半のホスピタリズム論争が養護施設の養育内容に対して大きな課題を投げかけたが、当時はその課題を受け入れるには経済的、人的配置が乏しく、ホスピタリズムを語ることは大規模施設にとっては自己否定につながることもあり、結果的に小規模施設への転換にはならなかったとしている。職員の勤務条件や施設経営を優先したためだとすれば児童養護施設にとっては失われた60年といえるであろうとしている。

続いて、子どもにとって施設は「暮らしの場」であるが、職員にとっては「職場」であるという職員の限界が述べられている。例えば、幼児期の就寝時に添い寝をしてくれた職員は、その後帰ってしまい、夜泣きをしたときになだめてくれるのは別な職員であり、朝、幼稚園に送ってくれた職員と午後迎えに来てくれる職員は別な人であるというような生活に慣れてしまった子どもが職員との信頼関係をつくっていくことは困難であると考えられる。

次いで虹釜(2008)は、1990年代後半から児童養護施設における施設内虐待の報道がなされていることを取り上げ、虐待を行なった職員、それを許した施設の管理責任は糾弾されるべきであろうが、そういった土壌にある社会的養護を容認してきた地方自治体や国の姿勢に目を向ける必要があるとしている。

2. 養育論の重要性と評価

(1) 養育論の重要性

以上のように児童養護施設の形態論、あるいは技術論が、ホスピタリズム論争への評価を伴って、児童養護理論として、それぞれの異なった立場から論じられてきている。しかし、児童の健全な人格を形成することであると堀(1953,1954)や大谷(1960)がいう児童養護施設

の目的は、形態論や技術論では達成されないのではないかと考えられる。ホスピタリズム論争の本質は、子どもの健全な人格形成は特定の大人との緊密で継続した情緒的結びつきによってなされ得るという考え方を基にした養育論ではないであろうか。これはボウルビィ(Bowlby J. 1907-1990)が、アタッチメント理論として提唱したことである。また、堀(1950a, b)は養護理論としているが、要養護児童を対象とした養護理論ではなく、いずれの子どもにも共通する養育論とするべきであろう。

児童養護施設は様々な事情で、家庭で暮らせない子どもの生活の場であり、子どもは生活の直中で成長していく。家庭で生活する子どもも、施設で生活する子どもも養育論が明確にされた上で、育てられるのが当然ではないかと考えられる。養育論の視点からみるならば、先に述べた牛島(1953)の公平な愛情はどの子にも不満を与えているという主張も理解できるであろう。しかし、家庭機能と施設機能の対比という問題設定をするのであれば、施設機能が家庭より劣る点にのみ焦点を合わせており、施設を歴史的運動的形態としてとらえる視点が欠落している(浅井,1982)という批判にならざるを得なくなる。

(2) 養育論からの評価

これに対して、野澤(1996)はホスピタリズム論争を養育論の視点から論じている。つまり、家庭の重要性を一般的に主張しているのではなく、子どもの人格形成にとって自分だけを受け止め、自分のことだけを考えてくれ、自分だけが所有し得る特定された一人の大人の存在が必要不可欠であるという母子関係論の視点から、ホスピタリズム論争を論じているのである。堀(1950b)が主張したように、児童数を少なくする、一度施設を決定したら容易に他に動かさない、寮替えも避ける、保母の異動をすべきでない等の取り組みによって、それは施設でも可能になると考えられる。

その上で、野澤(1996)は「堀文次が施設の家庭化にひたすら傾くのは、ある意味で彼が最もベンダーを理解していたからである。しかし堀は親と子の関係を保母と子どもの関係に安易に代替えさせようとする。それは子どもの人格発達に同一化できる対象が必要であるからである。だが保母が母親役割に近づき得るとしても母親に代わり得ることは不可能である。その矛盾には目をつぶってしまう。」としている。すなわち、個別・絶対的な親子関係の存在に対してあるべき施設の位置づけを見いだしていないのであるとした上で、個別性・代替え不能性を原理に持つ親子関係の障害を除去し、健全な関係に回復、補強、強化させることが子どもの自立的確保の根本であると述べている。次いで、そのためにケースワークが必要とされているとしている。それが可能であるならば、まさにその通りであろう。し

かし、どれほどケースワークの技術を駆使したとしても、親子関係を健全な関係に回復、補強、強化させることができないという子どもは存在するであろう。そのような子どもに対して、母親に代わり得ることは不可能であるという矛盾を引き受けるのが施設職員ではないであろうか。その上で、そのような子どもに対して、子どもとの間に築いた関係性を基盤として、親を乗り越えさせるようにすることが児童養護施設の役割ではないであろうかと考える。

第4節 総合的考察

以上、ホスピタリズム研究の経過を検討することにより、ホスピタリズム論争から現在までの児童養護理論（養育論）を考察してきた。児童養護理論が、施設か里親かの制度論、あるいは集团的養護か家庭的養護かの形態論になってしまったことにより、家庭で暮らせない子どもをどのように養育していかなければならないかという本質がみえなくなってしまったのではないだろうか。

社会的養護の目的は子どもの健全な人格を形成することであり、子どもの人格形成にとって特定の大人との緊密で継続的な関係が必要であるという養育論を基盤として制度や形態を考えていく必要があると考えられる。厚生労働省(2011a)の「社会的養護の課題と将来像」は「現在、児童養護施設の在園期間は10年以上が10.9%、5年以上が38.8%であるが、児童養護施設の本体施設での長期入所をなくす必要がある。児童養護施設に入所した子どもについて、本体施設からグループホームへ、そしてファミリーホームや里親へ、支援を継続しながら家庭的な養護を行える体制に、すべての施設を変革していく」としている。社会的養護の基本的方向として、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で行われる必要があるとしているにもかかわらず、より家庭に近づけなければならないという形態を重視した結果、子どもと大人の緊密な関係の継続は二の次になってしまっている。

これに対して伊達(2012)は、「もし入所してくるケースのすべてをそうしていくことになれば、子どもは場や人との関係に根を張ることができないまま、短期入所を繰り返すだけの回転ドア方式の養護になってしまう危険性もある」としている。理論的には、子どもと大人の緊密な関係性の継続が担保されるのであれば施設の大舎制であろうとも子どもの人格形成は健全になされ、複数の里親を移転するのであれば家庭的養護が保障されたとしても子どもの人格形成が健全になされないのではないだろうか。現実的には子どもと大人の緊密な関係性の継続は大舎制では物理的に困難である。しかし、いくら家庭養護そのものの里親

であろうとも、子どもと大人の緊密な関係性の継続を軽視するならば、厚生労働省がいう家庭的な養育環境は意味をなさないであろう。

当初に述べたように、現場での混乱を受けて、「小規模化」「家庭的養護」に関する理念および実践論の構築が求められる(小木曾・梅山, 2012)とされるのは、順序が逆ではないであろうかということである。理念および実践論の構築があつて、それを実現するために「小規模化」「家庭的養護」がなされるということではないであろうか。ホスピタリズム論争の始まりから約 60 年のときを経て、社会的養護の改革に目が向けられ、最低基準が改善されつつある現在、養育論をしっかりと明確にしたうえで、それに沿った制度改革や施設形態の改革を進めていくことが重要であると考ええる。

第2章 児童養護施設におけるアタッチメント理論の意義【研究2】

前章において、ホスピタリズム論争の始まりから60年のときを経て社会的養護の改革に目が向けられるようになったが、養育論が明確になっていないのではないかという疑問を呈した。そこで、本章ではアタッチメント理論を児童養護施設の中心的課題とするために、児童養護施設の養育に関連するアタッチメント理論の先行研究を概観し、社会的養護においてアタッチメントという概念がどのように扱われてきたかについてのこれまでの経過、アタッチメント形成の際に生ずるであろう課題とその克服の方向性について検討する。

第1節 児童養護施設の養育と国外におけるアタッチメント理論の先行研究

現在、多方面に発展してきている国外のアタッチメント研究の中から、児童養護施設の養育に応用できるであろうと考えられる論文を取り上げる。それらを6視点に分け、視点ごとに、何を明らかにするための先行研究かを述べ、各々の論文を提示する。続いて、それらの論文が児童養護施設の養育に示唆される内容を考察する。なお、6視点とは、1. 複数のアタッチメント対象とのアタッチメント形成、2. 施設養育と里親養育、3. 施設養育におけるレジリエンス支援、4. 各々の発達段階におけるアタッチメント、5. アタッチメントの連続性に関する縦断的研究、6. アタッチメントの定義及びアタッチメントを育む養育者の特質、である。

1. 複数のアタッチメント対象とのアタッチメント形成

児童養護施設に入所してくる子どもたちの多くは、親との適切なアタッチメント関係を形成できない状況で入所してくる。その子どもたちが、新たな養育者としての児童養護施設職員とのアタッチメント形成を、以前の状況に影響されずに行なうことができるのかどうか、それはどのような人的・物的環境のもとに可能になるのかを先行研究から見出していく。一般家庭における子どものアタッチメント対象は、家庭内では母親、父親、祖父母、兄弟などであり、家庭外では保育士、教師、友達などが考えられる。これらアタッチメント対象との型(安定型あるいは不安定型)が一致するのかもしれないのか等について検討した論文を次に提示する。親と家庭外保育の保育士とのアタッチメント型が一致していなければ、つまり親とのアタッチメント型が不安定でも保育士とのアタッチメント型が安定しているなら、児童養護施設においても職員と安定したアタッチメントを形成できる可能性があると考えられるからである。

(1) Howes, Rodning, Galluzzo, and Myers (1988) による「アタッチメントと保育：母親と保育者との関係」

乳幼児期の母親が常勤で働くことが増加している社会状況の中で、母との関係が不安定であった場合でも、乳幼児は保育者と安定したアタッチメント関係を形成していたことが示唆された。保育者とのアタッチメント経験が子どもにとって有利に働くのは保育の質に大きく依存している。具体的には、保育者対子どもの比率が低いところにおいて保育者はより敏感に子どもと接しており、子どもは安定的な関係を保育者と形成していた。

(2) Howes, Hamilton, and Philipsen (1998) による「子ども－保育者と子ども－仲間の関係についての安定性と継続性」

1歳と9歳の間の母、保育者・教師、友達との関係の質の安定性と継続性を調査した縦断的研究である。この8年間にわたる母－子どもの関係の質はかなりの安定性があった。保育者・教師と友達は研究期間にわたり人物に一貫性がなかったにもかかわらず、関係の質に継続性があった。これは、子どもが早期に形成された関係の一般化されたワーキングモデルの内在化によるものと考えられる。なお、母子間と子ども保育者間のアタッチメントの後の関係性の影響は互いに独立していた。

(3) Ahnert, Pinqart, and Lam (2006) による「親でない保育供給者との子どもの関係についての安定：メタ分析」

子ども－保育者とのアタッチメントの安定がどのくらい一般的なのか、両者の相互作用の経歴がアタッチメントの安定をどのように形成するのかを判断するために、1977年から2005年までの24の研究報告(40の調査)をメタ分析した。両者の関係は施設を基盤とした保育形態よりも家庭を基盤とした保育形態においてアタッチメントを形成する傾向がより有意であった。一方で、保育者が子どもの集団に焦点をあてた敏感さは施設を基盤とした保育形態においてより著しく、アタッチメントの安定は小集団あるいは子どもと大人の低い比率においてより形成できる傾向があった。また、一貫性のある保育履歴がアタッチメントの形成に有意に関連し、保育登録後の期間は安定型のアタッチメントと正の相関を示したが、登録時の月齢は全く影響しなかった。

(4) Vandell, Burchinal, Vandergrift, Belsky, and Steinberg (2010) による「早期保育の影響は15歳まで及ぶだろうか？ 早期保育と青年期の発達のNICHD研究からの結果」

早期保育（誕生から4歳半まで）のより高い質が15歳でのより高い水準の認知的・学業的成績に有意に関連し、早期保育のより長い時間が青年中期の問題行動に及ぼす影響が明

らかになった。これらは、これまでの研究で証明されてきた経済的に恵まれない子どもたちや低出生体重の理由でリスクのある子どもたちに対する高い質の保育の介入の影響だけでなく、中流階級や裕福な子どもに及ぼす長期にわたる影響も持ち得ることを立証した。

(5) Howes and Spieker (2016) による「複数の養育者の状況におけるアタッチメント関係」

子ども-親と、子ども-保育者のアタッチメント関係は、質において主として独立しており、異なった経歴をもつと考えられる。典型的な子どもたちにとって、アタッチメントを形成する過程は、親と代わりの養育者と類似している。しかし、子どもが以前に困難な関係を経験しているとき、安定したアタッチメントの構築が熟練した敏感な大人の行動に、より依存していると言える。また、これらの子どもが養子になったときアタッチメントを形成するが、無差別行動を持続することも示唆する。乳幼児のアタッチメントの安定は、保育の量ではなく、集団の規模と子ども-養育者の比率の少なさに関連する。

示唆される内容

母親が家庭外に働きに行くという社会的変化に伴い、家庭外保育にいる子どもについての研究が発展してきた。その中で、子ども-親と、子ども-保育者のアタッチメント関係は、質において主として独立しており、異なった経歴をもつと考えられた。保育における乳幼児のアタッチメントの安定は、保育の量ではなく、集団の規模の小ささと子ども-保育者の比率の低さ、一貫性のある保育履歴に関連する。アタッチメントを形成する過程は、典型的な子どもたちにとって、親と保育者とが類似しているが、以前に困難な関係を経験している子どもは、熟練した敏感な大人の行動によって安定したアタッチメントの構築がなされる。すなわち、以前に困難な関係を経験している子どもが児童養護施設に入所してくる子どもたちであり、熟練した敏感な大人に児童養護施設職員がなりうると考えられる。児童養護施設において、小集団で子どもと大人の低い比率の環境のもとに、施設職員が一貫性のある養育を長期間行なうことが、アタッチメントの形成に寄与すると考えられる

2. 施設養育と里親養育

欧米では、施設養育は認知的遅れ、精神障害、反社会的行動などへのリスクが高いとされ、できるだけ早期に里親養育や養子縁組に託されることが推奨されてきている。しかし、施設養育は、東欧・アジア・中南米・アフリカ・中東においては一般的である。ルーマニアのチャウシェスク独裁政権が1989年に崩壊した後、施設養育児への里親養育による早期介入研究（BEIP：Bucharest Early Intervention Project）が行なわれた。戦火にさらされたエリ

トリアの孤児の研究と共に、社会的養育への示唆に富む。

(1) Wolff and Fesseha (1999) による「エリトリアの孤児：5年の追跡研究」

戦禍にさらされて両親を失ったエリトリアの孤児に対して、特定の大人との親密で個人的なつながりを促進するように改善された孤児院において、情緒的状态と認知的発達の変化を5年にわたり追跡調査した。その結果、孤児院においても安定した(頻繁に変わらない)ケアワーカーによる生活の中での会話や関わりを通して励まされ勇気づけられ緊密な絆を形成できることは、子どもの行動的・認知的な発達と適応につながった。しかし、認知的発達のより高い水準への変化に対して、行動上の徴候と逸脱した社会的相互作用(表面的な過剰な好意)は、まだ不適當だった。

(2) Smyke, Dumitrecu, and Zeanah (2002) による「幼い子どもたちにおけるアタッチメントの混乱 I：養育被害者の連続」

施設で養育される乳幼児は特定の養育者との選択的アタッチメントを発達させる機会が制限されていることを、ルーマニアの孤児院において調査した研究である。次の3グループで子どもたちの無差別的な社会的傾向について調査した。

・A グループ 32 人：その集団に責任を持つ 14 人の養育者のうち無作為に割り当てられた 2~3 人が三交代で 30~32 人の子どもを世話している。

・B グループ 29 人：10~12 人に分けられた集団を特定の 4 人の養育者のうちの 1 人が世話をしている。

・C グループ 33 人：施設に収容された経験がなく、実の両親が養育している。

各々の養育者に対する面接調査の結果、C グループのすべて、B グループの大部分、A グループの半数よりわずかに多い子どもたちが、好きであると認められる特定の養育者がいた。アタッチメント対象があることは無差別的な行動の発生を減少させると考えられる。それにもかかわらず、A グループにおいて好きであると認められる特定の養育者がいた子どもたちは、それでもなお半数より多くが無差別的な行動を明らかに示した。施設に収容されている状況において、無差別的な行動は大人との触れ合いを必要とする子どもにとって適応性があるとみなされるであろう。B グループにおいては、好きな養育者を確立した子どもたちはその養育者に一貫して接触していたと考えられる。これに対して、A グループでは、自分の好きな養育者がいついるかを予測できず、その養育者がいるときは他の多くの子どもたちと好きな養育者を分ち合わなければならなかったと考えられる。

これらの結果から一貫した養育者が得られない子どもたちは、アタッチメントの混乱の

より多い発生を示唆した。

(3) Smyke, Wajda-Johnston, and Zeanah (2004) による「児童福祉制度における心的外傷の乳児及び幼児との取り組み」

特定の養育者と子どもとの間にアタッチメント形成ができたとしても、様々な事情で、関わる養育者の変更が繰り返されることで喪失体験を重ねる場合も多い。こうした状況が続くと、新しい養育者が子どもとの関係を築こうとする努力に、子どもが無関心であるように見え、養育者も関係が途中で切れることの痛みを恐れて深くかかわらなくなることが指摘されている。

(4) Roy, Rutter, and Pickles (2004) による「施設養育：社会的結びつきにおける過度の活動と選択性の欠如との関連」

施設と里親家庭でそれぞれ養育された小学生 19 名ずつが、心理テスト、IQ、行動のアンケート調査、家庭と学校へのインタビュー等の結果で比較された結果、施設の子どもたちだけに養育者と仲間への選択的關係の欠如があり、その欠如が不注意と過度の活動に関連した。施設では、多くの職員が入れ替わりケアを行う方法が安定したアタッチメントを阻害しているとされる。

(5) Smyke, Koga, Johnson, Fox, Marshall, Nelson, Zeanah, and the BEIP Core Group (2007) による「ルーマニアの施設養育と家庭養育の乳幼児の養育状況」

ルーマニアの施設で育てられた幼い子どもたち（5～31 か月）と家庭で育てられた子どもたちとを観察・評価した結果、施設で育てられた子どもたちは、家庭で育てられた子どもたちと比較して認知発達と身体の成長の遅れと適性の欠陥を示した。家庭の子どもたちは行動のできごとのすべてにおいて養育者が存在したが、施設の子どもたちにはしばしば養育者が存在していなかった。また、内面化や外在化する行動の問題が家庭で育てられた子どもたちには見られたが、施設の子どもたちには家庭の子どもたちのようによくあることではなかった。

(6) Dozier and Rutter (2016) による「里親や養子関係の養育において幼い子どもが直面するアタッチメント関係の発達に関する課題」

子どもは初めての養育者とアタッチメント関係を発達させるように生物学的に準備されて生まれ、親はその子どものために養育を提供する準備を生物学的にさせられている。アメリカ合衆国において、この典型的な状態からの逸脱を表す実親でない人によって育てられる子ども（里親養育・養子縁組）の課題について論議している。

里親養育（公的には約 40 万人）は一時的な解決策であることが意図されており、およそ 22%が養子になり 51%が実親と再統合するがその約 3 分の 1 が 3 年以内に里親養育に戻る。養子縁組は永続的な解決策として意図されているが、ほぼ 8%が親の要請によって毎年分離される。里子・養子に先立つ経験として子どもが影響を受ける問題に、施設養育・ネグレクト・虐待・養育者からの分離等がある。無差別の社交性と脱抑制されたアタッチメントが、生まれてから 2 年の間の 6 か月より長い期間、施設に収容された子どもの間に比較的頻繁にみられる。

なお、より多くの子どもを養育してきている里親はより少ない子どもを養育してきている里親よりも、養育において子どもに傾倒しない傾向がある。子どもに傾倒する養育者を持つことが子どもの安心の自覚のために重要であり、より多く子どもに傾倒している養育者は子どもにより多い喜びを示し、養育者がより傾倒していないときに養育が中断される傾向がある。

示唆される内容

多くの論文で施設養育の問題点が指摘されている。施設養育では交代勤務を行っているため、多くの養育者が入れ替わりケアを行ない、養育者は多数の子どもに対して責任があることから、子どもは養育者のうちのだれとも選択的なアタッチメントを発展させることができない。その結果、子どもは相互作用や快適さや支援を求めて見知らぬ人に無差別に接近するようになる。この脱抑制されたアタッチメントの特徴は、社会的に不適当な身体の触れ合い、社会的な遠慮の欠如、従来の境界からの言語上や社会的侵害、自発的説明の高い割合等である。

脱抑制型のアタッチメントや無差別の社交性が、どのような環境の施設で特に頻繁に起こるのか、どのように環境を変えれば改善されるのかが、追跡調査や施設間の比較で明らかにされている。生活を共にする特定された職員がいるかどうか、その職員は子どもについての決定権を持っているか、子どもが個人的な所有物とスペースを持つことができているかなどである。これらの研究から、特定の養育者との継続した関係が、後の人生の社会的関係のためにいかに大切かが証明されている。また、認知的機能の回復は素早いですが、情緒的徴候は持続して回復が困難であるという結果も注目すべきであり、学業成績の向上に重点を置きがちになる児童養護施設職員への警鐘となるであろう。

これら個人を大切にできる環境は、里親養育では保障されており、現在の研究のほとんどは、里親養育の子どもは無差別の社交性の高い割合を示さないことを示唆する。しかし、里親家

庭に永続的にいられるわけではなく、他の里親家庭に異動させられることによりアタッチメントの中断を余儀なくされていることも現実である。最近まで、里親は彼ら自身と子どもをアタッチメントの中断の苦痛から保護するため、親密すぎないように戒められていたということが述べられている。これはアタッチメント形成を重要視する立場からは本末転倒の考え方である。

3. 施設養育におけるレジリエンス支援

レジリエンスは、環境上の不幸な出来事への人々の反応に大きな不均質があり、類似した水準の不幸を経験してきている人々の中で、他の人たちよりもより良い結果を持つ人たちがいるという根拠に基づく概念である (Rutter, 2012)。

これまでの研究では、虐待やネグレクトなどの不適切な養育下において歪曲したアタッチメントしか経験できてこなかった個人がレジリエンス発達の上で様々なリスクを被る危険性があるということを示している。しかし、実際には、幼少期にそのような環境にあっても、その後、高度な適応性や生活上の幸福を具現化する者は、少数ではあるが一定割合、存在している。元の養育者（親）以外のどのような人によってケアされるかということが決定的に重要であると考えられる。児童養護施設の子どもたちが、退所後も含めてどのようにしてレジリエンスを高めていけるのかは重要な論点である。

(1) Egeland, Jacobvitz, and Sroufe (1988) による「虐待の連鎖を断ち切ること」

成人期において、関係の経験における非継続性と対人関係の増加した安定性に関して、とりわけ自己認識の改善は、1対1のセラピーあるいは結婚を通して築かれた関係のような安定した後の関係の構築のおかげで役割を果たし得る。子ども時代に親からの虐待を受けたことのある母親が自分の子どもを虐待する場合（虐待の世代間の連鎖）と虐待をしない場合（虐待の連鎖の断絶）とを判別する要因は、子ども時代の早期に、虐待する関係の他に情緒的・支援的關係の利用可能性であり、それが基盤となりパートナーとの間に情緒的・支持的で満足のいく関係性を形成していたことである。

(2) Rutter (2012) による「動的な概念としてのレジリエンス」

ストレスや困難にさらされることは必ずしもレジリエンスを低下させるだけではなく、場合によってはレジリエンスを高めることもある。早期からの「小さなストレスや困難の克服の数々」や「自分を活かせることでの成功体験」は有力な保護的要因になり、次の段階でのより大きな困難やリスクの増大に対して、その大変さに応じて「忍耐力や対処能力」も、

その都度、強い力となっていく。

(3) Ungar, Ghazinour, and Richter (2013) による「年次の研究概観：人間の発達の社会的生態学内のレジリエンスとは？」

重大な逆境にさらされていても子どもが健全に発達していくのは、複数の組織と子どもたちとの相互作用と組織の質であることを示す研究を概観している。とりわけリスク要因にさらされる人々には有益であるが、さらされない人々には全く利益にならない相互作用について述べられている。例えば、子どもの発達に極端に危害を加えそうな子どもの労働（例えば売春、兵士）以外であれば、公教育が制限されたとしても子どもが労働から得る利益が認められ、将来の経済的安定となるだろう。公的教育よりもむしろ、労働は自己効力感に対する基盤となり、人的な資源へのアクセスを確保する助けとなる。その仕事が子どもの家族や共同体によって社会的に受け入れられ、子どもが財政上の利益や職業上の訓練を経験することが、それらの子どものレジリエンスの根源であると考えられる。子どもが不利な環境に置かれれば置かれるほど、子どものレジリエンスは、より一層、「家庭外」の保護的要因に依存することが指摘されている。

(4) Zaccagnino, Cussino, Saunders, Jacobvitz, and Veglia (2014) による「代替養育対象と成人のアタッチメント表象に関する彼らの役割」

子ども時代に親からの情愛深いかかわりが乏しくアタッチメント形成に問題を有していたにもかかわらず、成人期には安定したアタッチメントの表象をもつに至った人たちは、12歳以前の幼児・児童期に親以外の重要な代替養育者・支援者の存在があり、情緒的サポートを受けていた。このイタリア人の研究では、最も多い代替支援者は祖父母であったが、アメリカ人の研究では教師、家族の友達、子どもの生活に含まれる他の大人たちであり、イタリア人の生活の中には拡大家族が重要な位置を占めていると共に排他的な傾向があることを示した。

示唆される内容

子ども時代に親からの虐待を受けたことのある母親が自分の子どもを虐待する事例（虐待の世代間の連鎖）と虐待をしない事例（虐待の連鎖の断絶）とを判別する要因は、子ども時代の早期に、虐待する関係の他に情緒的・支援的關係の利用可能性であり、それが基盤となり、成人期にパートナーから情緒的支援を受け、パートナーとの間に満足いく関係性を形成していたことであった。また、子ども時代に親からの情愛深いかかわりが乏しくアタッチメント形成に問題を有していたにもかかわらず、成人期には安定したアタッチメントの

表象をもつに至った人たちは、12歳以前の幼児・児童期に親以外の重要な代替養育者・支援者の存在があり、情緒的サポートを受けていた。これらの研究結果は、児童養護施設における子どもと職員との情緒的支援関係と、その後のアフターケアがいかに大切かを示唆している。また、日本の若者へのケアについての研究で、「成功した養育は子どもが安全、気楽さ、受容されたと感じ、自分自身を率直に表現できる場所である居場所を支援する養育者の能力を反映した」という結果が、児童養護施設がこのような居場所になることの重要性を示している。

4. 各々の発達段階におけるアタッチメント

アタッチメント研究は主に乳幼児期において確立されているが、Bowlby(1979)は、「人間はどの年齢においても、何か困難が生じた際に援助してくれると信頼のおける人が自らの背後に1人以上いると確信があるときに、最も幸福であり、かつ能力を最大限に発揮できるという証拠が蓄積されつつある」としている。児童養護施設は、概ね2歳～18歳までの子どもと彼らの退所後を支援する役割を担っている。乳幼児期のみならず、児童期、青年期、成人期におけるそれぞれのアタッチメントの特質を明らかにしていくことは重要である。

(1) Levitt, Guacci-Franco, and Levitt (1993) による「児童期と思春期前期における社会的支援のコンボイ：構造と機能」

社会的ネットワークは成人において広く研究されているが、子どもたちの社会的ネットワークに関しての統一見解はほとんどない。人生全体にわたる社会的ネットワークの研究のための枠組みは、社会的コンボイモデルが提供する。コンボイモデルはアタッチメントに関する研究に基礎を置き、生涯を通してその人と共に移動し構造が変わるが、支援の変換の連続性を提供する関係のネットワークとみなされる。コンボイは個人を囲んでいる一組の同心円として表現され、その関係はその人へのその個人の情緒的アタッチメントと役割によって決定されると考えられている。親密な家族などのような情緒的関係と役割上の地位の両方で強く関連付けられている人たちは、中心部に近い円を占め、広範囲にわたる親戚や友達のようなそれほど親密でない人たちは、中心から離れている部分を占めるであろう。前者は相対的に高い水準の支援を提供し、後者は長期的には安定せず、より低い水準の支援となるであろう。コンボイにおける変化は標準的な人生の移り変わりにわたって、非標準の出来事に対する反応において、あるいは個人の成熟の結果として生じると仮定される。

本研究は、ほとんど知られていない児童期の社会的ネットワークを明らかにするために、

児童期のコンボイモデルを調査した。その結果、子どもたちはすべての年齢で親密な家族からのより多い支援を報告したが、7歳よりも10歳で広範囲の家族からのより多い支援を受け、14歳で友達からのより多い支援を受けていた。仲間との協力的な相互関係を築くために、認知的、情緒的にまだ準備できていない児童期中期において、広範囲の親族を利用できることは自立に向けて成長している子どもに橋渡しの役割を受け持つ。支援的な関係は、自尊心と社会的・感情的機能の両方に影響を及ぼし、より多い支援を得ている子どもはより肯定的な自己評価を持つと考えられる。次に、思春期に主要な支援提供者としての友達の出現は、仲間のような関係から親密で協力的な関係に友達関係が変化することを意味し、家族からの独立に向けての前進の段階とみることができる。この時期の協力的な友情はまた、思春期から成人前期にかけて変化し、結婚して子どもを産むに至るにつれて、新しい家族構造の成立する過程の橋渡しを提供するであろう。

(2) Kerns (2008) による「児童期中期におけるアタッチメント」

乳幼児期におけるアタッチメントについての確立した論文と、思春期と成人期における急速に発展したアタッチメントについての論文はあるが、児童期中期はアタッチメントの研究者によって取り上げられてこなかった。しかしその事態はこの2~3年で変化した。児童期中期におけるアタッチメント研究における急速な発展があり、新興の文献を調査したり評価することは意義があるとして、これまでの研究の概略と、さらなる研究の必要性を述べている。

児童期において、子どもたちの社会的世界は広がり、実質的な時間を親たちから離れて過ごし、親たちは子どもへの統制と影響をより小さくするだろう。仲間がより顕著に関わり、遊び友達として仲間を明らかに優先させていく。子どもたちは自己を信頼するようになり、家庭と学校の両方で彼らの行動に対するより大きな責任を引き受ける。また、認知発達における重要な変化がある。メタ認知、記憶、知的適応性の進歩、自己認識、心理的特徴の考察、他者理解を高める能力、感情を統制する能力の増大である。アタッチメントシステムは乳幼児期におけるアタッチメント対象への近接から児童期におけるアタッチメント対象の利用可能性へと変化する。児童期の子どもは、アタッチメント対象からのより長い分離と、増大した距離を受け入れられるようになる。これらの変化は子どもの自己信頼と子どもの主体性についての期待から生じる。これらの期待は親から離れてより長い時間を過ごすために必要なもの（学校、クラブやスポーツなど）によって影響されるであろう。

児童期の終わりまでに、子どもたちは仲間とかなりの時間を過ごし、ときどき支援を仲間

に求めるであろう。しかし、親はまだ子どもの主要なアタッチメント対象である。子どもたちが異なった状況において異なったアタッチメント対象を利用するというアタッチメントの多様化が、児童期にあるだろうとしている。

(3) Allen (2008) による「青年期におけるアタッチメント体系」

青年期は、アタッチメント体系に関してとりわけ過渡期である。青年前期は主要なアタッチメント対象（主として両親）に依存しないようになり、青年後期は親から独立し、自分自身の子どものアタッチメント対象になりさえする可能性をもつ。しかし、青年期はアタッチメントとの関わり合いについてのこれら 2 つの間の単に中間地点ではない。むしろ青年期は、アタッチメント関係を取り巻く情緒的、認知的、行動的体系における重大な変化の時期である。青年が、養育の受け手であることから自立心のある成人になり、恋愛の相手、さらに子孫の養育者になるからだ。

アタッチメントの青年期における発達の変化を次の 9 点から論じる。①アタッチメントについて考える能力 ②関係の評価についての役割を継続していくこと ③アタッチメント対象からの自立を達成すること ④子ども－養育者の関係を越えたアタッチメントの継続 ⑤アタッチメント関係から関係におけるアタッチメント過程の本質を理解すること ⑥親と親密な仲間との二重のコミュニケーション ⑦アタッチメントと自律への緊張を解決すること ⑧アタッチメントの個人差が明らかになる背景としての仲間関係 ⑨養育体系の出現、である。

(4) Stein (2006) による「養育から離れて加齢する若い人々：理論の不足」

養育から離れて加齢する若い人々に関する国際的な研究は、彼らに対する社会的排除の高いリスクを示している。彼らは他の若者よりも、不十分な質の教育しか受けられず、高い水準で失業し、攻撃的行動をとり、精神的な健康問題が起こる可能性がより高い。それらに関する量的・質的な調査研究は多数あるが、理論的観点によって導かれた研究はほとんどない。本論文は、アタッチメント理論、フォーカル理論、レジリエンスの観点で検討する。

1980 年から 2004 年の間に行われた、養育から離れて加齢する若者の調査研究からの一貫した発見は、彼ら自身の家庭からの分離に続く、居場所の中断と移動の多さであった。30～40%の若者は 4 回以上の移動があり、6～10%が 10 回以上の移動があった。これらの経験は、養育者・友人・近隣・学校の変化だけでなく、失敗・罪・非難の自覚を伴って里親養育や児童養護施設に送られることをしばしば意味する。一方で、里親養育を経験した青年と里親の間の相互作用についての研究において、少なくとも 1 人の大人に対する強いアタッチ

メントが良好な結果に繋がることを見出されている。

青年期のフォーカルモデルは、若者がどのように人生の変化を乗り切るかに関することである。施設等から離れた人たちはその過半数がたった16、17歳で自立する生活になるが、同年齢の他の人々は20歳まで家庭にいるままである。また、施設等から離れた若者は、リービングケアの時期に、彼らの人生における主要な状況の変化を、乗り切らなければならない。里親養育や児童養護施設を離れ、さらに進んだ教育を受けようとするか職業訓練を受けようとするか、あるいは就職するか失業を乗り切ろうとすることなど、つまり、彼らの成人期への道程は早められ、かつ圧縮される。彼らは長期間にわたって問題に対処するための精神的な機会や空間を否定され、同年齢の者たちよりもはるかに若く、はるかに少ない期間で、完全な市民権をもつ成人になる道程を引き受けることを期待される。その上、現代において、成人への過渡期は、家族が財政面・情緒面での援助を提供する役割を増しているにもかかわらず、施設等から離れた人たちにとって家族は失われたか、問題を抱えるものである。フォーカルモデルは、施設等からの若い人々の過渡期の本質とタイミングについてのより多い認識の必要性を示す。それは、施設等からの若い人々に、彼らが20歳代始めに必要とするだろう情緒的で現実的な支援を与え、彼らに長期にわたる変化を乗り切るための心理的空間を提供することである。

レジリエンスは若い人々の恵まれない背景、彼らが耐えているであろう問題や苦労、経験するであろう困難にもかかわらず、人生において、彼らが達成感を見出せることを可能にさせる特質と定義され得る。そして、それは長期にわたり発達していく可能性がある。非常に不利な家族的背景からの若い人々のレジリエンスは、家族のなかで少なくとも1人との無条件で協力的な安定したアタッチメント、学校での肯定的な経験、計画し統制できる意識、ハイリスクな場所からの逃走などのような転換点の偶然が与えられること、子ども時代より高いIQ得点と気質上のリスクのより低い評価、肯定的な仲間の影響があることである。1980年代以降になされた調査研究は、養育を離れた若い人々が、次の3グループのうちの1つに分類されることを示唆する。「移行型」—非常に立ち直りが早く、アフターケアをよく管理できている、提供されている支援の適した利用ができ、以前の養育者からの接触と支援を維持している。「生存者型」—施設生活時に不安定な状態・移動・中断を経験してきているが、後に受けた個人的で専門的なリービングケア、支援ネットワーク等との提携によりレジリエンスを促進することができている。「犠牲者型」—以前の養育において悲惨な家族経験があり、施設等養育が彼らに報いることができず、養育を離れた後に失業やホームレス

を経験し、アフターケア支援は彼らを助けることができなかった。彼らは、また、個人的な支援を欠いているか、あるいは遠ざけていた。しかし、誰かが彼らのためにそこにいることは、これらの若い人々には重要である。

示唆される内容

児童期の支援的な関係は、自尊心と社会的・感情的機能の両方に影響を及ぼし、より多い支援を得ている子どもはより肯定的な自己評価を持つと考えられること、アタッチメント対象である親（施設職員あるいは里親）からの距離的・時間的分離を受け入れる中で子どもの自己信頼と主体性が生じていくこと、思春期の親密な友達との関係を築いていく過程では親とのアタッチメント関係が重要であること等が明らかにされている。児童養護施設において小学生に対して留意すべき点である。

青年期は、親との関係から仲間との関係に依存性を移行し始める時期である。青年期の親密な友達は、児童期の遊び友達と異なり、アタッチメント対象として潜在的に役割を果たす長期の関係が形成されうる。児童養護施設において、中学生・高校生がこれらの重要な発達課題に対処する機会を日常生活の中で経験できているかどうかを精査する必要がある。つまり、友達と付き合う機会が、門限や低額の小遣い、職員の過干渉で制限を受けていないかどうかということである。

一方で、青年の急速に発達する能力は、アタッチメント対象である親に対して依存する彼らの要求を減少させ、探求への強い要求は健全な成長を促進するにもかかわらず、ほとんどの青年が、依然として極端な重圧の状況の下においては、親に依存することが明らかになっている。親が、子どもの若い成人期においてでさえ依然としてアタッチメント対象として用いられるのと同様に、児童養護施設職員も施設退所者の成人期にアタッチメント対象としてあり続けたいものである。

5. アタッチメントの連続性に関する縦断的研究

アタッチメントは生涯にわたり機能し続けるとされているが、それに連続性があるのかどうかについて、乳児期から成人期に至るまで20年程にわたって同じ集団を追跡した縦断研究がある。乳児期に不安定型だった個人が20年後に安定型になる可能性がどのくらいあり、それは家族の状況によって異なるのかどうかを明らかにしている。児童養護施設に幼児期に入所した子どもの成人期に至るまでのアタッチメント型の変化とその要因に注目する際の参考になると考えられる。

(1) Waters, Merrick, Treboux, Crowell, and Albershshsheim (2000) による「乳幼児期と成人初期におけるアタッチメントの安定：20年の縦断的研究」

中流階級の人々に対して、乳幼児期にストレンジ・シチュエーションで観察された参加者を、20～21歳のときに成人アタッチメントインタビューで評価した。その結果、参加者の64%にアタッチメントの分類(安定型・回避型・抵抗型)の一致が認められ、安定型・不安定型の二分法では、72%の一致が認められた。また、否定的な人生の出来事(片親の喪失・親の離婚・親の精神的な障害・家族による虐待など)についても同時に調査し、アタッチメントに係するストレスの多い人生の出来事が安定型から不安定型への変化と関連付けられたが、いつもあてはまるとは限らなかった。

(2) Hamilton (2000) による「乳幼児期から青年期までのアタッチメントに関する連続性と不連続性」

アタッチメントの連続性について、伝統的家族(二親家庭)と非伝統的家族(母子家庭・血縁がないが家庭的に生活する集団・信条の共同体集団・未婚で共同生活をするカップル)との違いがなく連続性が認められた。また、否定的な人生の出来事は、不安定型の乳幼児のアタッチメントによって特定される早期の道筋を支えているように見えた。安定型の青年によって経験された否定的な人生の出来事は不安定型の青年によって経験された出来事と質的に異なり、ことによるとストレスにならなかったことを示唆した。

(3) Weinfield, Sroufe, and Egeland (2000) による「ハイリスクの標本における乳幼児期から成人期初期までのアタッチメント：連続性、不連続性とそれらの相関」

ストレンジ・シチュエーションから成人アタッチメントインタビューまでのアタッチメントの連続性は、ハイリスクの貧困家庭で育った人たちには見られなかった。アタッチメント分類において、ほとんどの中流階級のサンプルでは安定 - 自立型の分類が優勢であるのに対して、このサンプルでは不安定 - 拒絶型の分類が特に優勢だった。連続性、不連続性に関連している変数は虐待、家族の機能、母の抑うつであり、関連していない変数は母のストレスだった。

(4) Waters, Weinfield, and Hamilton (2000) による「乳幼児期から青年期や成人期初期までのアタッチメントの安定に関する不変性：全体的考察」

3研究(1)(2)(3)のうち(1)(2)は長期にわたり有意な連続性を示し、(3)は有意な連続性を示さなかった。しかし、3研究の連続性と変化を示す際に、アタッチメントに係する人生の経験の役割において、一貫性があることが明らかになった。

示唆される内容

中流階級の人々のサンプルと、伝統的な二親家族及び非伝統的家族のサンプルでは、長期にわたりアタッチメントの有意な連続性を見出した。一方で、ハイリスクの貧困家庭で生まれ育ち、虐待、家庭不和、親の抑うつなどネガティブな事態にさらされる確率が高かったサンプルでは、乳児期と成人期の間には連続性を見出さなかった。他の2つのサンプルよりも、安定性のない環境と安定性のない関係にあるハイリスクのサンプルには、より連続性がなかったということである。つまり、乳幼児期のアタッチメントは安定型が支配的な分類だった場合でも、成人期のアタッチメントでは不安定－拒絶型が支配的な分類になっていた。しかし、乳幼児期に安定型だった人々は、彼らが大人になるにつれて、否定的な経験の意味を探求できるならば、「獲得された安定型」に移行するかもしれないとされている。

また、否定的な人生の出来事が、安定型から不安定型のアタッチメントへの変化へとしばしば関連付けられたが、これはいつも当てはまるとは限らず、安定型の青年によって経験された否定的な人生の出来事はストレスにならなかったことを示唆している。

ハイリスクの家庭環境や否定的な人生の出来事は、児童養護施設の子どもたちが、時に経験することである。「獲得された安定型」に移行できるようにしていくことや、否定的な人生の出来事が不安定型のアタッチメントに変化しないように支援していくことが児童養護施設の役割であると考えられる。

6. アタッチメントの定義及びアタッチメントを育む養育者の特質

アタッチメント理論において、親の感受性（sensitivity：敏感さ）がアタッチメントの安定の重要な決定要素であるとみなされている。さらに、親の敏感さの重要な要素は何か、また、敏感さ以外のどんな要因が影響しているのか等の研究が、児童養護施設職員が安定したアタッチメントの構築に熟練した敏感な大人になるために役立つであろうと考える。

(1) Goldberg, Grusec, and Jenkins (1999) による「保護してもらえる信頼感：アタッチメントの狭い定義の論拠」

恐れや不安が発動されている状態において、自分が誰かから一貫して“保護してもらえる”ということに対する信頼感”こそがアタッチメントの本質的要件であり、それが人間の健全な心身発達を支える核になるのだとしている。

(2) Biringen (2000) による「情緒的利用可能性：概念化並びに研究上の発見」

子どもをとりまく環境の中に養育者の感受性以外のどんな要因がアタッチメントの世代

間伝達を媒介しているのか、子どもの行動に対する非侵害性を加味した子どもにとっての養育者の『情緒的利用可能性』である。その中で、母の感受性、組織化、非侵入性、敵意のなさ、子どもの反応、子どものかかわり合いの6点が重要とされる。特に、親と子どもの相互作用を重視し、親と子どもの結びつきと子どもの自律との間のバランスに言及している。

(3) Koren-Karie, Oppenheim, Dolev, Sher, and Etzion-Carasso (2002) による「乳幼児の内的経験に関する母親の洞察力：母親の敏感さと乳幼児のアタッチメントとの関係」

母親の敏感さの重要な要素は、母親の子どもの心についての言及、あるいは適切な解釈であるという見解の下に、ビデオ映像で提示した自分の子どもとの関わりについて半構造化面接を行い、母親の洞察力を評価し(①明確に洞察力がある②一方的な見方をする③関心のない見方をする④見方が混合している)、①が安定したアタッチメントにつながる事が示された。洞察力は、単に子どもの行動の読み取りではなく、アタッチメントに関わる情報をいかに歪曲なく読み取り、総合的な子ども像を提供できるかを表すもので、アタッチメントの内的作業モデルを反映していると考えられる。

(4) Fearon, Van Ijzendoorn, Fonagy, Bakermans-Kranenburg, Schuengel, and Bokhorst (2006) による「アタッチメントの安定における共有された環境要因並びに共有されない環境要因を求めて：敏感さとアタッチメントの安定の間の関連に関する行動遺伝学の研究」

アタッチメント理論において、親の敏感さがアタッチメントの安定の最も重要な決定事項であるとみなされるが、親の敏感さが双生児やきょうだいにわたって共有され、アタッチメントの安定に共有されるかどうかは明らかでない。136組の双子の研究により、子どもに影響を与える親の敏感さの差異に対する環境と遺伝の貢献の程度を調査した。全般的なアタッチメントの分類(安定型対不安定型)の個人差に関しては、遺伝的規定性が低く環境的要因などによって説明される。

示唆される内容

特定のアタッチメント対象との信頼関係が、子どもの自律性の獲得に至る重要な基盤になることを認識した上で、アタッチメントの安定に重要な要素は、敏感さと、情緒的利用可能性であり、そのために洞察力が基礎となる事が明らかにされている。さらにアタッチメントは、養育者と子どもとの相互作用の中で発展していくものである。また、アタッチメントの安定における個人差は、遺伝的要因が及ぼす有意な根拠は見出されず、環境的要因によって説明されることを示している。これらは、児童養護施設職員が児童養護施設の子もた

ちを支援していく際に、励みになり、大いに学ぶべき内容を含んでいると考えられる。

第2節 わが国の社会的養護における1980年代までのアタッチメント

1. 乳児院におけるアタッチメントの重視

アタッチメント理論を考案した Bowlby は、「乳幼児の精神衛生」(Bowlby, 1951 黒田実郎訳, 1967) の1ページに、「乳幼児と母親（あるいは生涯母親の役割を果す人物）との人間関係が、親密で継続的で、しかも両者が満足と幸福感に満たされているような状態が精神衛生の根本であることだけを指摘しておこう。このような人間関係があれば、精神的不健康を特徴づける不安感や罪悪感は解消して、順調な発達が約束されるであろう」と述べている。わが国の乳児院において、ホスピタリズムの克服に取り組んできた金子保(1986)は、この主張が乳児院収容児の養育を進めるうえで力強い励ましとはなつたと述べている。

昭和20年代の乳児院の状況を、金子保(1986)は、死亡数が多く、発育不良で精神発達は著しく遅滞していたと推測することができるとしている。次いで、昭和30年代を境にホスピタリズムの症状は大きく変化したと考えられるとし、次のような報告をしている。都立八王子乳児院では、昭和34年から38年の5年間、担当保育者制を採用するなど保育水準の向上をはかったところ、昭和34年度にはDQ値平均82.7であったが、年々上昇して昭和38年には96.5に達した。しかし、発達プロフィールはアンバランスで、社会性と言語発達の遅滞が目立つが、大人を求めるアタッチメント行動に関係した項目が増加した。この結果は、担当保育者制により、子どもと担当保育者との間にアタッチメントが形成されたためと考えることができる、としている。

この担当保育者制は、当初は特定の乳児院で行われていたが、昭和40年代から次第に全国に広がって、現在では乳児院養育の原則となっている(庄司, 2008)。庄司(2009)は、「ホスピタリズム克服の主要な要因は、職員の増加(職員配置基準の改善)と¹⁾、担当養育制(担当保育制ということもある)の導入であろう。担当養育制は子どもと職員との間の緊密な関係を形成することを目的としたもので、アタッチメントを重要視したことを反映している」としている。

ホスピタリズム症状の年度別推移によれば、典型的な症状である Head Banging (頭を床や壁に打ち付ける動作) が、昭和25年に21.8%から13.8%(同37年)を経て1.8%(同48~51年)に、Body Rocking (身体をゆする運動) が、32.7%から27.7%を経て1.8%に減少している(金子保, 1986)。これらは常同行動とされ、明確な目的や役割がなく同じ動作を

何度も繰り返すが、感覚入力が増えたり異常だったりするときに発生する。刺激が乏しく人にとって非定型的な環境で育てられると起こる幼児の行動であり、自己刺激、自己を慰めるための対処機制、フラストレーションや不安の表出などと解釈されている (Nelson, Fox, & Zeanah, 2014 上鹿渡和宏他訳, 2018)。

また、金子龍太郎 (1993) は、1987 年に対象乳児院の移転に伴い、養育体制の改善 (①乳児クラスの職員数を増やし職員対子どもが対一になるようにした ②乳児から 4 歳まで、一貫した養育を行った ③入所から退所まで養育担当者を変えない体制にした) が行われたことを機に、移転前と移転後で入所児の発達はどう変化したかを調査した。1981 年以降に出生して対象施設に入所した乳児のうち出生体重が 1500 g 以上で明らかな障害がない 116 名が対象となった。人見知り・発語・2 語文の発現月齢を算出し、2 歳半前後に行われた遠城寺式乳幼児分析的発達検査結果と合せて、1987 年の移転前に入所した児と、移転後に入所した児との間で比較を行った。さらに、移転後入所した児については、担当者との人間関係からみた情緒発達を調べた。その結果、移転前と比較して移転後の諸発達は明らかに向上しており、移転前は発達指数が 100 を超えている幼児は約半数だったが移転後はほとんどの幼児が 100 を超えていた。また、子どもと担当者との深い人間関係が形成されたという事例が報告された。以上の結果から、施設の養育環境を改善すれば、平均的家庭児に劣らない発達を示すことが明確に示された、としている。これら改善された養育環境は、アタッチメントの形成を重視した環境であると言える。

2. 児童養護施設におけるアタッチメントの軽視傾向

一方で、児童養護施設におけるアタッチメントは、貴田 (2008) がインタビューした児童福祉施設理事長が述べたという「乳児院はともかく、児童福祉施設において愛着について語られたり、問題とされたりすることはなかった」という話に集約されるであろう。すなわち、1950 年代のホスピタリズム論争で、養護施設 (1997 年に児童養護施設に名称変更) においても子どもと大人との関係性の重要性が論じられたものの深まることはなかった (滝川, 2008 ; 加賀美, 2008)。児童養護施設に入所している子どものアタッチメントの問題に着目し何らかの支援の試みがなされるようになったのは、2011 年の時点で、ここ数年のことであるとされている (加賀美・西澤, 2011)。2000 年代から、施設における子どもと職員との対一関係をつくろうとする調査や実践報告が多くなされるようになってきているが、いずれも被虐待児童のアタッチメントの問題に対する支援についてである (例えば、大黒・阿部,

2001；森本・野澤・金子龍太郎・森, 2003；下笠, 2004；坪井, 2005；西澤, 2008；数井・森田・後藤・金丸・遠藤, 2008；徳山・森田・菊池・丹羽・三鈷・数井, 2009；斉藤・山崎・益満・庄司, 2011 など)。これらについては、後に詳しく述べる。

金井 (2012) は、本邦の福祉現場で「愛着」という概念がここまで浸透したのはかなり最近 (10 年ほど) のことであるとし、児童虐待の増加やその被害児童の対応の困難さ、治療の必要性の高まりに伴ってのことであると述べている。西澤 (2019) も、社会的養護を必要とする子どもの質の変化、つまり発達障害のある子どもや虐待などの不適切な養育を受けた子どもが増加してきたため、社会的養護を担う施設にアタッチメントに問題を抱えた子どものケアという新たな課題が突き付けられることになったとしている。確かに、児童養護施設に虐待を受けた子どもが増えてきたという状況が、否応なくアタッチメントの問題に取り組む必要性を増してきていると言えるであろう。

しかし、乳児院が入所児のホスピタリズム克服のために、1950 年代から子どもと職員とのアタッチメント形成に取り組んできたように、養護施設もまた、ホスピタリズム論争の時代 (1950 年～1960 年代前半) から、子どもと職員とのアタッチメント形成に取り組む必要性があったのではないだろうか、と考えられる。金子保 (1994) は、「乳児院保育はこれまでホスピタリズム克服に費やされてきた」と述べているが、養護施設におけるホスピタリズム論争は、子どもと大人との関係性の問題であるという本質に向き合おうとせず、施設か里親かの制度論、あるいは集団的養護か家庭的養護 (小舎制等) かの形態論にすり替わってしまっていたきらいがある。

例えば、浅倉 (1974) は、著書『施設の子どもたち—集団養護の理論と実際』の中で、大舎制 (1 舎当たり定員数 20 人以上) と小舎制 (同 12 人以下) の長所と短所を述べている。なお、当時 (1974 年) の養護施設の形態の割合は大舎制 71.3%、小舎制 12.6%、その他 15.5% である (浅井, 1984)。大舎制の長所は ①施設全体の把握が容易であり、運営管理がしやすい ②児童の観察が多面的に為され、児童の生活行動が正しく評価できる ③職員の休日に対処しやすく、また交代勤務が円滑に行われる ④施設の運営管理の合理化経済化が図りやすい、である。短所は ①家庭的雰囲気乏しい ②多数集団のために個性が埋没し、他律的になりやすい ③職員と児童個人との接触の場が少なく情緒不安定に陥りやすい ④指導が統制的、画一的になりやすい、である。

次いで、小舎制の長所は ①家庭的雰囲気が強められる ②児童の個別養護が徹底できる ③職員と児童の人間関係が緊密になる ④小舎担当の責任感が強められる ⑤不慮の事故に

よる被害を最小限度に防止できる、である。短所は ①保母(1998年より保育士に名称変更)の労働負担が過重になりやすい ②保母の能力格差と小舎相互の対立が起こりやすい ③保母の退職により継続的な指導が為しにくい ④母子家庭であるため問題行動を持つ児童の指導に限界がある²⁾ ⑤運営管理上、統制がとりがたいことと経済的に不合理である、である。当時、7割以上の養護施設が大舎制であったことを考え合わせると、子どもと職員との関係性よりも運営管理や経済的合理性、職員の労働条件の改善の方が重要であると考えられていた状況がうかがわれる。

第3節 わが国の児童養護施設における1990年代以降のアタッチメント

1. 児童養護施設における入所児の変化とアタッチメントへの関心

1980年から2010年の30年間に児童養護施設を取り巻く社会的状況は大きく変化している。それに伴い児童養護施設の在籍数は、1980年代前半はほぼ横ばいで、1980年代後半から1990年代前半まで減り続け、1990年代後半から反転して2000年代にかけて増加している(表2-1)。一方、児童相談所への児童虐待に関する相談件数(1990年から調査開始)は年々増加しており、2010年には1990年のほぼ50倍になっている。これら在籍数の動向と児童虐待の相談件数を重ね合わせてみると、虐待された家庭から保護された子どもたちの多くが、在籍数が減少していた児童養護施設に措置されてきて、在籍数が増加に転じたという構図が見える。1980年代前半の在籍数は、1960年代からの高度経済成長期の核家族増加に伴う養育機能低下による幼児の入所や非行の低年齢化(加賀美, 2008; 加賀美・西澤, 2011)により増加していたが、1980年代後半から1990年代中頃までの非行の減少と少子化によって減り続け、ややもすると施設の経営危機さえ危惧されていた中、1990年代後半から被虐待児が入所してくるという形で増加に転じたのである(津崎, 2011)。

この時期の児童養護施設は、職員配置の最低基準が1979年(措置費の改正は1976年)に3歳未満が2対1, 3歳以上の幼児が4対1, 小学生以上が6対1と改定され(厚生労働省, 2014)、その後30年以上据え置かれてきたということに象徴されるように子どもと職員との関係性が軽視されていた。このような中、1999年に、乳児院に家庭支援専門相談員(非常勤)、児童養護施設に心理療法担当職員(同)、個別対応職員の配置が可能になる。次いで、2004年に、家庭支援専門相談員・心理療法担当職員が乳児院・児童養護施設等に常勤として配置可能となる。これらが、先に述べた概ね2000年頃から児童養護施設においてアタッチメントの問題が着目されるようになった社会的背景である。

このような状況に対して、滝川（2002）は、虐待によって発達上の深刻な遅れやひずみなどを強いられた子どもたちに対して、しかるべきケアができる人的・物理的条件が保障されていない施設に子どもたちが保護されているとして、施設の共同生活に適応できるころの土台が育っていない子どもたちを集団にすれば攻撃的にならざるを得ず、子どもたちの多くは大人とのかかわり合いがまだまだ最優先とされる成長段階にいるのに集団生活を強いられていると指摘している。

表2-1 児童養護施設の在籍状況と児童相談所への児童虐待に関する相談件数

	施設数	定員数（人）	在籍数（人）	在籍率（%）	虐待相談件数
1980年（S.55）	531	34914	30787	88.2	—
1985年（S.60）	538	35044	30717	87.7	—
1990年（H.2）	533	34076	27423	80.5	1101
1995年（H.7）	528	32824	25741	78.4	2722
2000年（H.12）	552	33803	28913	85.5	17725
2005年（H.17）	558	33676	30830	91.5	34472
2010年（H.22）	582	34215	29975	87.6	56384
2015年（H.27）	593	32398	27045	83.5	103286
2018年（H.30）	611	32000	25829	80.7	159838

「社会福祉施設等調査：結果の概要」（厚生労働省）及び「社会的養護の推進に向けて」（厚生労働省，2020，p.5）より筆者が作成 2015年は施設の種別別在所率(詳細票)を使用

このように子どもへの虐待の増加が社会問題になってきた中で、2011年7月に「社会的養護の課題と将来像」が社会的養護の充実のために取りまとめられた（厚生労働省，2011a）。子どもの養育の場としての社会的養護は日々の営みの中で大人との愛着関係が形成され、心身と社会性の適切な発達が促されることが必要であるとした。そのために家庭的養護の推進をあげ、具体的には、当時、要保護児童の9割が乳児院や児童養護施設で1割が里親やファミリーホームであるという状況を、今後10数年をかけて、概ね3分の1を里親およびファミリーホーム、概ね3分の1をグループホーム、概ね3分の1を本体施設の小規模ケアという姿に変えていくとした。

さらに、2017年8月に、厚生労働省の新たな社会的養育のあり方に関する検討会より、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直した「新しい社会的養育ビジョン」（厚生労働省 2017a）が打ち出された。「新しい社会的養育ビジョン」は、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実と共に、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば特別養子縁組による永続的解決（パ

ーマネンシー保障) や里親による養育を推進することを明確にした 2016 年の児童福祉法改正の理念の具現化を目指したものである。

これらの経過を踏まえて表 2-1 を見ると、前述したように 1990 年代後半から反転して 2000 年代にかけて増加している児童養護施設の在籍数が 2000 年代後半を頂点として 2010 年代に減少しているが、虐待相談件数は増加しているままである。これについて増沢・内海 (2020) は、同時期に里親は増えているが施設の減少分を相殺するほど増えていないとし社会的養育につながるべき子どもがつかないのではないかと危惧している。

2. 2000 年代の児童養護施設のアタッチメントにおける啓発

このような状況下、先に述べたように、2000 年代から被虐待児童のアタッチメントの問題に対する支援についての調査や実践報告が多くなされるようになってきた。それらについて概観し、児童養護施設においてアタッチメントを形成する際の問題点を検討する。

大黒・阿部 (2001) は、児童養護施設に心理士が配置されるようになったが、被虐待児に対するトラウマワークに関しては、子どもの生活する環境そのものが心理療法的な機能を備えていることが理想であり、特に幼児に関しては担当職員が愛着対象および安全基地となることが子どもの情緒の安定には不可欠であるが、集団生活の中で、職員が特定の子どもの愛着対象になることは難しく、集団生活における子どもと職員のかかわり合いの中で、職員が被虐待児に対してどのように愛着対象になっていくのか、心理士の役割はどのようなものかを事例を通して検討した。虐待を受けた子どもには集団生活に適応させるような躰ではなく受容的な態度で接することが必要であるが、特定の子どもの特別扱いすることになり他の子どもとの関係から困難であるとし、心理職員が担当職員と特定の子どもの愛着関係をつくる場を設定している。愛着対象は心理士ではなく子どもの生活に最も密着している担当職員が最適であるという視点での取り組みである。

一方で、森本他 (2003) は、被虐待児童のニーズ分析と自立支援に向けた施設運営及び処遇の方向性を明らかにすることを目的として、施設児童の実態調査を行っている。滋賀県下の 7 児童福祉施設 (入所児童 257 人) に調査を実施した結果、約 8 割が虐待を受けたか、受けた疑いがあり、入所後の問題行動と、その後のケアによる変化が認められた。被虐待児は対人関係の問題が多くあり、自立につなげるためには、施設において職員との一対一の信頼関係の形成から次第に広がっていくことが対人関係を築く能力を培う道のりであることを考え、継続的な 1 人の職員との一対一の関係による処遇が必要であるとしている。また、

被虐待児の見せかけの適応・取り敢えずの適応といった見せかけの成長を真の適応・成長と理解しないように気をつけなければならないとしている。さらに、児童のうち被虐待児が占める割合が50%を超えると職員の負担が急に大きくなり、60～70%を超すとぎりぎりでのいである感じで、80～90%になると個々の対応に精一杯で見えなくなり、崩壊が起きるとしている。このため職員配置を早急に見直す必要性を訴えている。

これに対して、下笠（2004）は、施設入所児は特定の養育者との関係継続が必要であるにもかかわらずそれがなされていないので、心理士が被虐待経験のある小学1年男子と18か月、施設内のプレイルームにおいて、週1回60分のセッションで54回のプレイセラピーを行った事例の内容を報告し、セラピーが一对一の関係を保障する場として機能しているとしている。

また、坪井（2005）は、児童養護施設に入所している虐待を受けた子どもの行動や情緒の特徴を明らかにするために、入所中の子ども142人（4～18歳までの男子85人、女子57人）を対象に、CBCL（子どもの行動チェックリスト）の記入を職員に依頼した。被虐待体験群（n=91）と被虐待体験のない群（n=51）とを比較したところ、社会性・思考・注意の問題、非行的行動、攻撃的行動の各尺度と外向尺度、総得点で被虐待体験群の得点が有意に高かった。心理的ケアの必要性が示唆されるとともに、生活場面での適切な対応が重要であり、子どもと個別にかかわることのできる職員の加配などの体制作りが必要であるとしている。

次いで西澤（2008）は、虐待が子どものアタッチメントの形成に深刻な影響を与えているという認識が持たれているにもかかわらず、虐待を受けて保護された子どもに対して、アタッチメントの修正や再形成に向けての取り組みが非常に遅れているとし、虐待を受けて保護された子どもの養育の大半を引き受けている児童養護施設が、アタッチメントの形成が可能な環境になっておらず、長期にわたる安定した対人関係が必要なアタッチメントの形成を集団養育で担うという、ほとんど不可能とも思えるような課題に取り組まざるを得なくなっている、としている。そこで、社会福祉法人子どもの虐待防止センターでは、2005年から、児童養護施設や里親家庭で生活しており反応性愛着障害など養育者との関係をめぐる問題が顕著である子どもに対して、養育者との関係の形成を促進することを目的とした心理治療プログラムを提供してきている。その中の3事例（6歳女兒、3歳女兒、6歳男児）の治療経過を考察し、子どものアタッチメントの形成に向けた社会的養護のケアのあり方を検討している。虐待を経験した子どもたちが、それを乗り越えて新たな養育者とのアタッチメントを形成するための課題は、退行現象を受け止めた上で新たな関係を築くこと、家

庭での被虐待体験を養育者に話し、それにまつわる感情表現を受け止めること、実親との関係を整理することである。また、アタッチメントは心理療法のみならず、日常のケアワークにおいて取り扱っていく必要がありケアワークの専門性の強化に言及している。

さらに、数井他（2008）は、乳児院の入所児に対して、1～2 か月ごとに発達指数（DQ）を調査し、入所時の月齢・措置理由（虐待・ネグレクトの有無）・乳児院での様子・保育者との関係・他の幼児との関わり・行動の問題等から、発達的变化の特徴とその要因について考察している。多くの要因の中で、発達に最も影響を及ぼしたと考えられるのは、担当保育者が子どもにとって特別な関係になっていたかどうかである。安定した担当との関係の中で、次第に他児への肯定的な関わりを身につけ、その行動を担当に認められるという経験の繰り返しにより強化促進されていき、DQ 値の改善に表れた。これに対して、担当保育者との特別な関係は見られなかったが、複数の保育者と関わりがあつて可愛がられ、刺激が多いように思われた子どもは、必ずしも良い発達を示さなかった。これは、このような特色を持つ子どもに問題意識を持ちにくいという弊害に保育者が気づく必要があるということを示唆している。乳児院の集団の中で、担当保育者と子どもが特別な関係になるためには、子どもにとって保育者が特別な存在なのではなく、保育者にとって子どもが特別な存在となる必要がある、つまり保育者が意図的に担当としての行動をとる必要があるとしている。

続いて、徳山他（2009）は、ケアワーカーが安定したアタッチメント対象として児童の中心に内化することによって、児童の行動や感情のコントロール力が高まり、アタッチメントに関する問題行動が減少すること、およびトラウマ反応の減少を促進することを目的として、月 2 回の頻度で合計 10 回のセッションを実施した。児童、ケアワーカー、セラピストの 3 人でのプレイとその前後のケアワーカー、セラピストの二者面接により構成される。児童には大人に受け入れてもらう体験を、ケアワーカーには受容的な関わり方や養育スキルの体験的な学習とコンサルテーションによって、児童とケアワーカーの関係性構築を促進する。対象は 2 施設に入所中の虐待を受けた未就学児童 16 名（平均年齢 5.1 歳）とケアワーカー 12 名（平均年齢 27.2 歳）であった。アタッチメント安定性尺度、アタッチメント障害尺度 3～5 歳用、幼児トラウマ尺度、CBCL を用いた。ケアワーカーには「担当の子どもがあなたを安全基地として用いる行動が増えたと思いますか？」に 6 件法での回答と、プログラムの感想の自由記述を求めた。その結果、大舎制児童養護施設の児童にアタッチメントの安定化を促進し、個別的なケアを求める行動を賦活する可能性、阻害されたアタッチメントを持つ児童に特異的である統制的行動を減少させるといった可能性、およびトラウ

マ反応を減少させると言ったプログラムの効果が示唆された。

次に、斉藤他（2011）は、乳児院入所児の気質の特徴を保育園児と比較する調査を行った結果、乳児院群の気質の特徴は日常生活の行動や情緒面でのおさまりの悪さがあり、生育環境の養育拒否、虐待体験との関係が示唆された。また、早期（1歳未満）に入所し1年以上在籍した被虐待児は情緒や対人関係、行動のまとまりなどが改善しており愛着形成が子どもの気質的特徴をより好ましい方向に変化させていることが実証され、愛着形成が子どもの成長発達に必要であることが示され、乳児院の養育機能が子どもを成長発達させていくための水準にある程度到達していることが確認できたとしている。

以上、2001年から2011年の児童養護施設及び乳児院の被虐待体験のある子どもに対するアタッチメント形成の取り組みについての実践報告、調査研究を概観した。ほぼどの研究も虐待された子どもたちの行動や情緒、対人関係の問題を発達的变化に導くため、あるいは虐待が子どものアタッチメント形成に深刻な影響を与えている問題を解消するため、継続的な1人の職員との一対一の特別な関係が必要であるにもかかわらず、児童養護施設はそのような環境になっていないことを指摘している。その上で、セラピストとのプレイセラピーを一対一の関係を保障する場として機能させたもの、子どもと養育者（ケアワーカー）とを共にアタッチメント形成のプログラムの中に展開させたもの等、それぞれに効果を上げている。しかし、通底しているのは、アタッチメント対象は心理士ではなく子どもの生活に密着している担当職員であるべきであり、アタッチメントは日常生活の場で築いていくものであるということであろう。

第4節 児童養護施設におけるアタッチメントの形成

児童養護施設は、本来、親の疾病や離婚等による養育困難で、親と共に暮らせない子どもが養育者としての職員と共に生活する場であり、親との再統合がなされない状況の中では自立して社会生活を営めるように支援することを目的としている。本章第3節で概観した論文は、虐待された子どもたちにとってのアタッチメントであったが、子どもの成育歴や特性にかかわらず、子どもが成長・発達するためには、どの子どもにとってもアタッチメント形成は必要である。そこで、本章第1節で児童養護施設においてアタッチメントを形成する養育のために示唆された内容を基に、国内の先行研究も含めて、児童養護施設におけるアタッチメント形成の課題とその克服の方向性を検討する。

1. アタッチメントの定義と自律性の獲得

それまで、家庭で暮らせない子どもを保護するための養護施設が、自立支援へと基本理念を転換させたのは、1997年の児童福祉法改正によってである。庄司(2007a)は、自立支援は自立を目前にした時期に取り組むことではなく、乳幼児期からの育ちが重要であり、ケアのもとにいるすべての時期を通して自立の問題を考えなければならないとし、自立は他者とのかかわりの中で、多くの心理的支えや具体的な援助を受けながら生活を営むことであり、安定したアタッチメントの形成や基本的信頼感の獲得が自立の土台になるとしている。また、村井(2002)は自立とは「自分でやろうとする意欲=主体性である」としている。ここで、アタッチメントの形成が、これら自立を導く基礎となることをアタッチメントの定義から考える。

Goldberg et al. (1999) は、アタッチメント理論はこの 25 年において発達心理学におけるもっとも注目すべき概念であり、親と子どもの関係におけるアタッチメントの重要性への言及なしに社会性を獲得する過程の重要性が完結することはないとしながら、Bowlby (1969/1982) がその概念を紹介して以来、彼が独自に用いたよりも親子関係の一般的な用語として広範囲に使われていることを問題にしている。元来、Bowlby (1969/1982) が提起したアタッチメントの概念は乳幼児の安全と幸福を脅かす存在に活性化される親と子どもの関係の構成要素を進化論的に引き出されたものである。危険・病気・苦痛があるとき、養育者との相互作用を通して乳幼児は保護してくれ護ってくれる人としての養育者のモデルを形成する。養育者が護ってくれるだろうという乳幼児の信頼は、その乳幼児が社会を探索し、新しいやり方を学ぶための安全基地として養育者を用いることの基盤となる。

しかし、Goldberg et al. (1999) は、アタッチメントが養育者と子どもとの非常に多くの他の側面(日常的なスキンシップなど)を含んで拮げられた定義で元来の定義が不透明になっていることは残念であるとしている。アタッチメントは親の敏感さと応答性が重要であるとされてきており、空腹や身体的な痛み等の幼い子どもたちの苦痛に対する養育者の敏感さや応答性は子どもの安全を護り保護するために重要である。しかし、例えば遊びにおける養育者の敏感さと応答性を測定することが子どもの保護への信頼の程度の指標を供給すると想定することはほとんど意味がなく、親と子どもの他の側面から保護を区別することによってのみ、この論点に応えることができるとしている。保護は人間の発達において非常に重要であり、恐れや不安が発動されている状態において、自分が誰かから一貫して保護してもらえということに対する信頼感こそがアタッチメントの本質要件であり、それが人

間の健全な心身発達を支える核になるというのである。

つまり、「極度の恐れや不安の状態にある時に、無条件的に、かつ一貫して、養育者など特定の誰かから確実に護ってもらおうという経験の蓄積を通して、子どもはそうしてくれる他者およびそうしてもらえらる自分自身に対して、高度な信頼の感覚を獲得することが可能になるのである」(遠藤, 2019)。これが将来にわたって様々な危機によって生じた恐れや不安などの否定的な感情を低減させ、自分は安全であるという主観的意識をもたらしてくれる。すなわち、アタッチメント理論が最も重視するところは、ただ危機の際に安心を求められるという安楽の中にあるのではなく、特定の対象を安全基地として利用でき、いざとなったらいつでも助けてもらえるという堅固な主観的確信が、子どもが一人でいられるようになる基盤であり、意欲的・主体的に一人で何かをすることができるようになるという自律性の獲得に至るのだというのである。また、子どもにとって安定したタッチメント対象としての養育者は、子どもを基本的に信頼しているので、自立に向かう子どもを目の届かない外の世界に送り出して待つことを知っている(林もも子, 2007)という相互作用の中で子どもが自立していくと考えられる。つまり、児童養護施設における子どもの自立支援は特定の大人とのアタッチメント形成により信頼関係を培うことにより、自律性を獲得できるようにしていくことであろう。

2. 児童養護施設における独立的組織モデルの有効性

Howes (1999) は、母親以外にアタッチメント対象の特定のための基準として、①身体的・情緒的世話の供給 ②子どもの生活における継続性あるいは一貫性 ③子どもに情緒的な投資をすることの3点をあげている。この母親以外のアタッチメント対象には、父親、祖父母、兄姉、家庭外保育の場合の保育士、社会的養護の場における施設職員や里親、セラピスト等が考えられる(久保田, 2008)。これら複数のアタッチメント対象とのアタッチメント形成については次のような議論がある。

アタッチメント理論によれば、子どもはアタッチメント対象との繰り返される相互作用を基礎として、アタッチメントが表象として内面化され、アタッチメントに関する内的作業モデルを持つようになる³⁾。さらに、複数のアタッチメント関係の内的作業モデルの組織化に対してのいくつかの異なった可能性が示唆されてきている。すなわち、母親のように最も顕著なアタッチメント対象との表象が最も影響を及ぼす階層的組織化モデル、すべてのアタッチメント関係が一つの表象として統合的にまとめられる統合的組織化モデル、それぞ

れ異なった表象が質や発達に与える影響の両方で独立している独立的組織化モデルである (Howes, 1999 ; Howes & Spieker, 2016)。

これらのモデルのどのモデルが妥当であるかはまだ検討の余地があり、社会や文化によって異なる養育システムの中でどのモデルが適合するのかは異なるのかもしれないとされている (近藤, 2007)。どのモデルが妥当かを検討するために、研究者たちは複数の養育者と子どもとのアタッチメントの質が一致しているかどうか、あるいは、異なった養育者との子どもとのアタッチメントの質から子どもの発達の結果の予測可能性を比較してきている。母-子ども、父-子どもとのアタッチメントは、母を最も重要なアタッチメント対象とする階層的組織化モデルを支持した (Howes & Spieker, 2016)。母との関係が安定型なら父との関係も安定型であり、母との関係が不安定型なら父との関係も不安定型であろうということである。

一方で、Howes et al. (1988)は、乳幼児-母と乳幼児-保育士のアタッチメントの質を調査してほぼ半数が一致しないことを明らかにし、独立的組織化モデルを支持した。つまり、45%が母と保育者とのアタッチメント関係の型が一致せず、これらのうち41%は母と不安定型であるが保育者と安定型と分類された。すなわち、母親と不安定な関係にある子どもに保育者が介入して埋め合わせをしていることを明らかにした。また、保育者とのアタッチメントの安定が、母とのアタッチメントの安定よりも友達との関与に、より影響を及ぼすことを示唆した。さらに、より敏感に子どもに接することができる保育者対子どもの比率がより低いところにおいて、母との関係が不安定である子どもでも、保育者と安定したアタッチメント関係を形成していたことを明らかにしている。これは、元の家庭で母との関係が不安定だった子どもでも、児童養護施設入所後に職員対子どもの比率が低い環境を整え、職員がより敏感に子どもと接することができれば、施設職員と子どもは安定した関係をつくれるということであろう。

なお、保育の一つの特徴は、規則的に預けられ、規則的に母親が迎えに来ることであり、子どもたちは分離を繰り返す経験をするだけでなく、分離が予測できて予測通りに終わらせられることを学ぶことが指摘されている (Howes, 1999)。保育を経験する子どもたちの母との安定したアタッチメントにとって重要なことは、日々の分離と再会の際の情緒的利用可能なままである母の能力であることが示唆されている。ところで、児童養護施設の小規模グループケアやグループホームは、里親やファミリーホームと異なり養育者が交代制であるため、担当職員と子どもとの分離が繰り返されるのが問題にされるが、担当職員の退

勤（分離）と出勤（再会）が子どもにとって予測できるものであり、それが決して裏切られることなく繰り返されるならば、信頼関係は築かれていくものと考えられる。

3. 子どもと養育者との個別性・一貫性・継続性

これまで述べたように、独立的組織モデルは、人生早期のアタッチメント関係に何らかの問題を抱える子どもが、その後の社会的養護の場で出会う新たなアタッチメント対象との関係性により、以前の負の要因が及ぼす発達へのダメージが補償される可能性が示されてきている。それが可能な環境を検討するために、施設養育の子どもたちと里親養育あるいは施設養育の経験がない子どもたちとを比較した研究がある（e.g. Smyke et al. 2002 ; Roy et al. 2004 ; Smyke et al. 2007）。

1歳より以前に、施設養育を経験してきた小学生と里親養育を経験してきた小学生とを比較し、養育の型が養育者や友達との関係に影響を与えるかどうかを調査した研究（Roy et al. 2004）で次の3点が明らかになっている。なお、「選択的關係」とは、信頼できる特定の養育者や友達がいるかどうかということである。1) 養育者と友達の両方に選択的關係の著しい欠如が施設養育の子どもにだけ見られた。2) 選択的關係の著しい欠如は不注意と過度の活動に関連した。3) 不注意・過度の活動と選択的關係の欠如との関連は施設養育の男子によって示されたが、女子には見られなかった。これらの結果から施設養育では多くの職員が入れ替わりケアを行う方法が安定したアタッチメント形成を阻害していると考えられるとしている。つまり、里親養育においては特定の養育者との関係と共に特定の友達との関係も形成できたが、職員が入れ替わっていた施設養育においては両者とも特定の関係はつくれず、それは不注意と過度の活動に男子のみが関連していたというのである。

一方で、Smyke et al. (2004) は、アタッチメントの中断について次のように述べている。乳児は生物学的に、生後6～9か月に養育者に焦点をあてたアタッチメントを発達させる。アタッチメントを発達させるという作業は、その対象である養育者への永続性を発達させて表現体系の基本を形成することから始まる。これに対する例外は一貫性のない複数の養育者と関わる子どもである。その子どもは複数の養育者のうちのだれとも焦点をあてたアタッチメントを発達させずに、相互作用や快適さや支援を求めて見知らぬ人に無差別に接近するだろう。アタッチメントの中断は、子どもが実親から里親に措置されるときから始まり、里親家庭から里親家庭に子どもを移動させることによって、さらに増す。最近まで、里親は彼ら自身と子どもを中断の苦痛から保護するため、“親密すぎないように”戒められて

いたと言う。里親とのアタッチメントが形成された子どもがその家庭から移動させられるとき、里親は失望と悲しみの危険にさらされる。また、繰り返された中断の経験のために、自分とアタッチメントを築こうとする里親の努力に無関心であるように見える里子もいるとしている。

つまり、個別的に特定の関係を形成できる里親であっても、それが一貫して継続できなければそのときの分離による子どもの喪失感は大きく、その後のアタッチメントの発達を大きく疎外するということであろう。久保田 (2018) は、ルーマニアのチャウシェスク政権下の劣悪な国営養護施設における子どもたちの深刻な心理社会的デブリーベーションに対しての「ブカレスト早期介入プロジェクト(BEIP)」の膨大な研究成果の一部を概観して、人生早期の心理社会的デブリーベーションの後年における影響や、安定愛着の緩和機能について考察している。その結果、強調すべきことは施設養育に対する里親養育自体の優位性ではなく、質の高いケアが一貫性・連続性をもって提供されることの優位性であるとしている。すなわち、個別的に特定の関係を形成できる里親であっても、それが一貫し連続しないのであれば、施設養育に対する優位性はない。さらに、里親養育への委託時の子どもの月齢（早いか遅いか）ではなく、養育形態や環境が変わることによって養育の途絶をこれまでに子どもが何回経験したか（アタッチメントの中断の回数）が、介入効果に寄与していたことが思春期前半（12歳）にも実証されたと言う。要するに、施設か里親かというような形態の違い以上に重要なことは、養育担当者による質の高いケアの個別性・一貫性・連続性の保障であるとしている。

4. アタッチメントとレジリエンス支援

レジリエンスは、環境上の不幸な出来事への人々の反応に大きな不均質があり、類似した水準の不幸を経験してきている人々の中で、他の人たちよりもより良い結果を持つ人たちがいるという根拠に基づく概念である (Rutter, 2012)。乳幼児期に虐待などの不適切な養育を受けた子どもたち、つまり適切なアタッチメント形成を成し得なかった子どもたちが自立して社会生活を送れるようになるために、レジリエンスの要因を探ることは重要であると考えられる。なお、レジリエンスは、重大な逆境にさらされる文脈において、幸福を持続させる心理的・社会的・文化的・物理的資源につなげる個人の能力と、文化的に意味のあるやり方でこれらの資源が提供され経験されるように交渉する個人的・集団的な能力の両方であるとされている (Ungar et al. 2013)。

例えば、虐待された子どもが成長して虐待する親になるとされている一方で、子どものときに虐待された多くの人々が彼ら自身の子どもの虐待を繰り返さないということもまた起こり得る。Egeland et al. (1988) は、それらの要因が ①親の子ども時代の早期に、虐待する関係の他に情緒的・支援的關係の利用可能性 ②親の人生のどんな時期にも専門家との継続した治療上の関係 ③成人期に、パートナーとの安定した満たされる関係の形成等の経験によるものであろうという見解を仮定して、自身の子どもの虐待することによって虐待の連鎖を継続させる母（「継続グループ」）と、連鎖を断ち切り子どもに十分な養育を提供する母（「例外グループ」）が経験した支援的關係の出現率を対比させることによってこれらの見解を調査した。その結果、「例外グループ」は ①の経験が 67%で ②が 33%であった（これらは重複していなかったので全員がどちらかを経験していた）のに対し、「継続グループ」は ①の経験が 17%で ②はだれも経験していなかった。③については、「例外グループ」の 50%が完全な関係（およそ 5 年半の調査期間にわたって同じパートナーと暮らしている）で、50%が安定した関係（一緒に住んでいないがパートナーが同じ）であり、83%がその関係を満足いくものとしていたのに対し、「継続グループ」はだれもパートナーとの完全や安全な関係はなく（パートナーが変わっていた）、関係を満足いくものとしたのは 50%であった。これらの結果から、子ども時代の早期に、支援的な大人やセラピストとの関係を経験することは、虐待された親の自尊心を高め、必要なときに他者を情緒的に利用できるとの実感が得られ、他者を信頼できるという自信につながると考えられ、パートナーとの安定した満たされた関係を可能にさせるであろうとしている。

Ungar et al. (2013) はレジリエンス研究を概観し、次のような要因を述べている。子どもに安全で気楽で受容され自分自身を率直に表現できると感じさせる居場所を提供できる養育者の能力、外在化する問題行動をする若者たちの教師と養育者がいつも通じ合っていること、友達や親などのような血縁でない地域の大人との関係性があるとき虐待を打ち明ける可能性があること、である。すなわち、子どもが不適切な養育環境に置かれたなら置かれたほど、子どものレジリエンスはより一層、家庭外の保護的要因に依存することになる（久保田, 2017）。個別性・一貫性・連続性が保たれた社会的養育の重要性がより一層増すのではないかと考えられる。

5. 養育者の敏感性と情緒的利用可能性

これまで述べてきたように、アタッチメントは養育者の敏感さと応答性が重要であると

されている。さらに、施設養育では、養育者がより敏感に子どもに接することができる、養育者対子どもの比率がより低いところにおいて、安定したアタッチメント関係を形成していたことが明らかになっている (Howes et al. 1988)。また、保育を経験する子どもたちとその母との安定したアタッチメントにとって重要なことは、日々の分離と再会の際の情緒的利用可能なままである母の能力であることが示唆されている (Howes, 1999)。加えて、環境上の不幸な出来事を経験したにもかかわらず、発達上より良い結果だった人たちは、情緒的・支援的關係が利用可能だったことが明らかになっている (Egeland et al. 1988)。そこで、児童養護施設の職員が子どもに対して敏感であり、子どもにとって情緒的利用可能であるためにどのようにあるべきなのかを検討する。

感性は、子どもを主体として扱い子どもの視点でものごとを見てその内的世界をきちんと認めるといふ態度を基本とし、養育者が乳幼児のシグナルに気づき、正確に解釈し、適切なタイミング、適切なやり方で反応するという4つの要素からなる (篠原, 2015)。この感性を維持するためには、子どもの内的経験についての養育者の洞察力が重要ではないかと考えられるようになってきている。洞察力とは、子どもの全体像を考慮しながら、完全に明確で子どもに焦点を合わせたやり方で子どもの行動と情緒的な経験の基礎をなす動機を考える養育者の能力のことである。一方で、そのときの状況や養育者の願望、子どもの欲求についての一般的な考えや子どもの欲求に関係ない他の決定要素などのような要因に基盤を置く養育者もいる。洞察力の評価は、①洞察力がある ②一方的な見方をする ③関心のない見方をする ④見方が混合しているに分類され、洞察力があることが安定したアタッチメントにつながることを示されている (Koren-Karie et al. 2002)。さらに、近藤 (2013) は、アタッチメントは関係性であり、子どもと養育者との相互作用の中で発展していくものであるとしている。すなわち、洞察力は特定の養育者と子どもとの相互作用が繰り返される中で、その養育者が子どもの全体像をつかんでいくことができる継続性が必要であり、それが可能な物理的・人的環境が施設の中で保障されているかどうか重要であるといえよう。

次に情緒的利用可能性について、Biringen (2000) は、養育者が次の4つの特性を含んでいるとしている。適切に情緒の表現をし、子どもを受け入れられる「感受性」、子どもの自律を制約することなしに、子どもが受け止められるやり方で規制し、相互作用の枠組みを設けられる「組織化」、子どもを管理することなしに情緒的に存在し、子ども自身の解決策を子どもに見つけさせるようにする「非侵入性」、子どもへの失望に対して抑制のきいたやり方で怒りを表現し、説明できる「敵意のなさ」である。

確かに、これらはすべて児童養護施設職員が子どもと日々関わるときに留意すべき内容であり、子どもの主体性を育み、子どもを叱る際に留意すべき点である。

第5節 児童養護施設におけるアタッチメント形成の課題

アタッチメント理論についての先行研究から、不適切な養育環境に置かれた子どもは家庭外の保護に依存するが、児童養護施設がその役割を果し得ること、その子どもたちが自立していくにはアタッチメント形成が基盤となること、そのためには児童養護施設の日常生活において敏感性と洞察力や情緒的利用可能性のある直接処遇職員（児童指導職員・保育士、以下職員と記す）との個別的で一貫性・継続性のある関係が必要であることが示唆された。わが国では 2010 年代から児童養護施設の生活単位の小規模化（少人数で職員と子どもが日々の営みを共にする生活が可能になる環境）が進み、子どもと職員との個別的関係性を築いていける物理的環境が整いつつある。しかし、それに伴う人的環境をいかに整えるかが、今後の大きな課題であると考えられる。その課題には大きく次の二点が考えられる。

第一に、生活単位の小規模化を、「家庭的養護の推進」や「あたりまえの生活の保障」（厚生労働省, 2014）というような具体的定義のない（谷口純世, 2016）言葉で集約するのではなく、施設養育に関わる者たち全員が、小規模化はアタッチメント形成を中心に据えた養育理念を実践するために必要な環境整備であるという捉え方をすることである。第二に、アタッチメント形成のために、各施設が子ども全員に対して一人ひとりの特性や入所背景に応じた個別的な支援を行える特定の職員（担当職員）と子どもとの関係をつくり、それを継続させていくことである。第二の点を遂行していくにあたり、生じるであろうと考えられる課題と克服の方向性について検討する。

1. アタッチメントと職員の心構え

児童養護施設に入所してくる子どもに対して信頼関係を持とうと働きかけることから職員の支援は始まる。この時、職員には自ら子どもとの信頼を切るようなことはしないという覚悟が必要になる。入所以前の生活において、おそらく大人との信頼関係を持ち得なかったであろう子どもは、職員との生活の中で徐々に心を開き、いけないとされることも含めどんなことをしても自分を手放さずに、無条件で自分の存在を引き受けてくれるかどうかを確かめるといような試し行動を経て職員を信頼するようになる（岩崎, 2010）。

そこまでに到達する過程は、職員にとって大変な試練であるが、子どもとの葛藤を乗り越

えて信頼関係を持てるようになったと感じられると、職員は仕事へのやりがいを得られるようになる。そのやりがいは子どもとの相互作用によって得られたものであり、その後はその関係を継続していく義務が職員に課せられる。職員自身の働きかけにより信頼関係が築かれたことに責任が生じるからである。職員の都合（退職や異動）によって子どもから離れてしまった場合、第3節3で述べたように、信頼していた職員との分離による子どもの喪失感は大きく、その後のアタッチメントの発達を大きく疎外することになるであろう。また、そのようになることを恐れて、“親密すぎないように”する（Smyke et al, 2004）としたら児童養護施設で子どもを養育する意義はなくなるであろう。

2. 施設全体の取り組みとしての職員と子どもとの特定の関係性

第2節2で述べた数井他（2008）は、担当保育者と子どもが特別な関係になるためには、子どもにとって保育者が特別な存在なのではなく、保育者にとって子どもが特別な存在となる必要がある、つまり保育者が意図的に担当としての行動をとる必要があるとしている。これを全員の子どもに対して児童養護施設として取り組むことが求められる。1人の子どもも欠かしてはならないことはもちろんであるが、新しく入所してきた子どもがその施設のどの子にも特定の職員がいるという状況を見て、この自分の担当になった職員も信頼していいんだという安心感が持てるからである。また、担当保育者との特別な関係は見られなかったが、複数の保育者と関りがあって可愛がられ、刺激が多いように思われた子どもは、必ずしも良い発達を示さなかったという数井他（2008）の調査研究の結果に留意して、施設の子ども全員に特定の職員との特別な関係を持てるようにしていく必要がある。

施設全体の取り組みとするには、施設としてでき得る限り職員の異動をしないこと、勤続年数の長期化をはかることが必要になる。しかし、新任職員が子どもの試し行動による試練を乗り越えることは困難である。小規模化以降の児童養護施設では、職員の負担が大きいことなどから若手が数年で退職してしまい、中堅職員がほとんど育っていないという問題がある（大迫, 2018）。そこで、その困難を乗り越えた経験を持つ中堅以上の職員がいることが、その施設の強みとなる。子どもとの葛藤の只中にいて先が見えなくなっている若い職員に、続けていれば必ず信頼関係ができるときがくるとの見通しを示すことができるからである。

一方、1979年（措置費の改正は1976年）に3歳未満が2対1、3歳以上の幼児が4対1、小学生以上が6対1と改定された（厚生労働省, 2014）後、30年以上据え置かれてき

た人員配置の最低基準が 2012 年に小学生以上 5.5 対 1 と改定されている。2015 年には 3 歳以上の幼児 3 対 1、小学生以上 4 対 1（小規模ケア加算等と合わせて概ね 3 対 1 ないし 2 対 1）、家庭支援専門相談員 1 人、個別対応職員 1 人、小規模施設加算 1 人（定員 45 人以下）、心理療法担当職員加算 1 人、里親支援専門相談員加算 1 人、職業指導員加算 1 人、小規模グループケア加算：グループ数×（常勤 1 人＋非常勤 1 人）（厚生労働省、2020）となっている。東京都においては 2012 年より自立支援強化事業を開始し自立支援コーディネーターを配置している。このうち家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、職業指導員、自立支援コーディネーターを配置するにあたり、中堅職員がこれらの専門職に就き、子どもとの個別的な関係性を築くことができなくなるという状況が生じている。また、生活単位の小規模化により、職員が調理・洗濯等生活の営みを子どもと共にできる生活をつくったことにより調理員等定員 4 人に保育士・児童指導員を配置することも可能であったが、配置加算を申請する業務が煩雑なため、事務員 1 人の定員では足りず事務職を増やさなければならない状況もあるという。児童養護施設の業務において、子どもと共に生活する職員の業務が最も大切であり、重きを置かなければならないことを再確認したい。

表2-2 児童養護施設の従事者数の推移

	施設数	定員数（人）	従事者数（人）	職員1人当たりの子どもの人数（人）
1985年（S.60）	538	35044	12111	2.9
1990年（H.2）	533	34076	11949	2.7
1995年（H.7）	528	32824	11970	2.7
2000年（H.12）	552	33803	12940	2.6
2005年（H.17）	558	33676	14069	2.4
2010年（H.22）	582	34215	15636	2.2
2015年（H.27）	593	32428	17046	1.9
2018年（H.30）	611	32000	19239	1.7

「社会福祉施設等調査：結果の概要」（厚生労働省）より筆者が作成、従事者数は常勤換算従事者数、職員1人当たりの子どもの人数は定員数を従事者数で割り小数点以下第2位を四捨五入したもの。

表 2-2 は、この 30 年ほどの児童養護施設の従事者数の推移を示す。従事者数は施設長から非常勤職員まですべての職種の従事者の合計であり、常勤換算従事者数である。つまり、兼務している常勤者（当該施設・事業者が定めた勤務時間のすべてを勤務している者）及び非常勤者についての、その職務に従事した I 週間の勤務時間を当該施設・事業所の通常の 1 週間の勤務時間で除し小数点以下第 2 位を四捨五入した数と常勤者の専従職員数の合計である。各年の定員数と従事者数で職員 1 人当たりの子どもの人数を割り出すと、1985 年の

2.9 人から 2018 年の 1.7 人に減少している。今後も職員数の最低基準を増やしていくと共に、職員数の増加を子どもとの個別的な関係性を築ける方向へと有効に活用することが重要であろう。

3. 施設職員のチームワーク

これまで、アタッチメント形成のために重要な養育者の感性は、子どもの内的経験についての養育者の洞察力が必要であり、この洞察力は特定の養育者（担当職員）が子どもとの相互作用により子どもの全体像をつかんでいく中で得られるものであることを述べてきた。それが可能な物理的環境は生活単位の小規模化によって得られ、人的環境は担当職員の継続によって得られる。しかし、これらのすべてを担当職員に担わせてしまうと、担当職員による課題の抱え込みや孤立が問題になってくる（みずほ情報総研株式会社, 2017）。これらの問題化によって、個別担当制やその継続が疑問視される傾向が生じがちである。しかし、二ツ山（2017）は、「どの子にも、自分のことで分別を失ってくれる大人が、少なくとも 1 人は必要だ」という言葉を引いて、子どもは自分のことになると職員としての分別をときに失うくらい強く自分のことを思ってくれる大人が必要であるとしている。

ところで、里親子関係における試し行動について岩崎（2010）は、どんな年齢の子どもにも現れ、程度の差はあれ食欲で狡猾で執拗に繰り返されるが、「あなたが何をしてもあなたを受け入れる」というメッセージが里子に伝わるのが大事であり、試し行動をしっかり引き受けてもらえた子どもほど、里親子関係が安定し、その後続く思春期にも大きく崩れることが少ないとしている。また、この試し行動は里母と里子との間でのみ行われやすく、里父や児童相談所のワーカーには行われないので理解されずに、里母一人が悩み苦勞することになるとしている。

同様に、小規模化された児童養護施設においても、特定の職員との関係性が築かれる過程にある子どもに、これら里子・里母と同じ現象が起こり得る。他の職員には問題行動を表出しない子どもが担当職員にだけ問題行動を現してくるということに、周囲も担当自身も対応の悪さが起因しているのではないかと考えがちである。これに対して、岩崎（2010）が示唆する里子の里母への問題行動と同様に、小規模化された施設の子どもの問題行動は担当職員にだけ行われる試し行動であり、担当職員がしっかりと引き受けること、しっかりと引き受けてもらえた子どもほど関係が安定すること、受けとめてもらえず甘えさせてもらう経験をしないまま成長した子どもは思春期に問題を起こしやすいこと、などの考え方を施設

全体で共有することが必要であろう。

その上で、ケース会議等の参加者全員が事例についてともに考え、ともに担い、支援に対する共同責任者という立場になることが大切であり、担当者に批判が集中して、責任は1人の担当者、あるいは1つのチームにあるというメッセージを残して終わることがあってはならない(森, 2016)。つまり、心理療法担当職員等を含むその生活単位の職員たちの間で、あるいは必要に応じて施設全体で、その子どもの問題行動をどのように受け止め、どのような方法が適切かを、子ども各々に合わせて考え、率直に議論しながら作り上げていくことが重要になってくる。子どもに直接対応し引き受けるのは担当職員であるが、どこに問題があり、どのように捉えればよいのかを考えるのは職員全員である。このようなチームワークの基で児童養護施設におけるアタッチメントの形成がなされると考える。

注

- 1) 児童福祉施設最低基準の乳児対保育者の比率は、昭和23年が3:1、同39年が2.5:1、同45年が2:1、同54年が1.7:1である(厚生労働省, 2014)。
- 2) 当時は保母が1人で1小舎を担当することが多かったので、「母子家庭」と表現されている。
- 3) 子どもは異なったアタッチメントの下に4つの基礎的な内的作業モデルのうちの1つを発達させることが示唆されてきている。つまり、安定したアタッチメントの傾向(養育者を利用可能なものとして自分自身を肯定的にみなす)、アンビヴァレントな傾向(養育者を矛盾して反応するものとして自分自身を依存的で乏しい価値しかもたないものとみなす)、回避的な傾向(養育者を一貫して拒絶的なものとして自分自身を不安定だが強制的に独立独行の存在とみなす)、無秩序的傾向(養育者を恐がらせるものかあるいは恐がるものかのどちらかの存在であるとして自分自身を困惑しているかあるいは怒っているかまたは操作するかのいずれかとみなす)という4つの傾向である。各々の傾向は特徴的な一連の感情と対人関係の行動と関連づけられる(Stein, 2006)。

第3章 児童養護施設退所者の自立と特定の職員との関係性

アタッチメントに関する先行研究において、子どもが自立していくにはアタッチメント形成が基盤となること、そのアタッチメント形成のためには児童養護施設の子どもと職員との関係を継続していくことが必要であることを明らかにした（第2章第4節参照）。そこで、本章では、児童養護施設の子どもたちの自立の困難さと、自立をどのように捉えどのように支援していくのかを先行研究を概観して論じた上で、児童養護施設職員の自立支援と児童養護施設退所者の自立について質的研究を行う。なお、本章で触れる子どもと職員との関係を継続するという概念は、後述するパーマネンシー保障と一致する。パーマネンシー保障とは社会的養育の永続的解決である（第4章参照）。

第1節 児童養護施設における自立支援

児童養護施設では、中学卒業後に就職すると15歳で、高校に進学すると卒業時の18歳で、子どもたちは施設を出て自立しなければならない。つまり、子どもたち個々の状態にかかわらず、その年齢に達すると施設を出なければならない「強いられた自立」という状況が長く続いていた（青少年福祉センター, 1989）。近年では、20歳未満まで措置延長できるとされている¹⁾。しかし、各施設や各児童相談所の判断に任されており、多くの課題がある。

児童養護施設が、養護施設という名称からの変更と共に、それまでの保護から児童の自立を支援することを目的とすると明確化されたのは1997年の児童福祉法改正によってである（児童福祉法第41条）。この児童福祉法改正を受けて、福島（1998）は、これまでも児童養護施設は子どもの自立に取り組んできたが、その多くはアフターケアとしてなされていたのに対し、近年はその前段階のリービングケアの必要性が注目されるようになってきており、インケア、リービングケア、アフターケアという施設処遇の過程が体系化されてきたとしている²⁾。その10年ほど以前にリービングケアという概念を提唱した山縣（1989）は、リービングケアに必要な視点として、施設生活と社会生活との間の変化の調整、個別的なケアを組み立てていくためのケアマネジメント、地域社会の中での実践の3点をあげ、社会生活援助指標を生活技能の修得、就職過程の把握、社会資源の把握、社会儀礼等の修得としている（山縣 2012）。

厚生労働省は、2011年1月に児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会を立ち上げ、すでに2007年8月に設置した社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会と共に、7月に「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめた。「社会的養護の課題と将来像」

(厚生労働省, 2011a) では基本的方向の三番目に自立支援の充実を挙げ、「自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行う必要がある」とし、施設退所後の相談支援（アフターケア）の充実を挙げている³⁾。

施設退所者の退所後の生活実態について、永野・有村（2014）は、生活困難が指摘されてはいたが、全数調査や追跡調査がほとんど実施されておらず、数量的な実態把握が課題であったとしている。そこで、2010年代に入って実施された4つの生活実態調査（東京都、大阪市、静岡県、埼玉県）を比較し、先行調査の不足を補う方法で2つの共同調査（神奈川県、全国）を行い、退所者の生活実態の数量的な把握とその特徴について考察を行なっている。調査結果から、高校中退率の高さと大学進学率の低さが示された。2013年の高校中退率は17.2%で、同じ時期の社会全体の中退率は1.7%（文部科学省）である。また、生活保護受給率は同年代（20代）の18倍以上である。一方で、同年齢層に比して有業率及び正規雇用率が高く、大学進学率も含めて退所者間、あるいは施設間の格差が大きいとしている。

表3-1 児童養護施設児の中学校卒業後の進路（厚生労働省, 2017b）

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
児童養護施設児	2,530人	100.0%	2,496人	100.0%	2,388人	100.0%	2,462人	100.0%	2,333人	100.0%
高校等進学	2,377人	94.0% (98.2%)	2,366人	94.8% (98.4%)	2,279人	95.4% (98.4%)	2,343人	95.2% (98.5%)	2,239人	96% (98.7%)
専修学校等進学	42人	1.7% (0.4%)	46人	1.8% (0.4%)	43人	1.8% (0.4%)	45人	1.8% (0.3%)	35人	1.5% (0.3%)
就職	64人	2.5% (0.4%)	53人	2.1% (0.3%)	30人	1.3% (0.4%)	45人	1.8% (0.3%)	35人	1.5% (0.3%)
その他	47人	1.9% (1.0%)	31人	1.2% (0.9%)	36人	1.5% (0.8%)	29人	1.2% (0.8%)	24人	1% (0.7%)

() 内は国内の全中卒者の割合

表3-2 児童養護施設児の高等学校卒業後の進路（厚生労働省, 2017b）

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
児童養護施設児	1,543人	100%	1,626人	100%	1,721人	100.0%	1,800人	100.0%	1,818人	100.0%
大学等進学	169人	11% (53.9%)	200人	12.3% (53.2%)	197人	11.4% (53.8%)	200人	11.1% (54.5%)	226人	12.4% (52.2%)
専修学校等進学	170人	11% (23.1%)	167人	10.3% (23.7%)	193人	11.2% (23.1%)	219人	12.2% (22.5%)	211人	11.6% (21.9%)
就職	1,087人	70.4% (16.2%)	1,135人	69.8% (16.8%)	1,221人	70.9% (17.4%)	1,267人	70.4% (17.8%)	1,280人	70.4% (18.0%)
その他	117人	7.6% (6.8%)	124人	7.6% (6.3%)	110人	6.4% (5.7%)	114人	6.3% (5.3%)	101人	6.7% (7.8%)

() 内は国内の全高卒者の割合

厚生労働省が行なった全国調査の進学、就職の状況を表3-1、表3-2に示す。なお、1982年の養護施設児童の高校進学率(カッコ内全国平均)は、全日制35.2%(92.5%)、定時制16.0%(1.8%)である(高橋正教, 1983)。その当時に比べて高校進学率は高くなったものの、大学進

学率は一般に比べてかなり低い。

子どもたちの退所後の生活を規定する要因として谷口由希子（2010）は、①入所期間が長いほど生活の立て直しにつながっている、②職場関係者等支えてくれる大人の存在が重要である、としている。支えてくれる大人の存在としては、児童養護施設の入所中に担当だった職員が続けて子どものアタッチメント対象であり得れば、子どもの自立の支えになると考えられる。また、高橋一正（2011）は、「施設の中で体力的にも学力的にも目覚ましい成長を見せた子どもが必ずしも社会で適応できるとは限らない」として、施設内での適応が必ずしも社会での適応にはつながらないことを指摘している。つまり、施設生活で重視されがちな日課や規則のある生活では主体性が育たずに、日課や規則がなくなると自分で考えて行動できなくなる場合も少なくない。あわせて、施設職員と子どもとの関係は施設内で完結するものではないことを示しているといえよう。

また、児童養護施設の子どもの場合、親と一緒に暮らせずに施設で生活しなければならなかった現実をどう受け止めて、どう乗り越えるかという問題が大きく横たわっている。柏女（1997）は一般的な心理的自立に加えて、親との葛藤を乗り越えるという二重の心理的自立を行わなければならないというハンディキャップを背負っている事実から目をそらしてはならないとしている。さらに、福島（1998）は、児童養護施設児が施設に入所している現在の自分と施設生活を否定している限り将来の展望は見いだせないとしている。このような課題に立ち向かうとき、Bowlby（1979）がいう「何か困難が生じた際に援助してくれると信頼のおける人が自らの背後に1人以上いると確信があるときに、能力を最大限に発揮できる」という考えのもとに、その役割を担うのが児童養護施設の職員であろう。

このような状況の中、山田（1999）は、児童養護施設の子どもの獲得すべき自立の課題は、生活技術や知識の獲得に重点がおかれているが、精神的自立も重視すべきであり、そのためにアタッチメント理論の内的作業モデルを理論的基盤とすべきだとしている。加えて、森本・野澤・金子・森（2003）は、児童養護施設の被虐待児は対人関係の問題が多くあり、自立に繋げるためには職員との1対1の信頼関係の形成から次第に広がっていくことが対人関係を築く能力を培う道のりであるとし、一人の職員との継続的な1対1の関係による処遇が必要であるとしている。

Goldberg, Grusec, and Jenkins (1999) がいう人間の健全な心身発達を支える核となる、恐れや不安が発動されている状態において、アタッチメントの本質的要件である自分が誰かから一貫して“保護してもらえるとということに対する信頼感”が、十分に育っていないま

まに、表面的な自立が急がれている状況に児童養護施設の子どもたちは置かれているといえる。施設の中で特にアタッチメント形成を重要視しなければならないと考える所以であり、本当にその子どもの育ちなおしに向き合おうとする人々にとってこそ、アタッチメントに関する理論が支えになる（青木, 2006）と考えられるからである。

また、庄司（2007a）は、自立支援は自立を目前にした時期に取り組むことではなく、乳幼児期からの育ちが重要であり、ケアのもとにいるすべての時期を通して自立の問題を考えなければならないとし、安定したアタッチメントの形成や基本的信頼感の獲得が自立の土台になるとしている。さらに、村井（2002）は、自立とは「自分でやろうとする意欲＝主体性」であると定義し、獲得させるためには子どもとの信頼関係を形成し、子どもが決断するまで待ち、その決断を尊重して子どもが失敗することから学ぶ過程を見守ることが必要であり、それら一連の行為が自立支援であるとしている。伊達（2002）もまた、児童養護施設の子どもの自立にとってもっとも重視されることは子どもと職員との関係性であろうとし、櫻谷（2014）は、自立生活を営むために必要なこととして、基本的な信頼感が獲得されていること、自ら判断して決定する力が育っていること、基本的な生活技術を身につけていることをあげている。

なお、谷口純世（2011）は、自立支援の取り組みについて各児童養護施設に郵送調査を行ない、児童養護施設での自立支援が、自立を目前とした時期からのものであるというとらえ方と、生活全体が自立支援であるというとらえ方とが混在しているとしている。だが、子どもが入所してからの生活すべてが将来の自立につながる営みであるという視点で、施設の養育を考えていくことが必要であろう。その中でも、村井（2002）、伊達（2002）、庄司（2007a）、櫻谷（2014）がいうように、児童養護施設において子どもと職員との信頼関係を築くことが、子どもの自立の基盤となると考えられる。

さらに、庄司（2007a）は、ボウルビィ（Bowlby J. 1907-1990）やアンナ・フロイト（Freud A. 1895-1982）を引用して継続的な関係が重要であるとし、基本的信頼感を持てるようにするために「児童養護施設においては、できるだけ担当者の交代を避けるべきであろう」

（庄司, 2007a）と述べている。しかし、谷口純世（2011）が行なった調査では、担当する子どもがいる職員 550 名のうち担当は基本的に変わらないとする職員は 101 名（18.4%）であった。また、玉井・森田・大谷（2013）が行なった中高生担当についての調査では、幼少時から担当を継続して中高生に至るという発想になりにくい状況がうかがわれる。つまり、児童養護施設の子どもたちの自立のために必要と考えられている支援と、実際にな

されている支援に解離が生じていると考えられる。児童養護施設では、退職や異動で継続的に同じ職員が個別的なケアを各児童に行なう態勢を保つことが困難である（森田展彰，2007）からである。

このような状況の中、継続的な関係を持つことができている子どもと職員に焦点を当てて調査を行ない、その重要性を検討する必要があると考える。

注

- 1) 大学や専門学校等への進学、就職または福祉就労をしたが生活が不安定である、あるいは障害や疾病等により進学や就職が決まらない児童で継続的な養育を必要とする児童を 20 歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができる。厚生労働省は平成 23 年 12 月に措置延長の積極的活用を自治体に通知している（厚生労働省，2017b）。

児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合

平成年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30
高校卒業児童の措置延長数(人)	153	182	263	231	293	275	278	292	324
高校卒業児童に占める割合(%)	9.6	11.8	16.2	13.4	16.3	15.1	15.2	17.3	18.9

(厚生労働省,2017b, 2020)

- 2) 現在ではアドミッションケア（施設入所前・施設入所時のケア）、インケア（施設入所中のケア）、リービングケア（施設退所前・施設退所時のケア）、アフターケア（施設退所後のケア）が児童福祉施設における自立支援の過程とされている（宮本秀樹，2013）。
- 3) 社会的養護の基本的方向には、次の 4 点があげられている。①家庭的養護の推進 ②専門的ケアの充実 ③自立支援の充実 ④家族支援、地域支援の充実

第2節 児童養護施設における自立支援のプロセス【研究3】

1. 調査目的

この20年ほどの間に児童養護施設の状況は急激に変化してきた。すなわち、発達障害のある子どもや虐待を受けた子どもが増加しており、父母の状況も死亡や行方不明が減少して就労・精神疾患・虐待等が増加している。また、養護内容も、児童の収容保護から自立支援を目的とするように明確化されてきた。これらにともない、長い間改善されないままに置かれていた児童養護施設の設備や職員配置の最低基準が、近年改善されつつある。施設形態の小規模化が進められ、集团的養護から家庭的養護への転換が目指されているのである。しかし、しっかりした養育理念、養育内容が構築されての転換ではなく、家庭的養護という養育形態にのみこだわった転換であるように考えられる。

一方、子どもの成長発達に重要な概念として、Bowlby (1969/1982) が提唱したアタッチメント理論がある。アタッチメントは通常、子どもとその母親との関係の中で形成されるものであるが、母親以外の養育者でもアタッチメント関係を築く対象になり得る。保護者と一緒に暮らせない児童（要保護児童）を養育する児童養護の中で、里親養育はアタッチメント関係を形成し得る環境にあるとされ、乳児院はアタッチメントを重視して担当養育制を行なってきている。しかし、里親養育は子どもが自立するまでの継続には疑問が残り、乳児院は乳幼児期のみ養育である。要保護児童の自立支援の多くを担っている児童養護施設では、アタッチメント形成の必要性に正面から向き合い、虐待を受けた子どもたちへの治療的な取り組みだけではない、日常生活での子どもと直接処遇職員（児童指導員・保育士）とが、1対1のアタッチメント形成に取り組む状況はつくられてこなかった（第2章第2節参照）。

そのような状況の中で、家庭的養護への転換がなされようとしている。養育理念・養育内容が構築されないままに進められる児童養護施設の形態の小規模化は、さまざまな問題を生じている。小規模にすることで、集团的養護で押さえられていた否定的な感情や行動を子どもたちが出してくることや、虐待を受けた子どもの激しい行動化を小規模形態の中で受け止めなければならない大変さ等である。それらを乗り越えて児童養護施設の子どもの自立の基盤に、山田（1999）や森本他（2003）が指摘するように、職員との1対1のアタッチメント形成の重要性を据える必要があると考えられる。

そこで、本調査では、児童養護施設において、子どもと職員とのアタッチメント形成が子どもの自立のために必要であるという視点で、子どもとのアタッチメント形成を成し得た職員が自立支援を実践してきたプロセスを明らかにし、子どもと職員の関係の重要性と、そ

れはどのようにして深まっていくのかを検討することを目的とする。

2. 調査方法

(1) 対象

児童養護施設に勤務している直接処遇職員（保育士及び児童指導員）で、児童養護施設に入所していたが現在は退所している「特定の子どもとのアタッチメント関係を形成できている職員」を対象とした。児童養護施設の子どもたちは、自立できる状態ではないのに施設を出なければならない場合が多く（青少年福祉センター, 1989）、頼るべき家族もいない。そのために、子どもは退所後も職員の支援を必要としている。人間が幸福であり、かつ能力を最大限に発揮できるのは、どの年齢においても、何か困難が生じた際に援助してくれると信頼のおける人が自らの背後に 1 人以上いると確信があるときである（Bowlby, 1979）ということから、本研究においては次の二つの条件に合致する対象者を「特定の子どもとのアタッチメント形成ができている職員」と定義した。

- ① その子どもを入所時から退所するまで継続して担当した。あるいは、退所するまで 6 年以上担当した。なお、退所とは自立に向けて児童養護施設を出ることを意味する。
- ② 退所後もその子どもとその職員との関係が続いている。関係が続いていることの定義は、職員の存在が子どもに安心感を与えており、子どもが困難な状況に直面したときに職員の存在が子どもの助けになっているものとする。具体的な行動としては子どもが困ったときに、その職員に第一番目に連絡するというようなものである。

退所までの担当の継続年数を 6 年以上としたのは、子どもが特に不安定になる思春期の中学 1 年から、高校を卒業して退所するまでの 6 年間で、担当がその子どもにとっての信頼のおける人になるために必要な年数であろうと考えたからである。

はじめに、6 児童養護施設において、上記 2 点に該当する職員の有無を調査した。6 施設の形態は、大舎制が 3 施設、小・中舎制が 1 施設、小舎制が 1 施設、小規模グループケア・地域小規模が 1 施設であった。大舎制の 3 施設には該当者が存在しなかった。小規模形態の 3 施設に 9 名（表 3-3）の該当者が存在し、面接を依頼した。「特定の子ども」に該当する卒園生の在園期間の平均は 11.3 年、職員が継続した担当期間の平均は 7.6 年であった。表 3-3 の No.9 については高卒後に 20 歳まで在籍した 2 年間は直接の担当ではなかったが、精神的なかわりを続け退所後も関係が続いている事例なので該当するとした。

なお、面接を依頼した 3 施設の施設概要と職員の勤続年数、担当についての施設の方針

等については以下のとおりである。ここでの直接処遇職員は日常的に子どもと生活を共にしている職員で、保育士や指導員であっても専門職は人数に入れていない。また、担当についての園の方針は次の5項目から選択してもらった。

- ① 担当は職員の退職時以外は継続するようにしている。
- ② できるだけ継続するようにしているが施設全体のバランスのため変更もあり得る。
- ③ できるだけ継続するようにしているが子どもと職員の相性を考えて変更もあり得る。
- ④ 担当継続についての園の方針は特になく、年度末等にその都度職員会議等で話し合っ
て決めている。
- ⑤ その他 ()

➤ A 施設

定員数：50名 入所児数：35名 施設形態：中舎制、小舎制

職員数：24名（常勤20名、非常勤4名）

直接処遇職員数：14名（男性8名、女性6名）

直接処遇職員の平均勤続年数：3.7年（最長20年）

勤務形態：寮舎に職員用の居室を付設、職員が泊まりこむ。

職員4人で子ども最大13人を担当 担当についての施設の方針：③

➤ B 施設

定員数：54名 入所児数：51名

施設形態：小規模グループケア4カ所、地域小規模2カ所、都型グループホーム3カ所

職員数：51名（常勤42名、非常勤9名）

直接処遇職員数：27名（男性11名、女性16名）

直接処遇職員の平均勤続年数：7年（最長20年）

勤務形態：通勤、月8～9回の宿直勤務

職員3人で子ども6人を担当 担当についての施設の方針：②

➤ C 施設

定員数：45名 入所児数：40名 施設形態：小舎制

職員数：29名（常勤24名、非常勤5名）

直接処遇職員数：16名（男性5名、女性11名）

直接処遇職員の平均勤続年数：8年（最長28年）

勤務形態：通勤、月5～7回の宿直勤務

職員 3 人で子ども 6～10 人を担当

担当についての施設の方針：②

表3-3 対象者の概要

No.	職 員			卒 園 生			担当期間	所属
	性別	年齢	勤続年数	性別	年齢	在園期間		
1	女	30代	16年	女	22	小4～18歳(高卒)9年	入所～退所 9年	A施設
2	女	40代	20年	女	26	5歳～18歳(高卒)13年	小1～退所 12年	A施設
3	男	30代	11年	男	20	小4～18歳(高卒)9年	入所～退所 9年	B施設
4	男	50代	20年	男	28	小5～15歳(中卒)5年	入所～退所 5年	B施設
5	男	20代	6年	男	19	2歳～18歳(高卒)16年	中1～退所 6年	B施設
6	女	30代	18年	女	27	小3～18歳(高卒)10年	小4～退所 9年	B施設
7	女	30代	8年	女	19	中1～18歳(高卒)6年	入所～退所 6年	B施設
8	女	40代	27年	男	20	2歳～18歳(高卒)16年	中1～退所 6年	C施設
9	男	30代	12年	男	20	2歳～20歳(高卒)18年	中1～高3 6年	C施設

(2) データの収集

2014年7月から8月にかけて各施設を訪問し、半構造化面接を行った。アタッチメント関係を形成することができた子どもの事例について、特に難しかった状況をどのようにして乗り越えたかと、その子どもとの関係がどのようにして深まっていったかについて自由に語ってもらった。面接時間は最長で92分、最短で35分、平均57分であった。得られたデータは逐語録に起こした。逐語録は全部でA4判(40×36)105頁になった。

(3) データの分析方法

面接の逐語録を、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ(木下, 2003)を用いて分析した。分析にあたり、データに根ざした分析が可能になるように分析テーマと分析焦点者を設定した。研究者自身の問題認識、分析テーマ、分析焦点者に照らして、面接において最も内容が充実していたと判断される対象者の逐語録から分析を始めた。その対象者の逐語録全体に目を通したあと、分析テーマに基づき関連箇所に着目し、それを一つの具体例(バリエーション)とし、定義、概念名、理論的メモの順で分析を行った。分析には分析ワークシートを用いた。これらの分析を踏まえつつ、最後の事例まで同様に分析した。生成した概念と他の概念との関係を個々の概念ごとに比較検討しながら、全体の概念の関係を検討した。次に、複数の概念の比較検討を通してカテゴリーを生成し、カテゴリー相互の関係から分析結果をまとめ、全体としてこの分析が明らかにしつつあるのはどのようなプロセスなのかという視点で結果図を作成した。続いて、生成した概念とカテゴリーで分析結果を

文章化し、ストーリーラインとした。本研究の分析においては、心理学の研究者及び児童養護施設の直接処遇職員と討議し妥当性・信頼性の確保に勤めた。

(4) 倫理的配慮

対象者には、面接を録音すること、個人が特定できないようにして分析を行うこと、論文作成後はデータを破棄することを文書及び口頭で説明し了承を得た。その際、各施設の施設長と各対象者に同意文書を記入していただいた。なお、本研究は聖徳大学ヒューマンスタディに関する倫理委員会の承認を得た（承認番号：H26U015）。

3. 結果

アタッチメントを形成するためには養育者の敏感さと応答性が必要であるとされており、子どもが安心を求めて接触してきたときにしっかりと受け入れることが重要である。しかし、発達段階によっては子どもの状態に合わせて受け入れられないことを伝えていくことも、子どもの自立にとっては重要である。以上の理由から、データの内容に照らし合わせた上で、分析テーマを「児童養護施設職員が、子どもが求めていることを敏感に捉えてその子どもの状態に合わせてかかわっていくプロセス」とし、分析焦点者を「児童養護施設において特定の子どものアタッチメント関係を形成できている職員」とした。

次に、表 3-3 の No.6 の事例から分析を始めた。分析の結果、20 概念と、概念間の関係の比較検討から 5 カテゴリーと 8 サブカテゴリーを生成した（表 3-4）。その関係を図 3-1 に結果図として示した。概念と定義を表 3-5 に、分析に用いた分析ワークシートを表 3-6 に示した。本研究において、以下のようなストーリーラインが考えられた。次に、生成したカテゴリーと概念についての説明をする。なお、【 】はカテゴリー、[] はサブカテゴリー、< >は概念、『 』は定義、「 」はバリエーションを示す。

(1) ストーリーライン

児童養護施設の直接処遇職員は、子どもと<1.日常生活の時間と経験を共有する>中で、<2.身体的触れ合いを大切にすることと、<3.子どもの話を聴く>ことによる〔日々の営みの積み重ね〕で子どもとの関係を深めていく。それは、子どもと職員が衣食住の営みを共にできる小規模形態において、子どもと<4.1対1の密な関係をつくる>ことができ、子どもと職員の関係を継続することが大切であるという施設の体制に職員が支えられているこ

とから<5.施設の体制を享受する>ことができる〔関係性を深めるための環境〕によって可能となる。この〔日々の営みの積み重ね〕と〔関係性を深めるための環境〕は共に【関係性を深めるための土台づくり】である。

これらを基盤として、子どもの表面にのみとらわれずに<6.子どもの全体像を捉える>ことや、<7.子どもを長い目で見る>中で背景や内面を汲み取る〔深まりのある受け止め〕をする。さらに、子どもの過酷な体験に共に向き合っ<8.子どもの過酷な体験を共有する>中で、<9.その子どもへの対応を優先する>。つまり、子どもとの関係を〔何より優先〕することによってさらに関係を深めていく。一方で、子どもとぶつかりあったときに逃げないで<10.子どもと真剣に相對する>ことにより<11.子どもとの葛藤を乗り越える>ことができ、子どもとの〔逃げない付き合い〕ができるようになる。これらの積み重ねの基に子どもが自分でできることとできないことを見極められるようになるまで待ち、〔<12.子どもが納得して自分で決められるように見守る>〕ことができるようになる。子どもが納得して自分で決められるようになる過程では<13.子どもと共に思春期を乗り越える>ことや、<14.子どもと共に進路を切り開く>ことなどの〔発達段階に応じた対応〕がある。しかし、子どもが自分で決めようとすることは失敗してしまうのではないかという職員の判断で〔<15.先回りをする>〕場合もある。この<15.先回りをする>は<12.子どもが納得して自分で決められるように見守る>ことと対極的な関係にある。

これら〔深まりのある受け止め〕〔何より優先〕〔逃げない付き合い〕〔子どもが納得して自分で決められるように見守る〕〔発達段階に応じた対応〕〔先回りをする〕はすべて子どもと職員との相互作用で行われる【関係性が深まるかかわり】である。【関係性を深めるための土台づくり】と、それに続く【関係性が深まるかかわり】の取り組みは<16.周囲の職員と子どもの受け止め方を共有する>ことや、<17.学校や地域の人たちに子どもを理解してもらう>などの【協力体制づくり】に、常に支えられている。また、【関係性を深めるための土台づくり】と【関係性が深まるかかわり】の取り組みの中で、職員は自分に専門的な力量が足りないのではないかと悩み、【<18.専門的な力量を磨く>】ように努めている。

このようにして【関係性を深めるための土台づくり】と【関係性が深まるかかわり】に取り組んでいく中で、子どもとの関係をずっと続けることが大切であると認識し、<19.子どもとの関係を継続する>ことができるようになる。さらに、子どもが施設退所後に困った状況に陥ったときに、真っ先に連絡するような<20.子どもの拠り所になる>ことができる。これらもまた、【協力体制づくり】に支えられており、【専門的な力量を磨く】努力も続けて

いる。＜19.子どもとの関係を継続する＞と＜20.子どもの拠り所になる＞は【子どもの拠り所になる】というコアカテゴリーを構成する。

つまり、児童養護施設の子どもたちの自立支援に重要なことは直接処遇職員が【子どもの拠り所になる】ことである。さらに、【子どもの拠り所になる】ことができた経験から【関係性を深めるための土台作り】や【関係性が深まるかかわり】の重要性が認識され、それらを施設の体制として確実なものにしていこうとする循環が生じてくると考えられる。

表 3-4 生成したカテゴリーと概念

カテゴリー名	サブカテゴリー名	概念名
関係性を深めるための土台づくり	日々の営みの積み重ね	1.日常生活の時間と経験を共有する 2.身体的触れ合いを大切にする 3.子どもの話を聴く
	関係性を深めるための環境	4.1対1の密な関係をつくる 5.施設の体制を享受する
関係性が深まるかかわり	深まりのある受け止め	6.子どもの全体像を捉える 7.子どもを長い目でみる
	何より優先	8.子どもの過酷な体験を共有する 9.その子どもへの対応を優先する
	逃げない付き合い	10.子どもと真剣に相對する 11.子どもとの葛藤を乗り越える
	子どもが納得して自分で決められるように見守る	12.子どもが納得して自分で決められるように見守る
	発達段階に応じた対応	13.子どもと共に思春期を乗り越える 14.子どもと共に進路を切り開く
	先回りをする	15.先回りをする
協力体制づくり		16.周囲の職員と子どもの受け止め方を共有する 17.学校や地域の人たちに子どもを理解してもらう
専門的な力量を磨く		18.専門的な力量を磨く
子どもの拠り所になる		19.子どもとの関係を継続する 20.子どもの拠り所になる

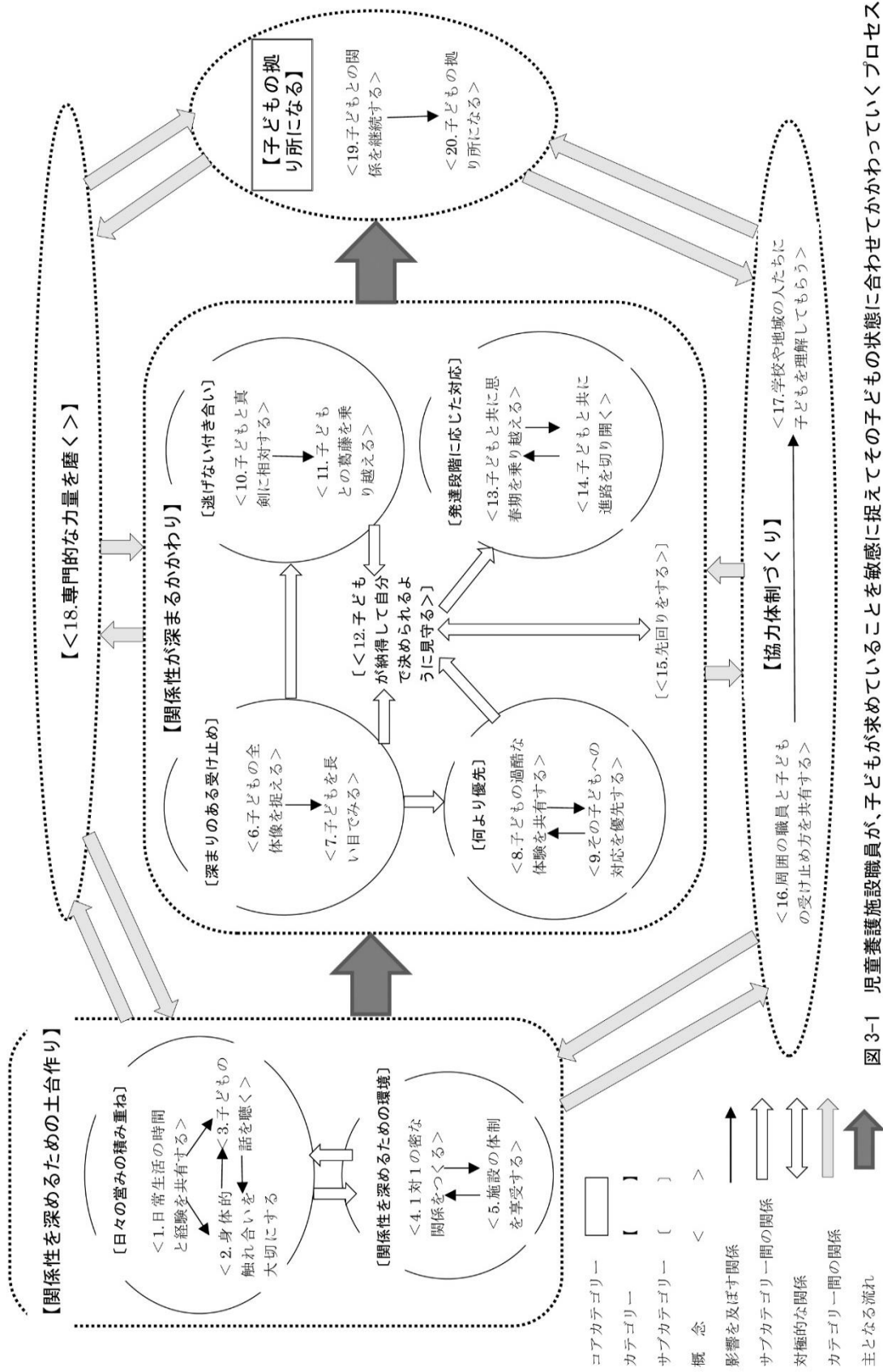


図 3-1 児童養護施設職員が、子どもが求めていることを敏感に捉えてその子どもの状態に合わせてかかわっていくプロセス

表 3-5 概念と定義

概 念	定 義
1.日常生活の時間と経験を共有する	子どもと共にする日常の営みを大切にして日々を過ごしていくこと
2.身体的触れ合いを大切にする	子どもが求めてくる身体的触れ合いに意識的に応えていく中で、子どもとの関係を深めていくこと
3.子どもの話を聴く	子どもの話を聴いて受け止めることで、子どもが自分の気持ちや考えを整理できるようにしていくこと
4.1対1の密な関係をつくる	小規模形態の中で、子どもと1対1で過ごす時間を多く持つことができ、他の子への影響を配慮せずにその子のためだけを考えて対応ができること
5.施設の体制を享受する	子どもが施設にいる間はこの職員にずっと一緒にいてもらえると信じられる施設の体制に、支えられていること
6.子どもの全体像を捉える	子どもの行動を表面で捉えずに子どもの内面を探ることで、子どもの真意を汲み取ること
7.子どもを長い目でみる	現在の子どもの優劣にとらわれずに将来を見据えて、今がどうあればよいのかを考えていくこと
8.子どもの過酷な体験を共有する	子どもの過酷な体験に共に向き合い、気持ちを共有しようと努めること
9.その子どもへの対応を優先する	子どもが必要としているときには、勤務時間に関係なく1対1で子どもに寄り添うこと
10.子どもと真剣に相對する	子どもとぶつかり合ったときに、どのように向き合うかについて悩み、逃げないで乗り越えること
11.子どもとの葛藤を乗り越える	子どもは担当である自分にだけ本音を出してくると自覚して受け止めることができ、ぶつかり合いの後に関係が深まったと感じること
12.子どもが納得して自分で決められるように見守る	子どもが自分でできることとできないことを見極められるまで待ち、自分で考えて納得がいく結論を出せるようにしていくこと
13.子どもと共に思春期を乗り越える	思春期に子どもが新たに始める行為や生ずる悩みと大人の懸念について、お互いに話ができるようになっていくこと
14.子どもと共に進路を切り開く	子どもが希望している進路実現のために、境遇からくる不利を乗り越え周囲からも認められるような手立てを模索していくこと
15.先回りをする	この失敗はしない方がよいという判断で、子どもを説得して職員の意向に添わせること
16.周囲の職員と子どもの受け止め方を共有する	子どもと適切にかかわるために、周囲の職員と情報を交換し子どもの受け止め方を共有すること
17.学校や地域の人たちに子どもを理解してもらう	学校の教師、友達、その親たち等、地域の方たちと交流する中で、子どもの状況を理解してもらえるような関係をつくること
18.専門的な力量を磨く	自分に専門的な力量が足りないのではないかと悩み、力量を磨く努力をすること
19.子どもとの関係を継続する	子どもとの関係をずっと続けることが大切であると認識して、それができるように努力すること
20.子どもの拠り所になる	子どもが施設退所後に、今の生活の愚痴を言えて、困ったときに真っ先に連絡する関係になること

表 3-6 分析ワークシート

分析テーマ 「児童養護施設職員が、子どもが求めていることを敏感に捉えてその子どもの状態に合わせてかかわっていくプロセス」

分析焦点者 「児童養護施設において特定の子どもとのアタッチメント関係を形成できている職員」

概念名 1	日常生活の時間と経験を共有する
定義	子どもと共にする日常の営みを大切に日々を過ごしていくこと
バリエーション	<p>・時間と経験を共有することかなとは思いますがね。同じ釜の飯を食うという部分から含めて(略)、朝、起こしてくれるのもこの人ですし、ご飯を作ってくれるのもこの人だし、悪さしたら怒られるのもこの人だし、寝るとき付いていてくれるのもこの人みたいな、(略) <u>スキンシップを中心に日常生活を共にするという部分を大事にしてるといことかなとは思いますがね。</u></p> <p>・今日1日こう過ごすからって、私もこれやろうと思ってと言ったら、私もこれ用意したのっていうか、だいたいもうわかって言ってるじゃないですか。そういう仲なのかねっていうか、毎日よしこれやったぞって言うよりは、あたりまえで「おはよう」っていうか、そこからあって、なんか困っていたら一緒に手伝ってくれますし、なんかそんな仲なのかなという感じです。〇〇君とも、すごい何をしたという訳じゃないのかも知れない、なんか<u>当たり前の日を一生懸命作ったのかも知れないです。</u>なんか、その中でたぶんいろいろ、ご飯、洗い物とか、片づけとか、洗濯とか、日課の中で覚えていく<u>自立するスキルみたいなものは自然に身についていきますし。</u></p> <p>・料理がすごくやっぱり大切だと思うので、(略)園で作った味を覚えているんですよ、それで、結婚して、奥さんにあの料理の作り方教えてやってくれていうぐらい、そんなにすごくおいしいものじゃないんですけど、自分が園にいたときに食べた、職員が作った料理の味を覚えているみたいで、それをお嫁さんに作り方を教えてやってくれと言って、家に呼ばれて作ったりとかしてるんですけど、<u>何か愛情とかコミュニケーションという、概念的なものじゃなくて、味だとか、もっと具体的なものの方がすごくなんて言うかはっきり残っていると思うんですよ。</u></p>
理論的メモ	<p>・日常の営みを共にする中で、自立する技術が自然に身についていく。また、そのような利点だけでなく、職員と子どもが調理・買い物・洗濯などの生活の営みを共にする中で自然な会話が生まれ関係が深まっていく。</p>

概念名 2	身体的触れ合いを大切にする
定 義	子どもが求めてくる身体的触れ合いに意識的に応えていく中で、子どもとの関係を深めていくこと
バリエーション	<p>・添い寝をすることが多かったですね。職員がいないと、時々呼びに来る、夜中呼びに来るといこともなくはなかったタイプのお子さんだったですね。(おんぶとか抱っここのスキンシップもありましたか) そうですね、テレビ見ていたりとかするとだいたい膝に乗ってきたりとかいう部分とかあったので、まあそういうこと含めて、1年生2年生くらいまではそういうのをちょっと大事にというか、意識的な部分と、寄ってきて、来るから手を貸すというところと、そうですね、ありながらとってきたかなとは思いますがね。</p> <p>・(スキンシップ的なことはどうですか、おんぶとか、抱っことか) よくしていたと思います。お風呂も一緒に入ったりとか、時間的に許されるのであれば、もちろん他の子も一緒ですけど、お風呂に一緒に入ったりとか、夜寝るときに一緒に傍で添い寝をして一緒に寝たりとか、あとは抱っこかおんぶとかはよくしていたと思いますね。</p>
理論的メモ	<ul style="list-style-type: none"> ・スキンシップ、身体的触れ合い、身体的接触、 ・対象児が小学高学年からの場合が多かったので、スキンシップの話はあまりされなかった。

概念名 3	子どもの話を聴く
定義	子どもの話を聴いて受け止めることで、子どもが自分の気持ちや考えを整理できるようにしていくこと
バリエーション	<p>・夕食後から就寝までの間、おしゃべりしていたというか、その中で学校での悩みも含めてですけども、(中略) 学校で思ったこと、嫌だったことというのを家に帰って吐き出してリセットして、また学校に向かうというようなことができてたのかなとは思いますがね。</p> <p>・基本的には「ちょっと聞いてよ」ということも含めて話してくるというのはありましたね。</p> <p>・会社も1週間休んで、そこも家出している状況があったときとかも、ほんと半日ぐらいちょっとしゃべると、「会社に戻りたい」って、もう、もうちょっと前に言った方がいいんですけど。ま、<u>安心するんですかね、全部わかってくれてたりするという気持ちもあるんですけど、ま、じゃ一緒に謝りに行こうとか。</u></p> <p>・本人の話を聞くというところをすごい大事にしてきて、本人はすごい自分の気持ちを話してくる子だったので、自分の友人との関係だったりとか、恋愛関係の話だとかをすごいしてくれる子だったので、それに対しては職員の方がそういう話を聞いてあげることができて、職員も3人とも若い職員ばかりだったので、そういうところでは年が近い人間としてのアドバイスもすごくできたのかなと思いますね。</p> <p>・結構、酔っぱらって帰ってくる時もほんとにあって、そのときは本人がすぐにベットの方に行ってしまうって寝ちゃったりしていたので、そのときは次の日に昨日どうしたのと話を聞いてあげて、その問題を流しちゃわない、職員の方がもう済んだことで終わりにしないで、ちょっと話を聞いてあげて、<u>注意をするというよりも話を聞くというようなスタンスで本人に接していたら、ちゃんと本人の方も本気で話をしてくれて、だましたりだとか、隠したりとかいうのはあまりしなくて、ほんとに話をいろいろしてくれたかなと思いますね。</u></p> <p>・自分の中でこうお母さんはお母さんだからしょうがないかな、病気なんだなと、自分なりに納得していたんですかね。愚痴はこぼしてはきましたけど、「こうなんだ」「あーなんだ」と、よく、話しても通じないって、困っちゃうということはよく高校の時に言っていましたけど、でもまあ、そうじゃない時もあるんだよねと言うと、うーんそうなんだよねと言って、ま、それでも心配をしているんだろうからと言うと、それもわかってると言って納得していたので、乗り越えるというより<u>本人の愚痴を聞いていたという感じですかね。</u></p>
理論的メモ	<p>・子どもの話を聴き、気持ちを受け止めていると、子どもが自分で納得して次に進むことができるようになる。</p> <p>・この概念は、小・中学生のときの学校での悩み、高校時代の逸脱行動について、退所してからの仕事の愚痴、母親に対しての不満等、年齢の幅が広く内容もさまざまである。</p>

概念名 4	1対1の密な関係をつくる
定義	小規模形態の中で、子どもと1対1で過ごす時間を多く持つことができ、他の子への影響を配慮せずにその子のためだけを考えて対応ができること
バリエーション	<p>・小規模というのはすごいあったかなというふうに思います。本人が結構高齢児であったので、就寝時間が1番遅かったんですけども、そのときはやっぱり僕ら職員3人とも、本人に<u>1対1で付き添って話をしたりだとか、一緒にゲームをしたりだとか、してる時間がすごく長かったように思うんです。それやっぱり小規模だからこそできたのかな</u>とっていて、子ども一人ひとりにさける時間というかね、小規模だからこそできたのかなというふうに思うので、それについてはその環境というのはすごい大事だったかなというふうに思いますね。</p> <p>・<u>小舎だからできたし、それからその子どもの構成で、そういう夜遊びして帰ってくる子が2人ぐらいだったので、例えば同じ年代で中学生が何人かいて、その例えば3~4人中学生がいて、3~4人の中学生のうち夜遊びする子が1~2人で、まじめにやってる子がいたら、夜遊びして帰ってくる子に夜食を出してやることはできなかった</u>と思います。たまたま、そういうなんていうか状況、<u>その子たちだけをフロアの中では特別に何か対応できる、ちょうど環境があったという、小舎だからやっぱりできたという、大舎だととてもそんな、(略)そういうことをやって批判を浴びてやめさせられるという園全体の統制みたいなものがなかった、特に、独自に担当が子どもに対する対応の仕方を工夫してやっているんだ</u>ったらそれはそれでいいじゃないかというような、たぶんそのぐらいの許容範囲が持てたと思うので、だからできたと思うんですけど。</p>
理論的メモ	<p>・小規模形態のメリットを享受することができている。</p> <p>・そのグループの子どもの年齢構成に幅がある（縦割りで同年齢の子どもがいない）ので、他の子への影響を心配せずにその子のためだけを考えて対応ができ、そのような対応を園に認めてもらえている。</p>

概念名 5	施設の体制を享受する
定義	子どもが施設にいる間はこの職員にずっと一緒にいてもらえると信じられる施設の体制に、支えられていること
バリエーション	<p>・彼女の気持ちも私も分かるという、彼女もそういつて分かってもらえる人が近くにいる、で、園のよさとして、<u>すごく長く一緒にいてくれるというものがまわりを見てわかったので、本人も割と「じゃ、この人に頼ればいいんだ」というふうに思ってくれたのかな</u>というふうに思います。</p> <p>・でもほんとに今の施設だからこそできたことなのかなという、すごくいろんな自分のわがままでも、異動のときに子どもを連れて行かせてもらおうとかも、自分の希望を通してもらったりとか、長く見たいというのを見守ってもらったりということしてもらえてるのは、ほんとにその園自体もそういう<u>長く安定した関係で子育てをした方がいいという考えがある施設</u>だからかな、というふうには思ってます。</p> <p>・これ担当じゃなかったらたぶんここまで思い入れというか、ここまで全部自分を投げ打ってじゃないですけど、全部注いでやってくるってたぶんできなかったと思いますし、 (略) <u>私はずっと入ったときからそれが当たり前でやってきたので、また、それやりつつもこれ担当でなかったらいいのにな、</u>と思うこともいろいろあるんですけど、やっぱりこの担当、子どもからしてもこう担当職員、自分にとっても担当の子もっていうその深いかかわりの中でいろいろありつつも、やっぱりこう施設を出た後に何かあったときに信頼できる人というところで、ちょっとでもこう思い浮かべてもらえるような、ほんとに信頼関係って基盤にあるんだなというのを思いますけど。</p> <p>・<u>個別担当でずっとかかわってきたことからでしか得られないものってあるんじゃないか</u>と私は思っていて、ま、そこまで、言ってみれば赤の他人にそこまで自分のいろんな感情とか、今まで感じたことのない想いとか、そんな感情を抱けて、一人の人のことを考えたりだとか、思ったりだとかということって、たぶん私はあの体制じゃなかったらできなかったんだろうなと思うと、やっぱり得られたものはすごく大きかったなと、振り返って思いますね。</p>
理論的メモ	<p>・担当の子どもを連れて異動することや、通常担当2人のところを3人見てでも担当を継続したことを“自分のわがまま”と表現しているのは、そこまでして担当を継続すべきであるということがその施設でも一般化されてはおらず、本人の意欲に任されていた。そして意欲があれば認められたということであろうか。職員個人の意欲にかかわらず、施設としてそうするのが当然というようにはならないものだろうか。</p> <p>・職員が、担当じゃなければいいのにといいながらもそういうシステムになっているからやらなければならないと思って頑張ってきて、子どもが成長した後に振り返ってみると担当だったから深いかかわりができたんだと思える。そのようにして職員も成長していき、次に同じようなことで悩んでいる後輩の職員に自分の経験を話して励ましてやることで、その施設の体制が強まっていくと考えられる。</p> <p>・子どもと安定感を共有する。</p>

概念名 6	子どもの全体像を捉える
定 義	子どもの行動を表面で捉えずに子どもの内面を探ることで、子どもの真意を汲み取ること
バリエーション	<p>・大人との距離があいたまま、そこが何をしても縮まらないという感覚のお子さんで、入所するときからの担当で何をするにも一緒にやってきたんですけど、ただどうしても埋まらない溝みたいのものが彼女との間にずっとあって、こちらが指導的なことを注意したりだとかそういったときでも、<u>反発心を抑え込んでわかったという感じで表面上取り繕ってそこで大人に向けて怒りを向けるだとかそういうことを一切しないお子さんだったので。</u></p> <p>・どこまで彼女がそこに(=その高校に)行きたいのかということが今一見えなかったということ、急に降って湧いて出た話なので、どういうふうに取り扱っていかうかというので、まあちょっと、すごく悩んだんですけど。</p> <p>・園にいるときは、もう部屋もぐちゃぐちゃだし、衛生管理も全然できないし、大丈夫かな、一人暮らし、アパートで一人暮らしなんですね。大丈夫かなって、思いつつ、ただやっぱり、彼女とずっと付き合ってきて、そのなんか生きていく力みたいなの、そういうものって彼女すごいあって、私は一人暮らしさせても問題ないだろうという自信みたいなものが、なんかあったんですよ。</p> <p>・もうずーっと一緒にいましたからね、ほんとに。いろんなとこ歩いて、散歩して、夜連れ出して、なので、だいたい、あ、こういう状態ならば、大丈夫だなというのは自分の中ではあったんですよ。それというのは自分のことを客観的に見ることができて、これこのままだったらこうなりそうだな、こうなりたくなかったらこうなんだというのをちゃんと話できてたんだので、<u>それ分かってんだったらいいんじゃないのと。</u></p>
理論的メモ	<p>・かかわっていく中で子どもの本質を見抜くことができるようになること。そのためには長期間子どもとかかわっていくこと(担当を継続すること)が必要である。</p>

概念名 7	子どもを長い目でみる
定 義	現在の子どもの優劣にとらわれずに将来を見据えて、今がどうあればよいのかを考えていくこと
バリエーション	<p>・<u>彼がゆっくりでもいいから、自分のペースでいいから、社会に生きていって、まあ、本人の生きてる楽しさ、「楽しく生きてるよ俺」っていつか帰って来てくれる、その辺を目標にしようという、こうずーっとその辺を持っておかないと、あれできてない、これできてないということになる。</u></p> <p>・きつと認められたいというか、すごくいい子、いい子しちゃうんで、疲れちゃうんですけど、<u>そのままでいいんだよ</u>ということは、ちょっと時間かかるでしょうけど卒園するまではと思うんですけど。</p> <p>・何度もその女の子に不登校の時期とかもあったりして、あんまり行こう行こうというよりは、<u>まあ人生長いんでそういうときもあるよ</u>、でも、せっかくいるんだったら、部屋というよりは（=部屋にいるよりは）掃除しようよ、俺大変だからさあ、ちょっと手伝ってもらったりして。</p> <p>・コミュニケーション全く成り立たないので、まず第一に、コミュニケーションを回復していくかという、何かを治したり、彼のまずいところを直したり、それから何か修正したり立ち直らせたりというのは二の次のことで、コミュニケーションをまず、会話がほとんどできなくなってる、言えれば何か反発してくるという状態だったので、まず関係性の取戻しということで、僕が考えたのは、ルールや、えーと、夜遊びして帰ってくるんですが、帰ってきたときに夜食を出してということで、そこから少しずつ話ができるようになるんで、コミュニケーションを回復するための手段として夜食を出してやるということをしたと。</p> <p>・否定はしなかったんです、今の状態というのを、本人の今の状態というのをすごく心配していたのがあったので、自分こうなりたくない、あーなりたくない、あーだ、こうだ、やっぱり昔があーだ、こうだ、ってどどんなったりしたので、「大丈夫じゃね」っていうようなそんな今 18（歳）なんだからというような感じで。まあ、苦しいよねというようなところは共感しつつも、<u>あーしなさい、こうしなさい</u>ということは言わないようにしてはいたんですね。大丈夫だよって、自分の経験を交えながら、自分の失敗談をかなり言ったんです。</p>
理論的メモ	<p>・子どもの成長を長い目で見るということは退後のことを見据えて考えることで、園生活がきちんとできているかどうかを問題にすることではない。</p> <p>・大人の言うことをよく聞くことができ、園生活や学校生活に適応できている子どもが必ずしも社会で適応できるとは限らない。主体性を保障すること、責任を引き受ける自覚が芽生えてくるのを待つこと、自分の思いを話してよいのだという雰囲気作りをすることが重要であろう（高橋一正, 2011）。</p>

概念名 8	子どもの過酷な体験を共有する
定義	子どもの過酷な体験に共に向き合い、気持ちを共有しようと努めること
バリエーション	<p>・お母さんが亡くなられたときでしたかね。1年ぐらいは付き合いがあったんですけど、やっぱり本人の方が唯一の親族を亡くして、まあ、<u>失った体験をしているときに、自分とすごくそのことについて向き合うということがあったんですけど</u>、そうですね、亡くなったことを伝えることから始まって、受け止めきれない、ちょっと否認することがあったり、でも実際病院に行ってそういう姿を見たりして、で、その後も、えーと、私自身も親を亡くす体験をしたので、すごくそういうところで話ができたんですね。なんかすごくそこで、<u>お互いなんか共感ができたというのが、すごく関係が深まった一つのエピソードかな</u>と思います。</p> <p>・都度都度なんか本人の気持ちに添っていく、その全く触れないということではなくて、お母さんのこととか過去のこととかいろいろ触れながらいろんな話ができただかなと思います。</p> <p>・だから本人はその罪滅ぼしというか、やっぱり妹たちへの罪滅ぼしという意識があるんじゃないかなというのが私の主観ですけど。</p> <p>・自分が出ていった後にお兄ちゃんが頑張ったんだと思うというような思いがあるみたいで、ほんとに環境を断ち切りたいという思いがある一方で、でもやっぱりそれはしちやいけないことだというふうに思って、あの細々と関係続けていると思います。</p> <p>・じゃこの子は誰をどう頼りに何を頼りに生きていけばいいのかなと思ったときに、もうここは絶対俺は死ねないなって思ったんだけど、ほんとにこの子とかかわる以上絶対生きてやると思うぐらいな、分離するのがすごく不安な子で。</p> <p>・そういうふうが一番調子悪くなったときに、いろいろな問題、本人が今まで生活の中で抱えてきてた問題がぶわーと出てきたり、というのもあったので、それはやっぱり施設に対するものも、もちろんありましたし、自分の生い立ちにも、もちろんありましたし、はい、というような感じですかね。そんな中で、こうやっぱり、なんだか自分とは気が合ったようで、散歩行ったりとか、ちょっと調子悪くなったら自分を呼んだりとか、というところで、一時期、病院に入院したりしても、やりとりできるのは自分以外には会いたくないという時期もちょっとあったんですよ。</p>
理論的メモ	<ul style="list-style-type: none"> ・職員自身の体験の有無はどのような意味をもつのか。 ・きょうだいのことを思うと親とのひどい関係を断ち切れない本人の気持ちを理解しようと努めている。言葉にできない子どもの気持ちを職員が思いやっている。 ・その子が頼れるかもしれないと思えた人（担当職員）とまた分離することがどれだけ大変なことかを自覚して、絶対に離れてはいけないという覚悟を持っている。 ・子どもと共感する。

概念名 9	その子どもへの対応を優先する
定義	子どもが必要としているときには勤務時間に関係なく1対1で子どもに寄り添うこと
バリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・実際にはもうたぶん心停止されてたんですけど、本人が病院に着いてから、一応まだ、こう何ですか、蘇生を施している状態は見る事ができて、本人来てから、それをやめて、亡くなったことを宣告するという場面には、はい、本人は。 (そのときにずっとAさん一緒にいて) はい(全部一緒に) いましたね。そうですね、その後は、<u>勤務も休みもずっと出て、しばらく一緒にいる</u>というようなこともやりましたね。 ・妹と弟を母親からの暴力から救うためにどうしたらいいかっていうところで、結構緊迫した日が続いたりだとか、(略) その弟が家を抜け出したりするのは結構深夜とかなので、そのときに本人に弟から連絡が来て、本人から私に連絡が来るんですけど、そんなこと結構、日をまたいでやるので。 ・やっぱり<u>今日やって欲しいことってあると思うんですよ</u>。なんか、次来たときでも、まあまた次のつながりで、当然来てくれてまた、ああいうことするんだっていうのもいいんですけど、やっぱり<u>今日聞いてほしい話ってあると思うんで</u>。 ・そんなこんなもあって、入院する前の日は1回、ちょっと施設長にも話をホテルに泊まったんですけど、ここに戻って来れなくて、戻って来たくない。ただ、いきなりは入院できなかったので、自分のかかりつけの病院の方にかかって、ちょっと診てもらって紹介状だけ書いていただいて、その日は帰れないから明日朝一で行こうと、その日は帰れないからホテルと一緒に泊まってという形で泊まったんですけど。
理論的メモ	<ul style="list-style-type: none"> ・アタッチメント形成と労働条件が両立できるようにしていくことが必要であると考えられる。 ・職員が勤務時間中でも担当の子どもとだけ一緒にいることができるようにするために、小規模でも複数の職員の勤務が可能になる体制がつけられるようにすべきであろう。 ・子どもが必要としているときには勤務時間に関係なく子どもとかかわること。 ・大人の都合に関係なくその子どもとだけかかわる。

概念名 10	子どもと真剣に相對する
定 義	子どもとぶつかり合ったときに、どのように向き合うかについて悩み、逃げないで乗り越えること
バリエーション	<p>・大人なんてどうせ信用できないし、どうせ私が行きたいって言ったって行かせてくれないんでしょみたいな感じで、ワーと怒って、泣いてたんですよ。で、ワーと言って、バタンといなくなると、というのが初めてそのときにあって、これどうやって乗り越えようかなというので、まあ彼女も多分思っていて、私も考えていて、やっぱり次の泊りはすぐやってくるわけで、で、そのときすごいしんどくて、彼女に向き合うのも苦しかったし、何という言葉を掛ければいいのかわからなかったし、果たしてここまでの、なんだろ、人と人とがぶつかって、でも、彼女もいい大人なので、人とぶつかってという体験、そんなに私も経験なかったし、(略) <u>どう向き合えばいいんだろうというのですごい悩んだんですけど。</u></p> <p>・でもやっぱりそこでも「うるさいよ！」みたいな「死ねよ！」みたいな感じでもうすごい、そんな子じゃ全然なかったんですけど、もうすごい怒声を浴びせられて、まあ、感情にやっぱり任せて、「早く出ていけよ！」みたいな、「もう何も話すことなんかはないよ！」みたいな感じでもうすごい言われたんですけど、淡々と、そのやっぱり、〇〇のことを私も真剣に考えたいし、向き合いたいし、ちゃんと落ち着いたところでお互い話す時間を持つよということで、だから明日また来るから明日また話そうよというところで、そこでもワンクッション一度置いて。</p> <p>・本人が自分の意思をはっきり出してくる子で、パソコンがもっといっぱいしたいんだとか、このご飯まずいだとか、いろいろ言うてる子だったんですけど、結構職員がそれに対してダメなもの駄目だよというのを、本人が高齢児でありながらもしっかり言えたというのが大きかったかなと思いますね。やっぱり、高齢の男の子だとかって、結構こわかったりするんですけども、うちら職員3人はそれに対して結構はっきりとそれはだめだという話を本人にしてきましたし、ルールを守らせるような話は本人にしっかりしてきたかなと思いますね。</p> <p>・他の職員も反抗してくることにに対して対応してればやりとりも多くなりますし、付き合ってる時間も多くなるので、逆に関係なんかも、みんなその子とよくなったんじゃないかなと思いますね。<u>反抗してる時期を乗り越えての結果があった</u>と思います。</p> <p>・そのときに子どもたちもいろんな試し行動もしてくれましたし、いろんな悪さもしてくれましたけど、あの、やっぱり腹を割って話した時に、私も若かったので、泣き泣きしゃべって、なんでこんなことするのみたいな話をしてから子どもたちも、あ、職員も大変だったのねみたいな、ふうに思ってくれてから、ちょっとすとんと変わってくれた時期があったので、あーやって話したこともよかったのかなって思いますね。</p>
理論的メモ	<p>・個別担当であれば、子どもと職員がぶつかったときに、逃げずに乗り越えなければならぬという覚悟をお互いに持つことができるのではないかな。</p> <p>・チーム担当で葛藤を乗り越えるケースでも、そのうちの特定の職員との関係が深まるのではないだろうか。</p> <p>・子どもと勝負する。</p>

概念名 11	子どもとの葛藤を乗り越える
定義	子どもは担当である自分にだけ本音を出してくると自覚して受け止めることができ、ぶつかり合いの後に関係が深まったと感ずること
バリエーション	<p>・確かにやっても大丈夫だからっていうぶつかり合い、それで関係が壊れるという不安はなかったかなと思うんですけど。(関係が回復したときに以前よりも一歩乗り越えたというかそういう感じというのがあったんですか) 自分の中ではそんなに、変わったという感じはないんですけど、もしかしたら本人の中で、やっぱりこの人しか、<u>自分は最終的には、この人を頼るしかないんだという経験になったのかもしれないかな</u>というふうに、本人を見て感ずます。私の中ではそんなに口をきいてない間に関係が薄れてしまったりとか、離れてしまったりという感じはなかったですね。割と求めてるなというのが見えてたので。</p> <p>・まあその後の卒園までにそうやって職員と大きくぶつかるというのは、2回ぐらいはありましたけど、まあ毎回同じ感じで、<u>やっぱり怒りを向けてくるのは私に対してで、他の職員にはそういうことはなかった</u>ので。えーと、その主にはトラブルになるのは、やっぱり彼女の場合は生活のそのルールをなかなか守れないというのが根底にあるんですけど、そこから枠の中で生活することの苦しみみたいなのをぶつけてきたりとか、まあそういうことがありましたけど、まあそうやって話をして<u>ぶつかっても人と人ってやっぱりこうやって修復できるんだよ</u>みたいなことを、こう出るまでに経験、私も経験させてもらったし、子ども自身もいろいろ感ずてくれていたらしいなとは思ってますけど。(中略) 本人が話していた言葉で、えーと、今まですごく大変な家庭環境で育ってきたので「大人のことは信用できないと思ってたけれども、やっぱりこう園に来て、大人って信頼してもいいんだなっていうか、というふうに思ったんだよね」みたいなことを言ってたよみたいな、(略)「<u>大人ってなんか自分がどんなに反発しても、なんかこう一生懸命やってくれる人もいるんだって、なんか感じたんだよね</u>」みたいなことを言ってたよ、<u>みたいに言われたときに、なんかまあ、私たちが目指すというか、いる間にできることって、なんかそういう人を信じられる心とか、なんかそういうことなのかなあ、とちよつと思つたのが結構印象的でうれしかったなあと思つたことなんですよ</u>。</p> <p>・暴れる時期があつたと思つたら、べたつとする時期があつて、また、暴れて「てめえ」なんて、「てめえ」って言葉を他の職員聞いてないんですけど「あの子そんなこと言うんですか」みたいな。</p> <p>・その母が亡くなった子、他人には危害は加えないんですよ、僕に危害は加えるんですけど。</p> <p>・たぶん職員みんな本人とぶつかつてるかなと思つてまして、すごい本人の方はどの職員であってもやっぱり、すごい不機嫌なときはぶつかつてきたりもしますが、それに対して職員の方が面倒に感ずることなく、ちゃんとしてきたのかなという。*</p> <p>・ぶつかった記憶って結局悪いことばかりではなくて、本人にとってはやっぱり自分のことを考えてくれた実感みたいなので考えてくれているんだと少し安心しましたね。</p> <p>・(やっぱりそれまでの関係があるから反抗できたという) そうですね、それはあるかもしれないですね。ある意味で自分の素のままを出しても関係が切れないだろうというのがあるから出せるのがあるんじゃないかと思うけど。</p>
理論的メモ	<p>・子どもは誰にでもぶつかるのではなく受け止めてくれると信頼できる人へのみぶつかる。ぶつかられる方もそれがわかつていて受け止める。</p> <p>・それまでのかかわり合いを基盤にぶつかつても関係は壊れないという自信をお互いに持っている。</p> <p>・「やっぱりこの人しか、自分は最終的には、この人を頼るしかないんだ」と子どもに思わせるということはアタッチメント形成ができているともいえるが、一方で、職員として絶対にこの子との関係を続けるという覚悟がなくてはできないことであろう。子どもをそのように思わせた後に、職員の方から関係を切つてしまうというようなことはあつてはならないからである。</p> <p>・*の事例は個別担当よりチーム担当の色合いが濃く、担当1人に対してだけ本音を出すという状況ではなく職員3人に本音を出してぶつかつている。</p>

概念名 12	子どもが納得して自分で決められるように見守る。
定義	子どもが自分でできることとできないことを見極められるまで待ち、自分で考えて納得がいく結論を出せるようにしていくこと
バリエーション	<p>・ちょっと自分の現実と理想がちよっとかけ離れてる、よくある話なんですけど、本人が自分はこの行きたい、行けるであろうと夢見てて、ちょっと現実が全然見えていないようなことがあって、すごい喧嘩をしまして、(はい) で、「そんなに話を聞いてくれないならもう口きかない！」みたいなことがあって、半年くらい口をきかない時期がありましたね。でも結局、その後というのは受験切羽詰って本人が自分ではどうしようもなくなって、職員を頼るところで、ま、仲直りじゃないですけど、(ええ) じゃ、やっぱり一緒に進路のことについて取り組もうみたいなことで、まあ、本人が妥協しつつ、職員も本人ここなら大丈夫だろうという大人の見方というか、学校選ぶことができ、受験も無事に乗り越えることができたということがありますね。</p> <p>・本人もすごくかたくな意志を持っていたんで、そこは無理強いしないで受け入れましたね。</p> <p>・どうすると話があったときにそれはあなたの考えは甘いよって、その友達に付き合ってたA高校に行きたいという部分も含めて、私の方からは甘いんじゃないのって、そこまで言われたけどやりたいてって言ってきたことに関しては、じゃ頑張りなさいってこちらがする準備をするという話はあるので、まあ、<u>本人も納得して高校選択という部分では進めていったかなあ。</u></p> <p>・なんだ、わかってできるようになってたと思っていたら要は違ったんだ、そうか、怒られるからしなかっただけなんだね、というようなことがオープンになったというようなことは、多々ということがありますよね。でもまあ、ということはこちらのやり方が間違ってたんですよ。要は、ガンと押さえてただけ、そこに何も伝わってなかったというのが露呈しただけなので、ということでの振り返りというか、職員のやり方の振り返りというか。</p> <p>・無理やりやらせたときってやっぱりやらないというか、格好はやりますけど、やらされてる感、<u>なんか結局は自分で納得というか、そう思っていないんでだめなんですよ、</u>と思うんですけど。</p> <p>・大人が先回りして全部やっているとなんかあたかもできたかのように(中略)そこまでやっちゃうとやっぱり失敗しつつ、命にかかわることはもちろん止めますけどなんか違うなという感じ。</p> <p>・最初A高校ねらっていたんですけど、やっぱりそんなに勉強しないで、落ちたとき大変だからって、B高校にしたんですけどね。(略) やっぱり、こういうところなので落ちたら、かなり低いランクの学校になっちゃうので、どうする最後はお前決めることだぞって話だけはしていたんですけども。(じゃ、あんまり悩まずに決められた?) やっぱり、悩んではいましたね、A高校に行きたいというところで、ただ、成績がやっぱりぎりぎりだったので、危ないと、まあ、私立受かっていけば受けるレベル、受けてもいいレベルだとは思んですけども、全然、ただ失敗すること考えていうところですね。それはこういうところのあれなんですけど、はい。でもB高校だからいやだとかって言って、いうふうにはならなかったですね。<u>最終的には自分で決めさせているんで。</u></p> <p>・年齢にもよって変わりますが、ある程度の年齢になった場合はやっぱり自己決定をさせてあげたい、本人にやっぱり岐路に立たされたときには本人が決めることってすごく大事だと思うんですけど、</p>
理論的メモ	<p>・その子どもの特性をよく把握し、その子が状況に応じて自分で考えて自分で納得がいく結論を出せるようなかわり方をすること。主体性を尊重する。</p> <p>・子どもが納得して理解したものでなければ、怒る人がいなくなれば身についていなかったことが露呈する。「先回りをする(No.15)」と対極的な考え方である。</p> <p>・子どもが自分で決めてやったことなら失敗しても次の成長に繋がる。</p> <p>・自分で悩んで自分で決めたことなら、妥協したことであっても「いやだ」とはならない。自分の能力がないから仕方がないと納得した上での決定だからであろう。</p>

概念名 13	子どもと共に思春期を乗り越える
定 義	思春期に子どもが新たに始める行為や生ずる悩みと大人の懸念について、お互いに話ができるようになっていること
バリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・また、思春期相応で、恋愛なんかもできてたんですけど、さほど、こう、道を外すようなこともなかったのかなと、今振り返って思うんですけど。<u>オープンにそういう男女の話もできましたし</u>、本人自身も彼氏が変わったら、この人が今度の彼氏だという感じで、園まで連れて来てくれたので、割とちょっと安心して、性教育的な話もできましたし。 ・<u>異性との関係の部分で、やっぱり「自分を大事にしてもらいたいんだよ、私たちは」ということを伝えていく。</u> ・自分の自由時間にパソコンをしたりだとかいう時間に、「もっとパソコンをしたいんだ」ということで、何回も僕とぶつかりましたし、何回も僕とぶつかりましたし、そういう時には本人の口から、<u>普通の一般家庭だったらこういうことはないの</u>ということ、ずっと繰り返し、繰り返し言って来て、僕の方からいやそういうことはないと思うよって、やっぱり一般家庭でもルールは普通にあると思うし、それはうちらもわきまえた上で一応伝えてるんだよということは、繰り返し、繰り返し伝えてきたように思います。
理論的メモ	<ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭と施設の違いは、子どもが思春期に感じる大きな不満のひとつである。これをきちんと受け止めて話し合うことが大切であろう。その際に、施設のルールを説得するだけではなく、そのルールを守らせることがその子どもの成長にとってどのような意味があるのかを捉え返す必要があると考えられる。 ・思春期になる前に子どもとの関係ができていのかどうか、思春期を乗り越える鍵になると思われる。しかし、最近は思春期になってから入所してくる事例が増えている。

概念名 14	子どもと共に進路を切り開く
定義	子どもが希望している進路実現のために、境遇からくる不利を乗り越え周囲からも認められるような手立てを模索していくこと
バリエーション	<p>・(そういう社会資源について調べるのなんかは?) そうですね、<u>あの時はあらゆる人に聞いたり、文献見たりという調べ方をして、体当たりでしたね</u>、まだその奨学金制度も園で利用した子があんまりいなかったの、自分なりにリスト作ってみたりしてやってみました。</p> <p>・彼女が学校に行きたいという思い、あの、自分も学校調べてみたし、彼女がここまでそのあそこに行きたい、あれをしたいと前向きな発言したことなかったから、あの、私はぜひ応援してあげたいと思っている。ただ、その当時って私立高校に行くことって結構ハードル高かったじゃないですか。(ええ)なのでその、しかも時期も時期で、推薦で都立高校に願書出してる段階でここから覆していくっていうのはやっぱりそう簡単なことではないけれども、<u>やっぱり本人の意志を、夢をかなえてあげたいという思いで一緒に頑張って行こうよと。</u></p> <p>・当時ってその公立行けるんだったら、公立に行かせるべきだみたいな感じだったじゃないですか。(あー、まわりからということね)まわりから、そうですね。うーん、なので、割といろいろと・・・(担当が責められたみたいな形で言われましたけど、ということね) そうですね、そう言われたことはありましたね。(中略) <u>必死でしたね、あの当時は何とか行かせてやりたいというので、⑦</u></p> <p>・彼女のやっぱり絵を描きたいという思いと、これまで生きてきた中で彼女にとって絵を描くということが、やっぱりすごく重要なことだということから、是非行かせたいという思いに繋がったんですけど。</p> <p>・夢は本人あったので、服屋さんで働きたいという将来の夢が、洋服屋さんの店員さんになりたいという、服が好きで、奇抜なんですけど、彼の世界というか、表現されているような服装なんですけど、でもまあ、そういうのすごく大事だなと思いつつ、どうしたらそこに一緒に向かっていけるかなというところで、まあ、ただ、対人関係やはりこう難しいので、一般就労はやっぱりきびしかったんですね。</p> <p>・その後は僕と一緒にまた新しい高校探しをして、ま、普通の学校はね、やっぱり途中編入は難しかったので、サポート校、通信制のサポート校の方にまた転学して行きはじめまして。</p> <p>・そのここを出た後どうしようかというのも、自分たちが全くノウハウがなかったので、まずは社協さんの方で、ちょっと施設長の知り合いの方がいて、ちょっと話をしたりとか、あとうちの理事にも精神関係の方もいらっしゃったりして、いろいろやりとりをしたんですけども、A市の社協さんの方で、そういう子ども対象にサービスがあるということで、そちらの方とやりとりが始まって、じゃ、どうしていったらいいかなと、グループホームを探してという形で、あとは就労移行支援がある所を見学していきながら、あとは本人と面談したり、あとは手帳を取ったりと、精神障害者の手帳を取ったり、そのサービスを受ける手帳を取ったりとか、というようなやり取りをやったんですね。</p>
理論的メモ	<p>・社会資源について調べたり、子どもの進路を他職員に認めてもらったりすることについても取り組む必要がある。</p>

概念名 15	先回りをする
定義	この失敗はしない方がよいという判断で、子どもを説得して職員の意向に添わせること
バリエーション	<p>・しばらくはやっぱり学校生活はつまらないと、気が合う友人も全然いないし、授業もつまらない、という感じで、無気力な感じがすごい続いていて、高校になってからも朝起きられないというのが続いていて、中学生よりもそれが顕著に見られ始めまして、もうその進級がまずあやぶまれるほど、起きなかったんですよね、朝。やっぱり単位がすごい足りなくなってしまうと、<u>学校の先生にその都度、あとどのくらい欠席したら危ないですかというのを、もう逐一電話とかで確認しながら、情報収集をして、それを本人の方に「こんだけ休んだらやばいからとにかく起きて学校に行ってくれ」ということを話して、本人もそれについては「わかった、頑張る」と話してくれたんですけど。</u></p> <p>・それで、退学処分を余儀なくされて、そこで園内で、ちょっと本人を今後どうしていいこうかと考える中で、本人が退園希望を出して来たんですよ。園出て働きたいと、(はい) 園にもすごく迷惑かけてしまったし、もう居場所がないんじゃないかと自分の方から話してきて、で、そのときにも園内でもすごく協議したんですけど、僕ら職員の希望としては、やっぱり最後まで面倒みたいということ、本人にも話をして、本人にもそれは伝えていたんですけども、本人の方はずっと葛藤していて、まあ、その気持ちはすごくわかる、けれどもやっぱり自分は自立してお金を稼ぎたいんだというのがすごくあって、その話し合いをすごい何回も繰り返したような気がしますね。結果、取り敢えず、園で協議したことを本人に伝える場を設けましょうということで、僕と今の主任の人で、本人に話をして、園の意向を伝えて、すごいほんと感情を伝えて話した結果、何とか本人の方は踏みとどまってくれて、(はい) <u>「そういうことだったら残るよ」ということを言ってくれて、結果、園に残ることになりましたね。</u></p> <p>・アルバイトをして専門学校に行きたいというのがあって、アルバイトはよくやってました。100万近く貯めて出ていったので、(略) 結局、専門学校はやっぱりそれでは足りなくて、いくら奨学金を借りても返せなくてはいけないというところで、就職に切り替えたんですけど。やっぱりお家の援助も無理だったので、どうしても本人のアルバイト代だけになってしまうとどうしても無理で、そうすると奨学資金を受けると可能は可能だったんですけど、今度はそれを返さなくてはいけなかったんで、<u>学校の先生も担当してた職員もお金の計算とか一緒にして、このぐらい返すようかなとなったときにやっぱり無理かなと、あとは働いてどうしてもなりたければ入ることもできるんだよという話をされまして、それもそうだなということで就職に切り替えますね。</u></p>
理論的メモ	<p>・『本人がどうしたいか』と『本人をどうしたいか』の違い。</p> <p>・「子どもが納得して自分で決められるようにする(No.12)」と対極的な考え方であるが、子どもの特性、状況、自分で決めたときに考えられる影響の大きさ等により、このような対応が必要になってくるのだろう。その際でも、子どもとの話し合いをしっかりと行っている。</p>

概念名 16	周囲の職員と子どもの受け止め方を共有する
定義	子どもと適切にかかわるために、周囲の職員と情報を交換し子どもの受け止め方を共有すること
バリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・今、本人と口をきいてないと他のスタッフにも伝えてあったので、向こう側もこの前あんなこと言ってたよ、こんなこと言ってたよと<u>情報交換もできていたので、そこは助かっていました。</u> ・一人ずつのことを<u>職員間で話しを共有する</u>というのは、できていたんじゃないかと思いますね。 ・やっぱり A 君は 18 歳で、全然未熟であると、まだ大人からの支援は絶対必要だということを職員 3 人がすごい強く思って、あと数か月しかないけれども、その数か月でできる限りのことはしたいよねというのを、<u>職員 3 人の中で共有して。</u> ・<u>なんか協力して職員がやれるようなグループだった</u>ので、だから、僕が担当していたその子についても他の職員ともすごくなんか深い関係というかコミュニケーションがとれていたのも、もしかするとその反抗期の一番大変なときって、僕にはぶつかったけど、他の職員とは話ができる状態があったかもしれないです。 ・やっぱりシフトで動くようになったら、職員同士がきちんとやっぱり連携を取らないと、情報が漏れるのです。そうすると子どもに、なんていうんですかね、すり抜けられる穴を作ってしまう、そういった意味ではすごく職員間の連携は、システムが変わる前よりも密に取らないと、とは思って意識はしていました。
理論的メモ	<ul style="list-style-type: none"> ・交代勤務の中で特定の子どもと職員がアタッチメント形成をしていく際のチームワークのあり方について留意する必要がある。 ・子どもについての情報を共有していく中で、その子をどのように受け止めるかの考え方を共有する。

概念名 17	学校や地域の人たちに子どもを理解してもらう
定 義	学校の教師、友達、その親たち等、地域の方たちと交流する中で、子どもの状況を理解してもらえるような関係をつくること
バリエーション	<p>・そのクラスメイトであったり、お母さんがつくったそのPTAの仲間がいたりして、そういう方々、先生方も含めて、そういう方に支えられて、みんなが本人のそういう状況を知っていてくれる中で、<u>小学校を卒業できたのですごく安定してましたね。(それはお母さんが生きてらしたときの関係?)</u>そうですね。<u>そこに自分も入れてもらえて、施設の職員ということも知ってくださって、</u></p> <p>・<u>役割をすごくうまい形で与えてくれたんですよ、先生が見てくれて、そこが一番大きかったかも知れないです。</u>運動会で走らせたなら1位、すごいことだねって、家でももちろん、みんなも言ってくれて、応援行ってくれて、そうかもって変わってきたんですよ。</p>
理論的メモ	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の外の人たち（学校の教師、友達の親、地域の人たち）に褒められ認められることが子どもの成長につながる。職員がその方たちとの交流を積極的に行い、子どもを理解してもらうことが必要になってくると考えられる。 ・施設の外の人間関係にかかわる ・地域や学校での子どもの人間関係の中に職員も入り、その中で子どもを気に掛けてもらえるような関係をつくること

概念名 18	専門的な力量を磨く
定 義	自分に専門的な力量が足りないのではないかと悩み、力量を磨く努力をすること
バリエーション	<p>・複雑な子が増えて、複雑な子という言い方は変ですけれども、問題性が複雑化している子が増えているというのがありますね。障害の部分だとか、そういう専門性の部分で付き合い方というのをきちんとこう大人が把握しておくべきということがたくさんあるだろうなというのと、<u>この付き合い方でいいのかなというの</u>は日々子どもと向き合っていて感じる方なので。んー、もうちょっとこう、うまく引き出す方法があるとか、もうちょっとうまいこと導いてあげる方法があるんじゃないかなあというのは、毎日暮らしている中で感じることなので。そういう<u>専門的な技術力</u>というか、<u>感性</u>というか、<u>そういうものを磨くって</u>いうのはなかなか自分にできてるのかというのは、ほんとに頭の痛いところですね。</p> <p>・そこはほんとに困りましたね。そういう対応が僕はわからなかったもので、彼とどう付き合っていくか、もう本を読みあさり、どういう病気なのかというところが、どう付き合えばいいのか、やっぱりまわりの環境で助かる部分というのはあるのかなっていう、家族関係論というみたいのはその辺にあったので、ちょっと僕たちがこうやっぱり理解してあげて、彼を追いつめないような形で、あとはワーカーとずっと話し合ってたという感じですけど。</p> <p>・その中でも子どもに直面する現状ってセオリー通りにはいきませんよね。日々、同じことの繰り返しではないじゃないですか、その子にとって違うし、そのときの環境だったり違うしとなると、やっぱり<u>日々これがいいんだろうか、悪いんだろうかと迷うことは多々あります</u>し、迷わず決められるものと、これはこの子にとってどっちを選択した方がいいんだろうかと直面することは日々あります。</p>
理論的メモ	<p>・日々の対応の中でこれでいいのだろうか悩むことは多々あるが、子どもが成長してから振り返ってみると、あれでよかったんだと思うことも多々ある。</p>

概念名 19	子どもとの関係を継続する
定義	子どもとの関係をずっと続けることが大切であると認識して、それができるように努力すること。
バリエーション	<p>・でもやっぱり長く、ほんとうに入所から園を出るまでずっと担当をさせてもらったので、だからこそできた関係かなというふうに思います。</p> <p>・できたら子どもにとってはやはりこの人だと思える人と長く関係を築けるように、園側からもサポートしてもらいたいと思うんですけど、</p> <p>・自分が移動するときその子連れて移動できる余裕があったという、ちょっと無理したりもしましたけど、定員以上で見るとか、担当3人持つ、通常2人のところ、担当3人見て、でもやるぐらいののこをやって、やらせてもらったという、それを園側に許可してもらったという感じですね。 (じゃ、そのグループをAさんが異動するときその子連れて一緒に出たというようなことが) そうですね、1回ありました。</p> <p>・継続して同じ人が同じかわりをできるという状況というのはすごく大事なんじゃないかなあと思うんですよね。(はい) 職員として、養育のプロとして力があれば、年月は必要ないのかもしれないですけど、そのへんはちょっと私には、ちょっとそれはないのでという部分を含めてですけどね。ちょっと時間をかけることでじっくり培ってこれたんじゃないかと思えますけどもね。</p> <p>・いろんなことを相談したり話したりするのに、あれって、「なんだ、どうせやめちゃうんでしょ」という思いが若い職員に対して子どもが抱いているだとか、そういう部分もあるので、そういう思いを抱かせちゃうのはかわいそうだなあと、信頼するというので、そういう気持ちが育たないんじゃないかなあとという部分は思いますね。そうね、高校生くらいになると新任の職員がきたらね、「何年持つかしらね」とすら口にしにくからねえ。やっぱりね、1年共に生活したらそれなりに思いが移るし、その中で職員が辞めていくというのは子どもたちにとっても喪失感という部分になってくるので、あまりいいことじゃないかなというのはすごい思いますね。</p> <p>・3年4年いる子どもたちでも、私が入所したときにいた先生が誰々で、あんなことしたよね、こんなことしたよねという話をしたりしますので、やっぱりそういう話を聴いてるときは、あのときああだったね、こうだったねと言える職員がいてあげるとするのはすごく大事だろうなあって、そういう中で自分の生い立ちも振り返りつつ、過去を今に繋げていくことができるんだろうなと思うので、アルバム広げたときに、ねえあの時こうだったよねと話せる相手がないというのはものすごく寂しいのではないかなと思うので、そういうことだけでも長くいて、一緒に生活を共にしていくということがすごく大事なんじゃないかなと思いますね。</p> <p>・本人の方と最近話しているんですけども、やっぱり園の職員が変わっちゃうのがすごくしんどい、という話をしていて、例えばA君がこれから生活していく中で、例えばたまに園に帰ってくる時に、知ってる職員がいなかったらすごく悲しいなって、言ってたんです。だから、Bさんとかには残ってほしいという話をしていたので、(中略) ずっと園に残っていることというのが結構子どもにとっては支えになっているのかなというのを改めて感じて。</p>
理論的メモ	<p>・施設の中の1職員として、子どもの思いを受けてその子どもを長く担当したいと意図することはできても、実現できる確信は持てない。施設の体制がそれを可能にできるものでなくてはならない。</p> <p>・子どもが退所した後に辞めないで仕事を続け、子どもが施設に遊びに来たときに迎えてやれるということが、子どもとの関係を継続する大きな要素である。</p> <p>・「努力すること」の努力とは辞めないで続けることと、担当が続けられることを施設の方針にするように働きかけることである。</p>

概念名 20	子どもの拠り所になる
定義	子どもが施設退所後に、今の生活の愚痴を言えて困ったときに真っ先に連絡する関係になること。
バリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・すごいほんとに大喧嘩をして、だんなさんが出て行っちゃったということがあって、もうどうしていいかわかんないという電話がかかってきて、<u>本人の場合は何かあったときですね、連絡があるのは、こっちはあまり連絡がないと、時々どうしているのかなという感じの連絡ですね。</u>(じゃ、そういうときに、ほんとにどうしようというときに1番先に連絡するところ)今のところ、でもだんなさんがもうちょっと年齢が上がって頼りになってくれば何でもだんなさんになるのかなと思うんですけど。 ・何か作ろうと思うんだけど材料何だったけとか。レシピどうだったけとか、やっぱり園で食べていた食事を思い出して自分なりに作ってみようと思うけど、いざ、あれ何が必要でどうだったけど、なんとなく覚えていてもちょっとあやふやだったら連絡が来て、(中略)でもまあ、<u>それほどまでに連絡取り合っていたかという、たぶんそうでもないと思いますね。</u> ・卒園するときを見れてるかどうかというのは卒園後つながっていくかどうかには大きく関わってくると思うんですね。で、ただ、卒園のときにきちんとしたケアをできるかどうかというのもその前のつながりがないと受け入れ側としても、聞き入れるということが難しいので、そうですね、<u>付き合いが長ければ長いほどという言い方も変ですけども、やっぱりそういう中で培われてくるものがあるというはすごく思いますね。</u> ・割と自分のおうちから近いので時々様子見に行ったりだとか、ゴキブリが出たときとか呼び出されて行ったりするんですけど。 ・ずっと関係は継続してこれているので、これからもしばらく安定するまでは、少なくともずっとこのままサポートできたらなというふうに思っています。 ・相談とかも事後報告だったりすることが未だに多かったです、ちゃんと相談はしてよって、決める前についていうことも結構いろいろあるんですけど、細かいこといろいろあって、いろいろ処理も大変なんですけど、それでもちゃんと困ったときにまあ相談して来てくれるのってすごくありがたいことだなあとは思っていますね。 ・自転車でも来れる距離にグループホームが見つけれられたので、「ほんとに来ますね」と言われるくらい来ますね、他の職員が。ま、ただ、<u>うまくいかないときが多いかなと思います。なんかうまくいっているときは忘れていくくらいなのかなと思いますけどね。</u> ・本人は、卒園してから数か月間しかたっていないんですけどもたまたまに園に顔見せに来る、来園してくれたりだとか、あと職員にメールとかをくれたりだとかして、体調悪いよとか仕事が忙しいよとか、という話もしてくれているので、園との職員との関係もすごくいいのかなと思っています。⑤ ・<u>そういうすごく困ってちょっとなんというか八方ふさがりのときには、僕に電話をしてきて、こういう状態だから、どうにか助けてくれないかということも言うてる。</u> ・彼にとっては園でいろいろやってもらった時のことよりも、<u>アフターケアで、たぶん助けてもらったという意識の方が強いかなと思います。</u> ・なんかあったら自分に連絡くれるんで、そこらへんは調子悪くても自分とならどっかに行ってくれたり、いろいろしゃべったりはしてくれてるんで、まあいいかなという感じはあるんですね。
理論的メモ	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが困ったときには必ず連絡をしてくるので、職員は連絡がなければうまくいっているのだろうと思えるという信頼関係ができていくということがどの事例からもうかがわれた。全事例がこの概念に該当した。 ・子どもの退所後も子どもの状況を把握してかかわっていくこと ・施設退所後に子どもが困ったときに真っ先に連絡する拠り所になり、子どもの成長につれてその関係が変わることを見通していること

(2) 生成したカテゴリーと概念

分析の際に着目したバリエーションを用いて、カテゴリーと概念について以下に説明する。

① 【関係性を深めるための土台づくり】

【関係性を深めるための土台づくり】は、〔日々の営みの積み重ね〕〔関係性を深めるための環境〕のサブカテゴリーで構成される。

i. 〔日々の営みの積み重ね〕

〔日々の営みの積み重ね〕は以下の3概念で構成される。

a) <1.日常生活の時間と経験を共有する>

<1.日常生活の時間と経験を共有する>は、『子どもと共にする日常の営みを大切に日々を過ごしていくこと』と定義した。バリエーションには「すごい何をしたという訳じゃないのかも知れない、なんか当たり前の日を一生懸命作ったのかも知れないです。その中でたぶんいろいろ、ご飯、洗い物とか、片づけとか、洗濯とか、日課の中で覚えていく自立するスキルみたいなものは自然に身につけていきますし」や「自分が園にいたときに食べた、職員が作った料理の味を覚えているみたいで、それをお嫁さんに作り方を教えてやってくれと言って、家に呼ばれて作ったりとかしてるんですけど、何か愛情とかコミュニケーションという、概念的なものじゃなくて、味だとか、もっと具体的なものの方がすごくなんて言うかはっきり残っていると思うんですよね」などがあつた。

b) <2.身体的触れ合いを大切にする>

<2.身体的触れ合いを大切にする>は、『子どもが求めてくる身体的触れ合いに意識的に応えていく中で、子どもとの関係を深めていくこと』と定義した。バリエーションには「お風呂に一緒に入ったりとか、夜寝るときに一緒に傍で添い寝をして一緒に寝たりとか、あとは抱っこやおんぶとかはよくしていたと思いますね」や、「テレビ見ていたりとかするとだいたい膝に乗ってきたりとかいう部分とかあつたので、まあそういうこと含めて、1年生2年生くらいまではそういうのをちょっと大事にというか、意識的な部分と、寄ってきて、来るから手を貸すというところとありながらとってきたかなとは思いますが」などがあつた。

c) <3.子どもの話を聴く>

<3.子どもの話を聴く>は、『子どもの話を聴いて受け止めることで、子どもが自分の気持ちや考えを整理できるようにしていくこと』と定義した。バリエーションには「夕食後か

ら就寝までの間、おしゃべりしていたというか、その中で学校での悩みも含めてですけども、(略) 学校で思ったこと、嫌だったことというのを家に帰って吐き出してリセットして、また学校に向かうというようなことができてたのかなとは思いますがね」や、「会社も1週間休んで、そこも家出している状況があったときとかも、ほんと半日ぐらちょっとしゃべると、会社に戻りたいって、(略) 安心するんですかね、全部わかってくれてたりするという気持ちもあるんでしょうけど、じゃ一緒に謝りに行こうとか」などがあつた。

ii. [関係性を深めるための環境]

[関係性を深めるための環境] は、以下の2概念で構成される。

a) <4.1対1の密な関係をつくる>

<4.1対1の密な関係をつくる>は、『小規模形態の中で、子どもと1対1で過ごす時間を多くもつことができ、他の子への影響を配慮せずにその子のためだけを考えて対応ができること』と定義した。バリエーションには「高年齢児であつたので、就寝時間が1番遅かつたんですけども、(略) 本人に1対1対で付き添って話をしたりだとか、一緒にゲームをしたりだとかしてる時間がすごく長かつたように思うんです。それやっばり小規模だからこそできたのかなと思っていて、子ども一人ひとりにさける時間というかね、小規模だからこそできたのかなというふうに思うので、それについてはその環境というのはすごい大事だつたかなというふうに思いますね」や「その子たちだけをフロアの中では特別に何か対応できる、ちょうど環境があつたという、小舎だからやっばりできたという、大舎だととてもそんな、(中略) そういうことをやって批判を浴びてやめさせられるという園全体の統制みたいなものがなかつた、特に、独自に担当が子どもに対する対応の仕方を工夫してやっっているんだつたらそれはそれでいいじゃないかというような、たぶんそのぐらいの許容範囲が持てたと思うので、だからできたと思うんですけど」などがあつた。

b) <5.施設の体制を享受する>

<5.施設の体制を享受する>は、『子どもが施設にいる間はこの職員にずっと一緒にいてもらえると信じられる施設の体制に、支えられていること』と定義した。バリエーションには「彼女の気持ちも私も分かるという、彼女もそういつて分かつてもらえる人が近くにいる、この施設のよさとして、すごく長く一緒にいてくれるというものがまわりを見てわかつたので、本人も割と、じゃ、この人に頼ればいいんだ、というふうに思つてくれたのかなというふうに思います」や、「個別担当でずっとかかわつてきたことからでしか得られないものがあるんじゃないかと私は思つていて、言つてみれば赤の他人にそこまで自分の

いろんな感情とか、今まで感じたことのない想いとか、そんな感情を抱けて、一人の人のことを考えたりだとか、思ったりだとかということって、たぶん私はあの体制じゃなかったらできなかったんだろうなと思うと、やっぱり得られたものはすごく大きかったなと、振り返って思いますね」などがあった。

② 【関係性が深まるかかわり】

i. 【関係性が深まるかかわり】は、〔深まりのある受け止め〕〔何より優先〕〔逃げない付き合い〕〔子どもが納得して自分で決められるように見守る〕〔発達段階に応じた対応〕〔先回りをする〕のサブカテゴリーで構成される。

〔深まりのある受け止め〕

〔深まりのある受け止め〕は、以下の2概念で構成される。

a) <6.子どもの全体像を捉える>

<6.子どもの全体像を捉える>は、『子どもの行動を表面で捉えずに子どもの内面を探ることで、子どもの真意を汲み取ること』と定義した。バリエーションには「どこまで彼女がそこに(=その高校に)行きたいのかということが今一見えなかったということ、急に降って湧いて出た話なので、どういうふうに取り扱っていいかということ、まあちょっと、すごく悩んだんですけど」や「施設にいるときは、もう部屋もぐちゃぐちゃだし、衛生管理も全然できないし、大丈夫かな、一人暮らし、アパートで一人暮らしなんですね。大丈夫かなって、思いつつ、ただやっぱり、彼女とずっと付き合ってきて、そのなんか生きていく力みたいな、そういうものって彼女すごいあって、私は一人暮らしさせても問題ないだろうという自信みたいなものが、なんかあったんですよね」などがあった。

b) <7.子どもを長い目で見る>

<7.子どもを長い目で見る>は、『現在の子ども の優劣にとらわれずに将来を見据えて、今がどうあればよいのかを考えていくこと』と定義した。バリエーションには「彼がゆっくりでもいいから、自分のペースでいいから、社会に生きて行って、まあ、本人の生きてる楽しさ、楽しく生きてるよ俺っていつか帰って来てくれる、その辺を目標にしようという、こうずーっとその辺を持っておかないと、あれできてない、これできてないということになる」や「何度もその女の子に不登校の時期とかもあったりして、あんまり行こう行こうというよりは、まあ人生長いんでそういうときもあるよ、でも、せっかくいるんだったら、部屋というよりは(=部屋にいるよりは)掃除しようよ、俺大変だからさあ、ちょっと手伝ってもら

ったりして」などがあった。

ii. [何より優先]

[何より優先] は、以下の 2 概念で構成される。

a) <8.子どもの過酷な体験を共有する>

<8.子どもの過酷な体験を共有する>は、『子どもの過酷な体験に共に向き合い、気持ちを共有しようと努めること』と定義した。バリエーションには「本人の方が唯一の親族を亡くして、まあ、失った体験をしているときに、自分とすごくそのことについて向き合うということがあったんですけど、(略) 私自身も親を亡くす体験をしたので、すごくそういうところで話ができたんですね。なんかすごくそこで、お互いなんか共感ができたというのが、すごく関係が深まった一つのエピソードかなと思います」や「都度都度なんか本人の気持ちに添っていく、その全く触れないということはなくて、お母さんのこととか過去のこととかいろいろ触れながらいろんな話ができただかなと思います」などがあった。

b) <9.その子どもへの対応を優先する>

<9.その子どもへの対応を優先する>は、『子どもが必要としているときには、勤務時間に関係なく 1 対 1 で子どもに寄り添うこと』と定義した。バリエーションには、子どもの母親が亡くなったときのことで「実際にはもうたぶん心停止されてたんですけど、本人が病院に着いてから、一応まだ、こう何ですか、蘇生を施している状態は見ることができて、(略) その後は、勤務も休みもずっと出て、しばらく一緒にいるというようなこともやりましたね」や、「やっぱり今日やって欲しいことってあると思うんですよ。(略) やっぱり今日聞いてほしい話ってあると思うんで」などがあった。

iii. [逃げない付き合い]

[逃げない付き合い] は、以下の 2 概念で構成される。

a) <10.子どもと真剣に相對する>

<10.子どもと真剣に相對する>は、『子どもとぶつかり合ったときに、どのように向き合うかについて悩み、逃げないで乗り越えること』と定義した。バリエーションには「大人なんてどうせ信用できないし、どうせ私が行きたいって言ったって行かせてくれないんでしょみたいな感じで、ワーと怒って、泣いてたんですよ。で、ワーと言って、ボタンといなくなつて、というのが初めてそのときにあつて、これどうやって乗り越えようかなというので、まあ彼女も多分思っていて、私も考えていて、やっぱり次の泊りはすぐやってくるわけで、で、そのときすごいしんどくて、彼女に向き合うのも苦しかったし、何という言葉を掛

ければいいかわからなかったし、果たしてここまでの、なんだろう、人と人がぶつかって、でも、彼女もいい大人なので、人とぶつかってという体験、そんなに私も経験なかったし、(略) どう向き合えばいいんだろうというのですごく悩んだんですけど」や「もうすごい怒声を浴びせられて、感情にやっぱり任せて、早く出ていけよ！みたいな、もう何も話すことなんかはないよ！みたいな感じですよと言われてたんですけど、淡々と、そのやっぱり、〇〇のことを私も真剣に考えたいし、向き合いたいし、ちゃんと落ち着いたところでお互い話す時間を持つよということ、だから明日また来るから明日また話そうよというところで」などがあつた。

b) <11.子どもとの葛藤を乗り越える>

<11.子どもとの葛藤を乗り越える>は、『子どもは担当である自分にだけ本音を出してくと自覚して受け止めることができ、ぶつかり合いの後に関係が深まったと感じること』と定義した。バリエーションには「確かにやっても大丈夫だからっていうぶつかり合い、それで関係が壊れるという不安はなかったかなと思うんですけど」や「やっぱり怒りを向けてくるのは私に対してで、他の職員にはそういったことはなかったの。(略) まあそうやって話をしてもぶつかって人と人ってやっぱりこうやって修復できるんだよみたいなことを、こう出るまでに経験、私も経験させてもらったし、〇〇自身もいろいろ感じてくれていたらいいなと思うんですけど、(略) 本人が話していた言葉で、今まですごく大変な家庭環境で育ってきたので、大人のことは信用できないと思っていたけれども、やっぱりこの施設に来て、大人って信頼してもいいんだなっていうか、というふうに思ったんだよね、みたいなことを言ってたよみたいな(略) 大人ってなんか自分がどんなに反発しても、なんかこう一生懸命やってくれる人もいるんだって、なんか感じたんだよね、みたいなことを言ってたよ、みたいに言われたときに、なんかまあ、私たちが目指すというか、いる間にできることって、なんかそういう人を信じられる心とか、なんかそういうことなのかなあ、とちょっと思ったのが結構印象的でうれしかったなあとしたことなんですけど」などがあつた。

iv. [子どもが納得して自分で決められるように見守る]

[子どもが納得して自分で決められるように見守る]は、1 概念 1 サブカテゴリーとした。<12.子どもが納得して自分で決められるように見守る>は、『子どもが自分でできるとできないことを見極められるまで待ち、自分で考えて自分で納得がいく結論を出せるようにしていくこと』と定義した。バリエーションには「本人もすごくかたくなな意志を持っていたんで、そこは無理強いしないで受け入れましたね」や、「無理やりやらせたときっ

でやっぱやらないというか、格好はやりますけど、やらされてる感、なんか結局は自分で納得というか、そう思っていないんでだめなんですよ、と思うんですけど」などがあつた。

v. [発達段階に応じた対応]

[発達段階に応じた対応] は、以下の 2 概念で構成される。

a) <13.子どもと共に思春期を乗り越える>

<13.子どもと共に思春期を乗り越える>は、『思春期に子どもが新たに始める行為や生ずる悩みと大人の懸念について、お互いに話ができるようになっていくこと』と定義した。バリエーションには「思春期相応で、恋愛なんかも出てきてたんですけど、(略) オープンにそういう男女の話もできましたし、本人自身も彼氏が変わったら、この人が今度の彼氏だという感じで、施設まで連れて来てくれたので、割とちょっと安心して、性教育的な話もできましたし」や、「本人の口から、普通の一般家庭だったらこういうことはないのということ、ずっと繰り返し、繰り返し言って来て、僕の方からいやそういうことはないと思うよって、やっぱり一般家庭でもルールは普通にあると思うし、それはこちらもわきまえた上で一応伝えてるんだよということは、繰り返し、繰り返し伝えてきたように思います」などがあつた。

b) <14.子どもと共に進路を切り開く>

<14.子どもと共に進路を切り開く>は、『子どもが希望している進路実現のために、境遇からくる不利を乗り越え周囲からも認められるような手立てを模索していくこと』と定義した。バリエーションには「推薦で公立高校に願書出してる段階でここから覆していくっていうのはやっぱりそう簡単なことではないけれども、やっぱり本人の意志を、夢をかなえてあげたいという思いと一緒に頑張って行こうよ」とや、「彼女のやっぱり絵を描きたいという思いと、これまで生きてきた中で彼女にとって絵を描くということが、やっぱりすごく重要なことだということから、是非行かせたいという思いに繋がったんですけど」などがあつた。

vi. [先回りをする]

[先回りをする] は、1 概念 1 サブカテゴリーとした。<15.先回りをする>は『この失敗はしない方がよいという判断で、子どもを説得して職員の意向に添わせること』と定義した。バリエーションには「退学処分を余儀なくされて、そこで園内で、ちょっと本人を今後どうしていこうかと考える中で、本人が退園希望を出して来たんですよ。園出て働きたいと、(略) 僕ら職員の希望としては、やっぱり最後まで面倒みたいということ、本人にも話を

して、本人にもそれは伝えていたんですけども、本人の方はずっと葛藤していて、まあ、その気持ちはすごくわかる、けれどもやっぱり自分は自立してお金を稼ぎたいんだというのがすごくあって、その話し合いをすごい何回も繰り返したような気がしますね。結果、取り敢えず、園で協議したことを本人に伝える場を設けましょうということで、僕と今の主任の人で、本人に話をして、園の意向を伝えて、すごいほんと感情を伝えて話した結果、何とか本人の方は踏みとどまってくれて、(はい) そういうことだったら残るよということを言ってくれて、結果、園に残ることになりましたね。」や「奨学資金を受けると可能は可能だったんですけど、今度はそれを返さなくてはいけなかったので、学校の先生も担当してた職員もお金の計算とか一緒にして、このぐらい返すようかなとなったときにやっぱり無理かなと、あとは働いてどうしてもなりたければ入ることもできるんだよという話をされまして、それもそうだなということで就職に切り替えてますね」などがあった。

③ 【協力体制づくり】

【協力体制づくり】は、以下の2概念で構成される。

i. <16.周囲の職員と受け止め方を共有する>

<16.周囲の職員と子どもの受け止め方を共有する>は、『子どもと適切にかかわるために、周囲の職員と情報を交換し子どもの受け止め方を共有すること』と定義した。バリエーションには「この前あんなこと言ってたよ、こんなこと言ってたよと情報交換もできていたので」や「一人ずつのことを職員間で話しを共有するというのは、できていたんじゃないかと思えますね」などがあった。

ii. <17.学校や地域の人たちに子どもを理解してもらおう>

<17.学校や地域の人たちに子どもを理解してもらおう>は、『学校の教師、友達、その親たち等、地域の方たちと交流する中で、子どもの状況を理解してもらえるような関係をつくること』と定義した。バリエーションには「PTAの仲間がいたりして、そういう方々、先生方も含めて、そういう方に支えられて、みんなが本人のそういう状況を知っていてくれる中で、小学校を卒業できたのですごく安定してましたね。(略)そこに自分も入れてもらえて、施設の職員ということも知っていてくださって」や「役割をすごくうまい形で与えてくれたんですよ、先生が見てくれて、そこが一番大きかったかも知れないです」などがあった。

④ 【専門的な力量を磨く】

【専門的な力量を磨く】は 1 概念 1 カテゴリーとした。＜18.専門的な力量を磨く＞は、『自分に専門的な力量が足りないのではないかと悩み、力量を磨く努力をすること』と定義した。バリエーションには「問題性が複雑化している子が増えているというのはありますね。障害の部分だとか、そういう専門性の部分で付き合い方というのをきちんとこう大人が把握しておくべきということがたくさんあるだろうな」というのと、(略) そういう専門的な技術力というか、感性というか、そういうものを磨くっていうのはなかなかこう自分にできるのかというのは、ほんとに頭の痛いところですねえ」や、「やっぱり日々これがいいんだろうか、悪いんだろうかと迷うことは多々ありますし」などがあつた。

⑤ 【子どもの拠り所になる】

コアカテゴリーとして位置付けた【子どもの拠り所になる】は、以下の 2 概念で構成される。

i. ＜19.子どもとの関係を継続する＞

＜19.子どもとの関係を継続する＞は、『子どもが求めている関係をずっと続けることが大切であると認識して、それができるように努力すること』と定義した。バリエーションには「ほんとに入所から園を出るまでずっと担当をさせてもらったので、だからこそできた関係かなというふうに思います」や、「なんだ、どうせやめちゃうんでしょう、という思いが若い職員に対して子どもが抱いているだとか、そういう部分もあるので、そういう思いを抱かせちゃうのはかわいそうだなあと」などがあつた。

ii. ＜20.子どもの拠り所になる＞

＜20.子どもの拠り所になる＞は、『子どもが施設退所後に、今の生活の愚痴を言えて、困ったときに真っ先に連絡する関係になること』と定義した。バリエーションには「本人の場合は何かあつたときですね、連絡があるのは、こっちはあまり連絡がないと、時々どうしているのかなという感じの連絡ですね。(じゃ、そういうときに、ほんとにどうしようというときに 1 番先に連絡するところ) 今のところ、でもだんなさんがもうちょっと年齢が上がって頼りになってくれば何でもだんなさんになるのかなと思うんですけど」や、「そういうすごく困って、ちょっとなんというか八方ふさがりのときには、僕に電話をしてきて、こういう状態だから、どうにか助けてくれないかということを書いてくる」などがあつた。

4. 考察

(1) 児童養護施設職員が子どもの拠り所になることの意義と重要性

本調査で、児童養護施設において子どもとのアタッチメント形成を成し得た直接処遇職員（保育士及び児童指導員）が自立支援を実践してきたプロセスを探り、子どもと職員との関係はどのようにして深まっていくのかを検討した結果、次のプロセスが明らかになった。すなわち、子どもと職員との関係性を深めるための土台である環境と日々の営みの積み重ねに支えられて、子どもが施設を退所するまでの期間、様々なかかわりを子どもと職員が繰り返す中で関係性を深め、子どもが施設を退所した後も職員が子どもの拠り所になるというプロセスである。

児童養護施設では親との再統合が可能にならない限り、18歳で施設を出て自立しなければならないのが子どもたちの現実であり、子どもたちの多くが、退所後に家族に支えられることはほとんどない。自立できる状態ではないとしても、その年齢になると「強いられた自立」（青少年福祉センター、1989）をしなければならない子どもたちは、児童養護施設の支援を必要としており、「社会的養護の課題と将来像」（厚生労働省、2011a）は、施設退所後の相談支援（アフターケア）の充実を挙げている。しかし、施設退所後の子どもが困難な状態に陥ったときに頼れるのは施設という組織ではなく、ある特定の人物、すなわち、子ども自身が在園していたときにかかわりを深めることができた職員である。Goldberg et al. (1999) がいうアタッチメントの本質要件である恐れや不安が発動されている状態において、自分が誰かから一貫して“保護してもらえるとということに対する信頼感”を抱ける人物が存在しているからこそ子どもは施設に相談に来るのである。これが、児童養護施設職員が子どもの拠り所になることの意義である。

面接では、「それほどまめに連絡を取り合っていたかというたぶんそうでもなく」「連絡があるのは何かあったとき」であり、「そういうすごく困って、ちょっとなんというか八方ふさがりのときには、僕に電話をしてきて、こういう状態だから、どうにか助けてくれないかということを書いてくる」というようなことが多く語られた。なお、子どもが回復困難な状態に陥る前に子どもの状態を把握して支援する必要性から、「卒園生に最低3年間は2か月に1度ホームに帰還させる義務付けをする」（武藤、2013）ということがなされているが、子どもの拠り所になっている職員が施設に存在していれば義務付けなどしなくても子どもは施設に帰ってくるであろうし、帰ってこなければ自立が順調にいつているものと職員は思うことができるであろう。安定したアタッチメント対象としての養育者は、自分には目の

届かない外の世界に子どもを送り出して待つことを知っているからである(林もも子, 2007)。

また、面接では、今のところは、子どもが困ったときに第一番目に連絡するのは担当だった自分のところであるが、将来は配偶者がその役割を担うようになるであろうとの見通しが語られている。Bowlby は、アタッチメントを、形を変えて生涯を通じて存続するものと仮定している(遠藤, 2005) が、その基盤となる人間への信頼を児童養護施設において培うことは非常に重要であると考えられる。

(2) 子どもとの関係を継続することの意義と重要性

本調査で、子どもと職員との関係性に焦点をあて、児童養護施設における自立支援のプロセスを明らかにするにあたって、対象を「特定の子どものアタッチメント関係を形成できている職員」とし、その定義のひとつを、その子どもを入所から退所するまで継続して担当したか、退所するまで 6 年以上担当したかのいずれかであるとした。担当を継続することが、Bowlby (1979) がいう何か困難が生じた際に援助してくれると信頼がおける人物に、職員になるために必要なことであると考えたからである。

前述したように、児童養護施設で担当を継続することは非常に困難な状況にある。しかし、本研究では、長く安定した関係での養育を施設の方針として実践している施設では、子どもも職員もそれを当然のこととして受け入れ、安定した 1 対 1 の密な関係をつくることができていることが示唆された。Bowlby (1951) がいうアタッチメントの持てる人間関係が継続的にある状態がつくれているといえよう。職員の退職や異動が頻繁に行われる状況であれば、子どもは安心してその職員に頼ることはできず、職員も関係が途中で切れたときの痛みを恐れて深くかかわることができなくなるであろう (Smyke, Wajda-Johnston, & Zeanah, 2004)。担当の子どもの関係を深めていく過程の中で、職員は退職しないで続けていく努力をする必要があり、施設は施設の体制として担当を継続できる体制を整えていく必要があると考えられる。面接の中で、グループホームを異動する際に担当の子どもを連れて異動することを施設に許可してもらったということが語られている。

一方で、担当の子どもの葛藤も語られている。子どもは他職員には出さない本音を担当職員にだけはぶつけることが多く、それを受け止めなくてはならない大変さから「担当でなかったらいいのに」と思うこともあったと言う。しかし、その葛藤を乗り越えて子どもとの関係が深まったと感じられたとき、担当を続けたからこそ得られたものがあると思えたと言う。大変な家庭環境で育ち大人は信用できないと思っていた子が、「大人って信頼しても

いいんだっていうか、なんか自分がどんなに反発しても一生懸命やってくれる人もいるんだって感じたんだよね」と言っていたと間接的に聞かされたとき、担当を継続することの意義と信頼関係の大切さを認識したと言う。これは、子どもと職員との相互作用で子どもと職員の信頼関係が得られたということであろう。このような経験を通して、職員は、子どもは担当である自分にだけ本音を出してくるということを実感して受け止めることができるようになると考えられる。

岡本（2010）が「子どもたちは場合によって職員を選ぶことができるようになり（中略）これまでの逃げ場がなかった状況から選択できる環境が整ってきた」と担当制からチーム制への切り替えを評価していることや、小木曾・梅山（2012）が「子どもと職員の関係が不良になり容易に修復が難しい場合に転寮できるシステムをもつことも大きな意味がある」としていることなどと比較して検討する余地がある。

（3）関係性が深まる中での子どもの自己決定

子どもと職員の関係性を深めるための土台である環境と日々の営みの積み重ねに支えられて、子どもが施設を退所するまでの期間、関係性が深まるかわりを様々な形で子どもと職員が積み重ねていく。その中で、最も重要なこととして語られたことは、子どもが納得して自分で決められるように見守るということである。すなわち、子どもが自己決定をできるようにすることである。ややもすると、施設の生活は選択の余地がないものになりがちである。集団生活であるために決められた時間に決められたことをすることで生活が成り立っていることが多い。日々の生活の中で、子ども一人ひとりが自分で考えて自分で決められる機会が少ない。規則正しい生活が身についていると思われていた子どもが施設から離れて一人暮らしを始めたら、身につけていなかったことが露呈することは往々にしてあることである。集団の中で皆と同じように動いていただけで、自分で納得して理解していたのではなかったのである。そこで、子どもが自分で考えて自分で決めるという体験を施設の中でできるだけ多くできるようにすることが重要となってくる。

これらの体験の積み重ねが進路選択の際に役立つ。子どもが自分で決めたことから、たとえ失敗してもどうして失敗したのかを捉えかえすことができ、次の成長につながるであろう。しかし大人の考えに従った場合は、うまくいかなかったなら大人のせいにしてしまうであろう。また、子どもが自分で悩んだ上で、自分の能力がないから仕方がないとあきらめた末の決定ならば、子どもが妥協したことであっても納得がいくと考えられる。

これに対して、この失敗はしない方がよいという職員の判断で子どもを説得するというような、子どもの先回りをするという対極的な考え方も語られた。そのときの状況、子どもの特性、子どもが自分で決めたときに考えられる影響の大きさ等により、このような対応が必要になってくるのであろう。しかし、その中に子どもを18歳で施設から出さなければならず、その後の支援に不安を抱えるという状況があるための先回りであるようにも解釈される。職員のこれらの対応の違いは、その職員自身が子どもの拠り所になれているかどうかの判断に影響されているとも考えられる。

(4) 関係性を深めるための環境の重要性と職員の役割

これまで述べてきた職員が子どもの拠り所になること、子どもとの関係を継続すること、子どもが自己決定できるようにすることは、すべて子どもと職員の関係性を深めるための環境に支えられている。関係性を深めるための環境とは、子どもと職員が1対1の密な関係をつくることと、子どもと職員がずっと一緒にいられると信じられる安定感を共有することである。1対1の密な関係をつくることとは、子どもと1対1で過ごす時間を多くもつことができ、他の子への影響を配慮せずその子のためだけを考えた対応ができることである。夜遊びを繰り返していた反抗期の中学生とコミュニケーションをとるために、夜食を作って一緒に食べたというケースで、「同じ年代でまじめにやっている子がいたら夜遊びしている子に夜食を出してやることはできなかった(略)その子だけを特別扱いにできる環境があったという(略)大舎だととてもそんな」と、小規模形態の施設でこそ可能になった事例が語られた。

しかし、小規模形態が整っていれば、職員が子どもの拠り所になることができることにはならないであろう。小規模形態は関係性を深めるための環境であり、関係性の深まりを支えるために必要ではあるが、それ自体に関係性を深める力はない。小規模形態という環境に支えられて、子どもと職員がずっと一緒にいられると信じられる安定感を共有し、衣食住を共にするという日々の営みを積み重ねて、子どもと職員がしっかりとかわっていくことが重要である。

また、子どもと職員がずっと一緒にいられると信じられる安定感を共有できるのは、先に述べたように担当の継続を方針とする施設の体制が整っていてこそ可能になる。さらに、その体制が子どもと職員との関係を継続することに繋がっていき、職員が子どもの拠り所になれることにも繋がっていくであろう。

(5) 今後の課題

厚生労働省は2011年7月に「社会的養護の課題と将来像」(厚生労働省, 2011a)をとりまとめた。この中で、「社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で、行われる必要がある」としている。しかし、本調査では、特定の大人との継続的で安定したアタッチメント関係は、児童養護施設の小規模形態という環境と、職員と子どもとの関係を継続することが重要であるという施設の方針と体制に支えられて、関係性が深まるかわかりを、丁寧にひとつひとつ子どもと職員が繰り返し行っていく中でも可能であることを明らかにした。これらの環境や取組みを「家庭的な養育環境」という言葉で表現してしまうことは、児童養護施設の可能性を狭めてしまうことになるのではないかと考えられる。

今回の調査を進めていく中で、各施設によって担当に関する考え方が実にさまざまであることが認識された。乳児院のように子どもと担当者との緊密な関係形成を目指す目的で、担当保育制を乳児院養育の原則とする(庄司, 2009)という取組みはなされず、各施設の考え方に任されてきたのである。そこで、各施設が担当制についてどのような考え方のもとに自立支援をしてきたのかを探っていくことが今後の課題である。

また、今回の調査では、担当について子どもがどのように感じているかは職員を通して推測される範囲でしか明らかにされなかった。児童養護施設を退所した子どもが在園中に担当についてどのように感じていたのかを明らかにしていくことも今後の課題としたい。

第3節 児童養護施設退所者が自立していくプロセス【研究4】

1. 調査目的

子どもたち自身は施設生活の中で、また退所後に生活していく上で、職員との信頼関係についての問題をどのように捉えているのだろうか。児童養護施設退所者を対象とした実態調査は行なわれている（例えば、高橋利一・岩崎・池上, 2013; 永野・有村, 2014 など）が、入所から退所後に自立した生活を送るまでのスパンで、各々の退所者が自立していく現象（プロセス）を明らかにした研究は少ない。これらのプロセスを明らかにすることで、自立するために必要な職員と子どもとの関係性が見えてくるのではないかと考える。

そこで本調査では、児童養護施設退所後に自立した生活を送っている退所者に、インタビューを行なうことで、児童養護施設退所者が自立していくプロセスを明らかにし、その実態を基に児童養護施設における自立支援のあり方を検討することを目的とする。

2. 調査方法

(1) 対象

児童養護施設を自立に向けて退所するまで、3年以上入所しており、面接の時点で20歳以上の「社会に根ざして自立した生活を送っている児童養護施設退所者」を対象とした。本研究においては、次の4点に合致する児童養護施設退所者を「社会に根ざして自立した生活を送っている児童養護施設退所者」と定義した。

- ・ 仕事を継続している。あるいは、家庭の主婦としての役割を果たしている。
- ・ 経済的に安定している。
- ・ 困ったときに相談できる人がいることも含めて人間関係がうまくいっている。
- ・ 生活上の大きなトラブルをかかえていない。

3児童養護施設の退所者のうちから、これらの条件に合致している退所者9名（男性7名、女性2名）に面接を依頼し了承を得た。20歳代6名、30歳代3名（平均年齢29歳）、最終学歴は中学卒業が4名（このうち高校進学後中途退学が1名、施設退所後自立援助ホームに1～2年在籍していた者が2名）、高校卒業が2名、専門学校卒業が3名であった。また、配偶者がいる者6名、子どもがいる者5名であった（子どもの数の平均2.2人）。施設入所期間は3～16年（平均10年）であった。

(2) データの収集

2015年11月から2016年5月にかけて、半構造化面接を行なった。児童養護施設の生活

はどのようなものだったか、退所後の生活はどうだったかについて、主に人間関係について自由に語ってもらった。面接時間は最長で98分、最短で45分、平均70分であった。得られたデータは逐語録に起こした。逐語録は全部でA4判(40×36)116頁になった。

(3) データの分析方法

面接の逐語録を、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ(木下,2003)を用いて分析した。児童養護施設退所者の自立は、施設職員、親、施設内外の友人、学校の教師、地域の人々、退所してからの職場の人たち、あらたに持った家庭での配偶者や子どもたちとの相互作用的なやりとりの中で進められる。本研究はこのような人間と人間が直接的にやりとりをする社会的相互作用からなるプロセスをとらえ、その結果を、実際に支援を行なう際に参考となるような理論として生成することを目的としている。そのため、人間の相互作用にかかわる研究に適しており、データに密着した分析から独自の説明概念をつくり、それらによって統合的に構成された説明力に優れ、実践活用を促す理論である修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチが、本研究の手法として適していると判断した。

分析テーマは「児童養護施設退所者が自立していくプロセス」とし、分析焦点者は「社会に根ざして自立した生活を送っている児童養護施設退所者」とした。分析テーマに照らして、面接においてもっとも内容が充実していたと判断される対象者の逐語録から分析を始めた。分析テーマに基づき関連箇所に着目し、それを一つの具体例(バリエーション)とし、その意味を解釈し定義とした。さらにその定義から概念名を生成した。バリエーションの抽出から概念生成には分析ワークシートを用いた。これらの分析を踏まえつつ、最後の事例まで同様に分析した。生成した概念と他の概念との関係を比較検討しながら、カテゴリーを生成した。カテゴリー相互の関係から分析結果を結果図としてまとめた。続いて、生成した概念とカテゴリーで分析結果を文章化し、ストーリーラインとした。

分析においては、心理・福祉学の研究者及び児童養護施設の心理療法担当職員と討議し、妥当性・信頼性の確保に勤めた。

(4) 倫理的配慮

対象者には、面接を録音すること、個人が特定できないようにして分析を行なうこと、論文作成後はデータを破棄することを文書及び口頭で説明し了承を得た。その際、各対象者に同意文書を記入していただいた。なお、本研究は聖徳大学ヒューマンスタディに関する倫理委員会の承認を得た(承認番号:H27U038)。

3. 結果

分析の結果、30 概念と 9 カテゴリーを生成した（表 3-7）。結果図は図 3-2 に、分析ワークシートは表 3-8 に示した。本調査において、以下のようなストーリーラインが考えられた。なお、【 】はカテゴリー、< >は概念、『 』は定義を示す。また、児童養護施設退所者（以下退所者）が児童養護施設（以下施設）に入所中の状況について記述する際は、退所者を「子どもたち」とする。

（1）ストーリーライン

親の行方不明、親の疾病や離婚等による養育困難、あるいは親による虐待等により、家庭で親と共に暮らせなくなった子どもたちが施設に入所すると、これまでと異なった環境に置かれ、<1. 居場所の不安定さを抱えて生活する>ことになる。そのような中で、施設の内外において<2. 他者と比べて不満を持つ>ことや、施設内での<3. 集団生活の軋轢をやり過ごす>ことを強いられるというような【施設生活を体験する】。

そのような施設生活の日々の中で、<4. 担当職員が変わらないことにより、安定感を得る>ことができ、入所以前の過酷な生活や現在の生活に対する不満、さらに将来に対する不安等を整理がつかないままに無自覚に表現するようになる。つまり、<5. 満たされない思いを問題行動という形で表出する>。これは、担当職員は変わらないという安定感の下に表すことができる試し行動であるともいえる。それらの行動を職員が受け止めてくれること等を通して、<6. 職員との関係が深まる>。続いて<7. あるがままを受け入れてくれ独占できる担当職員の存在を認識できる>ようになる。これらの体験を通して、権威や権力によって大人に従うのではなく、自分を大切に思ってくれる、信じられる大人との信頼関係の中で主体性を獲得していくというようなく<8. 職員との関係性を尊重する>中で子どもたちは育っていく。このように、職員と子どもが生活を共にしていくことを通して、子どもたちは【職員との関係を築く】ことができ、職員との信頼関係を基に成長していく。

やがて中学卒業が近づくと、就職か、進学かを選ばなければならないなどの<9. 置かれた現実に進路選択を迫られる>。高校に進学したいためではなく、施設に残りたいために進学を選ぶ、<10. 不安から自立を遠ざける>という選択も含めて、多くの子どもたちは<11. 高校に進学する>。そこで経験の幅を広げ、<12. やりたい仕事や趣味を見つけられる>ようになり、施設のルールを破って、門限を過ぎても友人と遊ぶなどの<13. 自分勝手にした行動が将来につながる>というような体験をしていき、<14. 不安を抱えながらも自立に向かう>。つまり、施設を退所して会社の寮に入る、あるいはアパートを借りてひとり暮ら

しをする等の【自立へ向かう】のである。

そこで退所者は、生きていくためには何があっても働かなければならないという<15. ひとりで生きていく覚悟をする>。このとき、退所者は入所中に施設に対して多くの不満を抱えていたにもかかわらず、<16. 社会の現実と比較して施設が良いものに思えてくる>。すなわち、退所後の生活が退所者にとっては非常に大変なものであるということであろう。そのような中で、施設で集団生活をしてきたため孤独に耐えられない、金銭感覚が身につけていないためお金のやりくりができない、保証人を頼める人がいないなどの<17. ひとり暮らしの困難を体験する>。続いて、ひとりで生きていくためにはどんな仕事でも懸命にやらなければならないなかった時期から、仕事を生活のためだけにするのではなく、精神的な価値を見出したいと思うようになり、<18. 仕事を通して自己実現に向かっていく>退所者もいる。これらが、退所者が【社会に根ざした生活】をするときの状況である。

また、退所者は、入所中から退所後においても、何らかの形で<19. 世間からの偏見を感じる>が、<20. 児童養護施設の外に仲間を発見する>ことや、<21. 世間の目に負けないという思いを力にする>ことにより、【偏見を克服しようとする】。

さらに、離れて暮らさなければならなくなった親に対しての思いを、長い期間をかけて<22. 親子関係の現実を得心する>ことにより、乗り越えられるようになる。あるいは、退所者自身が親になるという経験を通して、<23. 親を受け入れる>ことができる場合もある。いずれにせよ、【親と葛藤する】ことは、退所者にとって大きな課題となっていく。

このように、様々な形で親との関係を見限り、あるいは親を受け入れ、または整理がつかない状態であるにしても、退所者は自分自身の【家庭を持つ】。つまり、<24. あらたな家庭を持つことにより、支えられる>のである。配偶者に支えられ子どもと共に成長していく中で、<25. 将来の見通しを考えて転職等を実行する>ようになっていく退所者もいる。

このような退所後の状況の中で、<26. 退所後に職員が心の拠り所になる>ことや、<27. 児童養護施設を実家にする>ことを通して退所者は支えられている。さらに退所者の成長に伴い、<28. かつての職員の思いを理解する>ようになる。退所者が自立していくに当たり、【児童養護施設を拠り所にする】ということが重要であると考えられる。

また、退所者は自分が施設で生活してきたことの【過去を位置づける】。多くの施設退所者からは、<29. 児童養護施設の肯定的側面をみようとする>語りがなされたが、<30. 児童養護施設を負の経歴とする>退所者がいたことも特記したい。

表 3-7 概念とカテゴリー

カテゴリー	概 念	定 義
施設生活を体験する	1.居場所の不安定さを抱えて生活する	児童養護施設が自分の居場所になっていないと感じること
	2.他者と比べて不満を持つ	他者と比べて、自分の境遇に不満を持ち続けながら生活していくこと
	3.集団生活の軋轢をやり過ごす	集団生活の中で起こるさまざまな軋轢に流されていくこと
職員との関係を築く	4.担当職員が変わらないことにより、安定感を得る	自分の担当を明確に認識でき、その人が変わらずに自分の担当でいてくれるということによって心が落ち着くこと
	5.満たされない思いを問題行動という形で表出する	年少児をいじめることや悪いとわかっていることをすることによって、将来への不安や満たされない思いを無意識のうちに表現していた時期があったこと
	6. 職員との関係が深まる	何をしても児童養護施設の職員が受け止めてくれることを通して職員を信用できるようになること
	7.あるがままを受け入れてくれ独占できる担当職員の存在を認識できる	集団の中で自分だけを受け止め、自分のことだけを考えてくれる担当の存在に心強さを感じながら児童養護施設で生活できること
自立へ向かう	8.職員との関係性を尊重する	大人の言うことを聞くのは権威や権力によってではなく、信頼関係によってであること
	9.置かれた現実に進路選択を迫られる	自分がやりたいことや適性からではなく、児童養護施設に在籍できるようにすることや金銭を得ることを目的として進路を選ぶこと
	10.不安から自立を遠ざける	児童養護施設を出て1人で自立することに大きな不安を感じる
	11.高校に進学する	高校進学が当たり前という環境の中で高校に進学できること
	12.やりたい仕事や趣味を見つけられる	児童養護施設在籍中に様々な経験を積むことにより、自分の好きなことや適性を見つけてことができ、進路につながる
社会に根ざした生活	13.自分勝手にした行動が将来につながる	児童養護施設に在籍しながらその枠から飛び出して自由に自分中心の生活を楽しんだことで、経験の幅が広がること
	14.不安を抱えながらも自立に向かう	経験を通して仕事への不安が減少し、自立への意識が高まっていくこと
	15.ひとりで生きていく覚悟をする	生きていくためには働いて金銭を得なければならないと自覚し、それに対して精一杯の心構えを持っていること
偏見を克服しようとする	16.社会の現実と比較して施設が良いものに思えてくる	ひとりで生きていくという経験をしたことによりこれまで不満を抱いていた施設生活がありがたいものに思えてくること
	17.ひとり暮らしの困難を体験する	ひとり暮らしをしていく際に、後ろ盾のない不安からさまざまな困難に出会うこと
	18.仕事を通して自己実現に向かっていく	仕事を生活のためにだけするのではなく、精神的な価値を見出したいという意識を持つか、価値を見出すことができたと自覚すること
親と葛藤する	19.世間からの偏見を感じる	児童養護施設の部外者からの施設で生活している者への差別意識を感じること
	20.児童養護施設の外に仲間を発見する	人間関係の広がりの中で、自己の環境を捉え返すことができるようになること
家庭を持つ	21.世間の目に負けないという思いを力にする	児童養護施設で生活していることや出身者であることを意識して、より良く振る舞おうと努力すること
	22.親子関係の現実を得心する	親に対してないものねだりをしてきたことから現実に直面して乗り越えられるようになること
児童養護施設を拠り所にする	23.親を受け入れる	わが子ができたことにより、親の気持ちが理解できるようになっていくこと
	24.あらたな家庭を持つことにより、支えられる	あらたに築いた家庭で生活していくことにより配偶者や子どもと共に成長していくこと
	25.将来の見通しを考えて転職等を実行する	生活するために金銭を得ることに必死だった時期から労働条件や将来の見通しを考えられるようになっていくこと
過去を位置づける	26.退所後に職員が心の拠り所になる	退所後に、心から頼れると思うことができる職員が児童養護施設に存在していることを信じられること
	27.児童養護施設を実家にする	退所後に何年たっても児童養護施設が自分の居場所であってほしいと願うこと
過去を位置づける	28.かつての職員の思いを理解する	成長してから、かつて児童養護施設の職員がどのような思いでかかわってくれていたのかがわかること
	29.児童養護施設の肯定的側面をみようとする	過去を自得したいという思いから、児童養護施設の生活を、好感を持って思い出すこと
	30.児童養護施設を負の経歴とする	児童養護施設が悲惨な家庭生活からの避難場所に成り得ずに、負の経歴として残ること

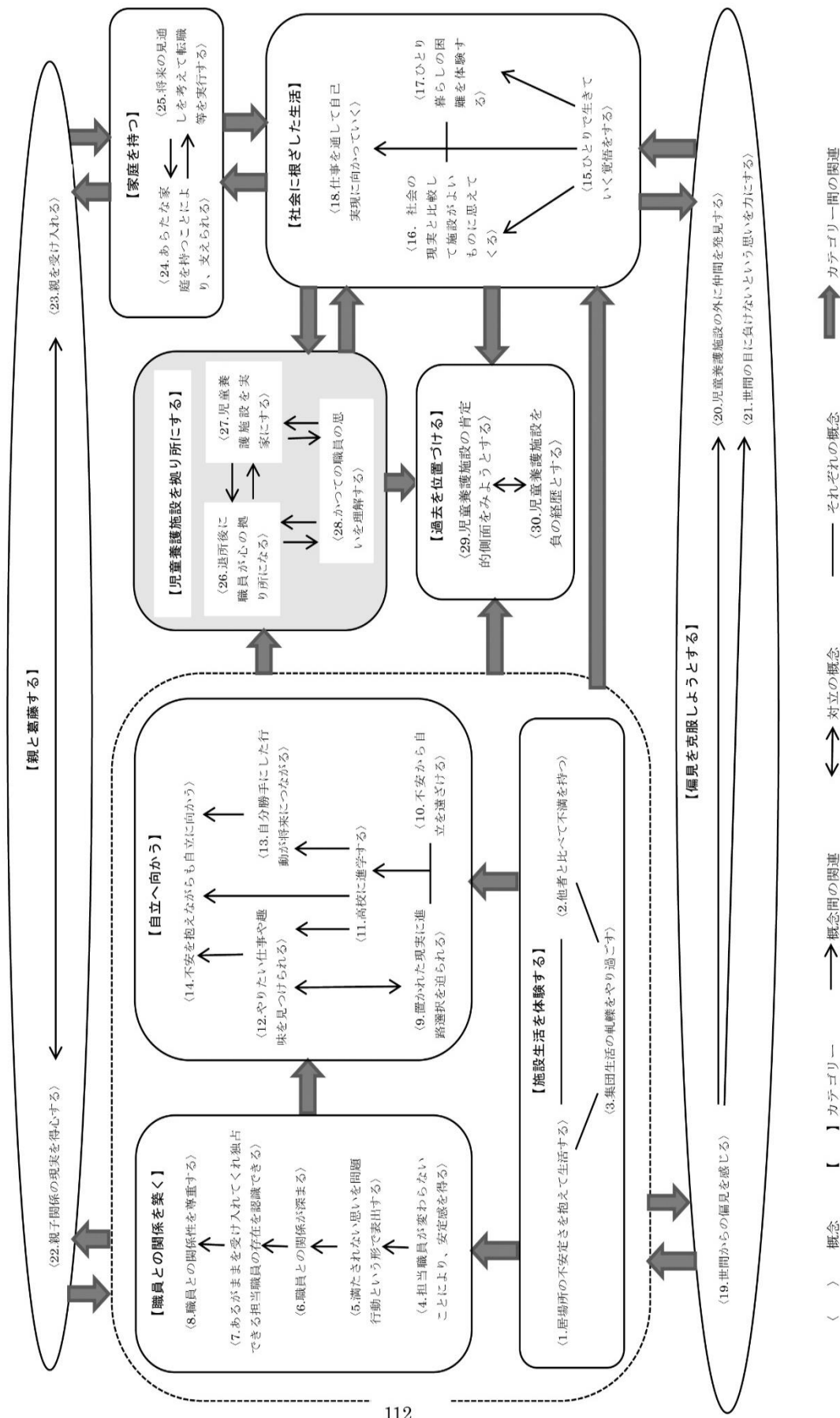


図 3-2 児童養護施設退所者が自立していくプロセス

表 3-8 分析ワークシート

分析テーマ「児童養護施設退所者が自立していくプロセス」

分析焦点者「社会に根ざして自立した生活を送っている児童養護施設退所者」

概念名 1	居場所の不安定さを抱えて生活する
定義	児童養護施設が自分の居場所になっていないと感じること
バリエーション	<p>・(だんだんと慣れてきてそんなにお母さんのところに行かなくてもいいやみたいなふうに) いや、行けば、すぐ行きたいと思っているし、(ずーっと、それは卒園するまでずっとほんとは行きたかった) うーんって思ってたけどねえ、でもほんとにどっちなのかはわかんない、やなことあれば、例えば、園のことでやなことあれば家に帰りたくなるし、家でやなことあれば園の方がいいやと思うし、だから、ガキだからさ、学校がやだから行きたくない、園もやだから園にもいたくない、<u>じゃどうしたらいいの、どっちもよくわかってない</u>、うーん、都合よくやってたのかも知らないけど。</p> <p>・ここがおれの家だと、帰る場所はもうここしかないの、特にいやでも、でもここにずっといたときは、さっさと卒業したいとは思ってたすね、やっぱり。</p> <p>・私はもうほんとに全然、いい思い出がないですね。</p> <p>・僕にとっては正直、<u>まあいいところではないなあ</u>というのがありますね。</p> <p>・<u>出所</u>してしまえば、出所じゃないですね、ハハハハハ、卒園ですね、へへへへへ。</p>
理論的メカ	<p>・子どもが生活していく上で居場所が定まることが大切であるが、1 番目のバリエーションは園と母宅とどちらも居場所になり得ていない。不安定さを常に抱えている状態であると考えられる。「都合よくやってたのかも知らないけど」から、いやなことがあったときに逃げ場があったということも言っているとも解釈できるが、「どうしたらいいの、どっちもよくわかってない」が不安定さを表していると解釈した。</p> <p>・居場所：空間と人間関係があり近い将来が見えそうだという希望が持てる場所</p> <p>・面接した 9 人のうち 8 人は自分がいた施設に対して、現在では悪い感情を持っていないが、4, 5, 6 番目のバリエーションの退所者は「いいところではない」と話している。ふと口にした「出所」という言葉が表しているように思える。</p> <p>・児童養護施設退所者が自立していくプロセスの中で、施設の生活をどのように捉えていて、それがどのように変化していくのかが重要な意味をもっていると考えられるので、それを表現しているバリエーションに注目したが、4, 5, 6 番目のバリエーションの退所者は当時も今も変わらずに「いいところではない」としているのでこの概念に当てはまらないかもしれないことを要検討。</p>

概念名 2	他者と比べて不満を持つ
定 義	他者と比べて、自分の境遇に不満を持ち続けながら生活していくこと
バリエーション	<p>・小学校 2 年生ぐらいの時から、もう人と比べるようになって、まわりの人と、なんか、<u>なんで自分だけこうなんだろう</u>というのが、(中略) やっぱり、一緒に遊んでいる友達とか、長く一緒にいると余計に、なんか、あれ持ってて、これ持っててとか、うらやましかつたりとか、というので、ここにおいて、なんで私だけこうなんだろうというのはあって、それで職員に当たったりとか、物に当たったりとか、というのはありましたね。(中略) まあ、今思えば、<u>やっぱり、下を見ても、上を見ても、どっちもきりが無い</u>というのは大人になってから思いましたけど、やっぱ、その当時は高校生くらいまでずっと思っていましたね、欲しいものも手に入らないし、という葛藤はずっとありましたね、(中略) たぶんみんながみんな他人と比べちゃってたと思います。(⑦p2,12 行)</p> <p>・小さいときは、その両親と暮らしていないというのがすごいやだったというか、そうやってまわりは、その両親がいる中で生活しているのに、自分だけという気持ちがすごいあったけど。</p>
理論的メモ	<p>・他と比べて不満を抱くということでは、「なんで自分だけこうなんだろう」と思い続けて成長し、「下を見ても、上を見ても、どっちもきりが無い」と納得していくという過程が、一般的な退所者の自立の過程であるのかもしれない。それが現実であるとしても、自立できたのだからよかったとせずに、施設職員は精神的なところで、あなたを大切に思っているというサインを送り続けることで、「なんで自分だけ」と思わないでもいられるような生活をつくっていく必要があるのではないだろうか。</p> <p>・他者と比べることは、一般家庭の友達に対してだけでなく、同じ施設で生活している子どもたちに対しても、帰省のときにもらえるお年玉の金額の違いなどから生じてくるものである。</p>

概念名 3	集団生活の軌轍をやり過ごす
定義	集団生活の中で起こるさまざまな軌轍に流されていくこと
バリエーション	<p>・あと、よくいじめられたことぐらいしか覚えてないな。</p> <p>・いやだったけど、おれも結局同じことするようになるんだから、<u>自然の流れ</u>でしょう、摂理としては。そのときいやだったけど、同じことしてんだから。だから早く大きくなりたいなというのがそこから始まるんだよね、きっと。大きくなればいじめられなくなるし、立場上になる、でも下の子がどんどん入ってくるから、学校と一緒にだよ、学校もそうだから。だから、<u>自然の流れ</u>だよ。今はそういうことしてないけど、<u>自然の流れ</u>だよ。</p> <p>・お金とか盗まれたことが、ちょっと、たまにあったりしてね。あー、もう普段仲良くしているだけになんか言えないしね、事を荒げたくないというか、(誰がやったかわかっている) わかりますね、もう、でも、あまり事を荒立てたくないというかね。(そういう時は先生に言わないで) 言わなかったですね。言ってねえ、言ってねえ、おまえかとなってねえ、結局、でも犯人見つかったところで、どうせまた、その子と生活するの気まずいですし。</p> <p>・もう結構小学校低学年の頃から、やっぱりこう集団生活で、上から下までいるじゃないですか。だから、いいことも学べるし、悪いことも学べるし、まあ、私は悪い方を学んじゃったんですけどね、ウフフフ、ちょっと道が外れて、なんかそっちの方が好奇心がそそられたというか、先生に怒られたりも何回かありましたけど</p> <p>・まあ、自分が小さいときは、今じゃあり得ないですけど、暴力で解決するとか、子ども同士、女の子でもありましたね。(中略)下の子が上の人に逆らうと殴られるとか、そういうのは、小さい頃はありましたね。だから、上の方はすごく怖かった、優しいときもあるけど、怖かったというイメージがあったかな。<u>自分がその立場になって、でも、同じことしてんのかな</u>と思ったこともありましたね。<u>自分が優先じゃない</u>といやだというか。</p> <p>・その上に何人か、下に何人かってやっぱりいて、あんまり仲良くはなかったんですけどね。うーん、仲良くはなかったな、胸ぐらつかんで喧嘩したこともありますし。</p>
理論的メモ	<p>・年長児が年少児をいじめる関係があることについて、子どもが集団で生活しているとそうになってしまうということを2番目のバリエーションの退所者は「<u>自然の流れ</u>」と何度も言っている。</p> <p>・また、5番目のバリエーションの退所者も、自分がその立場になって、「でも、同じことしてんのかな」と思ったこともありましたね」と、集団生活に流されてしまっていたことを捉え返している。</p> <p>・3番目のバリエーションも集団の中で起きがちな問題であるが、この退所者はその子のために黙っていることがよかったのかどうかと捉え返している。</p>

概念名 4	担当が変わらないことにより、安定感を得る
定 義	自分の担当を明確に認識でき、その人が変わらずに自分の担当でいてくれるという事で心が落ち着くこと
バリエーション	<p>・団体(=大舎制)のとき、生活してたときって、自分の担当が誰だかというのがわかっていないです。わかっていない、そのときAさんだったじゃないですか。でも自分の中では、Aさんが職員(=担当)だというイメージがなかった、団体のときって。担当が、そう担当が、ある意味、きゅっと狭まって、その人数(=小舎制)でやったとき、はっきり、あ、Aさんが自分の担任、担当なんだと思って、そこからたぶん、好きになったのもある、はっきり、そこで、そう考えると、団体のときのってより、こっち(=小舎制)の方がすごくよかった、落ち着いた気がする。小さい方がはっきりわかった、はっきりしたから、そう考えると、そうすね、こっちは、なんか、みんなで団体してワイワイという感じだけど、はっきり誰がどうみたいのは、はっきりしてなかったから、ただ普通に団体でみんなと一緒に生活しているみたいな感じが強かった気がしますね。こっちはもうどっちかというとほんとにもう、はっきり絆じゃないですけど、そういう、そうすね。</p> <p>・まあ、自分の担任、担当は、先生は変わんなかったけど、それ以外の先生は変わったので、入れ代わり立ち代わりあったので、やっぱり、好きな人だったり、まあ、嫌いな人は自分いなかったですけど、特別好きだった人とかもいたし、その立ち代わり入れ替わりあったのは、うーん、やっぱりなんか、いやだなと思ったりはしましたけどね。急にいなくなっちゃうとか、異動になったりとか。でも自分の担当の先生だけは残ってたので、そこが別に変らなければ正直、まあいいかなと思っていましたけどね。その他の先生が入れ代わり立ち代わり来たぶんには、その先生が変わらなければ、そこはほんとに深く考えてなかったですね、入れ代わり立ち代わりあったとしても。</p> <p>・担当制を変えないことと、コロコロ変えないことだよ、担当している職員を、それだけでだいぶ違うんじゃないかな、施設というのはやっぱり3歳から入ってくる子もいるし、途中から入ってくる子もいるだろうけど、おれが見てる、さっき言ったA君もそうだけど、やっぱりずっと同じ担当だから、今でもこういう関係が築けてるというのものもあるから、やっぱり担当制を変えるべきではないかなとは思うけどね。担当はずっと一緒で。</p> <p>【対極例】</p> <p>・でも人間と人間だからこれは仕方ないんですけど、私はたまたまA先生とこう・・・フィーリングというか、合ったんですけど、これはもう仕方がないことなんですけど、どうしてもA先生いやだという子もいましたね。</p> <p>・もし可能であれば、1年ごとにでも子どもにちょっと聞けたりしたらね、どうよ、どうよって聞けたら、なるべく希望に添うようにするからどうよ、どうよって、したら子どもたちも、ねえ、いや実はちょっと苦手、あの先生だめなんだとってくれたらいいと思うんですけど、ねえ、面談と言ったらあれだけ、そういうのがあればいいのかな、なんて思っちゃったりして。</p>
理論的メモ	<p>・1番目のバリエーションの退所者は幼児期から小学低学年まで大舎制で過ごし、その後小舎制で生活するようになった。大舎制の中では担当が決まっても担当を認識できなかったとしている。また、2番目のバリエーションでは小舎制になった後に、その舎の職員の異動が激しかったが、自分の担当だけは変わらなかったのが良かったと述べている。</p> <p>・概念6,7と類似しているが、担当が決まっていて継続しているというだけでなく、そのことが日常の中で子どもに意識できているということが重要であるということを明確にしている概念である。一方で、対極例のように、担当と合わない場合の大変さも語られている。</p> <p>・概念名：「担当が定まることにより、安定感を得る」→「担当が変わらないことにより、安定感を得る」</p>

概念名 5	満たされない思いを問題行動という形で表出する
定 義	年少児をいじめることや悪いとわかっていることをすることによって、将来への不安や満たされない思いを無意識のうちに表現していた時期があったこと
バリエーション	<p>・あったかもね、その当時はね、きっとそういうのもね、あったかな、あったのかな、ちょうど小学校4年生ぐらいでしょう？ 確か。あの時はもうひどかったからな、(中略) 何でもやってたからな、その感覚があったのかどうかわかんないけどね、その当時に。何でもやってたからね、悪いとわかりながら、その感覚がわかんない、わかんない、もしかしたらあったのかもね・・・きっとね。</p>
理論的メモ	<p>・一番目のバリエーションは小さい子をいじめていた理由には、職員が小さい子をかばってばかりいたこともあるのかと問われて話したことである。悪いとわかっていながら様々にひどいことをしてしまっていた時代のことを、今はまったくやらなくなったけれど、当時どうしてそうしてしまったのかを整理して話すことはまだできないでいる状態であろう。</p> <p>・「処遇困難事例の中に見られる子どもたちの問題は、子どもたちの内的な表現に対する、周囲の大人側のかかわりづらさを意味する」(森田善治,2013)</p> <p>・概念名の『問題行動』は大人からみると問題行動であるが、それをしている当事者にとっては心の叫びであるということがわかる表現にしたい。</p> <p>・概念名：「自己アピールの手段として問題行動をする」→「満たされない思いを問題行動という形で表出する」</p>

概念名 6	職員との関係が深まる
定 義	何をしてでも児童養護施設の職員が受け止めてくれることを通して職員を信用できるようになること
バリエーション	<p>・反抗できる相手というか、ぶつかれる相手、<u>ぶつかっても離れていかない</u>とわかっているからやってるんだろうし、<u>ほんとにボーンとたぶんやられたらすごい寂しい</u>んだろうしね、それはそうだね、当時はわかんなかったけどね。でも、そういう気持ちがあったんだろうなどは、今は思うけどね。恥ずかしいけどね。</p> <p>・おれらがどうこう言うよりもおれらを信用させてくれている感じかな。</p> <p>・言ったら自分の寂しいときに一番近くにいてくれたからね。うん、すごいなと思うね。信用させられたね、ハハハハハ。好きにさせられちゃったの、すごい、だからすごいなと思うね。</p> <p>・好きで施設に来る子なんかいないんだからさ、だから、<u>もう1回裏切らないで欲しい</u>ね。</p> <p>【対極例】</p> <p>・高校生とかになるとやっぱり、年が近い職員が増えてきたので余計にこう、なんて言うんだろう、突っぱねていたというか、話しかけるんじゃないオーラを出していたのかなあと。だから先生たちもすごい私に気を使っていたんだなあとというのは思いますね。</p>
理論的メロ	<p>・その当時は自覚していなかったが、反抗しても離れていかない、受け止めてくれると思っていたから反抗できたと言っているが、どこまで受け止めてくれるかを確かめていたということも言えるのではないかな。</p> <p>・信頼していく途中経過という意味で概念7と区別して解釈したが、無理に分けたという感がしなくもない。</p> <p>・何をしてでも許されると信じられる関係になっていく。</p> <p>・信用：相手や相手の言うことが確かであると信じて疑わないこと。</p> <p>・信頼：相手の能力を信じて頼りにすること。</p> <p>・概念名「職員との絆が深まる」を「職員との関係が深まる」に変更する。</p>

概念名 7	あるがままを受け入れてくれ独占できる担当の存在を認識できる
定 義	集団の中で自分だけを受け止め、自分のことだけを考えてくれる担当の存在に心強さを感じながら児童養護施設で生活できること
バリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・おれが園でよかったのは、おれは弟と一緒にいて、自分ら2人に対して1人絶対の担当がいてくれて、何かあればその人に相談できるし、だから言ったら自分の仕事じゃない時間もおれらに使ってかれてるわけで、休みの日にどっか連れてってくれたりでも、そういうとこかな。 ・一応なんか親とあって施設に来てるから、担当、やっぱ自分にはこの人がいるからねという安心感はある。 ・毎日自分の担当というわけじゃないけど、担当がいる心強さというか力強さというか、園のよかったところ。 ・なんとなく親父みたいなもんだったから。自分には親父がいなかったから、まあ、お父さんみたいなもんだったかな、うん。いい意味で絶対許してくれるんだろうなって思って。 ・ほんとに親がずっと憎い人間もいるし、親に裏切られて施設に助けてもらった、入ってくる奴らもいるし、1ミリも親のところに帰りたくないと思う奴もいるだろうから、そうやって1回裏切られた人間が来て、また裏切られたら場所ないじゃん、だから裏切らないであげて欲しいよね。だからちゃんとそばについてあげて欲しいし、だから担当の人間がちゃんとついて、何かあったときに、その人がいてあげられるようにの環境はすごくてね。 ・すごく甘えられたのがよかったですね。職員に対して、わがままを言えた、ここはすごく自分の中でデカイですね。結構わがままなところはわがままなんで、結構そういうのをバツと否定されるのがすごくいやだったので、そういう意味ではすごく自分の主張をすごく言えた、そういう環境はすごくよかったなと思いますね。 ・職員を独占したかったです、アハハハハ。あの、こう、職員の人は、面倒を見る人何人かいるじゃないですか。その中でも平等じゃないといけないじゃないですか。でも自分は特別視してもらいたい、その中でも独占したい、そこですかね、強いて言うなら。 ・自分の場合って、甘えられるのって、どっちかというとその人、担当してただけなの、他に甘えてたかという、そんなに甘えてないと思う、だから、変な話、「お前は他に甘えられるんだから、他に行ってくれ」という感じが強かった、おれはこいつしか甘えないんだからここは譲れよという感じですね。 <p>【対極例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早く出たいというのはありましたね。もう、とにかく職員がいやでした。干渉されるのがいやでしたね。
理論的メロ	<ul style="list-style-type: none"> ・1~5番目のバリエーションの退所者は、担当をめぐる環境について当施設の他児や他施設について次のように話している。「自分の担当としゃべったりしていると、担当制があるところとないところがあると言っていて、担当制がない所なんかあるんだと思ってたから」「ちゃんと1対1じゃないけど。全員じゃないかもしれないけど、」「それはまあ他の施設の話聞いてると、そういうのがないんだと思うと、えっ寂しいんだなと思っちゃうけど、それこそ学校じゃないけどさ、全員に対して1人の職員なのか、まあ分かんないけど仕組みが」 ・交代勤務なので、物理的に担当と毎日一緒にいる訳ではないが、「自分にはこの人がいる」という精神的な安定感がある。 ・当初『担当職員を安全基地にする』という概念にしたが、研究概念として確立されている言葉でなくもっと独自性のある言葉にしたいと考え、『無条件に受け入れてくれ独占できる担当の存在を認識できる』変更した。⇒「無条件」を「あるがままを」に変更 ・無条件に自分を受け入れてくれる人として担当職員をとらえている。限りなく親に近い、良い面も悪い面も丸ごと受け止めてくれる存在としての職員、そういうニュアンスが概念名に入るとよい。(例: 無条件の肯定的受容) ⇒概念6に入っているニュアンスである。6と7は分けなくてもよいのかも知れない。定義: 集団の中で自分を特別扱いしてくれる担当が変わらずにいることで心強さを感じながら児童養護施設で生活できること→現在のものに変更 ・4番目のバリエーションは別な概念にしたが、後にこの概念に入れた。定義: 職員を、子どもにとって変わらない親と同じ存在であると認識すること、概念名: 職員を親だと思ふ。 ・何をしても許されると信じられる関係である。 ・担当が変わることを「裏切られた」と表現している。

概念名 8	職員との関係性を尊重する
定 義	大人の言うことを聞くのは権威や権力によってではなく信頼関係によってであること
バリエーション	<p>・おまわりが来ても、園長に怒られても、自分が興味ない相手だから、警察でも、園長でも。担当にちゃんと怒られた方がたぶん聞くよね。もうどうでもいいから、おれのこと何も知らない人間に何言われても、全然どうでもいい。(あー、それは当時そういう感じだったんだ) うん、というか、おれはね。この人が怒ってるのは聞かないとなとか、でも他の人が言っても、別にいいやとは思ってた。あんまり信用するタイプじゃなかったから、やっぱり、親がおれらをいやで施設に入れたんだと思ってるから、理由はわかんないけど。でも、だから別に他の人が何言っても興味ないし、<u>でもこの自分が好きな先生というか、担当の言ってることは聞いとかないとな、ちゃんと言うこときくかは別として、いったんこう入れられるというか、そんな感じかな。</u></p>
理論的メモ	<p>・親への不信感から大人は信用できないと思っているときに担当だけは信頼できると思えたから担当が言っていることは聞く、その通りにするかどうかは別だけど。</p> <p>・概念名：「職員との関係性に従う」→「職員との信頼関係に従う」→「職員との関係性を尊重する」</p> <p>・職員の言っていることを「聞く」というのは、耳を傾ける・聞く耳を持つという意味であり、言っていることに従うという意味ではないので、概念名に「従う」が入っているのは違和感がある。担当職員を1人の人として尊重し、その言葉をないがしろにはしない、信頼している職員の言葉に重きを置ける、というようなニュアンスが取り入れられるとよい。</p>

概念名 9	置かれた現実に進路選択を迫られる
定義	自分がやりたいことや適性からではなく、児童養護施設に在籍できるようにすることや金銭を得ることを目的として進路を選ぶこと
バリエーション	<p>・そう学力がなかったので、ウフフフフ、まあ、ほんとに自分が行ける所ってどこだろうと思ったときに、まあ、その定時制が、まあ、入れる所だったので、選んだ理由はそれですよね、まず。</p> <p>・選んだ理由・・・まず、まあ、<u>ほんとに入れればどこでもよかったので</u>、自分の場合は、特に目的としては高校に入るというのが目的だったので、だから、高校に行けると言われて、じゃ、そこで、みたいな、そんな感じでしたね。</p> <p>・やりたいことも見つけられないままだったし、その将来のビジョン的なものも、夢とかもなかったから、(中略)一番がその働かないとお金もらえないし、お金ないと生活できないという考えだから、</p> <p>・<u>やりたいこと、なかったものやりたいことなんか、ただ仕事できればいいやというので</u>、Aにも入っているし、些細なきっかけだからね、たまたま中学校の応募で、Aというのが知ってたから、Aを選んだだけだからね。知ってる会社がなかったから、全部建築系とかだったから、たまたまAと見て、あ、A知ってるわと思って、それで入っただけだから。そうだよ。別にAがやりたくて入ったわけじゃないんだよ。知ってる会社があったからそこにしただけであって、そう、たまたま受かったからそこに行っただけ。</p> <p>・自分の家が自分のほんとの居場所じゃないって、ずっと思っていたので、やっぱり、高校行かなかったら自分の家に帰らなきゃいけない、で、男の子だったら、土木とかそういう仕事があるだろうけど、中卒の女の子で雇ってくれるところなんてねえ、なかなかないし、取り敢えず高校は出ないといけないなあというのは思っていて、でもその当時、まじめな方ではなかったんで、高校も受かるか危うかったくらいだったんですね、でもどうしても家には帰りたくないという思いで、まぐれで受かったんですけど。高校卒業する時も、家に帰るか、就職先で寮を見つけるか、その二択しかなかったんで、家には帰らないと言って、寮がある職場を見つけて、そこで生活してましたけど。やっぱり、ここを出るということがこんなに難しいことだったんだと改めて思いましたね。</p> <p>・(その中学校卒業したときに就職するにしても、この近くでというふうには思わなかった?) 思ったんですけど、寮つきで仕事場といたらないんですよ、ここ付近じゃ。頑張っ探して、やっぱ東京にしかなかったんですよ、寮があつて、そうなんすよ。(中略)寮があるところ探したら、あっちの方しかなかったんで、あっちに行っただけですよ。</p> <p>・高校1年間寮にいたんですよ、農業高校に通っていて、全寮制、1年間だけ全寮制で、寮にいたんですよ。で、要は施設がいやだったから寮のある学校にしたんですよ。いたくないから、そうですね、1年間寮にいて。</p>
理論的メソ	<p>・1番目のバリエーションの退所者は、自立するのが不安だから学校に行こうと思い、自分が入れる学校は定時制なので、そこを選んだということである。好きなことをやりたいとか、自分に合っているかどうかというような進路選択ではおおよそなく、置かれた現実に進路を規定されている。ただ、環境に規定されてはいるが、この退所者たちはその時点では自分自身の意志で選択している。</p> <p>・定義に『金銭を得ること』を後から入れた。</p> <p>・概念12と対極的な概念である。12で語られているような経験を通して進路を選んでほしいと職員は考えて子どもたちに接しているが、当概念で語られているようなことが施設入所児の現実だと思われる。しかしその場合でもそれが現実であると受け入れて、概念15のような覚悟を持って、自分で決めたいと思えることが重要であろう。それが転職等(概念25)に繋がっていく。</p> <p>・6番目のバリエーションの退所者は退所した施設を実家のように思っており、その施設の近くに就職したいと思っていたが、寮がある就職先は東京にしかなかったんで東京に行ったということである。その結果、寂しくて3日で辞めている。</p>

概念名 10	不安から自立を遠ざける
定 義	児童養護施設を出てひとりで自立することに大きな不安を感じること
バリエーション	<p>・高校に上がらなかったら、自立しなきゃいけないじゃないですか。自立するのがいやだから、ウフフフ、施設に残って学校に行っていた方が自分の中で幸せだと、ウフフフ、そこですよ、高校入った理由は。入らなくても正直よかった、変な話。(本当は入らなくてもいいと思っていた?) そうですね。高校行きたい、勉強したいという気持ちはそんなになかったかも知れない、そんなまったく。残りたい、施設に残りたいというのがすごく強かった。</p> <p>・自立したときに不安だったんだと思います、自分の中で。今まで、まわりもいたし、まわりに助けられてきた部分が多かったので、急に施設を出て、1人でやると考えたら、すごい不安だった気がする。それもあって、たぶん、まだ無理だって、それですね、不安だったですね。だから、そうですね、それ考えると、不安の方が強かったですね、1人でやっていくのが、そうですね、ほんとに常に誰かしら大勢に囲まれていたので、そのとき1人でやるのかと、ちょっと一瞬考えたけど、あー、厳しいと思った、ですね。</p> <p>・そこも、ちょうど2年ぐらいですよ。たいていみんな1年ぐらいで出てくみたいな、そこでもやっぱり、居心地が良かったので、やっぱり、なかなか出ようとしなかった、ウフフフ、たぶん、どうしても1人でやっていけないんでしょうね。たぶん、自分の中で、1人でやっていきたくない感情がすごく強くて、居座ろうとするんです、誰かの後ろについてこうみたいな。</p> <p>【対極例】</p> <p>・たぶん1年たってないと思うんだよな、出たの。聞かないとわかんないけど、たぶん、2月とかに出たような記憶があるんだよな、1年いないと思う、△△寮には。Aさんに止められたもの、だって、それは覚えてるんだよな。</p>
理論的メモ	<p>・児童養護施設では本人の能力や状況にかかわらず、高校に進学しないなら15歳で、高校を卒業したら18歳で自立をしなければならない。4年制の定時制高校であれば19歳まで在籍できる。そのようなシステムと子どもの自立への不安が進路を決定する際の要因になる。</p> <p>・3番目のバリエーションは、自立援助ホームにいたときの話である。退所者には早く施設を出て自由になりたいという場合(対極例)と、1人になりたくないという場合がある。その施設の居心地がよいかどうかだけでなく、本人の性格によるものも大きいのではないだろうかと考えられる。→ 居心地がよいかどうかは関係性の要因であるが、本人の性格によるものという個人の問題にはならないのではないだろうか。社会に出る不安が大きいのはなぜかという方向で考える必要がある。</p>

概念名 11	高校に進学する
定 義	高校進学が当たり前という環境の中で高校に進学できること
バリエーション	<p>・あんまりなんか、高校行かなきゃ出なきゃいけないというイメージがなくて、高校に進めるのが当たり前だと思っていて、行っていない人はいない、自分のその学力に応じて行きたい高校に行くというような感じで、高校卒業してない人はあんまり、途中でやめない限りは、みんな入学しているというのがあって、普通にみんな高校に行っていましたね。</p> <p>・私、高校行ってほんと、高校行ってはじめて学校って楽しいなと思いましたもんね。いや、ほんとうに、ほんとはじめて学校楽しいなあとと思いましたね。だから、ほんとと高校と専門学校皆勤賞だったんですよ。はい、そうですね、学校楽しいとはじめて思えて、多少の熱あっても学校行きましたね、頑張っ、ハハハハ、そうです。なんかね、それこそ小学校、中学校、なんかズル休みしたぶんを取り戻すように学校にはちゃんと行きましたね、なんか罪滅ぼしでもないけど。</p> <p>【対極例】</p> <p>・おれも高校行かないで、もうさっさとここから出ていきたい一心で、高校なんて行く頭もなかったですし、中学校卒業してすぐおれも東京行っちゃったので。(中略)もうやむを得ずじゃなくて、もう最初から、もうさっさと、中学校入ってから、さっさと高校なんか行かないと決めていたんで、そうです。</p>
理論的メモ	<p>・面接した 9 人のうち高校を卒業したのは 5 人であり、3 人は中卒、1 人は高校中退である。9 人のうちの多くが中学生か高校生だった平成 13 年度の児童養護施設児の高校進学率は 86.5%(平成 25 年度 95.4%、平成 14 年度全国平均 97.0%)だった。</p> <p>・進路選択時には概念 9、10 のような状況の中で選択していく場合があるが、高校に行くのが当たり前という環境にいる入所者も多いと考えられる。</p> <p>・2 番目のバリエーションの退所者は、中学 3 年の後半に問題を起こして施設に入所してきた事例である。施設から高校に行って、初めて学校が楽しいと思ったと述べている。</p> <p>・対極例の退所者は、当時の施設の同学年の人たち皆が高校に行ったが、自分は、まわりがどうであろうと早く施設を出たかったから就職したと述べている。</p>

概念名 12	やりたい仕事や趣味を見つけられる
定 義	児童養護施設在籍中に様々な経験を積むことにより、自分の好きなことや適性を見つけることができ、進路につながる
バリエーション	<p>・農業高校に行って、その中で、畑の実習とか、農工機、機械の実習とかって、その時に初めて機械の実習でエンジンとか、トラクターのエンジンとか触らしてもらって、そこでなんか面白いなと思って、今なんか整備士で働いていて、そこで触らなかったら今の職にはついてないかなと思って。</p> <p>・A先生に、あの、ボランティア、進路に有利だからって、ちょっと勧められたのもあって、いろんなボランティアに参加させてもらったのもあって、それで、あ、なんか、こういういろんな施設とか回って、こういう仕事とかあるんだと思ってるところに、こういう職業(=介護福祉士)あるんだよと言われて、(中略)B市の特養とか、その身体障害者の施設とかですね。(中略)そういう所でお年寄りとか、障害者の方のお手伝いさせてもらったとき、ちょっとやっぱりね、人の役に立つのがね、こういう職業あるんだよと勧められて、合っているんでないかいと言われて。</p> <p>・料理教室とかあったし、それからあとキャンプとか、そういうときとかでも包丁の持ち方とか、いろんなことを教わった気がしますね。でも、一番没頭できたのはバレーボールだったというのはありますけど、小学校からずっとやって、中学校も高校も、社会人2年間やれたので、だから、それもここにいないとできないことだったので良かったなあと思います。</p> <p>【対極例】</p> <p>・ただやっぱり、うーん、もうちょっとやっぱりいろんなことをしとけばよかったなあとは思いますがね。そのこんな道があって、人生設計にはこんな道があって、こんな道があって、こんな道があって、と言うのが知っておけば、何だろうな、もうちょっと人生違ったのかなあというのも思いますね。</p>
理論的メモ	<p>・概念9と対極的な概念である。</p> <p>・子どもが自分に合っていると思える仕事を選ぶことができる環境を提供できるかどうか施設に問われている。</p> <p>・また、施設での経験は仕事への選択だけでなく、3番目のバリエーションの退所者のように、夢中になれる特技や趣味を身につけられるかどうかにもつながっている。</p> <p>概念：「やりたい仕事が見つかる」→「やりたい仕事や趣味を見つける」</p>

概念名 13	自分勝手に見える行動が将来につながる
定義	児童養護施設に在籍しながらその枠から飛び出して自由に自分中心の生活を楽しんだことで、経験の幅が広がること
バリエーション	<p>・高校になったら携帯も持てるようになったし、アルバイトもできるようになって、お金も、使えるお金も増えたし、かなりやれる幅は広がったんですよ、高校になって。やれる幅が広がったとともに、自分が遊ぶ幅も増えたので、だからもう、やる幅が増えすぎて、学校どころじゃなくなった、ウッフッフ、学校どころじゃなくなったというのはおかしいですけど、ほんとに、遊ぶなり、正直もう、あの、今までそんな、遊んでこなかった、なんか、まわりの人たちと、友達たちと、すごく遊ぶのが増えて、高校になってからいきなり、すごい楽しかった気がします。高校生活で、いろんな幅が出て、普通に携帯で、友達と遊んで連絡取ってたりとか。もう勉強という、学校行くというのが、もうそっちのけで、施設にいるがために高校入った理由とかも全部、もうパーッと飛ばして、ひたすらもう友達と遊んだりとか、お金もやっぱり持ってたし、バイトできるようになって、かなり自分中心の感じの生活になった気がします、高校になってから。それは、それで楽しかったんですけどね。</p> <p>・お金は全部使いましたね、基本的に、もう全額遊びに、いろんな物買いました。</p> <p>・でもそのとき求めているものって違うじゃないですか。今の自分でいったら、貯金して欲しいです。貯金して、今後先の人生に役立てたいというのが強いんですけど、そのときの自分って、何を求めているのかといったら、たぶん、反動じゃないんですけど、初めてこういうふうなことをできるようになって、これをして、すごく楽しかった、じゃ、ここをどう貯金すればよかったかって、あとからの思うことで、このときの中で一番自分でよかったことって、これがベストなことと思っていたんで、あー、あのとき貯金すればよかったって、思ったりもするけれども、これはこれでよかったのかなと、思ってます。</p> <p>・比べてどっちがよかったかというのはわかりません。(そのとき、そのとき、その時期、その時期でよかったかも知れない) そうですね。ちゃんと求めたことに合っていたと思いますけどね。</p> <p>・その外出時間守んなかったからこそ、いろんな友達と遊べたし、友達も増えてるし、そこでも悪いことだったりいいことだったりいろいろあったけど、まあそうだね、守んなかったからこそよかったぶんはすごい、たぶん守ってたときより全然多いと思う。だから、それでよかったんじゃないかなというのは、そっちの方がよかったというのは思うね。</p> <p>・(門限に)帰ってこないという人もいますよ、おれも帰ってこない1人だったんで。脱走するとか、やっぱ、脱走する、そこまで目は届かないですよ、先生たち。届かないといってもおれらがそうと行くからわからないのかも知れないですけど、抜け出すんですよ。そーっとして、そーっとして行くんで、下のカギ閉まっているんで、それも静かに開けてサアと行くんで、やっぱ気付かないですよ、帰ってきたら怒られますよ、怒られますけど、そんな捜すということはしなかったんじゃないかな。だいたい、行ってる場所、見当もつくんで、その人の家に電話したとかじゃないですかね。</p>
理論的メモ	<p>・将来のためにアルバイトで稼いだお金は貯金しておくというような施設生活のマニュアルを無視してそのときやりたいことを思いっきりやったことが、退所者の自立につながったように思える。その後自立援助ホームで強制的に貯金をさせられたことを、どちらがよかったとは言えない、それぞれ求めていることに合っていた、と言っている。</p> <p>・それぞれの子どもその時々々の発達段階、求めていることに応じて対応の仕方は異なってくることを、職員は認識しておく必要があるのではないかな。園のルールやマニュアルで一律に対応すべきではない。</p> <p>・定義：児童養護施設に在籍しながらその枠から飛び出して自由に自分中心の生活を楽しむこと→児童養護施設に在籍しながらその枠から飛び出して自由に自分中心の生活を楽しんだことで、経験の幅が広がること</p> <p>・概念：将来の見通しにかかわらず経験の幅を広げる→自分勝手に見える行動が将来につながる</p> <p>・自分勝手に見える子どもの行動が成長に必要であるという職員間の共通認識があるかどうかと、他児に悪影響を与えない環境であるかどうかが問われるであろう。お金についての話は概念 17 で語られる金銭感覚が身につかなかったことについてのひとつの示唆にもなるのではないだろうか。</p>

概念名 14	不安を抱えながらも自立に向かう
定 義	経験を通して仕事への不安が減少し、自立への意識が高まっていくこと
バリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は結局、単位が足りない、出席回数も、全然行ってなかったの、留年するか、退学するかみたいな、2年生のときに。で、退学しましたね。でも、<u>そのときに、じゃ、仕事をちゃんとしようというふうに意識した気はしますね、そのときに。</u> ・まあ、ちょっと、不安は解消されたのかも知れないですね、そこで、仕事っていうものはこういうものだというのが。 ・まあ正直、不安はやっぱ、それでも多かったですけどね。まあ、ある程度高校で仕事、アルバイトやって、見通しがついたといたら、ついたんですけど、やっぱり不安はあったけど、そうすね、施設には残りたかったけど、高校も行ってないし、やろうという、やれるかわかんない、保障はないけど、なんかまあ、取り敢えずやってみようみたいな気には、気持ちにはしましたけど。
理論的メモ	<ul style="list-style-type: none"> ・高校を退学することは否定されることではあるが、将来への見通しを立てることができる経験ができたので、その経験を基に新たな一歩を踏み出そうとしていると考えれば肯定できるのではないだろうか。

概念名 15	ひとりで生きていく覚悟をする
定義	生きていくためには働いて金銭を得なければならないと自覚し、それに対して精一杯の心構えをもっていること
バリエーション	<p>・今思うのは働かないとまずお金をもらえない、だからお金をもらうためには働かないといけないから、その今の考え、自分のもってるのはなんか園を出てからほんとに思ったことだったから。</p> <p>・おれはもう、前からそうだけど、中学校の時からそうだけど、15歳から働くというのは決めてたし、ひとり暮らししたいというのもあったし、でもひとり暮らししたら失敗はできないと、誰も助けてくれないから自分でやるしかない、そう決めてやってきているからね。</p> <p>・生活できなくなっちゃうんだから、ひとり暮らししたら、仕事しなけりゃ、当たり前のことでしょう。それを普通にやってるだけだよ、今も。</p> <p>・なんかもう、頑張るといふか、それが当たり前になっちゃたというか、そうせざるを得ないからそうしているだけ、それを頑張っているねと言われたらうれしい、正直うれしいですけど、そうしないと生きていけなかったからそうしているだけであって、自分が生きていくためにはこうしなければいけなかったんだと思いますし。</p> <p>・園を出てから、今まで普通に生活していたものがどんだけ大事だったか、どんだけいい環境だったのかを初めて出てから感じるから、でも戻っちゃいけないとは思いますが、うん、プライドだからね、一応。</p> <p>・我慢強いところはあるかなと思います。自分に限っては、転職もそんなにしていなくて、勤めて、後輩とかの子が入って来てもやっぱりその人たちはやめていく人の方が多いし、というのもある、忍耐力がというか、そういうのはいいのかなと思います。(それは、園で我慢しなければならぬことがいっぱいあったから?) うーん、なのか、帰りたくても帰れないという気持ちもあったのかも知れないですけど、それは一番今に役立っているかなと思います。</p>
理論的メモ	<p>・1番目のバリエーションは、施設に在園中は職員はどうせ許してくれるからと、門限を守らずに遊んでいた退所者が社会に出て、誰に強制される訳でもないのにきちんと仕事ができるようになったのはどうしてかと問われたときの答えである。自分が働かなければ生きていけないとわかっていても、それができない退所者はいるので、生きていくことが働くことの原動力になるためには、それができるだけの内面的な力が備わっていなければならないであろう。この退所者は親族との交流が全くない状況で、早い時期から自分は1人で生きていくと覚悟していたという思いを語っている。概念10の退所者は1人で生きていく自信がないのでできるだけ長く施設に残れる選択をしている。選択の結果は対照的であるが選択の要因は同じといえる。</p> <p>・現実に迫られて進路選択をするという概念9と近い関係である。</p> <p>・概念名：「働いて金銭を得る」→「ひとりで生きていく覚悟をする」</p> <p>・5, 6番目のバリエーションは別な概念：「強いられる自立への自覚をもつ」定義：「退所後に児童養護施設の良さに気づくが戻れないということをおぼえまえること」に入れていたが、当概念にそのまま統合した。</p> <p>・5番目のバリエーションの退所者は「プライドだから」施設に戻れないとしているが、多くの退所者は戻っても受け入れてもらえないという感覚を持っているのではないかと。また、6番目のバリエーションの退所者は、施設には「帰りたくても帰れない」から頑張っ仕事をするしかなかったことを、「我慢強い」と言っていると考えられる。</p> <p>・『強いられる「自立」－高齢児童の養護への道を探る－』（青少年福祉センター編,1989）がいうように施設入所児は、本人の発達状況に関わらず定められた退所年齢に達すると施設を出て自立しなければならぬ。帰るところがない状態で社会に出た彼らは、どんなに大変でも仕事にしがみつかなければならぬ。そのような現実に対して、「プライドだから」や「我慢強い」と言うことで納得しようとしているように思える。それは「ひとりで生きていく覚悟をする」ということであろう。</p>

概念 16	社会の現実と比較して施設が良いものに思えてくる
定義	ひとりで生きていくという経験をしたことによりこれまで不満を抱いていた施設生活がありがたいものに思えてくること
バリエーション	<p>・園を出るまでは、園なんかにいなくてもいいやと思ってたけどね。そこの幸せとか分かんないから、社会に出てないから。うん、でも、社会に出てみて、うわっ、ずっと園がいいやと思ったね、へっへっ。飯は出てくるし、寝るとこはあるし、風呂は入れるし、こんなとこねえんだろなっていうのは出てから気づいたけどね。うん、そりゃみんな思うんじゃないの、ひとり暮らしするようになって。</p> <p>・自立してすぐぐらいは全然思ったよね。うわ、マジかよって。いや、でも高校行るときゃよかったかなとか、面倒臭いになって思って、飯作るの面倒臭いし、洗濯するの面倒臭いし、と思ってたけど。うん、園で何やるときゃよかったというのは全然ないね。</p> <p>・大人になってからですかね、やっぱり、ここを出てから、出て社会人になって初めて思ったことは結構多いですね。ここにいたときはやっぱりご飯もあんまり、自分が好きな物だけ食べて、嫌いなものは残して、お小遣いかもらって好きな物だけ買ってということをやりましたけど、ここにいるからできたこと、ここにいたから、ちゃんと栄養士さんがちゃんとした献立を作ってくれて、その栄養があるものをみんな食べてたんですけど、私は好きな物しか食べてなかったとか、というのがあったから、社会に出て、なんか、ありがたかったなあ、ここにいて。</p> <p>・だからやっぱり今施設にいる子たちにも、今はいいけど自分が卒業するとき大変だよというのを、ちゃんとわかって欲しいですね。私もわかっているつもりで外に出たけど、全然、右も左もわかんない状態で、甘かったなあと思いますねえ。</p> <p>・私は大人になってここで育てよかったなと思いますけど、出るまではやっぱり嫌でしたね。</p> <p>・外に出て、このありがたさがわかった、というのが一番。(中略)外に出たら食べる物も、着るものも、欲しいものも、いきなり手には入らないから、ここにいたからそういう生活ができたんだなというのを外に出て改めて思えた、ちゃんと栄養も考えてくれてたし、ちゃんと時間とかも決めてやってくれてたし、自分で掃除とか洗濯とかも、やるようになって、洗濯機とかいきなり使えと言われても難しいじゃないですか、ここで徐々に、やり方とか覚えていって、今までそのいやだと思っていたことでも、社会に出て、これってこのためにやってきたんだというのも思いますし。</p> <p>・うるさいし、先生たち、朝もきちっとした時間に起きて、夜もきちっとした時間に寝て、風呂も決まった時間に入って、飯も決まった時間に食って、すげえ面倒臭いなと思っていたんですけど、やっぱり卒業するといひすよね。ここがどんなにいい所か、みんな卒業生言うと思うんですけど、すごくありがたいですよ。何もしなくて飯くるし、働かなくてもなんだって、服だってあるし、全部揃っているじゃないですか、風呂だって入れるし、大人になってから、自分でやらないと何もかもできないじゃないですか、やっぱ金がないと。すごくありがたいと思ってますよ、ほんとに。特に先生がいやだったなというのはないですね、ほんとに今はありがたく思っています、ほんとに。</p>
理論的メロ	<p>・退所して初めて『施設の良さ』がわかる。しかし、ここで言っている『良さ』というのは、マズロー (Maslow A.H. 1908-1970) の欲求階層でいえば、食事・睡眠等生命維持が守られる最下層の段階ではないのだろうか。それだけ退所後の生活が退所者にとっては大変だということであろう。だからこそ児童養護施設退所者の自立は非常に大変であるということがいえる。</p> <p>・定義：「経験してわかるということに気づくこと」→「経験によって社会の現実を実感でき、児童養護施設の良さがわかるようになっていくこと」→「ひとりで生きていくという経験をしたことによりこれまで不満を抱いていた施設生活がありがたいものに思えてくること」</p> <p>・概念：「社会の厳しさを痛感する」→「社会経験から学んでいく」→「社会の現実と比較して施設が良いものに思えてくる」</p> <p>・1、2番目のバリエーションの退所者は、園にいるときは何言われてもわからなかったけれど、経験して初めてわかったので、園にいたときにこうしておけばよかったというのはない、と言っている。</p> <p>・これに対して、3、4番目のバリエーションの退所者は今施設にいる子どもたちに、今のうちにそれを分かっている欲しいと言っている。</p> <p>・時間に拘束されて生活していた退所者が、その時はいやだったが、退所して、いかに社会で生きていくのが大変だったかがわかり、施設生活がありがたかったと言っている。逆に考えると、施設退所者が社会で生きていくことはとても厳しいので、衣食住が保障されるだけでも施設はありがたい場所になり得るということではないだろうか。しかし、職員はそのことに安住してはならないであろう。つまり、『施設の良さ』と表現してはいけないのではないかと考えた。</p>

概念名 17	ひとり暮らしの困難を体験する
定義	ひとり暮らしをしていく際に、後ろ盾のない不安からさまざまな困難に出会うこと
バリエーション	<p>・普通に、起きて普通に仕事しに行くのは、ちゃんとできていましたね。お金の管理も、やっぱり、貯金はしなかったですけど、そうすね、管理はしてたつもりで、途中友達に、そのときは、ほら、一緒に住んでた人にお金を盗まれたことがあって、その時始めて、かなり生活厳しい、まるまる給料持って行かれたんで、家賃も払えないし、光熱費、そうすね、生活かなり厳しかった。</p> <p>・卒園してから一番困ったのは、高校生月 3500 円とかのお小遣いの幅でやりくりしなさいよって、3500 円渡されるんですけど、卒園したときに、自分が夏休みに、高校のときにバイトしたお金とかを貯金していて、その通帳を卒園したときにもらったときに、30 万とか入っていて、そんな大金を、毎月、月 3500 円もらっている中で、いきなり 30 万円ぐらい入った通帳を渡されたら、もう何でも買える気がして、そういうので金銭感覚が全然なくて、女の子だったら考えるのかも知れないけど、そんな大金を一気に渡されたらもう使いたくてしょうがなくて、困ったのが一番あります。</p> <p>・そういう施設で育ったら毎日家に帰ったら年が近い友達もいるし、先生たちもいるし、卒園してやっぱりすぐひとり暮らしになったら、家に 1 人でいれなくて何していいかわからないし、暇だし、というのがあって、ほとんどひとり暮らしをしたことがなくて、ほとんど彼女と同棲をしたり、というのがずっとあって、たぶん卒園してひとり暮らしをしたことがあるといたら 1 か月とかもなくて。</p> <p>・これからは自分 1 人でやんなきゃいけない、何にもわかんない状態で外に放り出された感じで、結構最初の 2～3 年間は大変でした。わかんないことだらけで。例えば・・・うーん、銀行の手続きとか、公共料金の手続きとか、かな。</p> <p>・やっぱり保証人がいないというのがあって、お母さんはいたんですけど、働いていないから保証人になれないし、兄弟も連絡取ってなかったんで、まあ、保証人不要という所を探してはいたんですけど、(中略)保証人をつけなきゃいけないとなったときに、アパート借りられないじゃないですか。だから、前の職場の上司が、私のことを信用してくれていたんで、名前だけ貸してあげると言われて、今も、もうその職場の上司は辞めちゃったんですけど、今も、名前だけは借りて。でも次、引越しになると、また保証人を探さなきゃいけないというのがあるので、なんか、その施設で育った子たちはそこらへんが結構かわいそうかなあ。</p> <p>・中学校卒業してすぐおれも東京行っちゃったので。でも、行った瞬間、ほんとに寂しいですね、集団生活してたじゃないですか、いきなり外に 1 人でぽつんと住んで、とてもじゃないけど耐えられなかったですもんね、寂しくて。</p> <p>・社会人になって、通帳見たじゃないですか、30 万ぐらい貯まっていたんですよ。1 か月もたなかったですもんね。(中略) 30 万で、こんなになくなんの早いって思って、びっくりするぐらい、今思ったらほんとに計画たてて使えばよかったなあ、ほんと後悔してますね。</p> <p>・あんないっぱい、まわりにいたのに、急に 1 人になっちゃって寂しかった、仕事なんて全然頭に入ってたんですけど。</p> <p>【対極例】</p> <p>・(アパート生活どうでした?)別に何の、なに不自由もなく楽しかったよ、何の不自由もしてないよ。</p>
理論的メモ	<p>・1 番目のバリエーションの退所者は、1 人で生活するのが寂しくて友達を自分のアパートに泊めていたら 1 か月分の給料をほとんど全部持ち逃げされたという経験をやる。</p> <p>・在園中に金銭感覚を身につけさせることと、1 人の時間を有意義に過ごせるようにすることが施設の課題であろう。概念 10 との関係性を要検討。金銭感覚については概念 13 参照。</p> <p>・4 番目のバリエーションの退所者は、施設で育ったからわからないと思われるのがとてもいやだったと話している。聞いたら笑われると思いつつながら生活している。いざ困ったときにすぐに聞ける相手がいることの大切さ、そのような相手がいないことの心細さを受け止める必要がある。</p> <p>・定義：「ひとり暮らしをしていく際に、仕事ではない事情で様々な困難に出会うこと」→「ひとり暮らしをしていく際に、後ろ盾のない不安からさまざまな困難に出会うこと」</p> <p>・「親がいて 18 歳でひとり生活を始める心情と、後ろ盾のないままひとり生活に入っていく心情とは、相当な違いがある事実に着目していきたい。何かあったときに戻れるところのあるひとり生活ともどるところのないひとり生活とは雲泥の差がある」(青葉,2012)</p> <p>・対極例は、友達がいる地元で暮らしたいのと、門限に縛られたくないという理由で早くひとり暮らしを始めた退所者の話である。</p>

概念名 18	仕事を通して自己実現に向かっていく
定 義	仕事を生活のためだけにするのではなく、精神的な価値を見出したいという意識を持つか、価値を見出すことができたと自覚すること
バリエーション	<p>・そのやりたいこと見つからないまま出ちゃったから、貯金もある程度してたんだけど、それで仕事1回やめようとした時期があって、そのなんかやりたいこと見つけてからそれにすごい頑張りたかったなというのが今でも後悔してて、友達に今でも遅くないとか言われるんだけど、生活もかかっているから、だから、自分がほんとに困ったのは、やりたいことができないというか、<u>やらされちゃってる感で仕事やってた時期</u>があったから。</p> <p>・僕やっぱりもうちょっと教えてくれる人がいっぱいいたらよかったんだけど、社会に出て誰も教えてくれないですからね。できることだったら警察とか、公務員とか、なんか人の役に立てる仕事をしたかったなあと思って、今は後悔してます。もうなれないんで、年齢的にですね。やっぱり、そうですね、まあ、誰かの役に立つような、そんな仕事がしたいなあと思いながら、毎日仕事はしていますね。</p> <p>・今の職場が勤めて14年ぐらいになるんですけど、14年の間にいろんな人いっぱいやめていったんですけど、やっぱり仕事だから当たり前なんですけど、必要とされているのってやっぱりうれしいんですよ、だからやめてやると思ったことも何回かありますけど、でもなんとか続けてられるのは、やっぱり、ねえー、今こう思えば私は誰かに必要とされていたからなのかなとか思っちゃったりして、だったのかな。</p>
理論的メモ	<p>・1番目のバリエーションは概念25に入れたものを移動させて新たな概念をつくった。この退所者は金銭を稼ぐためにできる仕事を懸命にやってきた(概念15)が、自分が本当にやりたいことは他にあるということに気が付き、お金のためだけに仕事をやっていたのいいのだろうかと思っている。</p> <p>・当概念をつくったことにより、これまで着目していなかった2番目のバリエーションに着目した。</p> <p>・3番目のバリエーションは、人間関係に助けられたというような新たな概念を生成しようとしたが、自分が必要とされているという実感を得ることで役割意識が高まり存在意義が見出せているという意味合いがあると考えられるため、仕事へのやりがいを求め、自己実現に向かって行くということでは当概念にしてもよいと思った。</p>

概念名 19	世間からの偏見を感じる
定 義	児童養護施設の部外者からの施設で生活している者への差別意識を感じとること
バリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期のときには(地域外の)中学入学したときぐらいに、園にいるということをちょっと隠しちやうった自分がいて、まわりは親がいるのに自分は施設にいると思ったら、その差別とかされちゃうんじゃないかなとかすごい考えたけど。 ・自然な会話の中で、やっぱりどうしても、新しい人と出会えば、親が若いでしょうとかの話は、誰でも当たり前のように聞くことだから、それに対して「いや、施設育ちなんです」というのを、いやだったのは20歳ぐらいまでだった気がする。20歳ぐらいまでだった気がするな、今はもう別に、普通に、なんとも思わないから、(中略)それを、言い過ぎて、感じなくなったの、何にも、慣れたの、慣れたの。 ・その(友達)家庭にもよって、施設にいますよというイメージの人もいるし、かわいそうという目で見える人もいるし、というのはその家庭によって違いましたね。 ・その高校の子たちは全然〇〇園の存在なんて全然知らないんですよ。だからこういう、仲良くなったらこういう所に通っているんだと説明するのがちょっと大変というか、なんかどういふ目で見られちゃうかな、色眼鏡で見られちゃうかな。 ・まあそれは、その後専門学校通って、社会人になってから、あれなんですよね。やっぱりみんなそういう所にいるんだと言ったら、なんでとなりますもんね。なんでどうしてとなるから、ねえ、そこからへんがちょっとあれでしたかね。 ・ほとんどが知らない人だから、陰口とかは結構多かったですね。あの人は親がいないんだよとか、携帯も持ってないんだよとか。 ・その施設に育ったというだけで、まあ、悪いレッテルを張られるじゃないけど、普通の子じゃなかったぶん思う人の方が、たぶん多いんですよ。私も最初に、一番最初に就職をするときに、面接の人が3人いて、自分で面接、練習した通りにやっただんですけど、やっぱりその面接官が言った言葉は10年前ですけど、今でも覚えていて、「あなた施設で育ったの？施設で育ったわりには元気だね」と言われて、それはいい意味に捉えればいいんですよ。でも私は悪い意味で捉えちゃって、施設で育った割にはってなんだよって思っちゃって、何が悪いのって思って。結局やっぱりその世間の人たちは施設をそういうふうに見てるんだなと、そこで改めて思って、もう心の中ではもう就職なんかしない、文句言ってやろうと思って、ずっと握り拳をつくっていたんですけど、やっぱりそこは社会に出るといふ一歩だったから、ぐとこらえて、でも今でも忘れられないですね、あの面接官の言葉は。 ・偏見が強くて、A町という田舎で住んでいる人は、みんなそういう人だというのがわかっているの、まともな、まともなと言ったらちょっと語弊があるかも知れないですけど、やっぱりあそこの子とかかわるんじゃないというのがまず全体の中ではひとつあるので、町全体の中ですね。うーん、そうですね、まあ、あそこの人だったらそういうことやるよね、実際それもあつたので否定はしなくてもすけれど、そういうのありますね。で、やっぱり、地域からの目とかですね、地域の親からの目というのは、やがて子どもからの目になり、家庭で話してるわけですから、そうするとやっぱりいじめとか、まあ、そののけ者みたいとか、そういうことに繋がるんですね。 ・やっぱり施設がいやだと思うのはやっぱり人の目でしょうね、一番は、人の目だな。負い目みたいな、負い目とか、うん、やっぱり悪くなっちゃうんですよ、そして、そういうふうに見られると。
理論的メソ	<ul style="list-style-type: none"> ・1番目のバリエーションの退所者は、その後、同じ境遇の友達の存在から劣等意識が和らいでいく経過を語る。概念20 ・施設の入所者が皆行っている地域の小・中学校ではない所へ進学や就職をして、施設を知らない人たちの中に入ったときに、差別意識を感じる人が多いが、7番目のバリエーションの退所者のように社会への第一歩での経験は特に強烈だったのではないと思われる。 ・地域の小・中学校では差別を感じなかったという話が多かった中で、3, 8, 9番目のバリエーションの退所者は地域でも差別を感じたと言っている。さらに付け加えて、自分もまったく悪いことをしていなかったわけでもないの、しょうがないかなというのもあったと話す退所者もいた。 ・実際に差別的な言動をされたのではないが、されるのではないかと不安に思うエピソードも入っているが、そのとき退所者に自信がないことの現れであり、施設で自分が大切にされているかどうか自信が持てるかどうかの基盤になっているのではないだろうか。

概念名 20	児童養護施設の外に仲間を発見する
定 義	人間関係の広がりの中で、自己の環境を捉え返すことができるようになること
バリエーション	<p>・なんかまわりも友達とかで、中学入ってから片親だったりとかそういう友達が多かったから、お母さんが毎日家にいない状況で、夜ご飯とかも妹と友達と一緒に作ったりしてとか、だからそういう友達とかに比べたらそういうちゃんとした毎朝衣食住もちゃんとしていて、そのそういう人たちと比べたら全然こっちの方がましだなというか、思ってきたから。</p> <p>・そしたらいきなり部活が休みのときとかに、園に友達がいきなり押しかけて来て、押しかけるというか遊びに来て、で、こういう生活してんだというのを仲いい友達が見て、わかってくれて、で、友達もなんか小さいときに、赤ちゃんぐらいのときに乳児院みたいなところにいたらしくて、そういう環境にそんなに抵抗がなくて、それがなんか自分も普通じゃないけど、別にこういう環境も別にそんな自分が気にしているほどじゃないんだなと思わせてもらって、まあ、普通に友だちもちょっと気を使った部分もあると思うけど、友達がまず遊びに来てくれたときに、その気持ちはなくなったかなというか、自分もなんか安心して友達呼んでも、呼んだり遊びに来てもらっても、施設にいるから差別受けるとかそういうのはないんだなと思ったのがデカかった。</p> <p>・その友だちとかもそういうその片親とかだったりとかそういう環境だから、そんなに自分が施設にいるということにそんな抵抗持たないで「あ、そうなんだ、大変だね」ぐらいでわかってくれるやつらばかりだったんで、だからもうすんなりと言えるようにはなって、だから自然とまわりもそういうやつらばかり、まあ、気づいてみればそういうやつばかりだなって、今でもそうだし・・・そうですね。</p> <p>・やっぱり友達の存在はデカかったですね。(中略)ほんとにたわいのないことですが、ほんとに何でもない会話がほんとに楽しかったですよね。やっぱりその子たちとは今も繋がっているというか、連絡取り合ってますからね。ほんとに普通の、普通に、通学、通学というか、一緒に学校、登下校したり、そういうのがほんとにみんな当たり前なこと、当たり前なんですけど、その当たり前のことが楽しかったですね。ほんとに友達としゃべりながら学校行くのが楽しかったしね。</p>
理論的メモ	<p>・このバリエーションの退所者の場合は、施設の外に仲間ができたが、その仲間たちは社会全体の中では少数者であるということがいえるかもしれない。</p> <p>・4番目のバリエーションは、高校に行ってはじめて学校を楽しく思えたということの理由を問われたときの話である。</p>

概念名 21	世間の目に負けないという思いを力にする
定 義	児童養護施設で生活していることや出身者であることを意識して、より良く振る舞おうと努力すること
バリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・私も明るく振る舞っていたから、それがほんとの自分だったかというところとわかんないですけど、明るくしていればねえ、暗いよりはみんな集まってくるかなみたいな。 ・ふとした時に、これが本当の自分なのか何なのか、わかんなくなるときはありましたね。 ・でも、一番そこらへんで迷ったのは、成人式どうしようかなあというのがあって、成人式、みんな行くよなあ、でも、お金ないなあと思いながら、欲しいものを我慢して、毎月積み立てして、なんかやっぱ、どっかでプライドがあって、あの子は施設にいたから成人式来れないんだなあと思われたくないというのもあったし、その教習所もそうだし、何でもその施設にいたからと言われるのがすごいやで。
理論的メモ	<ul style="list-style-type: none"> ・1 番目のバリエーションは、自分が施設で暮らしているということから暗いと思われたくなくて、努力して明るく振る舞っていたということを語っている。2 番目のバリエーションは、無理していたのではないかという問いに答えたものである。 ・本当の自分を見失ってしまうのではないかというような意味の概念名もあり得るが、世間に負けないぞというこの退所者の思いをポジティブに捉えたい。

概念名 22	親子関係の現実を得心する
定義	親に対してないものねだりをしていたことから現実に直面して乗り越えられるようになること
バリエーション	<p>・だから近くにいるからわかんないんだよね、たぶんね。あんだけ母ちゃんがよかったけど、母ちゃんと一緒になってみたら母ちゃんもうとうしいしさ、でも、施設もいやだったけど出てみたら施設のがよかった。普通にがあると他のものが欲しくなって、だからよく両親がいるのが幸せだとかき、いないのが不幸だとかいうけどさ、いなきゃいいで欲しいし、いたらいたでいらなと思うし、<u>ないものねだり</u>で。</p> <p>・小学校のその時期においては、(家に帰れる子が)「あ、いいな」という感じが強かった、強かったですね、そう言えば。だからたまに自分も家帰してもらったりとかすると、うれしかったですよ、うれしかった、でも正直なところ、まわりから、こう自慢話じゃないですけど、聞いて、いいなと思って、じゃ自分もいざそうなって、楽しかったかという、正直なところは、そんなに楽しんだことはいないと思いますよね。いろんな新しく、普段しなかったことをやらしてもらって訳なんですけど、親元に帰ると、正直なところ、そんなに楽しんでたかという、楽しんでいなかった気がします。</p> <p>・<u>生活してて中で家に帰るよりもむしろ園にいる方が楽しいなという気持ちもあったし、年を取るにつれて親との距離感とかも、なんかいい感じで取れてたから、だからそれがいつのまにかその施設にいることが別に小さいときよりも苦ではなくなったし。</u></p> <p>・親元の方がいいのかとか、自分の場合は親元の方がいいのか悪いのかというのは、ちょっと年取ってからは、やっぱり園のような環境の方がよかったんじゃないかなという、小さいときに向こうにいたら今の自分はないと思うし、だから結果的には園にいて良かったなと思います。</p> <p>・お父さんの方は、まあ、葬式も行けたし、会ってくれたから、ありがたいとは思うけどね、なんとも別に思わないけど。母親に関してはまったく興味がないね。死のうが生きていようが、赤の他人だし、会ったことないし、覚えてないから、別に、今さら会おうとも思わない、うん。それぐらいかな、なんとも思わない、ほんとに。今さら、はい母親ですなんていきなり出てきても、赤の他人としてしか思えないからね。そこから関係を一から築いていこうとも思わないし、どうぞご自由にといい感じかな、なんとも思わない本当に、こればかりは。</p> <p>・小学校のときはそんな、別にそんな考える力もそこまでないで、なんとも思わない、中学校になってからやっぱり少しずつ、こうなんて言うんですか、なんで捨てたんだみたいな、ぶっ殺してやりたいみたいな、感じだったんですけど…そうだな。おふくろも、心配ならおふくろも親父も連絡、探せばたぶんたどりつくと思うんですよ、ここの(=施設の)住所と電話番号と、絶対。来なかったということは、そうでもねえんだなあと思って。</p> <p>・6~7年ぶりに親父と会ったのかな。17、19か、19だ。成人の前だもんな。そう、10年ぶりにあったんですよ。10年ぶりに会って、一発ぶん殴ってやっからとっていたんですよ、気持ちは。そしたらおれよりはるかに小さいんですよ、身長。160あるのかというくらい小さくて、細いんですよ。うわ、こんな細かったんだおれの親父と思って、小さくて、殴んなかったですけど。いや、こんな人だったんだなと思って。殴らず、ごめんなどは言っていましたけど。「別にいいよ、気にしないで」と言っていて、「それやってくれたから今のおれあるし」って。</p> <p>・そのときはもう親父とも連絡取らなくなっちゃったんで、おれ、<u>別に取ってても、おれにプラスになることなかったんで、もういいな</u>と思って。</p>
理論的メモ	<p>・自分の家庭なら何があっても疑いなくそこにいるものだと思えるが、施設というもう一つの生活の場ができて、家庭に戻れる可能性があると思えるときに生ずる不安定さ。概念1のバリエーションと同じような内容であるが違う解釈ができると考えた。</p> <p>・帰れる家庭がない退所者は施設だけを生活の場として考える、あるいはあきらめることができるが、家庭に帰ることができる施設が仮宿的になってしまう場合がある。しかし、家庭に帰りたいと思っていたけれど、帰ってみると施設の方がよかったと思える経験を重ねる中で、施設が本当の自分の居場所になってきて、親との距離感もうまくとれるようになってくるのがうかがわれる。</p> <p>・ないものねだり：実現できないことを無理に望むこと</p> <p>・概念名：「親との葛藤を乗り越える」→「親子関係の現実を得心する」「葛藤」の意味合いが明確でないので、内面においての意味合い(親の現実を受け止めたり、親への期待に折り合いをつけたり)が分かるような概念名にした。</p>

概念名 23	親を受け入れる
定 義	わが子ができたことにより、親の気持ちが理解できるようになっていくこと
バリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・(家庭を持ってから変わったことは?) 親に対しての気持ちと、あとは、施設に入れたんじゃないねえなと思ったね。こんなかわいい子どもを、と思ったね。自分からはいどうぞって手放すわけねえなって、絶対しようがなかったんだなって思った。 ・大人のしようがないがあったんだらうって、思うと、あの時、母ちゃんが何してくれたのかと考えるとすげえやってくれてたのかなって。ほんとは入れたくなかったのに入れたから、おれらに、その穴埋めじゃないけど、一生懸命やってくれたんだなって、すげえ思うようになったね。 ・子どもできてからね、母ちゃんのことをいとおしいというか、愛されてたなあって、思う、泣きそう。 ・よっぽどの理由があったなあと思っちゃうもんね。そうやって離れて生活しなくちゃいけないわけじゃん、そうだよなって、しようがなかったなって、そう思うとその時、入れやがってとか、親に楯突いて文句ばっか言ってたけど、母ちゃんよく我慢してたなあと思うしね、別に理由だっておれらに、あんたたち好きで入れたわけじゃないよって言えばいいだけなのに、そんなこと一言も言わないでさ、ごめんね、ごめんねと聞いてくれてただけでさ、すごいよね、たいしたもんだよ、大人ってすげえよ、ほんと思ふ。 ・だから誕生日、ほんと思ふもんね、産んでくれてありがたいの日だよなって、すげえ思うもんね。だから、自分の誕生日を祝ってもらうんじゃないで、母ちゃんにできればよかったのになって、すげえ今思うもんね。産んでくれた日なんだよねって、誕生日でプレゼントもらってる場合じゃないよね、一番大変だったの母ちゃんなのにね、産んだのにね。(すごいね、そこまで思えるなんて、成長したね) ハハハハハ、でも子どもできなきやわかんなかったよね。
理論的メモ	<ul style="list-style-type: none"> ・退所者は若い時期に結婚し子どもを設ける事例が多いが、家庭をもつことによって成長の幅が広がる。

概念名 24	あらたな家庭を持つことにより、支えられる
定義	あらたに築いた家庭で生活していくことにより、配偶者や子どもと共に成長していくこと
バリエーション	<p>・今はすごく子どものことかわいしい、すごく必要だなと思ってたんですけど、たぶん当時も、同じようなこと言ってたと思うんです、かわいしい、子どもができたことはうれしいと、でも今思うと、その 21 のときに思っている感情って、たぶん全然思っていないに近い感じ、ほんとに他人事みたいな感じ、かわいみみたいな、欲しい、育てたいみたいな、ほんと、今思うとそうですね、他人事みたいな感じで言っていた気がしますね。実際のところ、そんな意識してなかったですね、子どものこと、だから正直、ええっ、どうすんだらうとか、大丈夫かなと思って、しかも嫁さんとはケンカばかりするし、すごく言い合うし、今は結構、聞き役みたいな感じになっていますけど、ほんとに最初の頃は、自分も感情的になったり普通にすし、そうすね、嫁さんも結構感情的になりやすかったし、ほんとに、でも、すごく子どもと一緒に生活していくと、すごく情じゃないですけど、なんかすごく、当たり前のような、子どもがいるのが当たり前みたいな、どんどん、どんどん、たぶんね、<u>自分自身も変わってるんだと思う、子どもが変わるとともに。</u></p> <p>・ずっと一緒にいるうちに、すごくかわいらしくなってくる、今じゃほんとに大好きですもんね。今よかったと思いますもんね、子どもがいて。</p> <p>・やっぱり、自分が施設で育ったのもあるから、自分の子どもにはそういう思いはさせたくないかなというのがあって、やっぱり普通の家庭で育つのが一番だし、自分が結婚したり、そういうなんか大切なときに、嫁にもそうですけど、施設で育つんだよねと言わなきゃいけないときは、なんか気まぐれ気持ちにもなったりするので、子どもとかにはそういう思いはさせたくないなと思って、今、頑張っています。</p> <p>・そのつまずいたときも彼女に相談したり、結婚してからもずっと嫁に相談してたり、の方が多かった。</p> <p>・そこは 1 年間しか、ちょっと勤められなかったんですよ。で、あのう、いや私もう、そのとき介護だめだあって、やっぱ、ボランティアと働くのと違うわって、もういいやって言ってたんですよ。なんか違う仕事してお金返すわって言ってたんですよ。園から借りた学費とかのね、お金、でもなんか主人に、いやお前は出会った人が悪かったんだって、(職場の人間関係につまずいた) そうですね。出会った人間悪かったんだって、だから、あのう、出会った人間悪かったんだお前はって、だからもう 1 回頑張ってみると、それでだめだったらやめると、やめてもいいと言われて、ここ募集してるぞと言われて行った所が、今働いている所なんです。だから、だから主人のその一言なければたぶん、そこに就職してないで、たぶん違う仕事していたかもしれないです。</p> <p>・落ち着いたの、やっぱり、<u>やっぱり結婚してからすね、それなりに落ち着いたの。</u>(中略)もし結婚してなかったら、まだ転々としてるのかなあとと思いますね。</p> <p>・子どもが生まれてからはとにかく、正しくありたいというか、子どもにとって、子どもから見たときに、正しい父親像でありたいなということは、すごく思いますね。僕なんてまだ子育ての何たるかも全然わかってないですけど、でもやっぱり自分みたいな子を作ってはいけないなというのはすごく思うし、子どもって、こんなにかわいいんだなって、というのは、ほんとに日々感じてますし。</p>
理論的メソ	<p>・子どもができてから自分と配偶者とが、子どもとともに成長していく様子が語られている。若くして子どもができた場合、施設職員はちゃんと育てられるのかどうかを危惧するが、子どもを育てていく過程の中で退所者が一緒に成長していくのだということを信じてよいのではないだろうか。</p> <p>・概念名：「わが子とともに成長する」→「家族に支えられる」→「配偶者や子どもに支えられる」(2/19)→「新たに築いた家庭に支えられる」→「新たな家庭を持つことにより、支えられる」子どもとの関係からこの概念をつくったが、後に配偶者に支えられた話が出てきたのでこの概念に入れ、家族というくりにした。また、多くの退所者は自分の元の家族を見限った経験を持ちながら、新たに自分の家族をつくっている。その経過も含まれるような概念名にしたい。</p> <p>・定義：「家族と生活していくことにより、家族と共に成長しているということを実感できるようになっていくこと」→「新たに築いた家庭で生活していくことにより、配偶者や子どもと共に成長していくこと」</p>

概念名 25	将来の見通しを考えて転職等を実行する
定義	生活するために金銭を得ることに必死だった時期から、労働条件や将来の見通しを考えられるようになっていくこと
バリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・かなり体を使う仕事だったんで、今後先ずっとやり続け、もう 19, 20 ぐらいなのになんかすごく腰が痛くて、これをずっとやり続けたらどうなんだろうというのをすごく考えて、で、ちょうど職場にもそういう一緒に考え持っていた人がいて、一緒にすごく、なんか、飯食いながらずっとその、今後先ずっと人生この仕事をやられているのかみたいな話をよくしていたんです。で、結局そうだなって、できないな、これをずっとやるのは無理だなと思って、それがきっかけで、転職を考えた、ですね。 ・付き合っていた彼女と結婚することになって、子どもができて、そのときにこのまま契約社員というか、アルバイトでやっていくのはどうかと思っていたので、運送会社の人に話をし、正社員として、やってもらうようお願いして、運送会社の社員に働くことになりましたね。 ・正社員に 21 歳のときになって、たぶん自分の中で、そこで、はっきり形が決まった気がしますね。今まで、なんか、鳶職、現場の鳶職入って、なんかちょっと違うなみたいな、アルバイトのときも、フラフラしてみたい、はっきりなんか、仕事をやるだけという感じだったんですけど、初めてそこで正社員になって、結構不安が、結構あったんですよ、自分の中で今後先どうなっていくのかみたいな、仕事もこれで一生やっていっていいのかみたいな、すごく不安だったんですけど、やっぱ、正社員になって、はっきり、あ、ベースが決まったというのがすごく自分の中で思っていましたね、そのとき。結婚もして、子どももできて、ですね。 ・子どもができて、じゃ、正社員になろうと思って、そうですね。それまでも結構、なんだかんだ不安でした、はっきりしなかったところが。そこでもう正社員になって、引っ越しもしたりとかして、わざわざ正社員になるために免許も取ったりとかして。 ・結婚したときに A にいて、A で働いていたときに結婚しようかなと考えたときに、金銭面を考えて転職して、今の職場に働いていて。
理論的メモ	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事がつらいからやめたいということではなく、将来の見通しを立てた上で労働条件等を考えて転職を考えられるようになっている。概念 9 を経て、概念 15 をしてきた退所者たちが、新たな自分の家族を持つことにより、より良い条件の仕事に転職しようとしている。 ・児童養護施設退所者の中には若くして結婚し子どもを持つ者が比較的多いが、しっかりと生きていこうと考える契機になると思われる。 ⇒ 概念 24

概念名 26	退所後に職員が心の拠り所になる
定義	退所後に、心から頼れると思うことができる職員が児童養護施設に存在していることを信じられること
バリエーション	<p>・おれがよかったのはただその、<u>おれのことを信じると言ってくれて、担当の人がね、おれのことをちゃんと見てくれたから、今出たあとでもあの人と話した</u>いとか、なんか困ったら絶対相談できる人であることは間違いないと思う。</p> <p>・何か困ったときには相談しようかなというか、相談できる人ではいたかな。<u>なんかあっても絶対助けてくれたから。</u></p> <p>・おれ以外にも一緒に園出たやつと今でも仲良くやってるけど、そいつらもやっぱりみんなほら担当がいたから、親父だねとか、おふくろだねとか、みんななんか思っているし、もちろん親がいない子もいるから、じゃ結婚式で、とかさ、なんかあったときにどうする、いいじゃん呼べるじゃん、呼んできつと来てくれるのわかってるから、それでも全然恥ずかしくないと思うしね、自分の親ですよって紹介できるぐらいの信頼関係というか、言ってもいいんだなというか、いや親じゃないからとは言わないじゃん、先生たちも。先生という認識はないけどね。</p> <p>・でも出ててもずっとその人にとってその先生が担当だから、担当って大事なんだよね。</p> <p>・ここの先生が来たんですよ。もうおれがだめだって言って、来てくれて、(あ、電話したんだ) そうです。で、先生と一緒に姉ちゃんの所に、やっぱ、卒業したらここには戻って来れないんで、姉ちゃんのところに引き取ってもらって、姉ちゃんの所に行つて。(中略)(じゃ、やっぱり、そうやって寂しくていられないときはここの先生に相談したんだ) したんですね、そうです、もう耐えられねえと言った記憶ありますもん。(じゃ、もう少し頑張れというんじゃないで) もう少し頑張れと言われました、やっぱり。無理と言いましたもんね。ほんと申し訳ねえけど無理だ、これ、と言いましたもん。(じゃ、それを受け止めてくれてお姉さんのところに連れて行ってくれた) そうすね。</p> <p>・連絡はしていました。まるっきり学園と連絡をとらないということはなかったの。(それは決まった先生に連絡するとかいうことは) だいたい A 先生かな。もう A 先生しかいないんで、もう A 先生に、A 先生いますかと言って、(それは小学 3 年に入ったときからずっといらした先生) そうですね、ずっと今でもいるし、ほんと一番古い先生ですね。</p> <p>・ほんとにおれの第二の親父という感じですよもんね、A 先生は。</p>
理論的メモ	<p>・心から頼れる人の存在は退所して離れてから気が付くことでもある。退所後に助けてもらったことの積み重ねで信頼感が根付くのではないかと思われる。しかしそれは、在園中に担当としての関係が築かれていたからこそできたということがいえる。</p> <p>・頼れる存在になった職員がずっと辞めないでいてくれることを望んでいる。概念 27 と近い関係である。</p> <p>・6、7 番目のバリエーションは個別担当という体制ではなかったが、男子グループのリーダーだった職員がずっと続けてかかわった事例である。</p>

概念名 27	児童養護施設を実家にする
定 義	退所後に何年たっても児童養護施設が自分の居場所であってほしいと願うこと
バリエーション	<p>・仕事が早く終わったときとかで、その車で帰ってきたりとかもするから、自分が仕事の車持ってる日とかは、用事全部済ませてから寄って、普通に遊んで、子どもと遊んで、園の子どもみんな好きだからね、それがデカいかな、職員と話すの楽しいけど、むしろフロアの子なんてみんなと全然好きだし、だって誕生日とかだったらプレゼントとかもあげてんだよ。</p> <p>・だって、おれいやだもん、何年後かにバザー来てさ、知ってる職員ほんとに数人しかいないとかって。それはいやだね。</p> <p>・やっぱりいてほしいよね、卒業、卒園した後もそこにね、じゃないと寄り付かなくなるでしょう、きっと△△寮もそうだったようにね。あそこも社団法人になっちゃたから、××学園と〇〇センターか、先生の異動が始まっちゃったから、実際子どもたちが寄り付かなくなっているから、卒園生がね。それで結果が出てるでしょう。結果が出てる、誰も行かなくなっちゃうでしょう、子どもたちが、知ってる人がいないのに、卒園生の会みたいのがあったけど、行かないでしょう、だって、そんなの。</p> <p>・その当時は結構近い所に住んでいたの、頻繁に、やっぱり寂しかったので、結構遊びに来てましたね。やっぱり自分が知ってる子どもたちもいるし、先生たちもいっぱいいたので、やっぱりお菓子とかジュースとか持って、遊びに来たりとかして、その当時はやっぱり楽しかったですけど、自分が年を重ねていくと、先生とか子どもたちも年を重ねていくので、卒業したり辞めちゃったりというのがあって、ほんとに残っている先生が、2~3人、今は。だから、遊びに来てもなあ、という感じがあるんですけど。私にとってはここが自分の家だって思っていたので、知ってる先生がいなくなるというのは寂しいなあと思いますね。</p> <p>・先生がいなくなっちゃったら、来ても知らない先生ですし、まして子どもなんてもう知らないじゃないですか。だから先生だけある程度残って欲しいと思うんですけど、そうもいかないみたいなんで。だから、ひとつの実家をなくすようなもんになっちゃうんで、おれからしたら、先生がだれも知らない人だったら、来る必要なくなっちゃうんで、それは寂しいなと思っちゃうんですね。</p> <p>・死のうが何だろうが、別にかまわないですね、親父、おふくろは、ほんとに。逆にこっちの先生たちの方が、亡くなった方が悲しいですね、やっぱり。記憶もこっちの方が残っているじゃないですか、子どもの頃より。一緒にどこに行ったとか、キャンプやったとか、スキー行ったとかしたんで、やっぱり、思い出はこっちの方が、こっちの方のお世話になった先生たちが亡くなっちゃうとやっぱり痛いんですね。実の母親とか死んでも・・・かな。大事にしろとは言われるんですけどね。や一、実の母親たちを大事にするなら、先生たち大事にするよとか思いつつ。</p>
理論的メモ	<p>・概念 26 は担当だった職員をいつまでも心の拠り所にしていけるという内容だったが、当概念の1番目のバリエーションの退所者はそのように拠り所にできる特定の職員はいないが、施設に自分のことを理解してくれている職員が多数いるということが支えになっている。</p> <p>・多くの退所者が言っているように、施設が実家として機能できるのは職員の勤続年数が長いということが第一の条件であろう。</p>

概念名 28	かつての職員の思いを理解する
定義	成長してから、かつて児童養護施設の職員がどのような思いでかかわってくれていたのかがわかること
バリエーション	<p>・何をしてくれたとかはその当時は全然思っていないなあ、うん、思っていないと思う。やっぱり今とその時の気持ちって全然違うから、あんときよくしてくれたんだなって今分かるけど、その時はもうやりたいからやって、やってくれる、やったぜぐらいで、ありがとうとやって、あんまり思っても言えなかったよね。</p> <p>・さみしいと思うし、さみしいところから来てるからね、つらいところから来てるから、まあ大変だと思うけど、わがままいっぱい言うだろうし、でもずっとそうやってそばにいてくれたり、何かあったら来てくれてると、迷惑かけたなって、いっぱい、でかくなって後悔するし、迷惑かけたぶんずっとそばにいてくれてたし、そうだね、大事だね。</p> <p>・その高校やめる、やめないというのがあったから、自分が園に対して投げやりになっちゃって、すごい、ほんと今でも覚えているけど、マジで悲しませちゃったから、その自分が軽はずみで園なんかもう出て仕事するわって言って、そのとき、そのあとになんかちよっといろいろ言われて職員にも、一人ひとりまじめな話で、それ言われてからもう高校もちゃんと行くし、高校もちゃんと卒業して、園もちゃんと卒園して、その恩返ししなくちゃいけないというか、<u>親孝行</u>しなくちゃいけないのをそんとき思った。</p> <p>・その先生がいたから、みんなきちんとしていた部分は正直あったんですね。親じゃないけど、その施設の職員というちゃんとした仕事じゃないですか、ここの先生たちは。だから言いたくなくても言わなきゃいけないこと、というのがたくさんあるから、仕方ないんですけど、やっぱりみんな納得できないことがいっぱいあって、そこの葛藤はすごかったですね。</p> <p>・そのときやっぱり、おれも殴りかかったけど、やっぱ大人には勝てねえですものね。中学生で大人の、20代だったもんな、あの頃あの先生、あのときはすげえ何すんだよと思ったけど、今はすげえやっぱりありがたいと思うすよね。よくやってくれたなど、だからたまに、4年に1回ここ卒業生集まるわけ、なんとか会というのがあるんですけど、その時その先生来るんで、話すですよ。あん時おれに殴られたよなみたいな、そうめっちゃ痛かったわぐらいにしゃべって、そうですね、思い出ですね。</p>
理論的メモ	<p>・概念 16 のように後になってからわかるということでは同じだが、これは経験によってわかったのではなく、退所者が成長して職員の気持ちを理解できるようになったと解釈できる。また、これはマズローの欲求階層でいえば所属・愛情欲求が満たされていたということであろう。</p> <p>・3 番目のバリエーションの退所者は、高校を中退して施設を出てしまおうと自暴自棄的になったときに、施設の職員たちが皆で、高卒の資格が取れるようにしてくれたことに対する感謝と、恩返しできるように頑張ろうという思いを語っている（ここで言っている「親孝行」とは施設職員に対してである）。</p> <p>・4 番目のバリエーションの退所者は、自分で決めた決まりを強制的に守らせようとする職員に、入所中は反発していたが、その職員が退職してから子どもたちが職員の言うことを聞かなくなっているのが厳しさは必要だと今は思っていると話している。5 番目のバリエーションの退所者も含めて、1,2 番目のバリエーションの退所者の内容と対照的ではあるが、かつての職員の思いを理解するという点では共通している。</p>

概念名 29	児童養護施設の肯定的側面をみようとする
定義	過去を自得したいという思いから、児童養護施設の生活を、好感をもって思い出すこと
バリエーション	<p>・これはいやだったか。うーん、今聞かれると、全然難しいね。今聞かれてもいやなことなんか一つもなかったと思っちゃうけど、当時はほら、園にいたくないと言って、どっかに出てったりしてたから。何がいやだったか、わかんない。割とおれ、自由にさせてもらってたから、アハハハハ、アハハハハ。何がいやか、難しいな、何にもいやじゃなかったけどな、別に、うーん。</p> <p>・いやなことなかったと思うよ、わかんない。飯がまずいときあったよ、ハハハハハ、わかんないけど、そんなもんじゃないの、いやなことあんまなかったけどな、いやなことの方が覚えてない、何でも。それよりいいことの方が多いのか、言われても出てこないね。おれも、入りの遅かったからね。そんなにいやなことなかったね、園では。</p> <p>・卒園までちゃんとさせてもらって、今こうやってひとり暮らしもできてるし、自分にとってはいいい、その小さいときの生活の環境だったなとは思いますが。</p> <p>・小学生のとき、当時、高校生は恐れ存在に感じるんですよ。でもいじめられたってことはないんで、一緒に遊んだり、中学生とは。小学生はなあ、特になあ、確かに朝とかうるさいですけど、こっち寝てるのに、泣いてたりして、先生に怒られたりして、うるさいと思ったけど、何ですかね、みんなが家族っておれ思っていたから、特にいやなことなかったですし、ほんとに幸せな場所でしたよ、おれ的には。</p> <p>・自由、そうすね。ほんとに自由だと思います、今思うと、<u>ほんとに自由だったな</u>とほんとに思いますもんね、中学時代なんか特に。</p> <p>【対極例】</p> <p>・A先生よくしてもらって、申し訳ないですけど、そんなすごい何かその特別な思い入れがみたいな感じでは正直そんなにないというか、その施設にいたということと、やっぱり嫌な思い出の方が残りますよね。</p>
理論的メモ	<p>・当時の人間関係が紆余曲折を経て現在は良好に続いているならば、当時いやだったはずの生活が、いやではなかったものに変質していくのではないだろうか。</p> <p>・施設に入所していたことが、良いことも悪いことも含めて人生の一部であるという捉え方ができることが望ましいが、1事例の退所者は自分のしてきた体験と十分に向き合いその上で施設生活そのものを肯定しているようには思えない。施設生活の否定が自己否定となるように思われてしまうため施設で育った自分を否定したくないという無意識の働きによって思い出が良化されているような印象を受ける。</p> <p>・概念名を「児童養護施設の生活を肯定することができる」から「児童養護施設の肯定的側面をみようとする」に変更する。</p> <p>・定義の検討：「児童養護施設の生活が美化されて思い出されてくること」→「児童養護施設の生活の良さを理解できるようになること」→「自己否定になるのではないかという恐れから、児童養護施設の生活が美化されて思い出されてくること」→「自己否定をしたくないという思いから、児童養護施設の生活を好感をもって思い出すこと」→「過去を自得したいという思いから、児童養護施設の生活を、好感をもって思い出すこと」</p> <p>・「ほんとに自由だったな」と語っている退所者は概念16で時間に縛られていて、先生たちもうるさくて面倒くさいなど当時は思っていたと話し、概念13で門限を破ったり脱走したりということを話している。</p>

概念名 30	児童養護施設を負の経歴とする
定 義	児童養護施設が悲惨な家庭生活からの避難場所に成り得ずに、負の経歴として残ること
バリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要は自分の過去は最悪なので、最悪だと思っているんですけどね、なかなか、不幸自慢で負けることはないですし、自分のせいもちろんあって、最悪だと思っていますけど。 ・ 僕は結構残っていますね、気持ちの中で、常にとは言わないですけど、やっぱりその負の部分がすごい、自分のつくる中ですごい残っている気がしますね、(施設に)いたことというのが。
理論的メモ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 概念 29 と対極的な概念である。概念 29 に対極例として入れたが、自分の過去や施設生活を否定的に捉える語りが他にもあり、新たに概念として生成した。 ・ 家庭生活での悲惨な経験と、施設生活時の大変さとが混同して、いやな経験が増幅しているくらいはあるが、施設生活が家庭生活の悲惨さを和らげるものではなく、さらに否定的な記憶として残っている。

(2) 生成したカテゴリーと概念

① 施設生活を体験する

【施設生活を体験する】は、<1.居場所の不安定さを抱えて生活する><2.他者と比べて不満を持つ><3.集団生活の軌轍をやり過ごす>の3概念で構成される。

<1.居場所の不安定さを抱えて生活する>は、『児童養護施設が自分の居場所になっていないと感じること』と定義した。バリエーションは、「ここがおれの家だと、帰る場所はもうここしかないの、特にいやでも、でもここにずっといたときは、さっさと卒業したいとは思ったすね、やっぱり」などがあつた。

<2.他者と比べて不満を持つ>は、『他者と比べて、自分の境遇に不満を持ち続けながら生活していくこと』と定義した。バリエーションは、「小学校2年生ぐらいのときからもう人と比べるようになってちやって、まわりの人となんか、なんで自分だけこうなんだろうというのが、やっぱり一緒に遊んでいる友達とか長く一緒にいると余計に、なんかあれ持っていて、これ持っていてとか、うらやましかつたりとか、というので、ここにいてなんで私だけこうなんだろうというのはあつて、それで職員に当たったりとか、物に当たったりとか、というのはありましたね」などがあつた。

<3.集団生活の軌轍をやり過ごす>は、『集団生活の中で起こるさまざまな軌轍に流されていくこと』と定義した。バリエーションは、「あと、よくいじめられたことぐらいしか覚えてないな。(中略)いやだったけど、おれも結局同じことするようになるんだから、自然の流れでしょう、摂理としては。そのときいやだったけど、同じことしてんだから。だから早く大きくなりたいなというのがそこから始まるんだよね、きっと。大きくなればいじめられなくなるし、立場上になる。でも下の子がどんどん入ってくるから、学校と一緒にだよ、学校もそうだから。だから、自然の流れだよ。今はそういうことしてないけど、自然の流れだよ」などがあつた。

② 職員との関係を築く

【職員との関係を築く】は、<4.担当職員が変わらないことにより、安定感を得る><5.満たされない思いを問題行動という形で表出する><6.職員との関係が深まる><7.あるがままを受け入れてくれ独占できる担当職員が存在を認識できる><8.職員との関係性を尊重する>の5概念で構成される。

<4.担当職員が変わらないことにより、安定感を得る>は、『自分の担当を明確に認識で

き、その人が変わらずに自分の担当でいてくれるということに心が落ち着くこと』と定義した。バリエーションは、「団体（大舎制）のとき、生活してたときって、自分の担当がだれだかというのがわかっていないです。わかっていない。そのときAさんだったじゃないですか。でも自分の中では、Aさんが担当だというイメージがなかった、団体のときって。担当が、そう担当が、ある意味きゅっとせばまって、その人数（小舎制）でやったとき、はっきり、あ、Aさんが自分の担任、担当なんだと思って、そこからたぶん、好きになったのもある。はっきり、そこで、そう考えると、団体のときのより、こっち（小舎制）の方がすごく良かった、落ち着いた気がする。小さい方がはっきりわかった、はっきりしたから、そう考えると、そうすね。こっち（大舎制）は、なんか、みんなで団体してワイワイという感じだけど、はっきりだれがどうみたいのは、はっきりしてなかったから、ただ普通に団体で、みんなで一緒に生活しているみたいな感じが強かった気がしますね。こっち（小舎制）はもうどっちかというとほんとにもう、はっきり絆じゃないですけど、そういう、そうすね」などがあつた。

<5. 満たされない思いを問題行動という形で表出する>は、『年少児をいじめることや悪いとわかっていることをすることによって、将来への不安や満たされない思いを無意識のうちに表現していた時期があつたこと』と定義した。バリエーションは、「あつたかもね、その当時はね、きっとそういうのもね、あつたかな、あつたのかな、ちょうど小学校4年生ぐらいでしょう？ 確かあのときはもうひどかったからな、(中略) なんでもやってたからな、その感覚があつたのかどうかわかんないけどね、その当時に。なんでもやってたからね、悪いとわかりながら。その感覚がわかんない、わかんない、もしかしたらあつたのかもね……きつとね」などがあつた。

<6. 職員との関係が深まる>は、『何をしても児童養護施設の職員が受け止めてくれることを通して職員を信用できるようになること』と定義した。バリエーションは、「言ったら自分の寂しいときに一番近くにいてくれたからね。うん、すごいなと思うね。信用させられたね、ハハハハハ。好きにさせられちゃつたの、すごい、だからすごいなと思うね」などがあつた。

<7. あるがままを受け入れてくれ独占できる担当職員の存在を認識できる>は、『集団の中で自分だけを受け止め、自分のことだけを考えてくれる担当の存在に心強さを感じながら児童養護施設で生活できること』と定義した。バリエーションは、「職員を独占したかつたです、アハハハハ。あの、こう、職員の人、面倒を見る人（子どもが）何人かいるじゃ

ないですか。その中でも平等じゃないといけないじゃないですか。でも自分は特別視してもらいたい、その中でも独占したい。そこですかね、強いて言うなら」などがあった。

<8. 職員との関係性を尊重する>は、『大人の言うことを聞くのは権威や権力によってではなく、信頼関係によってであること』と定義した。バリエーションは、「おまわりが来ても、園長に怒られても、自分が興味ない相手だから、警察でも、園長でも。担当にちゃんと怒られた方がたぶん聞くよね。もうどうでもいいから、おれのこと何も知らない人間に何言われても、全然どうでもいい。あんまり信用するタイプじゃなかったから、やっぱり、親がおれらをいやで施設に入れたんだと思ってるから、理由はわかんないけど。でもだから別に他の人が何言っても興味ないし、でもこの自分が好きな先生というか、担当の言ってることは聞いとかなないとな。ちゃんと言うこときくかは別として、いったんこう入れられるとうか、そんな感じかな」などがあった。

③ 自立へ向かう

【自立へ向かう】は、<9. 置かれた現実に進路選択を迫られる><10. 不安から自立を遠ざける><11. 高校に進学する><12. やりたい仕事や趣味を見つけられる><13. 自分勝手にした行動が将来につながる><14. 不安を抱えながらも自立に向かう>の6概念で構成される。

<9. 置かれた現実に進路選択を迫られる>は、『自分がやりたいことや適性からではなく、児童養護施設に在籍できるようにすることや金銭を得ることを目的として進路を選ぶこと』と定義した。バリエーションは「やりたいことも見つけられないままだったし、その将来のビジョン的なものも、夢とかもなかったから。(中略)一番がその働かないとお金もらえないし、お金ないと生活できないという考えだから」などがあった。

<10. 不安から自立を遠ざける>は、『児童養護施設を出てひとりで自立することに大きな不安を感じる』と定義した。バリエーションは「高校に上がらなかつたら、自立しなきゃいけないじゃないですか。自立するのがいやだから、ウフフフ、施設に残って学校に行っていた方が自分の中で幸せだと、ウフフフ、そこですよ、高校入った理由は、入らなくても正直良かった。変な話、高校行きたい、勉強したいという気持ちはそんなになかったかも知れない、そんなまったく。残りたい、施設に残りたいというのがすごく強かった」などがあった。

<11. 高校に進学する>は、『高校進学が当たり前という環境の中で高校に進学できるこ

と』と定義した。バリエーションは、「あんまりなんか、高校行かなきゃ出なきゃいけないというイメージがなくて、高校に進めるのが当たり前だと思っていて、行っていない人はいない、自分のその学力に応じて行きたい高校に行くというような感じで、高校卒業してない人はあんまり、途中でやめない限りは、みんな入学しているというのがあって、普通にみんな高校に行っていましたね」などがあつた。

<12. やりたい仕事や趣味を見つけられる>は、『児童養護施設在籍中に様々な経験を積むことにより、自分の好きなことや適性を見つけることができ、進路につながる』と定義した。バリエーションは、「農業高校に行つて、その中で畑の実習とか、農工機、機械の実習とかつて、そのときにはじめて機械の実習でエンジンとか、トラクターのエンジンとか触らしてもらつて、そこでなんか面白いなと思つて。今なんか整備士で働いていて、そこで触らなかつたら今の職にはついてないかなと思つて」などがあつた。

<13. 自分勝手にした行動が将来につながる>は、『児童養護施設に在籍しながらその枠から飛び出して自由に自分中心の生活を楽しんだことで、経験の幅が広がる』と定義した。バリエーションは「その外出時間守んなかつたからこそ、いろんな友達と遊べたし、友達もふえてるし、そこでも悪いことだったりいいことだったりいろいろあつたけど、まあそうだね、守んなかつたからこそ良かったぶんはすごい、たぶん守つてたときより全然多いと思う。だから、それで良かったんじゃないかなというのは、そっちの方が良かったというのは思うね」などがあつた。

<14. 不安を抱えながらも自立に向かう>は、『経験を通して仕事への不安が減少し、自立への意識が高まっていく』と定義した。バリエーションは、「学校は結局、単位が足りない、出席回数も全然行つてなかつたので、留年するか、退学するかみたいな、2年生のときに。で、退学しましたね。でも、そのときに、じゃ、仕事をちゃんとしようというふうに意識した気はしますね、そのときに」などがあつた。

④ 社会に根ざした生活

【社会に根ざした生活】は、<15. ひとりで生きていく覚悟をする><16. 社会の現実と比較して施設が良いものに思えてくる><17. ひとり暮らしの困難を体験する><18. 仕事を通して自己実現に向かつていく>の4概念で構成される。

<15. ひとりで生きていく覚悟をする>は、『生きていくためには働いて金銭を得なければならないと自覚し、それに対して精一杯の心構えを持っている』と定義した。バリエ

ーションは、「おれはもう、前からそうだけど、中学校のときからそうだけど、15歳から働くというのは決めてたし、ひとり暮らししたいというのもあったし、でもひとり暮らししたら失敗はできないと、だれも助けてくれないから自分でやるしかない、そう決めてやってきているからね」などがあつた。

<16. 社会の現実と比較して施設が良いものに思えてくる>は、『ひとりで生きていくという経験をしたことによりこれまで不満を抱いていた施設生活がありがたいものに思えてくること』と定義した。バリエーションは、「園を出るまでは、園なんかにいなくてもいいやと思ってたけどね。そこの幸せとか分かんないから、社会に出てないから。うん、でも、社会に出てみて、うわっ、ずっと園がいいやと思ったね、へっへっ。飯は出てくるし、寝るところはあるし、風呂は入れるし、こんなとこねえんだろっていうのは出てから気づいたけどね。うん、そりゃみんな思うんじゃないの、ひとり暮らしするようになって」などがあつた。

<17. ひとり暮らしの困難を体験する>は、『ひとり暮らしをしていく際に、後ろ盾のない不安からさまざまな困難に出会うこと』と定義した。バリエーションは、「中学校卒業してすぐおれも東京行っちゃったので、でも、行った瞬間、ほんと寂しいですね。集団生活してたじゃないですか、いきなり外に1人でぽつんと住んで、とてもじゃないけど耐えられなかったですもんね、寂しくて」などがあつた。

<18. 仕事を通して自己実現に向かっていく>は、『仕事を生活のためだけにするのではなく、精神的な価値を見出したいという意識を持つか、価値を見出すことができたと自覚すること』と定義した。バリエーションは、「そのやりたいこと見つからないまま出ちゃったから、貯金もある程度してたんだけど、それで仕事1回やめようとした時期があつて。そのなんかやりたいこと見つけてから、それにすごい頑張りたかったなというのが今でも後悔してて、友達に今でも遅くないとか言われるんだけど、生活もかかっているから、だから、自分がほんと困ったのは、やりたいことができないというか、やらされちゃっている感で仕事やっていた時期があつたから」などがあつた。

⑤ 偏見を克服しようとする

【偏見を克服しようとする】は、<19. 世間からの偏見を感じる><20. 児童養護施設の外に仲間を発見する><21. 世間の目に負けないという思いを力にする>の3概念で構成される。

<19. 世間からの偏見を感じる>は、『児童養護施設の部外者からの施設で生活している者への差別意識を感じとること』と定義した。バリエーションは、「その施設に育ったというだけで、まあ、悪いレッテルを張られるじゃないけど、普通の子じゃないってたぶん思う人の方が、たぶん多いんですよ。私も最初に、一番最初に就職をするときに、面接の人が3人いて、自分で面接、練習した通りにやったんですけど、やっぱりその面接官が言った言葉は10年前ですけど、今でも覚えていて、『あなた施設で育ったの？ 施設で育ったわりには元気だね』と言われて、それはいい意味に捉えればいいんですよ。でも私は悪い意味で捉えちゃって、施設で育ったわりにはってなんだよって思っちゃって、何が悪いのって思って。結局やっぱりその世間の人たちは施設をそういうふうに見てるんだなと、そこで改めて思って、もう心の中ではもう就職なんかしない、文句言ってやろうと思って、ずっと握り拳をつくっていたんですけど、やっぱりそこは社会に出るという一歩だったからぐっところえて、でも今でも忘れられないですね、あの面接官の言葉は」などがあつた。

<20. 児童養護施設の外に仲間を発見する>は、『人間関係の広がりの中で、自己の環境を捉え返すことができるようになること』と定義した。バリエーションは、「なんかまわりも友達とかで中学入ってから片親だったりとかそういう友達が多かったから、お母さんが毎日家にいない状況で夜ご飯とかも妹と友達が一緒に作ったりしてとか。だからそういう友達とかに比べたら、そういうちゃんとした毎朝衣食住もちゃんとしていて、そのそういう人たちと比べたら全然こっちの方がましだなというか、思ってきたから」などがあつた。

<21. 世間の目に負けないという思いを力にする>は、『児童養護施設で生活していることや出身者であることを意識して、より良く振る舞おうと努力すること』と定義した。バリエーションは、「でも、一番そこらへんで迷ったのは、成人式どうしようかなあというのがあつて。成人式、みんな行くよなあ、でも、お金ないなあと思いながら、欲しいものを我慢して、毎月積み立てして、なんかやっぱ、どっかでプライドがあつて、あの子は施設にいたから成人式来れないんだなあと思われたくないというのもあつたし、その教習所もそうだし、何でもその施設にいたからと言われるのがすごいやで」などがあつた。

⑥ 親と葛藤する

【親と葛藤する】は、<22. 親子関係の現実を得心する><23. 親を受け入れる>の2概念で構成される。

<22. 親子関係の現実を得心する>は、『親に対してないものねだりをしていたことから

現実に直面して乗り越えられるようになること』と定義した。バリエーションは、「6～7年ぶりに親父と会ったのかな。17、19か、19だ。成人の前だもんな。そう、10年ぶりに会ったんですよ。10年ぶりに会って、一発ぶん殴ってやっからとっていたんですよ、気持ち。そしたらおれよりはるかに小さいんですよ。身長160あるのかというくらい小さくて、細いんですよ。うわ、こんな細かったんだおれの親父と思って、小さくて、殴んなかったですけど。いや、こんな人だったんだなと思って、殴らず。ごめんな、とは言ってましたけど。別にいいよ、気にしないで、と言って、それやってくれたから今のおれあるしって」などがあつた。

<23. 親を受け入れる>は、『わが子ができたことにより、親の気持ちが理解できるようになっていくこと』と定義した。バリエーションは、「(自分の子どもができてから) よっぽどの理由があつたなあと思っちゃうもんね。そうやって離れて生活しなくちゃいけないわけじゃん、そうだよなって、しょうがなかったなって。そう思うとそのとき入れやがってとか、親に楯突いて文句ばっか言ってたけど、母ちゃんよく我慢してたなあとと思うしね。別に理由だっておれらに、あんたたち好きで入れたわけじゃないよって言えばいいだけなのに、そんなこと一言も言わないでさ、ごめんね、ごめんねと聞いてくれてただけでさ、すごいよね、たいしたもんだよ、大人ってすげえよ、ほんと思う」などがあつた。

⑦ 家庭を持つ

【家庭を持つ】は、<24. あらたな家庭を持つことにより、支えられる><25. 将来の見通しを考えて転職等を実行する>の2概念で構成される。

<24. あらたな家庭を持つことにより、支えられる>は、『あらたに築いた家庭で生活していくことにより、配偶者や子どもと共に成長していくこと』と定義した。バリエーションは、「子どもが生まれてからはとにかく、正しくありたいというか、子どもにとって、子どもから見たときに、正しい父親像でありたいなということは、すごく思いますね。僕なんてまだ子育ての何たるかも全然わかってないですけど、でもやっぱり自分みたいな子を作つてはいけないなというのはすごく思うし、子どもって、こんなにかわいいんだなって、というのは、ほんとに日々感じてますし」などがあつた。

<25. 将来の見通しを考えて転職等を実行する>は、『生活するために金銭を得ることに必死だった時期から、労働条件や将来の見通しを考えられるようになっていくこと』と定義した。バリエーションは、「子どもができて、じゃ、正社員になろうと思って、そうですね。

それまでも結構、なんだかんだ不安でしたね、はっきりしなかったところが。そこでもう正社員になって、引っ越しもしたりとかして、わざわざ正社員になるために免許も取ったりとかして」などがあった。

⑧ 児童養護施設を拠り所にする

【児童養護施設を拠り所にする】は、＜26. 退所後に職員が心の拠り所になる＞＜27. 児童養護施設を実家にする＞＜28. かつての職員の思いを理解する＞の3概念で構成される。

＜26. 退所後に職員が心の拠り所になる＞は、『退所後に、心から頼れると思うことができる職員が児童養護施設に存在していることを信じられること』と定義した。バリエーションは、「おれが良かったのはただその、おれのことを信じると言ってくれて、担当の人がね、おれのことをちゃんと見てくれたから、今出たあとでもあの人と話したいとか、なんか困ったら絶対相談できる人であることは間違いないと思う」などがあった。

＜27. 児童養護施設を実家にする＞は、『退所後に何年たっても児童養護施設が自分の居場所であってほしいと願うこと』と定義した。バリエーションは、「死のうが何だろうが、別にかまわないですね、親父、おふくろは、ほんとに。逆にこっちの先生たちの方が、亡くなった方が悲しいですね。やっぱり、記憶もこっちの方が残っているじゃないですか。子どもの頃より、一緒にどこに行ったとか、キャンプやったとか、スキー行ったとかしたんで、やっぱ、思い出はこっちの方が、こっちの方のお世話になった先生たちが亡くなっちゃうとやっぱ痛いですよ。実の母親とか死んでも……かな。大事にしろとは言われるんですけどね。や一、実の母親たちを大事にするなら、先生たち大事にするよとか思いつつ」などがあった。

＜28. かつての職員の思いを理解する＞は、『成長してから、かつて児童養護施設の職員がどのような思いでかかわってくれていたのかがわかること』と定義した。バリエーションは、「何をしてくれたとかはその当時は全然思っていないなあ、うん、思っていないと思う。やっぱ今とそのときの気持ちって全然違うから、あんときよくしてくれたんだなって今わかるけど、そのときはもうやりたいからやって、やってくれる、やったぜぐらいで、ありがとうとかって、あんまり思っても言えなかったよね」などがあった。

⑨ 過去を位置づける

【過去を位置づける】は、＜29. 児童養護施設の肯定的側面をみようとする＞と＜30. 児童

養護施設を負の経歴とする>の2概念で構成される。

<29. 児童養護施設の肯定的側面をみようとする>は、『過去を自得したいという思いから、児童養護施設の生活を、好感を持って思い出すこと』と定義した。バリエーションは、「これはいやだったか。うーん、今聞かれると、全然難しいね。今聞かれてもいやなことなんかひとつもなかったと思っちゃうけど、当時はほら、園にいたくないと言って、どっかに出てったりしてたから。何がいやだったか、わかんない。わりとおれ、自由にさせてもらってたから、アハハハハ、アハハハハ。何がいやか、難しいな、何もいやじゃなかったけどな、別に、うーん」などがあつた。

<30. 児童養護施設を負の経歴とする>は、『児童養護施設が悲惨な家庭生活からの避難場所に成り得ずに、負の経歴として残ること』と定義した。バリエーションは、「僕は結構残っていますね。気持ちの中で、常にとは言わないですけど、やっぱりその負の部分がすごい、自分のつくる中ですごい残っている気がしますね、(施設に) いたことというのが」などがあつた。

4. 考察

「社会に根ざして自立した生活を送っている児童養護施設退所者」9名に、児童養護施設入所中から退所後の生活について、半構造化面接を行なった結果、多くの退所者が、施設入所中に特定の職員(以下担当)との関係を築き、退所後にもその関係を続けていたことが明らかになった。退所者からは、担当との特別な関係についての語りが多く聞かれた。つまり、どの子も平等なのではなく自分だけが独占できる関係を求めることができた、(交代勤務なので)毎日自分の担当というわけではないが「自分にはこの人がいる」と思える安心感があつた等である。このようにして築かれた信頼関係が成長の基盤となり、自信となって自立へと向かっていったと考えられる。

しかし、退所者の中には、自分は担当とフィーリングが合ったが、同じ職員に担当されている子どもの中でどうしてもその職員が嫌だという子もいたという語りもなされている。このような状況に対しては、岡本(2010)が「子どもたちは、場合によって、職員を選ぶことができるようになり、(中略)これまでの逃げ場がなかった状況から『選択』できる環境が整ってきたのである」と担当制からチーム制への切り替えを評価している。また、小木曾・梅山(2012)は「子どもと職員の関係が不良になり容易に修復が難しい場合に転寮できるシステムを持つことも大きな意味がある」としている。これに対して、内海(2014)は、「緊

密な関係は、良い時は良い。だがひとたびこじれると身動きが取りにくくなることも多い。その修復も含めて生活だ、そこにこそ醍醐味がある、というのは確かにそうだが、そこにたどり着くまでが大変である」としている。職員は確かに大変であるが、その大変さを乗り越えて関係を続けていった先に退所者の自立があることを、退所者たちの語りは示しているのではないだろうか。

また、退所者たちの語りの中に、村井（2002）や櫻谷（2014）がいう主体性が多く感じとられた。＜9. 置かれた現実に進路選択を迫られる＞の概念に現われているように、進路選択の際に、やりたいことや適性で選択するのではなく、置かれた現実に進路を規定されている退所者がいる。＜12. やりたい仕事や趣味が見つけれられる＞と、対極的な概念である。概念12. で語られているような経験を通して進路を選んでほしいと職員は考えて子どもたちに接しているが、概念9. で語られているようなことが現実である子どもたちもいる。しかしその場合でもそれが現実であると受け入れて、＜15. ひとりで生きていく覚悟をする＞というような自覚を持って、自分で決めたと思えることが重要であろう。それが＜18. 仕事を通して自己実現に向かっていく＞や、＜25. 将来の見通しを考えて転職等を実行する＞に繋がっていくと考えられる。

置かれた現実に進路を規定された退所者のうち、ある退所者は親族との交流が全くない状況で、早い時期から自分はひとりで生きていくと決めていたと、中卒で就職した思いを語っている。一方、同じような状況の別な退所者は、ひとりで生きていく自信がないので、高校に行きたいわけではないが、できるだけ長く施設に残りたいために進学したと語っている。選択の結果は対照的であるが、置かれた現実に進路を規定されているという選択の要因はどちらも同じであり、環境に規定されてはいるが、この退所者たちは自分の能力を見定めて自分の意思で選択している。

また、＜14. 不安を抱えながらも自立に向かう＞では、高校を退学することになったが、アルバイト等の経験により、仕事をきちんとやろうと意識できたプロセスが語られている。高校を退学することは否定すべきことではあるが、将来への見通しを立てることができた経験を基にあらたな一歩を踏み出そうとしていると考えれば肯定できるのではないだろうか。自分がやってきたことに自信と誇りを持てるかどうかということが重要なのだと考えられる。

内海（2016）は、施設在籍の年齢制限について、「終わりを意識することで成長へのエネルギーが凝縮されて発揮されることがある」とする一方、「一般以上に課題を抱え、一般よ

り後ろ盾のない子どもを、一般より早く自立させねばならない。その矛盾の中で職員も子どもも焦り、形ばかりの『自立』に無理にこぎ付け、結果としてすぐに破綻してしまう」場合もあるとしている。ついで、「子どもの側に『よりよく生きたい』という思いがあつてこそ可能になるのであろう。子どもにそう思ってもらうことが、児童養護施設における心理ケアの究極的な課題と考えられる」としている。この「よりよく生きたい」という思いは、自分だけを受け止め、自分のことだけを考えてくれ、自分だけが所有しうる特定されたひとりの大人の存在が必要不可欠であり（野澤, 1996）、それが入所から退所を経ても継続する担当職員との関係であることを、退所者たちの語りは示している。

このように、子どもと職員との継続する信頼関係を基盤として子どもは自立していくという考え方を基に、児童養護施設における養育論を構築し、自立支援の実践に繋げていくことが重要であろう。

第4節 総合的考察

研究3では児童養護施設職員（以下職員）に半構造化面接を行い、「特定の子どもとのアタッチメント関係を形成できている児童養護施設職員が、子どもが求めていることを敏感に捉えてその子どもの状態に合わせてかかわっていくプロセス」を分析テーマとし（研究テーマ：職員の自立支援のプロセス）、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いて分析した。研究4では児童養護施設退所者（以下退所者）に半構造化面接を行い、「社会に根ざして自立した生活を送っている児童養護施設退所者が自立していくプロセス」を分析テーマとし、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いて分析した。

その結果、職員の自立支援のプロセスでは【子どもの拠り所になる】が、退所者が自立していくプロセスでは【児童養護施設を拠り所にする】が、主要なカテゴリーとして生成された。つまり、退所者が自立していくために必要かつ重要であろうとされる事柄と、職員が、子どもの自立を支援するために必要かつ重要であろうとしている事柄が共通していることが示唆された。

研究3では、児童養護施設（以下施設）において、子どもと特定の職員との関係性を深めるための土台である環境と日々の営みの積み重ねによって、子どもが施設を退所した後も職員が【子どもの拠り所になる】ことが明らかになった。面接では、「それほどまめに連絡を取り合っていたか」というと、たぶんそうでもないと思いますね」「本人の場合は何かあったときですね、連絡があるのは」「すごく困ってちょっとなんというか八方ふさがりのときには、僕に電話をしてきて、こういう状態だから、どうにか助けてくれないかということをお願いする」「（会いに来るのは）うまくいかないときが多いかなと思います。なんかうまくいっているときは忘れていくくらいなのかなと思いますけどね」という状況が多く語られた。これらは、「恐れや不安が発動されている状態において自分が誰かから一貫して保護してもらえるとということに対する信頼感」というアタッチメントの本質要件（Goldberg et al,1999）を満たしていると言える。

一方で、研究4では、子どもが施設生活を体験する中で職員との関係を築き、不安を抱えながらも自立に向かっていき、【児童養護施設を拠り所にする】ことで社会に根ざした生活をしていることが明らかになった。＜退所後に職員が心の拠り所になる＞という概念では、「おれがよかったのはただその、おれのことを信じると言ってくれて、担当の人がね、おれのことをちゃんと見てくれたから、今出たあとでもあの人と話したいなとか、なんか困ったら絶対相談できる人であることは間違いないと思う」「何か困ったときには相談しよう

かなというか、相談できる人ではいたかな。なんかあっても絶対助けてくれたから」「(中卒で地方から都会に出て就職した会社の寮に入ったが、3日で寂しくなり耐えられなくなったとき) ここの先生が来たんですよ。もうおれがだめだと言って、来てくれて」等と、退所後に職員を信頼して助けを求めたときの様子が語られた。これらは施設で生活していたときに関係を築くことができた職員だからこそ頼ることができたことを表わしている。

青葉(2012)は、「親が居て18歳でひとり生活を始める心情と、後ろ盾のないままひとり生活に入って行く心情とでは、相当な違いがある事実に着目していきたい。何かあったときに戻れるところのあるひとり生活と、戻るところのないひとり生活とでは雲泥の差がある。戻れるところ、逃げ込むところの有無が、船出した若者にとって決定的な格差を生むことを社会はもっと知らなければならない」としている。ここに、職員が【子どもの拠り所になる】ことと、退所者が【児童養護施設を拠り所にする】ことの意義があると考えられる。

この【児童養護施設を拠り所にする】というカテゴリーは、<退所後に職員が心の拠り所になる><児童養護施設を実家にする><かつての職員の思いを理解する>の3概念で構成される。<児童養護施設を実家にする>という概念では、仕事が早く終わったときには施設に寄るなど、施設の子どもたちにお菓子やジュースを持って頻りに遊びに行く様子が語られた。一方で、職員の退職や、在籍していたときに一緒に生活していた子どもの退所で知っている人たちがいなくなると施設に行けなくなる寂しさも多くの退所者が語っている。退所者の語りから、施設が退所者の実家として機能できるのは、職員の勤続年数が長いということが第一の条件であることが示唆された。

退所者が頼り、拠り所にすることができるのは施設という組織ではなく、施設にいたときに関係を深めることができた職員である。職員は、退所者が<退所後に職員が心の拠り所になる>ということを肝に銘じて仕事を続ける必要があるであろう。

第4章 社会的養育の現況と課題【研究5】

本論文の「はじめに」で述べたように、社会的養護は、1990年代以降、虐待を受けた子どもたちが増加してきた社会的状況や、国連子どもの権利委員会からの日本政府への勧告などを経て、法律改正やそれに伴う施策が様々に行われてきた（資料：戦後日本の社会的養護に関する略年表 参照）。そのような経過の中で、2017年8月に打ち出された「新しい社会的養育ビジョン」によって社会的養育が大きく変化してきている。本章では、第1章から第3章までの文献研究や質的研究で得た知見を基に、「新しい社会的養育ビジョン」に至るまでの社会的養護の経過とその問題点を明らかにすることによって、社会的養育を必要とする子どもたちの最善の利益をいかに追及するかを検討する。

第1節 「新しい社会的養育ビジョン」の概要

「社会的養護は、『子どもの最善の利益のために』という考え方と、『社会全体で子どもを育む』という考え方を理念とし、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、社会の公的責任で保護養育し、子どもが心身ともに健康に育つ基本的な権利を保障する」（厚生労働省、2011a）こととされてきている。これらは、近代以降、社会的に自覚されてきていたとはいえない。滝川（2008）は、近代以前の日本では地縁血縁的な社会的な共同性の中で社会が育てるという子育ての本質が有形無形の制度や文化として根を下ろしていたが、近代化の進んだ現代社会ではこのような形は消えて子育てが個々の親の判断や裁量に委ねられ、極めて私的な営みに至っているとしている。子育てに社会も責任をもつという観念が薄れてきているというのである。これは、親と共に生活できなくなった子どもたちに対して顕著であり、我々の社会はこの子どもたちを児童養護施設や里親に丸投げしているように見えるというのである。

このような子育て環境の下、子どもへの虐待の増加が社会問題になってきた中で、2011年7月に、「社会的養護の課題と将来像」（厚生労働省、2011a）が、社会的養護の充実のために取りまとめられた。子どもの養育の場としての社会的養護は日々の営みの中で大人との愛着関係が形成され、心身と社会性の適切な発達が促されることが必要であるとした。そのために家庭的養護の推進をあげ、具体的には、当時、要保護児童の9割が乳児院や児童養護施設で1割が里親やファミリーホームであるという状況を、今後10数年をかけて、概ね3分の1を里親およびファミリーホーム、概ね3分の1をグループホーム、概ね3分の1を本体施設の小規模ケアという姿に変えていくとした。

次に、2017年8月に、厚生労働省の新たな社会的養育のあり方に関する検討会より、「社会的養護の課題と将来像」（以下、将来像）を全面的に見直した「新しい社会的養育ビジョン」（厚生労働省, 2017a）が打ち出された。「新しい社会的養育ビジョン」（以下、新ビジョン）は、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実と共に、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば特別養子縁組や里親による養育等、永続的解決（パーマネンシー保障）を推進することを明確にした2016年の児童福祉法改正の理念の具現化を目指したものである。

代替養育として、(a)就学前の子どもは家庭養育を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止する (b)愛着形成に最も重要な時期である3歳未満は概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもは概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する（2015年度末の全年齢里親委託率17.5%）(c)ケアニーズが非常に高く、施設における十分なケアが必要な場合は、高度専門的な手厚いケアの集中的提供を前提に、小規模・地域分散化された養育環境を整え、その滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内とし、特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする (d)永続的解決として、概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1,000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図っていく、という具体的な数値目標をあげている。さらに、将来像の問題点は、永続的解決を保障していくことについて全く提示されていないことであるとしている。

新ビジョンが発表されて以来、その内容に対して、特に児童養護施設関係者から多くの懸念が示されている。新ビジョンの背景には、国際的な潮流とそれを受けた改正児童福祉法がある。つまり、2016年の改正児童福祉法は、日本政府が2010年に国連子どもの権利委員会から、2009年国連総会で採択された国連子どもの代替養育に関する国連指針（家庭での養育とパーマネンシー保障の原則を各国に求めるもの）を考慮するように勧告されたことを受けて改正されたものである（奥山, 2018; 藤林, 2018）。つまり、国連の主張を受けて6年も後の改正であり、その理念の具現化のための新ビジョンであるが、真のパーマネンシー保障につながるかどうかには疑問がある。

新ビジョンに懸念を示した論文の多くは、基本となる理念には賛同するものの、期限を区切った数値目標に象徴されるような急激な改変にもかかわらずそれを成し遂げるための支援の実態の脆弱さ、過去の社会的養護に対する行政への不信、要保護児童に対する社会の「ネグレクト（無視・放置）」（滝川, 2003）の中で施設養育をより良いものにしようと努力

してきた人々の実績への軽視等に対してである（例えば、宮島, 2017; 和田, 2018; 浅井, 2018 など）。

親から離れざるを得なかった要保護児童は、その生育過程で、アタッチメント対象となる特定の養育者と出会い、苦境の際にはその養育者が確実に助けてくれるという経験の蓄積を通して得られた信頼感を基盤として自立に向かっていく。これを社会的養育の目的と考えて、第1章、第2章の理論的根拠と、第3章の質的研究に基づいて、新ビジョンに至るまでの社会的養護の経過と新ビジョンの問題を明らかにすることによって、社会的養育を必要とする子どもたちの最善の利益をいかに追及するかを検討した。

第2節 児童養護施設の変遷

1. 過去の児童養護施設の状況

児童養護施設の設備や職員配置についての国の最低基準は、戦後に定められた基準がそのまま長く使われてきていた。1人当たりの居室面積が1948年に2.47㎡以上と定められた後50年間変化なく、1998年に3.3㎡以上、2011年に4.95㎡以上と改正されている。さらに、居室定員の上限は1948年に15人以下と定められて以来、60年以上そのままであり続け、2011年に4人以下に改正されている（厚生労働省, 2011b）。この60年間の一般家庭の住居の改善状況と比較すると、児童養護施設の子どもたちのみ、この国の豊かさから取り残されてきたかのようである。

しかし、これは最低基準であって、多くの施設は社会状況に合わせて住環境を改善させてきており、最低基準よりは良い住環境がつくられてきている。これに対して、職員配置の最低基準は人件費と直結するため、各施設の裁量で改善することは難しい。1948年に定められた直接処遇職員（児童指導員・保育士）の定数は子ども10人に対して1人である。1964年に9対1、1967年に8対1、1970年には年齢別になり3歳未満が3対1、3歳以上の幼児が6対1、小学生以上が8対1、1973年に3歳以上の幼児が5対1、小学生以上が7対1、次いで1979年に3歳未満が2対1、3歳以上の幼児が4対1、小学生以上が6対1と改定された（厚生労働省, 2011b）。その後、改善されないままに据え置かれ、将来像を受けて2012年に小学生以上5.5対1に改正される（厚生労働省, 2014）まで、実に30年以上が経過している。なお、子ども対職員の数が6対1ということは常時1人の職員が6人の子どもに関わるということではない。24時間365日1人の職員が6人の子どもに関わるということになるので、職員の労働時間や休日を考慮すると、幼児から高校生までのほぼ15

人の子どもと生活を共にするのは1人の職員だけということになる。

このような職員配置の中で、児童養護施設の運営は各施設の独自性に任されてきており、定員規模・形態・養育内容等は様々な状態にあった。2008年の定員規模は20人以下の施設（7施設、1.2%）から151人以上の施設（6施設、1.1%）まで幅広い。また、形態は2008年に、1舎あたりの定員数が20人以上の大舎制が75.8%、13人から19人の中舎制が19.5%、12人以下の小舎制が23.4%となっている（厚生労働省, 2011b）。

なお、2000年度より地域小規模児童養護施設が、2004年度から小規模グループケアが予算上制度化され各施設に併設されている。地域小規模児童養護施設は、1ホームの児童定員6人で、本体施設を離れて地域の民間住宅等を活用して運営するものである。これに対して、小規模グループケアは本体施設の中に、1～2人部屋の居室と居間・台所・浴室・洗濯機・トイレなどそのグループで生活が営めるユニット（生活単位）を設け、1グループの児童定員が6～8人で、グループ担当の職員と共に生活するものである。本体施設と連携が取れる範囲で、本体施設から離れた民間住宅等を活用して、グループホームの形態で行うことも可能である。しかし、小規模グループケアを推進するためには措置費の人員配置を高めて運営しやすくすることが必要であるが、現状ではそれが困難で勤務条件が厳しくなることから、意欲的な施設のみが取り組んでいる状況であった（厚生労働省, 2012）。2008年3月には、地域小規模児童養護施設は111か所、小規模グループケアは212か所であった（厚生労働省, 2014）。なお、この後の経過は、第2節4で述べる。

養育内容については、戦後、戦災孤児の収容保護に始まった大規模施設による集団養護の中で、施設児特有の問題が表れていると指摘するホスピタリズム論争が、1950年代に起きている。この論争において、家庭的養護の優位性が認識され、1954年に実施された養護施設運営要領（厚生児童局, 1954）で、養護施設の運営形態は小舎制に漸次移行すべきではなかろうかとされている。しかし、1956年には大舎制65.4%、小舎制18.2%（浅井, 1982）であったのに対し、前述した50年以上経過した2008年の数値にみられるように進展はない。「ホスピタリズム研究が入ってきたとき、その問題提起をわが国では児童養護施設の養育構造を再検討する契機となせず、一般の家庭で育つ子どもたちとの教育格差・生活格差を拡大するにまかせて今日に及んでいる」（滝川, 2008）のである。その理由は、施設の小規模化には大きな経済投資が必要であり、里親養育への転換はきわめて多くの里親受託家庭が必要である（滝川, 2017）。しかし、子育てに社会も責任をもつという観念が薄かったことの象徴として、要保護児童は社会からネグレクトされてきたのである。

2. 児童虐待と児童養護施設

一方で、1990年代後半以降、児童虐待が社会問題になり、虐待された子どもたちの多くが児童養護施設に措置されるに伴い、児童養護施設の状況が問題にされるようになる。滝川（2002）は、虐待によって発達上の深刻な遅れやひずみなどを強いられた子どもたちに対して、しかるべきケアができる人的・物理的条件が保障されていない施設に子どもたちが保護されているとしている。次いで、施設の共同生活に適応できるころの土台が育っていない子どもたちを集団にすれば攻撃的にならざるを得ず、子どもたちの多くは大人とのかかわり合いがまだまだ最優先とされる成長段階にいるのに集団生活を強いられていると指摘している。

また、被虐待児や発達障害児の増加を受けて児童養護施設で生活する被虐待児に関する研究（伊東・犬塚・野津・西澤康子, 2003a,b）や、愛着に問題を抱える要保護児童を対象とした心理治療の実践や調査研究（西澤哲, 2008; 数井・森田・後藤・金丸・遠藤, 2008; 徳山・森田・菊池・丹羽・三鈷・数井, 2009 など）が行われてきた。これらの中で、身近な職員と長期にわたる安定した人間関係をつくることに特に重要であるにもかかわらず、現在の施設はそのような環境にはなっておらず、集団養育に頼っていることが述べられ、利用者本位の立場から施設体制の整備が積極的に推進される必要があるということや、心理療法のみならず日常生活の中で愛着の課題を扱っていく必要があるとの指摘がなされている。つまり、個々の子どもにとっての望ましい養育ではなく、児童養護施設的环境が養育の内容を決めている状況（小林, 2009）だったことが、ホスピタリズム論争から50年のときを経て、子どもへの虐待が大きく問題になったことによって明らかにされたのである。

このような児童養護施設の状況の要因は、第2節1で述べたような基準に規定されたものばかりではなく、施設は、児童相談所の職員や施設経営者・職員等の既得権益を守るために改善されてこなかった（津崎, 2009, 2011）という指摘がある。そのような施設で、「入所児のニード充足からはほど遠い大規模施設養護に士気喪失し、職を去った者が少なくはなからう」（津崎, 2009）という中でも、たとえ少数であろうとも職にとどまり、子どもとの長期にわたる安定した関係をつくらうとしてきた職員や、行政の乏しい政策に抗い、子どもの長期にわたる安定した居場所をつくることのできる施設環境をつくらうとしてきた施設長の存在が、現在の新ビジョンを考えるときに参考になるであろう。

3. 児童養護施設の養育内容への取り組み

藤井（2018）は、子どもたちの多くが自立に必要な人間関係を形成する能力に問題を抱えていたという問題意識から愛着形成の重要性に注目し、1990年代後半より10年以上の歳月をかけて、大舎制から小舎制に段階的に移行していった経過を述べている。とりわけ生活の営みに欠かせないお金の使い方と食のあり方を重視し、小舎制単位の会計システムの構築と、小舎制の職員自らが子どもたちの目の前で調理をして一緒に食べるシステムを整え、家庭生活に近づけている。藤井（2018）はこのような実践を通して、新ビジョンは施設の本来の養育機能が度外視され、施設における養育を否定する前提で高機能化と多機能化が求められていると批判している。

また、全国児童養護施設協議会（以下、全養協）は、2008年に『この子を受けとめて、育むために—育てる・育ちあういとなみ』という表題の小冊子を養育論としてまとめた（児童養護における養育のあり方に関する特別委員会、2008）。全養協が発行している『季刊児童養護』の編集委員安川（2017）は、「そこでは施設生活のなかで子どもと大人が『育ちあう』ことの大切さと難しさが、含蓄のある言葉と透明な文体で綴られている。小冊子ながら他の同類専門書の追随を許さない具体的内容になっている」としている。2016年の改正児童福祉法が、子どもたちの養育に焦点があてられるよりも、実親・里親とファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業、委託は里親委託率に含まれている）・グループホーム・施設という形態や制度に拘泥しているように思えるため、養育論について議論し認識を深めたいという目的で、『季刊児童養護』誌上で「改めて養育のあり方を問う『この子を受けとめて、育むために—育てる・育ちあういとなみ』の実践に向けて」という特集を2年にわたって組んでいる。

その中で、長年、施設の子どもたちと生活を共にした職員が、子どもたちとの関係の中で何を学んできたかを述べている。「何気ない日常生活のなかで、子どもたちと関わる一つひとつの場面を、丁寧に、大切に、寄り添っていくこと。その日常の積み重ねが、子どもたちの自信になり、生きる力となっていく」（寺西、2018）。「施設の子どもの養育支援とは、どのようなシステムで育ったかではなく、どのような大人と出会って育ったかではないかと考える。（中略）子どもは、大人との関係性を求めていることを理解し、関係性をつなげていくことが専門性であると考え」（松田、2018）。「今では児童養護施設内に、さまざまな専門職の配置が定着している。しかし、日々の生活の営みが安定していることがベースにあって、初めて専門職といわれる人たちの役割が果たせるのだとも実感している」（花田、

2017)。これらは、子どもとの関わりは、子どもと出会ったときから日々の生活の中で育んでいくものであり、それは継続されることが重要であり、その積み重ねの中で子どもは自分が大切にされているという実感を得ることができ、自信となり生きる力となっていくことを、実際の子どもの関わりの中で体得したものであろう。

4. 児童養護施設の変化

子ども虐待が社会問題になったことを受けて打ち出された将来像以降、第2節1で述べた児童養護施設の定員規模・形態は、5～6年の間に大きく変化している。行政の動きとしては、職員配置の最低基準が、2013年の小学生以上5.5対1への改定以降、3歳以上の幼児が3対1、小学生以上が4対1となるように措置費による加配、小規模グループケア加算（児童指導員または保育士1人、非常勤の管理宿直等職員1人）がなされている（厚生労働省, 2017c）。

これらに伴って、2016年には、定員規模20人以下の施設が7施設（1.2%）、151人以上の施設が2施設（0.3%）、形態は2012年に、大舎制が50.4%、中舎制が27.3%、小舎制が41.2%（厚生労働省, 2017c）、2018年に地域小規模児童養護施設423か所、小規模グループケア1,790か所（厚生労働省, 2020）と小規模化への移行は顕著である。

これらは将来像の方針とそれに伴う予算措置によって各施設が小規模化を進めてきたものである。しかし、その結果、小舎制では、職員と子どもの密な関係の中で子どもが課題を表出しやすくなり、混乱が生じるようになっている（小木曾・梅山, 2012）。このような混乱に対して安川（2017）は、「規模が小さくなればなるほど子どもはその内面を^{あら}露わにするし、大人にはその対応力と専門家（人間）としての器量が求められる。小規模化試行に伴う施設のキシミは、養育そのものに対する意識の欠如かもしれない」としている。養育論を基盤に、その養育を実践できるように環境を整えていこうとしたときに、小規模化と、子どもと大人が生活の営みを共に行える生活が必須であるという考え方に到達するものと考えられる。そのような順序をたどれば、子どもの問題行動は成長への道筋のひとつとして受け止めることができるであろう。

第3節 里親養育の現状

1. 過去の里親制度

里親制度については、前述したホスピタリズム論争の時代に、施設の小舎制化が言われた

ときと同じくしてホスピタリズムの克服のために全国里親連合会が結成される（1954年）が、これも進展することはない、2002年に戦後初めて里親制度の大幅な改革がなされた。すなわち、里親制度の運用を定めた規定が実施機関である都道府県知事・政令指定都市市長に対して拘束性をもつ省令に格上げされたこと、1950年に制定義務が定められながら長い間棚上げされていた里親養育の最低基準を初めて制定したこと、里親は子どもの養育を社会的に担う公的な存在であること、里親を社会的に支援していく仕組みが必要であることを明確にしたことなどである（宮島, 2006）。次いで、2011年に里親推進の明らかな目標があげられ、児童養護施設に里親支援専門相談員が配置された。

なぜ、里親制度が進展しなかったのかについては、①わが国の文化的背景 ②養子制度との混同 ③行政・児童相談所の消極的な姿勢（庄司, 2007b）④民間施設の既得権益擁護のため（津崎, 2009）等が考えられる。また、2013年の里親における子どもの平均在籍期間は3.9年間であり、2008年の措置時の年齢の平均が5.5歳である（厚生労働省, 2014）ことを考え合わせると、里親養育は、子どもの自立を視野に入れた大人と子どもとの関係の一貫性や連続性が希薄だったように考えられる。

家庭的養護推進のために、児童養護施設の長期入所をなくす方向で施設から里親やファミリーホームへ子どもを移動させるという将来像の方針に対して、伊達（2012）は、「もし入所してくるケースのすべてをそうしていくことになれば、子どもは『場』や『人』との関係に根を張ることができないまま、短期入所を繰り返すだけの『回転ドア方式』の養護になってしまう危険性もある」と指摘している。新ビジョンの数値目標は、この危険性をさらに増幅させるものであるといえるだろう。特定の養育者による一貫性のある養育よりも、家庭的養護という形態が優先されているのである。

2. 里親養育のリスク

ルーマニアのチャウシェスク独裁政権が1989年12月に崩壊したとき、英国の家庭に養子縁組された、劣悪な環境の下に置かれていたルーマニアの施設の子どもたちの追跡調査（イギリス・ルーマニア養子研究：ERA研究）では、恵まれない施設環境から概ねよく機能している家庭に養子縁組されることで、子どもたちは心理的にも身体的にも顕著な回復を示したと報告されている。同時に、質の高い里親養育によって養育者との間に安定したアタッチメントを形成できることこそが重要であり、単純に里親養育に移行すればよいということではないとされている（Nelson, Fox, & Zeanah, 2014 上鹿渡和宏他訳, 2018）。

つまり、里親委託率を急激に、大幅に引き上げていくことへのリスクは様々に考えられる。辰巳（2018）は、新ビジョンについての考察の中で、児童養護施設から養子縁組を前提とした養育里親で生活した後に、施設に再入所になった事例を紹介している。遺棄児童として乳児院に入所後、2歳で児童養護施設に措置変更されるが、親族の情報はまったくなく、発達面、生活面に問題はないため、児童相談所の判断で、養子縁組里親委託が決定された事例である。結婚15年目で子どもはなく、経済的にも問題がない養子縁組を希望している里親との1年にわたる慎重な交流を経て3歳で委託されたが、2年後に里親が妊娠したという理由で里親からもういないとの申し出があり、施設に再入所になる。その後、18歳で卒園するまで、施設において暴言・乱暴等の情緒不安定な行動が頻発したという。

ところで、2016年12月に「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が成立した。民間養子縁組機関によるていねいな実親支援への地道な努力が行われている（赤尾・ロング, 2017）一方で、問題の多いネットあっせんの存在がある（宮崎, 2017）。

また、里親先進国の諸外国において、里親に委託された子どもが何カ所もの里親を転々とするという実情も報告されている。エッセイ的な記述ではあるものの、英国で保育士をしているブレイディ（2017）が、英国政府は里親の限界を認識し、ドイツ型の小規模・家庭的養護施設に注目して実験的な新タイプの養護施設を設立し始めたという現地のドキュメンタリー番組について報告している。番組に出演していた里親出身の若者たちは、全員が平均して10回は里親を変更されていたという。ブレイディは、このようなシステムを日本がコピーしてどうするのかと述べている。

さらに、永野（2017）は、「里親型の社会的養護を主流とする北米でも、社会的養護を離れた若者の生活の深刻さは共通する課題であり、形態の変更がすべての解決とならないことは自明の理である。問題の中心は、ケアを提供する形態ではなく、提供するケアの内容である」としている。

なお、新ビジョンは家庭支援の充実を第一にあげ、理念の実現には明確な評価と統計が求められるとしている（奥山, 2018）。しかし、子どもを虐待死させてしまった親を取材したルポライターの杉山（2018）は、適切な育児ができているかどうかを評価され続ける社会の中で、それができないことに不安を感じる人たちはできない自分を隠そうとするため、育児ができているうちは支援を受けようとするが、できない状況に陥ったときに支援が受けられなくなるという実態を明らかにしている。また、高橋亜美（2017）は、虐待やDV、家

族親子間の事件が増加しているにもかかわらず、親子はわかり合え、助け合え、信頼し合えるものという強固な考えが日本社会にはあるため、家族や親子の問題をオープンに相談できる場所や支援期間があまりにも少なすぎるとしている。このようなわが国の文化的・社会的状況の中で、数値目標をあげて家庭支援を充実させていくことには、かなりの困難を伴うと考えられる。

第4節 これからの社会的養育

新ビジョンにおいて、社会的養育を家庭における養育環境と同様の養育環境とするために、特に重視されるべき養育に関する機能として、①心身ともに安全が確保され、安心して生活できる機能 ②継続的で特定の人間関係による「心の安全基地」としての機能 ③生活単位としての生活基盤を提供する機能 ④発育及び心身の発達を保障する機能 ⑤社会化の基盤としての機能 ⑥病んだ時の心身の癒しと回復を促進する機能 ⑦トラウマ体験や分離・喪失体験からの回復を促進する機能 ⑧新たな対象とのアタッチメント形成を促進する機能 ⑨発達を促し、生活課題の解決が意図的・計画的に図られる機能(厚生労働省, 2017a)があげられている。

次いで、これらの機能を果たすことのできる養育環境として、第一に、子どもと継続的な関係を持ち、親密で信頼できる関係を形成して養育を行うことができる特定の養育者がいることとされている(全部で11項目、以下略)。

さらに、家庭養育環境で養育することが適当でない場合(子どもに問題がありケアニーズが高いか、あるいは家庭環境に拒否感がある等)に、できる限り良好な家庭的環境として、①生活の単位は小規模であること、具体的には子どもの人数は最大で6人までとし、困難な問題を抱えた子どもがいる施設は、4名以下で運営できるようにすべきである、また、子どものニーズに応じて養育できる専門性を持った養育者が、夜間を含め子どもが在宅する時間帯では複数名で対応できることが必要である、(中略)④養育者は複数となってもそのケアの在り方は一貫しており、養育者の頻回な変更がおこなわれないこと等(厚生労働省, 2017a)があげられている。これらはケアニーズが高い子どもに限らず、すべての子どもになされるべきであると考えられる。前述したように、児童の職員配置が30年のときを経て、6対1から4対1になったものを、さらにここまで改善させられるならば、子どもは施設・里親間や里親・里親間の移動を繰り返さずとも、施設養育においてもかなり望ましい養育を受けられるのではないだろうか。

一方で、藤林 (2018) が「新ビジョンにおいても、里親委託率を上げることが最終目標ではなく、永続的解決を目標としている」としている永続的解決とは、特別養子縁組という法的な解決を意味するとしている。しかし、厚生労働省が 2013 年に行った調査によれば、子どもを委託されている里親家庭 3,481 世帯のうち里親申し込みの動機を「養子を得たいため」としたのは 434 世帯 (12.5%、2008 年 21.8%) であり、「児童福祉への理解から」1,515 世帯 (43.5%、同 37.1%)、「子どもを育てたいから」1,069 世帯 (30.7%、同 31.4%) と比べてかなり低く、前回調査からもおよそ半減している (厚生労働省, 2015)。

また、深谷昌志・深谷和子・青葉 (2013) が行った養育里親に対する全国アンケート調査では、里親が里子の養育困難に陥ったとき、「養育返上を考えたことがあったか」の質問に対して、「何度も考えた」8.3%、「考えたこともある」25.5%、「あまり考えず」16.5%、「全く考えなかった」49.7%であった。この「何度も考えた」と「考えたこともある」とした 33.8%のうち養育を返上しなかった理由は、「とてもそう思う」が、「里子への責任から」60.9%、「自分の信念を貫く」29.3%、「周囲のサポートや励ましで」17.4%であった。さらに、この調査で、「里親の大変さは社会的に理解されているか」の質問に対して、「理解されている」は「とても」1.7%、「わりと」5.5%、「まあまあ」17.5%であり、「理解されていない」は「あまり」53.7%、「全く」18.2%であった。これらは、「社会全体で子どもを育む」という考え方が我々の社会に浸透していないことの表れであろう。

特別養子縁組を進めていくにあたり、かなり困難な状況が考えられ検討を要するという段階である (林浩康, 2017) ことも考え合わせると、法的な永続的解決を得られなくても、親から離れなければならず親子関係を回復することができなくなってしまう子どもたちが、施設であれ里親であっても、親から離れて自分の居場所と定められたところで、特定の大人とのアタッチメント関係を継続していけるようにすることこそ、子どもの最善の利益につながるのではないだろうか。第 3 章の質的研究において、施設退所者や施設職員の語りが示しているように、施設養育であっても、心理的なパーマネンシー保障が可能であると考えられるからである。そのために、それが可能になるような生活単位にしていくこと、子どもの課題の表出を受けとめられるだけの人員配置をしていくこと、それらが可能になる経済投資をいとわない社会であること、施設の子どもたちや里親・里子に偏見を持たない社会であることが望まれる。

第5章 研究の総括と社会的養育への提言

本論文は、様々な事情で保護者と一緒に暮らすことができない子どもたちの生活の場である児童養護施設における養育について、アタッチメント理論の視点からどのようにあるべきかを論述したものである。

具体的には、児童養護施設の養育の基盤となる養育論のあり方を明らかにするために、文献研究と質的研究の計5編の学術研究に取り組んだ。本論文で解明されたことは、児童養護施設においても特定の施設職員が子どもとの関係性を深め、子どもが児童養護施設を退所した後も関係を継続することが、子どもが自立していくために重要である、ということである。以下、本論文の総括として、明らかにされた点を整理し、全体的に考察する。

「第1章 日本のホスピタリズム論の経過と養育論の展開過程【研究1】」では、1950年代のホスピタリズム論争が、わが国の児童養護施設がアタッチメントを重視できる契機であったにもかかわらず、施設養育の質を改善できなかった経過と要因を明らかにし、養育論の重要性を論じている。すなわち、ホスピタリズム論争の本質は、子どもの健全な人格形成は特定の大人との緊密で継続した情緒的結びつきによってなされ得るという考え方を基盤にした養育論であったと考えられるが、施設か里親かの制度論、あるいは集団的養護（大舎制）か家庭的養護（小舎制）かの形態論になってしまったことを明らかにしている。

「第2章 児童養護施設におけるアタッチメント理論の意義【研究2】」の第1節では、現在、多方面に発展してきているアタッチメント研究の中から児童養護施設の養育に関係すると考えられる国外の先行研究を6視点から取り上げている。第1の視点として「複数のアタッチメント対象とのアタッチメント形成」について取り上げた。複数のアタッチメント対象とのアタッチメント形成に関する研究から、児童養護施設において、小集団で子どもと大人の低い比率の環境のもとに、安定したアタッチメントの構築に熟練した敏感な児童養護施設職員が一貫性のある養育を長期間行なうことが、アタッチメントの形成に寄与することが示唆された。

第2の視点として「施設養育と里親養育」について取り上げた。欧米では、施設養育は認知的遅れ、精神障害、反社会的行動などへのリスクが高いとされ、できるだけ早期に里親養育や養子縁組に託されることが推奨されてきているが、困難な政治状況の下、エリトリアやルーマニアで施設養育を経験した子どもたちの縦断研究から、施設養育の問題点と改善方

法が明らかにされている。すなわち、生活を共にする特定された職員がいること、その職員は子どもについての決定権を持っていること、子どもが個人的な所有物とスペースを持っていることなどである。これらの研究から、特定の養育者との継続した関係が、後の人生の社会的関係のために大切であることが示唆されている。これら個人を大切にする環境は、里親養育では保障されているが、里親家庭に永続的にいられるわけではなく、他の里親家庭に移動させられることによりアタッチメントの中断を余儀なくされていることも現実である。最近まで、里親は彼ら自身と子どもをアタッチメントの中断の苦痛から保護するため、親密すぎないように戒められていたということが述べられている。

第3の視点として「施設養育におけるレジリエンス支援」について取り上げた。幼少期に親から虐待やネグレクトなどの不適切な養育を受け、アタッチメント形成に問題があったにもかかわらず、成人期にパートナーとの安定したアタッチメント関係を持つに至った人たちは、12歳以前の幼児・児童期に親以外の重要な代替養育者・支援者に情緒的サポートを受けていたことがレジリエンスに関する研究から明らかになっている。これらの研究結果は、児童養護施設における子どもと職員との情緒的支援関係とそのアフターケアがいかに大切であるかを示唆している。また、日本の若者へのケアについての研究で、「成功した養育は子どもが安全、気楽さ、受容されたと感じ、自分自身を率直に表現できる場所である居場所を支援する養育者の能力を反映した」という結果は、児童養護施設がこのような居場所になることの重要性を示している。

第4の視点として「各々の発達段階におけるアタッチメント」について取り上げ、児童期・青年期・成人期における各々のアタッチメントの特質を明らかにしている。とりわけ青年期についての特徴が示唆に富む。青年期は、親との関係から仲間との関係に依存性を移行し始める時期である。青年期の親密な友達は、児童期の遊び友達と異なり、アタッチメント対象として潜在的に役割を果す長期の関係が形成され得る。児童養護施設において、中学生・高校生がこれらの重要な発達課題に対処する機会を日常生活の中で経験できているかどうかを精査する必要があるだろう。つまり、友達と付き合う機会が、門限や低額の小遣い、職員の過干渉で制限を受けていないかどうかということである。一方で、親に対する青年の依存は減少していくにもかかわらず、ほとんどの青年が、依然として極端な重圧の状況の下においては、親に依存することが明らかになっている。子どもの成人前期において、親がアタッチメント対象として用いられるのと同様に、児童養護施設職員も施設退所者が成人になってもアタッチメント対象としてあり続ける必要があることが示唆された。

第5の視点として「アタッチメントの連続性に関する縦断研究」について取り上げた。アタッチメントの安定についての縦断研究から、中流階級の人々や伝統的な二親家族及び非伝統的家族（社会契約のカップル・家庭的に生活する集団の家族・母子家庭・信条の共同体の家族）のサンプルでは、長期にわたりアタッチメントの有意な連続性を見出した一方で、ハイリスクの貧困家庭で生まれ育ち、虐待、家庭不和、親の抑うつなどネガティブな事態にさらされる確率が高かったサンプルでは、乳児期と成人期の間には連続性を見出さなかった。しかし、乳幼児期に安定型だった人々は、不安定型－拒絶型に移行していたとしても、彼らが大人になるにつれて、否定的な経験の意味を採求できるならば、「獲得された安定型」に移行する可能性があるとされている。また、片親の喪失や親の離婚、親あるいは子どもの命を脅かす病気、親の精神的な障害、家族による虐待などのような否定的な人生の出来事が、安定型から不安定型のアタッチメントへの変化へとしばしば関連付けられたが、これはいつも当てはまるとは限らなかった。ハイリスクの家庭環境や否定的な人生の出来事は、児童養護施設の子どもたちが、時に経験することである。「獲得された安定型」に移行できるようにしていくことや、否定的な人生の出来事が不安定型のアタッチメントに変化しないように支援していくことが児童養護施設の役割であることが示唆された。

第6の視点として「アタッチメントの定義及びアタッチメントを育む養育者の特質」について取り上げた。特定のアタッチメント対象との信頼関係が、子どもの自律性の獲得に至る重要な基盤になるとした上で、アタッチメントの安定に重要な要素は、敏感さと、情緒的利用可能性であり、そのために洞察力が基礎となることが明らかにされている。さらにアタッチメントは、養育者と子どもとの相互作用の中で発展していくものであるとしている。また、アタッチメントの安定における個人差は、遺伝的要因が及ぼす有意な根拠は見出されず、環境的要因によって説明されることを示している。これらは、児童養護施設職員が児童養護施設の子どもたちを支援していく際に、励みになり、大いに学ぶべき内容を含んでいると考えられる。

第2節では、わが国の戦後から1980年代までの社会的養護において、アタッチメントという概念がどのように扱われてきたかを、乳児院と児童養護施設について、それぞれ対照的な捉え方をされてきた経過を概観した。つまり、乳児院はホスピタリズム克服に取り組むためにアタッチメント形成を重要視し担当保育者制を導入したが、児童養護施設では1950年代のホスピタリズム論争が深まることはなくアタッチメントの問題が着目されるようになったのは、被虐待児が増加した2000年代以降である。1980年代までは、児童養護施設に

においては子どもと職員の関係性よりも運営管理や経済的合理性、職員の労働条件の改善の方が重要であるとされていた状況がうかがわれることを明らかにしている。

第3節では、1980年から2010年の30年間に变化した児童養護施設を取り巻く社会状況を明らかにしている。1990年以降、児童虐待が問題化し、1990年代後半から児童養護施設に被虐待児が入所するようになってアタッチメントが着目されるようになった経過と、厚生労働省が2011年に「社会的養護の課題と将来像」を、2017年に「新しい社会的養育ビジョン」を打ち出した経過を述べている。次いで、2000年代のわが国の児童養護施設及び乳児院の被虐待体験のある子どもに対するアタッチメント形成への取り組みについての先行研究を概観した。ほぼどの研究も虐待された子どもたちの行動や情緒、対人関係の問題を発達的变化に導くため、あるいは虐待が子どものアタッチメント形成に深刻な影響を与えている問題を解消するため、継続的な1人の職員との一対一の特別な関係が必要であるにもかかわらず、児童養護施設はそのような環境になっていないことを指摘している。

第4節では、児童養護施設における子どもと職員のアタッチメントの形成について、児童虐待が顕在化する以前からアタッチメント形成に重点を置く必要があったのではないかと、いう視点で、現在では非常に広範囲に論じられているアタッチメント理論の中から児童養護施設において重要となるだろうと考えられる理論を、内外の先行研究から概観した。

先行研究の中で強調されることは次の8点である。①極度の恐れや不安の状態にあるときに、無条件に一貫して特定の養育者が確実に護ってくれるという経験の蓄積による他者と自分への信頼感が基盤になり自律性の獲得に至ること ②施設での交代勤務は担当職員の退勤と出勤が子どもにとって予測できるものであり決して裏切られることなく繰り返されるならば、信頼関係は築かれていくこと ③施設養育か里親養育かというような形態の違いではなく、養育担当者による質の高いケアの個別性・一貫性・連続性の保障が重要であること ④子どもが不適切な養育環境に置かれたなら置かれたほど、子どものレジリエンスは家庭外の保護的要因に依存すること ⑤アタッチメントは養育担当者の敏感さと応答性が重要であるが、敏感性は子どもを主体として扱い、子どもの視点でものごとを見てその内的世界を認め、シグナルに気づいて正確に解釈し、適切なタイミングとやり方で反応するという要素からなること ⑥敏感性を維持するためには、子どもの内的経験について子どもの全体像を考慮しながら、子どもに焦点を合わせたやり方で子どもの行動と情緒的な経験の基礎をなす動機を考える洞察力が重要であること ⑦洞察力は養育担当者と子どもとの相互作用が継続的に繰り返される中で子どもの全体像をつかむことにより得られるものであり、

それが可能な物理的・人的環境が施設の中で保障されていること ⑧養育担当者が子どもを管理することなしに情緒的に存在し、子ども自身の解決策を子どもに見つけさせるようにして、子どもへの失望に対して抑制のきいたやり方で怒りを説明できるなどの情緒的利用可能性があること等が、明らかにされている。

第5節では、児童養護施設におけるアタッチメント形成のために、各施設が子ども全員に対して一人ひとりの特性や入所背景に応じた個別的な支援を行える特定の職員（担当職員）と子どもとの関係をつくり、継続させていくことが重要であるとし、それを遂行していくにあたり、生じるであろうと考えられる課題と克服の方向性について述べている。すなわち、職員が子どもとの信頼関係を築くにあたり継続していくという覚悟が必要であること、職員と子どもとの特定の関係性を施設全体の取り組みとすること、担当職員による子どもの問題の抱え込みや孤立化が起こらないように職員のチームワークが重要であることを論じている。

「第3章 児童養護施設退所者の自立と特定の職員との関係性」では、児童養護施設退所者の自立と特定の職員との関係性についての質的研究を行った。第1節で、児童養護施設が1997年にそれまでの保護から自立支援を目的にするようになった経過と、施設退所者の退所後の生活が困難であることの実態を明らかにしている。また、自立支援は乳幼児期からの育ちが重要であり、安定したアタッチメント形成や基本的信頼感の獲得が自立の土台となり、自立のために重要な主体性が育まれることを示唆している。

第2節【研究3】では、児童養護施設職員に半構造化面接を行い、分析焦点者を「児童養護施設において特定の子どもとのアタッチメント関係を形成できている職員」、分析テーマを「児童養護施設職員が、子どもが求めていることを敏感に捉えてその子どもの状態に合わせてかかわっていくプロセス」として、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いて分析した。その結果、以下の概念が生成された。

すなわち、<1.日常生活の時間と経験を共有する><2.身体的触れ合いを大切にする><3.子どもの話を聴く><4.1対1の密な関係をつくる><5.施設の体制を享受する><6.子どもの全体像を捉える><7.子どもを長い目でみる><8.子どもの過酷な体験を共有する><9.その子どもへの対応を優先する><10.子どもと真剣に相對する><11.子どもとの葛藤を乗り越える><12.子どもが納得して自分で決められるように見守る><13.子どもと共に思春期を乗り越える><14.子どもと共に進路を切り開く><15.先回りをする><

16.周囲の職員と子どもの受け止め方を共有する><17.学校や地域の人たちに子どもを理解してもらう><18.専門的な力量を磨く><19.子どもとの関係を継続する><20.子どもの拠り所になる>の 20 概念である。

第3節【研究4】では、児童養護施設退所者に半構造化面接を行い、分析焦点者を「社会に根ざして自立した生活を送っている児童養護施設退所者」、分析テーマを「児童養護施設退所者が自立していくプロセス」として、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いて分析した。その結果、以下の概念が生成された。

すなわち、<1.居場所の不安定さを抱えて生活する><2.他者と比べて不満を持つ><3.集団生活の軋轢をやり過ごす><4.担当職員が変わらないことにより、安定感を得る><5.満たされない思いを問題行動という形で表出する><6.職員との関係が深まる><7.あるがままを受け入れてくれ独占できる担当職員が存在を認識できる><8.職員との関係性を尊重する><9.置かれた現実に進路選択を迫られる><10.不安から自立を遠ざける><11.高校に進学する><12.やりたい仕事や趣味を見つけられる><13.自分勝手にした行動が将来につながる><14.不安を抱えながらも自立に向かう><15.ひとりで生きていく覚悟をする><16.社会の現実と比較して施設が良いものに思えてくる><17.ひとり暮らしの困難を体験する><18.仕事を通して自己実現に向かっていく><19.世間からの偏見を感じる><20.児童養護施設の外に仲間を発見する><21.世間の目に負けないという思いを力にする><22.親子関係の現実を得心する><23.親を受け入れる><24.あらたな家庭を持つことにより、支えられる><25.将来の見通しを考えて転職等を実行する><26.退所後に職員が心の拠り所になる><27.児童養護施設を実家にする><28.かつての職員の思いを理解する><29.児童養護施設の肯定的側面をみようとする><30.児童養護施設を負の経歴とする>の 30 概念である。

次に、【研究3】【研究4】で生成された概念を、先に述べた先行研究から導き出された内容に沿って考察する。【研究1】【研究2】で、生活を共にする特定された職員による個別性・一貫性・連続性のある養育を行うことが重要であるとされていることが、【研究3】の職員が<1.日常生活の時間と経験を共有する><2.身体的触れ合いを大切にする><3.子どもの話を聴く><4.1対1の密な関係をつくる><9.その子どもへの対応を優先する><19.子どもとの関係を継続する>に、【研究4】の退所者が<4.担当職員が変わらないことにより、安定感を得る><6.職員との関係が深まる><7.あるがままを受け入れてくれ独占できる担当職員が存在を認識できる><8.職員との関係性を尊重する>に、具体的に表現され

ている。それらは職員が<5.施設の体制を享受する>ことで保障されていると言える。また、退所者が<7.あるがままを受け入れてくれ独占できる担当職員の存在を認識できる>のバリエーションの1つにある「毎日自分の担当というわけじゃないけど、担当がいる心強さというか、力強さというか、園のよかったところ」という退所者の語りが、【研究2】の第4節に述べられた交代勤務であっても信頼関係ができることを実際に示している。

次に、【研究2】の第1節に述べられている青年期の重要な発達課題に対処する機会を中学生・高校生が日常生活の中で経験できているかどうかについて、退所者が<13.自分勝手にした行動が将来につながる>の概念で門限等の施設のルールを守らなくても暗黙裏に認められていた様子が語られている。さらに、【研究2】の第1節で述べられている施設の子どもたちが時に経験する否定的な人生の出来事には、子どもの実母が亡くなったときのことを、職員が<8.子どもの過酷な体験を共有する>ことで対応する様子が語られている。

続いて、【研究2】の第1節と第4節で述べられた養育担当者が子どもへの感性を維持するためには子どもとの相互作用が継続的に繰り返される中で子どもの全体像をつかむことにより得られる洞察力が必要であるという示唆は、職員が<6.子どもの全体像を捉える><7.子どもを長い目でみる>で語られている。また、養育担当者が子どもを管理することなしに情緒的に存在し子ども自身の解決策を子どもに見つけさせるようにして子どもへの失望に対して抑制のきいたやり方で怒りを説明できるなどの情緒的利用可能性があることという示唆は、職員が<10.子どもと真剣に相對する><11.子どもとの葛藤を乗り越える><12.子どもが納得して自分で決められるように見守る>等の概念で、具体的な様子が語られている。

さらに、【研究2】の第5節で述べられている担当職員にのみ行われる子どもの試し行動をしっかりと引き受けることが子どもとの関係の安定につながるということについては、職員が<11.子どもとの葛藤を乗り越える>で、「暴れる時期があったと思ったら、べたっとする時期があって、また暴れて『てめえ』なんて、『てめえ』って言葉、他の職員聞いてないんですけど『あの子そんなこと言うんですか』みたいな」と、担当である自分にだけ出してくる本音を自覚して受けとめている様子が語られている。また、担当の子どもに怒りをぶつけられる経験をした職員が、「その子どもが、『大人のことは信用できないと思っていたけれども、やっぱりこう園に来て、大人って信頼してもいいんだなっていうか、というふうに思ったんだよね』『大人ってなんか自分がどんなに反発しても、なんかこう一生懸命やってくれる人もいるんだって、なんか感じたんだよね』みたいなことを言ってたよ、みたいに言

われたときに、なんかまあ、私たちが目指すというか、いる間にできることって、なんかそういう人を信じられる心とか、なんかそういうことなのかなあ、とちょっと思ったのが結構印象的でうれしかったなあと思ったことなんですけど」と、子どもの行動をしっかりと引き受けたことで信頼関係が築かれたことを語っている。

このように、アタッチメント理論の先行研究で示唆されたことが、【研究3】【研究4】の質的研究に、期せずして反映されていることが明らかになっている。

また、第4節の総合的考察においては、【研究3】の職員の自立支援のプロセスでは【子どもの拠り所になる】が、【研究4】の退所者が自立していくプロセスでは【児童養護施設を拠り所にする】が、主要なカテゴリーとして生成されたことから、退所者が自立していくために必要かつ重要であろうとされる事柄と、職員が、子どもの自立を支援するために必要かつ重要であろうとしている事柄が共通していることを明らかにしている。さらに、退所者が【児童養護施設を拠り所にする】ことができるのは施設という組織ではなく、施設にいたときに関係を深めることができた職員であることを論じている。

「第4章 社会的養育の現況と課題【研究5】」では社会的養育の現況と課題を論じている。近代化が進んだわが国では、子育てが個々の親の判断や裁量に委ねられ、子育てに社会が責任を持つという観念が薄れてきている象徴として親と共に生活できなくなった子どもたちが、児童養護施設や里親に丸投げされているとしている。このような子育て環境の下、児童虐待の増加が社会問題になってきた中で、厚生労働省が2011年に「社会的養護の課題と将来像」を、2017年に「新しい社会的養育ビジョン」を打ち出した。これらは家庭養育優先の理念を規定し、施設の小規模化、里親による養育の推進、特別養子縁組によるパーマネンシー保障を明確にし、具体的な数値目標を掲げている。30年以上据え置かれてきた職員配置の最低基準が、「社会的養護の課題と将来像」以降に改善され、地域小規模児童養護施設や小規模グループケアが予算上制度化されてきた。しかし、児童養護施設の小規模化は顕著になったが、養育論がしっかりと認識された上での小規模化ではなかったため、小集団の中で内面を出せるようになった子どもとの間で混乱が生じている実態や、里親養育のリスクを明らかにしている。問題は形態にあるのではなく、質の高いケアが継続性をもって提供されることが重要であることを示している。

以上の総括から、本論の社会的養育への提言は、児童養護施設においては ①特定の職員

とのアタッチメント関係を継続できる生活単位にしていく ②子どもの内面の課題の表出を受けとめられるだけの人員配置をしていく ③それらが可能になる経済投資をいとわな
い社会にする ④施設の子どもたちや里親・里子に偏見を持たない社会環境であることを成
し遂げることで、親から離れなければならず親子関係を回復することができなくなってし
まう子どもたちが施設であれ里親であつても、親から離れて自分の居場所と定められたと
ころで、特定の大人とのアタッチメント関係を継続していけるようにすることである。

施設養育がパーマネンシー保障のカテゴリーの中にあり、施設養育でもパーマネンシー
保障は可能であるということが、筆者が児童養護施設で保育士として34年間子どもたちの
養育支援をしてきた経験から、さらに本研究の質的調査の結果から明らかになった。児童養
護施設では法的なパーマネンシー保障は得られなくても心理的なパーマネンシー保障が可
能であることを質的調査は現しており、それが子どもの最善の利益につながると考える。

論文を構成する研究の発表状況

【論文】

(原著)

- 高安和世 (2017) 児童養護施設退所者が自立していくプロセスに関する研究
— 職員との関係性形成の視点から —
社会学論叢 (日本大学社会学会) 190, 21-42.
*本論文は研究4に該当し、第3章の一部である。

(原著)

- 高安和世 (2020) 「新しい社会的養育ビジョン」に関する考察
— 児童養護施設を中心として —
社会学論叢 (日本大学社会学会) 197, 67-82.
*本論文は研究5に該当し、第4章の一部である。

【紀要】

- 高安和世 (2017) ホスピタリズム論の展開過程に関する研究
— 児童養護施設における養育論の視点から —
児童学研究 (聖徳大学児童学研究所紀要) 19, 11-20.
*本論文は研究1に該当し、第1章の一部である。

引用文献

- Ahnert, L., Pinquart, M., & Lamb, M.E. (2006). Security of children's relationships with nonparental care providers: A meta-analysis. *Child Development*, 74(3), 664-679.
- 赤尾さく美・ロング朋子 (2017). 民間養子縁組機関による実親支援と養子縁組 子どもの虐待とネグレクト, 19(1), 16-22.
- Allen, J.P. (2008). The attachment system in adolescence. In J. Cassidy & P. Shaver (Eds.). *Handbook of attachment: Theory, research, and clinical applications* Second edition (pp.419-435). New York: Guilford Press.
- 浅賀ふさ (1995a). ホスピタリズムの基本問題 中部社会事業, 1, 10-43.
- 浅賀ふさ (1995b). ホスピタリズムの基本問題 中部社会事業, 2, 23-40.
- 青葉紘宇 (2012). 里親養育における自立支援を考えるにあたって——実態調査を通じて気づかされたこと 武藤素明編著 施設・里親から巣立った子どもたちの自立——社会的養護の今 福村出版 pp.148-175.
- 青木紀久代 (2006). 家族のなかでの愛着ときずな そだちの科学, 7, 43-48.
- 浅井春夫 (1982). ホスピタリズム研究の歩みと方向 福祉研究 日本福祉大学人間関係研究所, 47, 49-72.
- 浅井春夫 (1984). 日本におけるグループホームの史的展開 養育研究 小舎制研究会養育研究所, 2, 61-91.
- 浅井春夫 (2018). はじめに——いま、なぜ「新しい社会的養育ビジョン」なのか 浅井春夫・黒田邦夫編 〈施設養護か里親制度か〉の対立軸を超えて——「新しい社会的養育ビジョン」とこれからの社会的養護を展望する 明石書店, pp.3-6.
- 浅倉恵一 (1974). 施設養護の基本的前提 浅倉恵一・中村國之著 施設の子どもたち——集団養護の理論と実際 ミネルヴァ書房 pp.1-38.
- Biringen, Z. (2000). Emotional availability: Conceptualization and research findings. *American Journal of Orthopsychiatry*, 70(1), 104-114.
- Bowlby, J. (1951). *Maternal care and mental health*. World Health Organization. (黒田実郎訳 (1967). 乳幼児の精神衛生 岩崎学術出版社).
- Bowlby, J. (1969/1982). *Attachment and loss, Vol.1: Attachment*. New York: Basic Books. (黒田実郎・大羽葵・岡田洋子・黒田聖一(訳)(1991). 母子関係の理論 新版 I 愛着行動

岩崎学術出版社).

Bowlby, J. (1979). *The making & breaking of affectional bonds*. Tavistock Publications.

(作田勉 監訳(1981). ボウルビィ母子関係入門 星和書店)

ブレイディみかこ (2017). 故国への提言—UK 里親制度って、結構ボロックスだよ 子どもたちの階級闘争—ブローケン・ブリテンの無料託児所から みすず書房, pp.221-225.

伊達直利 (2002). 児童養護施設とケアワーク 世界の児童と母性 53, 26-29.

伊達直利 (2012). 代替的養護のガイドラインと児童養護施設・乳児院の課題について —養護形態と養護実践をつなぐために— 子どもの虐待とネグレクト, 14 (3),315-320.

Dozier, M. & Rutter, M. (2016). Challenges to the development of attachment relationships faced by young children in foster and adoptive care. In J. Cassidy & P. Shaver (Eds.). *Handbook of attachment: Theory, research, and clinical applications* Third edition (pp.696-714). New York: Guilford Press.

Egeland, B., Jacobvitz, D., & Sroufe, L.A. (1988). Breaking the cycle of abuse. *Child Development*, 59, 1080-1088.

遠藤利彦 (2005). アタッチメント理論の基本的枠組み 数井みゆき・遠藤利彦(編著) アタッチメント 生涯にわたる絆 ミネルヴァ書房 pp.1-31.

遠藤利彦 (2019). アタッチメントが拓く子どもの未来 (1) —そもそもアタッチメントとは何なのか 季刊児童養護, 50(1), 34-37.

Fearon, R.M.P., van IJzendoon, M.H., Fonagy, P., Bakermans-Kranenburg, M.J., Schuengel, C., & Bokhorst, C.L. (2006). In search of shared and nonshared environment factors in security of attachment: A behavior-genetic study of the association between sensitivity and attachment security. *Developmental Psychology*, 42(6),1062-1040.

藤林武史 (2018). 乳幼児の家庭養育原則と新しい社会的養育ビジョン 世界の児童と母性, 83, 12-16.

藤井美憲 (2018). 愛泉寮における「完全小舎制養護」と家庭的養護の今後のあり方 世界の児童と母性, 83, 21-24.

深谷昌志・深谷和子・青葉紘宇編著 (2013). 社会的養護における里親問題への実証的研究 —養育里親全国アンケート調査をもとに 福村出版.

- 福島一雄 (1998). 自立支援サービスの確立に向けて 季刊児童養護, 28(3),6-8.
- 二ツ山亮 (2017). 講座：私たちの施設養育を見つめなおす② 自分を生かす・頼もしい大人を目指して 季刊児童養護, 48(2), 30-33.
- Goldberg, S., Grusec, J., & Jenkins, J. (1999). Confidence in protection: arguments for a narrow definition of attachment. *Journal of Family Psychology*, 13, 475-483.
- Hamilton, C.E. (2000). Continuity and discontinuity of attachment from infancy through adolescence. *Child Development*, 71(3), 690-694.
- 花田悦子 (2017). 子どもが求める大人の姿とは—子どもに導かれて 季刊児童養護 48(1), 20-23.
- 林 浩康 (2017). 養子縁組と子どもの権利保障 子ども虹情報研修センター紀要, 15, 1-10.
- 林もも子 (2007). 思春期の子どもの自立と養育者 養育者のアタッチメントの視点から ころの科学, 134, 92-97.
- 平井信義・石井哲夫・大谷嘉朗・後藤正紀・丹下芳典・藤村哲 (1959a). 養護技術研究誌上討論 問題の提起 —ホスピタリズムの研究の背景について— 社会事業, 42(5), 26-36.
- 平井信義・石井哲夫・大谷嘉朗・後藤正紀・丹下芳典・藤村哲 (1959b). 養護技術研究誌上討論 施設の愛情 —ホスピタリズムの研究の背景について— 社会事業, 42(8), 26-35.
- 平井信義・大谷嘉朗・石井哲夫・丹下芳典・後藤正紀 (1959c). 養護技術研究誌上討論(3) 施設は子どもを損なうか 社会事業, 42(9), 52-63.
- 平井信義・大谷嘉朗・石井哲夫・藤村哲 (1959d). 養護技術研究誌上討論(3) 児童養護と職員の人権問題 社会事業, 42(10), 46-57.
- 平井信義・石井哲夫・大谷嘉朗・後藤正紀・丹下芳典・藤村哲 (1960). 養護技術研究誌上討論 (最終回) 養護施設よどこへ行く —20年後の子どもはどう変わるか— 社会事業, 43(4), 36-50.
- 平井信義・千羽喜代子 (1963). ホスピタリズム —最近の文献から— 小児科診療, 26(4), 52-57.
- 本間甚太郎 (1955). 革新的児童処遇論への批判 —堀氏の科学的分析の限界— 社会事業, 38(8), 68-75.
- 堀 文次 (1950a). 養護理論確立の試み(その1) ホスピタリズムの解明と対策 社会事業, 33(4), 10-17.
- 堀 文次 (1950b). 養護理論確立の試み(終稿) ホスピタリズムの解明と対策 社会事業,

33(6), 12-19.

- 堀 文次 (1953). 施設児童の人格形成について 社会事業, 36(10), 53-60.
- 堀 文次 (1954). 施設児童とその人格 社会事業, 37(4), 34-37.
- 堀 文次 (1955a). ホスピタリズム研究 施設児童の養護理論 社会事業, 38(3), 13-20.
- 堀 文次 (1955b). 養護理論の研究 施設保母の呼び方とその根底にあるもの (一) -高島巖氏の所論を駁す- 社会事業, 38(5), 27-35.
- 堀 文次 (1955c). 養護理論の研究 施設保母の呼び方とその根底にあるもの (二) -高島巖氏の所論を駁す- 社会事業, 38(6), 16-21.
- 堀 文次 (1955d). 養護理論の研究 寮母の呼称とその根底にあるもの (完) -高島巖氏の所論を駁す- 社会事業, 38(8), 28-34.
- Howes, C. (1999). Attachment relationships in the context of multiple caregivers. In J. Cassidy & P. Shaver (Eds.). *Handbook of attachment* (pp.671-687). New York: Guilford.
- Howes, C., Hamilton, C.E., & Philipsen, L.C. (1998). Stability and continuity of child-caregiver and child-peer relationships. *Child Development*, 69(2), 418-426.
- Howes, C., Rodning, C., Calluzzo, D.C., & Myers, L. (1988). Attachment and child care: Relationships with mother and caregiver. *Early Childhood Research Quarterly*, 3, 403-416.
- Howes, C., & Spieker, S. (2016). Attachment relationships in the context of multiple caregivers. In J. Cassidy & P. Shaver (Eds.). *Handbook of attachment: Theory, research, and clinical applications* Third edition (pp.314-329). New York: Guilford Press.
- 池田由子 (1954). ホスピタリズムについて 臨床内科小児科, 9(9), 649-651.
- 池田由子 (1955). 乳児院収容児の精神医学的研究 精神衛生研究, 3, 42-96.
- 池田由子 (1956). 乳児院収容児の臨床的研究 (その1) 心理学研究, 26(5), 43-46.
- 石井哲夫 (1959). 積極的養護技術論 社会事業, 42(7), 31-37.
- 石井哲夫 (1967). 児童福祉における処遇研究の動向 戦後日本の社会事業 日本社会事業大学 pp.225-243
- 石井哲夫 (1992). 積極的養護技術論の20年を顧みて 児童福祉研究 東京都社会福祉協議会, 20, 14-19.

- 伊藤嘉余子 (2007). 施設養護におけるレジデンシャルワークの再考 —児童養護施設の実践に焦点をあてて— 埼玉大学紀要 教育学部, 56(1), 83-94.
- 伊東ゆたか・犬塚峰子・野津いなみ・西澤康子 (2003a). 児童養護施設で生活する被虐待児に関する研究(1)—現状に対する子どもの否定的思いについて— 子どもの虐待とネグレクト, 5(2), 352-366.
- 伊東ゆたか・犬塚峰子・野津いなみ・西澤康子 (2003b). 児童養護施設で生活する被虐待児に関する研究(2)—ケア・対応の現状と課題について— 子どもの虐待とネグレクト, 5(2), 367-379.
- 岩崎美枝子 (2010). 里親支援を俯瞰する——里親支援とはどうあればいいのだろうか?— 世界の児童と母性, 69, 17-24.
- 児童養護における養育のあり方に関する特別委員会 (2008). この子を受けとめて育むために——育てる・育ちあういとなみ— 全国児童養護施設協議会.
- 加賀美尤祥 (2008). 社会的養護の担い手の課題と展望——養育論形成の序に向けて— 社会福祉研究, 103, 38-46.
- 加賀美尤祥・西澤 哲 (2011). わが国の社会的養護の現状と課題—トラウマティック・ストレス, 9(1), 5-14.
- 金井 剛 (2012). 愛着理論を知る——歴史、基礎知識、里親養育との関連での功罪— 里親と子ども, 2012-10, 52-57.
- 金子 保 (1986). 乳児院のホスピタリズム—三田商学研究, 29(2), 95-109.
- 金子 保 (1994). ホスピタリズムの研究——乳児保育における日本の実態と克服の歴史— 川島書店.
- 金子龍太郎 (1993). 乳児院・養護施設の養育環境改善に伴う発達指標の推移——ホスピタリズム解消を目指した実践研究— 発達心理学研究, 4(2), 145-153.
- Kerns, K.A. (2008). Attachment in middle childhood. In J. Cassidy & P. Shaver (Eds.). *Handbook of attachment: Theory, research, and clinical applications* Second edition (pp.366-382). New York: Guilford Press.
- 柏女霊峰 (1997). 児童福祉法改正法案と養護実践の課題を探る—季刊児童養護, 28(1),16-31.
- 数井みゆき・遠藤利彦 (2006). はじめに—なぜ、今、アタッチメントなのか— 数井みゆき・遠藤利彦編著—アタッチメント—生涯にわたる絆— ミネルヴァ書房 pp. i -iii.
- 数井みゆき・森田展彰・後藤宗理・金丸隆太・遠藤利彦 (2008). 施設等にいる虐待された乳

- 幼児に対する愛着障害と PTSD の検証とインターベンション 平成 17 年度~平成 19 年度 科学研究費補助金（基盤研究（B））研究成果報告書.
- 貴田美鈴（2008）. 2002 年の里親制度の改定に影響を及ぼした社会的要因——子どもの権利条約批准と児童虐待の社会問題化 名古屋市立大学大学院人間文化研究科人間文化研究, 10, 77-89.
- 木下康仁（2003）. グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践——質的研究への誘い 弘文堂.
- 北川清一（1978）. 養護施設におけるグループワークの展開—養護原理研究の一面として— 道都大学紀要, 1, 103-122.
- 北川清一（1981）. 養護施設における施設職員論序説(その 2)—ホスピタリズム論争再考— 道都大学紀要, 4, 21-39.
- 小林美智子（2009）. 「子ども虐待と社会的養護」—子どもの権利の視点から—虐待を受けた子どもの社会的養護——これまでとわれわれがなすべきこと 小児の精神と神経 49(1), 17-25.
- 近藤清美（2007）. 保育所児の保育士に対するアタッチメントの特徴：母子関係と比較して 北海道医療大学心理科学部研究紀要, 3, 13-23.
- 近藤清美（2013）. 母子関係を捉える視点：アタッチメント理論の原点に戻って 生涯発達心理学研究 白百合女子大学生涯発達研究教育センター紀要, 5, 29-39.
- Koren-Karie, N., Oppenheim, D., Dolev, S., Sher, E., & Etzion-Carasso, A. (2002). Mothers' insightfulness regarding their infants' internal experience: Relations with maternal sensitivity and infant attachment. *Developmental Psychology*, 38(4), 534-542.
- 厚生労働省. 社会福祉施設等調査：結果の概要 <<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/23-22.html>> （2020 年 12 月 18 日）
- 厚生労働省（2011a）. 社会的養護の課題と将来像 児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ 平成 23 年 7 月 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/08.pdf> （2012 年 11 月 11 日）
- 厚生労働省（2011b）. 社会的養護の現状について（参考資料） 平成 23 年 7 月 <<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001j8zz-att/2r9852000001j940.pdf>>

(2012年12月7日)

厚生労働省(2012). 児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために 施設の
小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ 平成24年9月

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/121001_honbun.pdf>

(2012年10月1日)

厚生労働省(2014). 社会的養護の課題と将来像の実現に向けて 児童養護施設等の社会的
養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会の児童部会社会的養護専門委員会と
りまとめ(平成23年7月)の概要とその取り組みの状況

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_02.pdf>

(2014年10月21日)

厚生労働省(2015). 児童養護施設入所児童等調査結果(平成25年2月1日現在) 厚生労
働省雇用均等・児童家庭局 平成27年1月<[https://www.mhlw.go.jp/04-](https://www.mhlw.go.jp/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000071184.pdf)

[Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-](https://www.mhlw.go.jp/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000071184.pdf)

[Kateifukushika/0000071184.pdf](https://www.mhlw.go.jp/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000071184.pdf)> (2015年1月20日)

厚生労働省(2017a). 新しい社会的養育ビジョン 新たな社会的養育の在り方に関する検
討会 平成29年8月2日<[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000173888.pdf)

[Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000173888.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000173888.pdf)> (2017年12月12日)

厚生労働省(2017b). 社会的養護の現状について(参考資料) 平成29年7月

<[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000172986.pdf)

[Koyoukintoujidoukateikyoku/0000172986.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000172986.pdf)> (2017年12月12日)

厚生労働省(2017c). 社会的養育の推進に向けて 平成29年12月 厚生労働省子ども家
庭局 家庭福祉課 <[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000187950.pdf)

[Koyoukintoujidoukateikyoku/0000187950.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000187950.pdf)> (2019年9月17日)

厚生労働省(2020). 社会的養育の推進に向けて 令和2年10月 厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課 <<http://www.mhlw.go.jp/content/000691855.pdf>> (2020年11月25日)

厚生省児童局(1954). 養護施設運営要領 日本少年教護協会

窪田暁子(1986). 1950年代の施設養護論(一):ホスピタリズム論とその影響 人文学報
社会福祉学, 2, 129-146.

久保田まり(2008). アタッチメント研究の発展——発達臨床心理学的接近 庄司順一・奥
山真紀子・久保田まり 編著 アタッチメント——子ども虐待・トラウマ・対象喪失・社

- 会的養護をめぐって 明石書店 pp.65-91.
- 久保田まり (2017). 不適切な養育を受けた子どものトラウマとレジリエンス そだちの科学, 29, 36-43.
- 久保田まり (2018). 愛着研究の現状と課題——ルーマニア研究の課題をふまえて こころの科学, 198, 17-23.
- Levitt, M.J., Guacci-Franco, N., & Levitt, J.L. (1993). Convoys of social support in childhood and early adolescence: Structure and function. *Developmental Psychology*, 29(3), 811-813.
- 前田 榮・吉澤英子 (1957). ホスピタリズムに関する研究 —スピッツの研究紹介— 社会事業, 40(5), 54-59.
- 増沢 高・内海新祐 (2020). 子どもの虐待とそのケアを考える——喪失をめぐって (インタビュー) 滝川一廣・内海新祐 編 子ども虐待を考えるために知っておくべきこと こころの科学 日本評論社 pp.126-147.
- 松田貴志 (2018). 「子どもの養育を担う人」として 季刊児童養護, 49(1), 16-19.
- 水芦紀陸郎 (1955). 堀文次氏所論への疑問“施設保母の呼び方とその根底にあるもの”について 社会事業, 38(9), 61-6
- みずほ情報総研株式会社 (2017). 児童養護施設等の小規模化における現状・取組の調査・検討 報告書 平成 29 年 3 月 <<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000174956.pdf>> (2020 年 10 月 26 日)
- 宮島 清 (2006). 里親委託・養子縁組の歴史・現状・これから——「子どものための家庭養護」を構築するために 社会事業研究所年報 日本社会事業大学社会事業研究所, 42, 1-81.
- 宮島 清 (2017). 改革について 季刊児童養護, 48(3), 2-3.
- 宮本秀樹 (2013). 子どもの自立支援の過程 小木曾宏・宮本秀樹・鈴木崇之編 よくわかる社会的養護内容 第 2 版 ミネルヴァ書房 pp.70-71.
- 宮本 実 (1966). 養護施設収容児童の社会的適応に関する研究 —ホスピタリズムの解明のために— 札幌大谷短期大学紀要, 3, 67-87.
- 宮崎亮希 (2017). 特別養子縁組“ネットあっせん”の現場は 子ども虐待とネグレクト, 19(1), 38-44.
- 森 茂起 (2016). ケース会議・スーパービジョン・コンサルテーション 森 茂起編著 「社会による子育て」実践ハンドブック——教育・福祉・地域で支える子どもの育ち 岩崎

- 学術出版社, pp.227-232.
- 森本美絵・野澤正子・金子龍太郎・森 靖彦 (2003). 児童福祉施設における被虐待児のニーズ分析と処遇のあり方に関する研究——滋賀県下児童福祉施設・被虐待児の実態調査を通して 熊谷大学社会学部紀要, 23, 42-53.
- 森田展彰 (2007). 児童福祉ケアの子どもが持つアタッチメントの問題に対する援助 数井みゆき・遠藤利彦編著 アタッチメントと臨床領域 ミネルヴァ書房 pp.186-205.
- 森田善治 (2013). 児童養護施設児の日常とところ——施設内心理療法家の観点から 創元社.
- 森脇 要 (1955). ホスピタリズムについて—養護理論序説—立教大学文学社会学科研究室, 3, 1-14.
- 森脇 要 (1963). ホスピタリズムと愛情の問題 児童心理, 17(7), 939-943
- 村井美紀 (2002). 「自立」と「自立支援」村井美紀・小林英義編著 虐待を受けた子どもへの自立支援——福祉実践からの提言 中央法規出版 pp.131-152.
- 武藤素明 (2013). 「国及び東京都における施設の小規模化・地域分散化の課題」—めざす小規模化はどうあるべきか— 東京都社会福祉協議会 制度政策推進部会主催学習会レジュメ 平成 25 年 11 月 25 日
- 永野 咲 (2017). 社会的養護のもとで育つ若者の「ライフチャンス」——選択肢とつながりの保障、「生の不安定さ」からの解放を求めて 明石書店.
- 永野咲・有村大士 (2014). 社会的養護措置解除後の生活実態とデプリベーション——二次分析による仮説生成と一次データからの示唆 社会福祉学, 54(4), 28-40.
- 内藤勇次 (1958). 施設研究への一試案 —ホスピタリズム発生要因の追求— 教育心理学研究, 5(3), 32-40
- Nelson, C.A., Fox, N.A., & Zeanah, C.H., (2014). *Romania's Abandoned Children : Deprivation, Brain Development, and the Struggle for Recovery*, Copyright by the President and Fellows of Harvard College. (上鹿渡和宏・青木豊・稲葉雄二・本田秀夫・高橋恵理子・御園生直美監訳 (2018). ルーマニアの遺棄された子どもたちの発達への影響と回復への取り組み——施設養育児への里親養育による早期介入研究(BEIP)からの警鐘 福村出版.)
- 虹釜和昭 (2008). 児童養護施設の小規模化への取り組みとその方向性 北陸学院大学短期大学部研究紀要, 1, 47-57.

- 西澤 哲 (2008). 施設養育におけるアタッチメントの形成——アタッチメントに焦点をあてた心理療法の実践を通して 子ども虐待とネグレクト, 10(3), 297-306.
- 西澤 哲 (2019). 社会的養護と愛着 (アタッチメント) そだちの科学, 33, 33-38.
- 野澤正子 (1991). 児童養護論 ミネルヴァ書房.
- 野澤正子 (1996). 1950年代のホスピタリズム論争の意味するもの: 母子関係論の受容の方法をめぐる一考察 社会問題研究, 45(2), 35-58.
- 小木曾宏・梅山佐和 (2012). 児童養護施設の「小規模化」「家庭的養護」に関する一考察——児童自立支援施設の「小舎制」実践との比較検討の試み 司法福祉学研究, 12, 101-118.
- 大黒 剛・安部計彦 (2001). 虐待を受けた子どもの治療——愛着対象としての施設職員の関わり 子ども虐待とネグレクト, 3(2), 243-248.
- 岡本晴美 (2010). 児童養護施設形態と子どものケアに関する一考察——児童養護施設「遥学園」の取り組みを通して 福祉教育開発センター紀要, 7, 1-15.
- 奥山真紀子 (2018). 深刻化する子どもの養育環境と子育て支援のための家族政策——新しい社会的養育ビジョンの意義 世界平和研究, 218, 27-35.
- 大迫秀樹 (2018). 施設における連続性を持った養育・心理的ケアと小規模化、家庭的養護の流れをめぐる 福祉心理学研究, 15(1), 15-21.
- 大谷嘉朗 (1953). 養護施設の当面せる基本的問題 社会事業, 36(2,3), 79-84.
- 大谷嘉朗 (1960). 第12回全国社会事業研究発表会報告(2) ホスピタリズム論がどのように養護技術に生かされたか 社会事業, 43(2), 53-58.
- Roy, P., Rutter, M., & Pickles, A. (2004). Institutional care: Associations between overactivity and lack of selectivity in social relationships. *Journal of Child Psychology and Psychiatry*, 45, 866-873.
- Rutter, M. (2012). Resilience as a dynamic concept. *Development and Psychopathology*, 24, 335-344.
- 斉藤和恵・山崎知克・益満孝一・庄司順一 (2011). 乳児院入所児における気質調査 愛着成功群・困難群における児の気質の経年変化と背景因子としての生育環境による気質の一考察 小児の精神と神経, 51(4), 365-375.
- 櫻谷真理子 (2014). 児童養護施設退所者へのアフターケアに関する研究——社会的自立を支えるための施設職員の役割を中心に 立命館産業社会論集 49(4), 139-149.

- 青少年福祉センター (1989). 強いられた「自立」—高齢児童の養護への道を探る— 財団法人青少年福祉センター編 ミネルヴァ書房.
- 積 惟勝 (1971). 集団養護と子どもたち ミネルヴァ書房.
- 積 惟勝 (1975). 集団主義養護論 浦辺 史編著 児童養護問題講座 第6巻 児童養護問題 ミネルヴァ書房 pp.227-253.
- 下笠幸信 (2004). 被虐待児のプレイセラピーにおける攻撃と依存——児童養護施設 C での事例を通して 臨床教育心理学研究, 30(1), 71-80.
- 篠原郁子 (2015). Sensitivity の派生概念と子どもの社会的発達——アタッチメント研究からの展望 心理学評論, 58(4), 506-529.
- 潮谷総一郎 (1953). 養護施設に於ける家庭的処遇の必要性に就いて 社会事業, 36(7,8), 68-71.
- 潮谷総一郎 (1954). 養護施設における集団生活の弊害について 社会事業, 37(2), 43-48.
- 庄司順一 (2007a). 社会的援助を必要とする子どもの自立支援 高橋重宏監修 日本の子ども家庭福祉——児童福祉法制定 60 年の歩み 明石書店, pp.230-238.
- 庄司順一 (2007b). 里親制度の現状と課題——里親制度を発展させるために 子どもの虐待とネグレクト, 9 (2), 162-170.
- 庄司順一 (2008). わが国における社会的養護とアタッチメント理論 庄司順一・奥山眞紀子・久保田まり編著 アタッチメント——子ども虐待・トラウマ・対象喪失・社会的養護をめぐって 明石書店 pp.92-121.
- 庄司順一 (2009). 子ども虐待と社会的養護——子どもの権利の視点から—社会的養護のこれまでとこれから 小児の精神と神経, 49(1), 11-16.
- Smyke, A.T., Dumitrecu, A., & Zeanah, C.H. (2002). Attachment disturbances in young children. I : The continuum of caretaking casualty. *Journal of the American Academy of Child and Adolescent Psychiatry*, 41, 972-982.
- Smyke, A.T., Wajda-Johnston, V., & Zeanah, C.H. (2004). Working with traumatized infants and toddlers in the child welfare system. In J.D. Osofsky (Ed.). *Young children and trauma: Intervention and treatment* (pp. 260-284). New York: Guilford Press.
- Smyke, A.T., Koga, S.F., Johnson, D.E., Fox, N.A., Marshall, P.J., Nelson, C.A., Zeanah, C.H., & the BELP Core Group. (2007). The caregiving context in institution-reared

- and family-reared infants and toddlers in Romania. *Journal of Child Psychology and Psychiatry*, 48(2), 210-218.
- Stein, M. (2006). Young people aging out of care: The poverty of theory. *Children and Youth Services Review*, 28(4), 422-434.
- 杉山 春 (2018). 虐待と「家族」と社会制度の関わりについて 世界の児童と母性, 83, 2-6.
- 鈴木 力 (2005). 児童養護論の系譜 北川清一編著 三訂 児童養護施設と実践方法—養護原理とソーシャルワーカー— 中央法規出版 pp.41-55.
- 忠津玉枝 (1960). 施設における就学前乳幼児の精神発達：ホスピタリズム問題について 社会問題研究, 10(1), 12-60.
- 高木隆郎 (1959). 乳幼児期における母子関係の障害(I) —母子の分離— 心理学評論, 3, 271-291.
- 高木隆郎 (1960). 乳幼児期における母子関係の障害(II) —母子関係の精神分離— 心理学評論, 4, 101-118.
- 高木四郎・玉井収介・池田由子・古賀満喜枝・田頭壽子・鈴木育子・今田芳枝 (1954). ホスピタリズムの研究 (第1報) 症候論的研究 精神衛生研究, 2, 30-59.
- 高橋亜美 (2017). 社会的養護のもとで巣立った子どもたちの自立と支援 子どもの虐待とネグレクト, 19(3), 325-330.
- 高橋一正 (2011). 特集—児童虐待と社会的養護— 虐待を受けてきた入居者への自立援助ホームでの支援について 臨床心理学, 11(5), 665-670.
- 高橋正教 (1983). 養護施設児童の進路保障—高校進学問題を中心に— 小川利夫・村岡末広・長谷川真人・高橋正教編著 僕たちの15歳 養護施設児童の高校進学問題 ミネルヴァ書房 pp.147-187.
- 高橋利一・岩崎浩三・池上和子 (2013). 社会的養護の未来をめざして——東京都の児童養護施設等退所者の実態調査からの検討と提言 筒井書房.
- 高島 巖 (1954). ホスピタリズムという名のテーマ —「読書能力から見た施設収容児童の在り方」を序言として— 社会事業, 37(6), 46-51.
- 高島 巖 (1955). 施設保母の呼称問題について —堀文次先生の所論について T氏よりの手紙に対する返書— 社会事業, 38(7), 65.
- 滝川一廣 (2002). 要保護児童の発達と回復 世界の児童と母性, 53, 10-13.
- 滝川一廣 (2003). 「こころ」はだれが壊すのか 洋泉社.

- 滝川一廣 (2008). 子どもはどこで育てられるのか こころの科学, 137, 14-18.
- 滝川一廣 (2017). 社会的養護と「家庭」 世界の児童と母性, 82, 16-20.
- 玉井紀子・森田展彰・大谷保和 (2013). 児童養護施設におけるリービングケアに関する研究—生活担当職員を対象とした中高生のケアに関する調査—子どもの虐待とネグレクト, 15(1), 66-77.
- 谷川貞夫 (1953). ホスピタリズムの研究—その究明過程における諸契機について— 社会事業, 36(10), 5-52.
- 谷川貞夫 (1954). ホスピタリズムの研究(二)—その予防及び治療対策への考察— 社会事業, 37(9), 1-64.
- 谷口純世 (2011). 児童養護施設における子どもへの自立支援 愛知淑徳大学論集福祉貢献学部篇, 1, 107-116.
- 谷口純世 (2016). 児童養護施設における「あたりまえの生活」に関する課題 愛知淑徳大学論集—福祉貢献学部篇—, 6, 1-14.
- 谷口由希子 (2010). 児童養護施設で生活する子どもたちの退所の様相—生活家庭の縦断調査の結果から— 貧困研究, 5, 110-118.
- 辰巳 隆 (2018). 新しい社会的養育ビジョンにおける—考察—児童養護施設の前職員として 教育学論究 関西学院大学, 10, 69-77.
- 寺西真由美 (2018). 寄り添う力 季刊児童養護, 49(2), 12-15.
- 徳山美知代・森田展彰・菊池春樹・丹羽健太郎・三鈷泰代・数井みゆき (2009). 児童養護施設の被虐待児童とケアワーカーのアタッチメントに焦点をあてたプログラムの有効性の検討—子どもの虐待とネグレクト, 11(2), 230-244.
- 坪井裕子 (2005). Child Behavior Checklist/4-18 (CBCL) による被虐待児の行動と情緒の特徴—児童養護施設における調査の検討— 教育心理学研究, 53, 110-121.
- 津崎哲雄 (1993). 子どもの意見表明権と施設養護改革 社会福祉研究, 57, 42-47.
- 津崎哲雄 (2009). この最後の者にも：社会的養護施策と被措置児童等虐待防止—里親制度への意味合い—子どもの虐待とネグレクト, 11(2), 154-163.
- 津崎哲雄 (2011). 子ども虐待と社会的養護—倒錯と構築と— こころの科学, 159, 87-92.
- Ungar, M., Ghazinour, M., & Richter, J. (2013). Annual research review: What is resilience within the social ecology of human development? *Journal of Child Psychology and Psychiatry*, 54(4), 348-366.

- 瓜巢憲三 (1950). 養護の指導性と技術の問題 社会事業, 33(12), 6-8.
- 瓜巢憲三 (1954). ホスピタリズムの発生とその対策について 社会事業, 37(6), 99-106.
- 牛島義友 (1953). ホスピタリズムと家庭の機能 教育と医学, 1(3), 132-140.
- 内海新祐 (2014). 児童養護施設の実態と課題 そだちの科学, 22, 21-25.
- 内海新祐 (2016). 児童養護施設における思春期の心理的ケア——臨床心理士の立場から思春期青年期精神医学, 25(2), 124-131.
- Vandell, D.L., Burchinal, M., Vandergrift, N., Belsky, J., & Steinberg, L. (2010). Do effects of early child care extend to age 15 years? Results from the NICHD Study of early child care and youth development. *Child Development*, 81(3), 737-756.
- 和田直熙 (2018). 「新しい社会的養育ビジョン」を読んで——児童養護施設は何であったのか 季刊児童養護, 48(4), 2-3.
- Waters, E., Merrick, S., Treboux, D., Crowell, J., & Albersheim, L. (2000). Attachment security in infancy and early adulthood: A twenty-year longitudinal study. *Child Development*, 71(3), 684-689.
- Waters, E., Weinfield, N.S., & Hamilton, C. E. (2000). The Stability of Attachment Security from Infancy to Adolescence and Early Adulthood: General Discussion. *Child Development*, 71(3), 703-706.
- Weinfield, N.S., Sroufe, L.A., & Egeland, B. (2000). Attachment from infancy to early adulthood in a high-risk sample: Continuity, discontinuity, and their correlates. *Child Development*, 71(3), 695-702.
- Wolff, P.H. & Fesseha, G. (1999). The orphans of Eritrea: A five-year follow-up study. *Journal of Child Psychology and Psychiatry*, 40(8), 1231-1237.
- 山田勝美 (1999). 児童養護施設で生活する子どもたちの精神的自立に関する研究 I 純心現代福祉研究, 4, 9-19.
- 山縣文治 (1989). 児童養護におけるリービング・ケア ソーシャルワーク研究, 15(1), 44-50.
- 山縣文治 (2012). 社会的養護と自立支援 武藤素明編著 施設・里親から巣立った子どもたちの自立——社会的養護の今 福村出版 pp.122-147.
- 安川 実 (2017). 改めて養育のあり方を問う「この子を受けとめて、育むために——育てる・育ちあういとなみ」の実践に向けて 季刊児童養護, 48(1), 6-7.

吉沢英子 (1971). 養護施設 日本女子大学文学部社会福祉学科研究室編著 児童福祉—日本
本の現状と問題点— 家政教育社 pp.190-203.

Zaccagnino, M., Cussino, M., Saunders, R., Jacobvitz, D., & Veglia, F. (2014). Alternative
Caregiving figures and their role on adult attachment representation. *Clinical
Psychology and Psychotherapy*, 21(3), 276-287.

資料

戦後日本の社会的養護に関する略年表

年代	行政・施策及び社会の動き	社会的養護に関する動き
1945 (S.20)	8 ポツダム宣言受諾、敗戦、占領政策開始 9 戦災孤児等保護対策要綱実施 11 婦人参政権実現 12 戦災引き上げ孤児援護要綱を閣議決定	11 戦災孤児バザー、各地で始まる 12 都の浮浪者一斉収容
1946	4 厚生省、浮浪児その他児童保護等の応急措置実施 9 主要地方浮浪児等保護要綱実施 11 日本国憲法公布（1947年5月3日施行）	
1947	3 厚生省に児童局新設、児童局に企画課、養護課、母子衛生課を置く 教育基本法、学校教育法公布 5 日本国憲法施行 12 児童福祉法公布 児童福祉司・児童委員を規定	2 孤児の全国一斉調査（18歳未満 123,504人） 5 第1回児童福祉大会開催 10 第1回全国社会事業大会開催
1948	1 児童福祉法施行（一部、4月に全部） 11 浮浪児根絶緊急対策要綱実施 12 児童福祉法の最低基準施行（児童10人につき職員1人） 国連総会、世界人権宣言採択	2 養護施設270か所、収容児童2万1000名 11 里親制度開始
1949	1 家庭裁判所設置（全国49か所） 3 第1回保母試験開始	5 第3回全国児童福祉大会
1950	6 朝鮮戦争勃発 9 厚生省児童局編『保育所運営要綱』出版	4 ホスピタリズム論争始まる（『社会事業』誌に、堀文次が「養護理論確立の試み（そのI）ホスピタリズムの解明と対策」を掲載） 5 第4回全国児童福祉大会（神戸） 10 第1回里親デー実施 11 全国養護施設協議会結成（1961年12月全社協養護施設協議会となる）
1951	5 児童憲章制定	5 第4回全国児童福祉大会（東京）

1952	<p>9 サンフランシスコ講和会議、平和条約調印、日米安全保障条約調印</p> <p>10 児童福祉法の保護受託者制度実施</p>	<p>11 全国乳児院協会結成</p> <p>4 第1回全国乳児院研究協議会開催（東京）</p> <p>5 全国社会協議会連合会発足</p> <p>第6回全国児童福祉大会開催（大阪）</p>
1953	<p>7 児童福祉法一部改正：措置費を次年度から国庫負担、児童福祉司の福祉事務所駐在制設定等</p>	<p>8 厚生省が厚生科学研究においてホスピタリズム研究を取り上げる（主任研究者：谷川貞夫）</p> <p>5 第7回全国児童福祉大会（名古屋）</p> <p>6 要養護児童9万2千人、要保護児童26万人（厚生省調査）</p> <p>10 「ホスピタリズムの研究—その究明過程における諸契機について」（谷川貞夫『社会事業』）</p>
1954	<p>10 厚生省『養護施設運営要領』刊行（小舎制への移行を明示）</p> <p>12 児童施設の現員現給制強行 教護院運営要綱実施</p>	<p>2 第一回里親・職親を求める運動実施</p> <p>5 第8回全国児童福祉大会（仙台）</p> <p>10 第1回全国里親連合会開催</p>
1955 (S.30)	<p>4 児童保護措置費の事務費を現員現給による限度額設定方式で実施、支弁方式は現員払いから定員払い方式に</p>	<p>*養護施設の大舎制65.4%小舎制約18.2%（浅井,1982）</p>
1956	<p>11 初の『厚生白書』発行</p>	
1957	<p>8 厚生省児童局に児童保護監査制度設置</p>	
1958		<p>8 青少年福祉センターが東京都豊島区に「アフターケアセンター」を開設（自立援助ホームの発祥）</p>
1959	<p>11 国連総会で児童権利宣言採択</p> <p>12 児童の権利宣言衆院で可決</p>	<p>7 石井哲夫が「積極的養護技術論」を『社会事業』誌に掲載、ホスピタリズム論を批判する。この後、積極的養護論として発展していく</p>
1960	<p>池田内閣国民所得倍増計画を発表（高度経済成長期：1973年の石油危機に至るまで）</p>	<p>11 神戸市に家庭養護寮発足（施設の家庭化の試みとしてのファミリー・グループホーム、翌年には大阪市にも導入）</p>
1964	<p>4 養護施設職員定数改正（児童9人につき1人）</p>	<p>6 第18回全国養護施設長研究協議会で、積惟勝が「養</p>

<p>1966 (S.41)</p> <p>1967</p> <p>1968</p> <p>1969</p> <p>1970</p> <p>1971</p> <p>1972</p> <p>1973</p>	<p>保母養成カリキュラム(厚生省)に養護原理の科目が新設</p> <p>7 児童局を児童家庭局と改称</p> <p>養護施設職員定数改正 (児童 8 人につき 1 人)</p> <p>12 厚生省、全国要保護児童の実態調査結果発表 (要保護児童 148 万 4100 人と推計)</p> <p>養護施設職員定数改正 (3 歳未満 3 : 1, 3 歳以上の幼児 6 : 1 小学生以上 8 : 1)</p> <p>4 厚生省、児童収容施設における開差是正の基準を定員充足率の 83%以下を対象に行うと通知</p> <p>5 沖縄が返還される</p> <p>養護施設職員定数改正 (児童 7 人につき 1 人、3 歳以上の幼児 5 : 1)</p> <p>5 厚生省、養護施設入所児等の高校進学認める 養護施設入所児の高校進学実施要項 (全国の高校進学率 89.4% 文部省調査)</p> <p>7 文部省初等教育長通知、養護施設から幼稚園に通園している幼児の保育料等の減免 (幼稚園就園奨励費補助の対象としての保育料の減免)</p> <p>10 中東戦争により石油危機発生</p> <p>11 狂乱物価、異常インフレ起こる</p>	<p>護理論を積極化し、施設を集団主義的生活の場とせよ」と主張する</p> <p>1 任意団体の全国里親連合会が社団法人全国里親連合会として認可される</p> <p>9 自立援助ホーム「三宿憩の家」(東京都世田谷区)活動開始</p> <p>3 全国養護施設で中学卒業児童のうち全日制高校進学は 9%、就職児童の 43%は 30 人未満の企業に住み込みで就職</p> <p>4 全国養護施設協議会が『季刊児童養護』を創刊</p> <p>3 社団法人全国里親連合会が財団法人全国里親会として設立認可される。会員相互間の協調から里親制度を普及振興することを目的とした</p> <p>9 第 1 回全国養護問題研究会 (名古屋)、集団主義を指導的理論として掲げる。(1991 年に集団主義養護論に拠って立つことをやめると宣言。竹中,1995 : 「児童養護論の視点—津崎論文『大人の既得権益と子どもの最善の利益』を読む」 社会福祉研究 63,72-78.)</p> <p>10 東京都で養育家庭制度発足</p>
--	--	---

	この年「福祉元年」とされる	
1974	9 厚生省児童家庭局長、短期里親制度の運用を通知	
1976		7 全社協「社会福祉施設長の資格要件の強化について」 発表
(S.51)	12 厚生省児童家庭局長、児童の非行対策の強化について通知	9 全養協『養護施設 30 年』刊行
1977		11 養護施設入所児の作文集『泣くものか—子どもの人権十年の証言—』養護施設協議会編 亜紀書房 刊行
1978	2 厚生省社会局長・児童家庭局長、社会福祉施設長の資格要件について通知	
	12 警視庁少年非行の実態発表、少年非行が戦後第3のピークになる	
1979	養護施設職員定数改正（3歳未満2対1、3歳以上の幼児4対1、小学生以上6対1）	
1980		9 第1回小舎制養育研究会
1981	中学校での教師に対する校内暴力事件が増加（昭和57年警察白書）	1 グループホーム研究会発足（11施設）
1982		養護施設児童の高校進学率、全日制 35.2%、定時制 16.0%（高橋正教, 1983）全国平均 94.3%
		8 岡山市立養護施設にて6歳女児が夜間に年長児らのいじめを受け、頭を殴られて死亡する。女児の母親が岡山市と施設長を裁判に訴えたが、認められず（『和孩子6歳いじめで死んだ 養護施設と子どもの人権』倉岡小夜, ひとなる書房, 1992）
1983	少年非行戦後最高 過半数を中学生が占め、女子の非行が10年間で2.5倍（昭和59年警察白書） 翌年より減少し始め、令和元年には約八分の一に減少（令和2年犯罪白書）	4 女子大生暴行殺人事件の犯人として乳児院、養護施設で育てられた少年（19歳）が逮捕される。この事件を共同通信社が、発達上の依存体験の重要性を社会全体の問題としてルポルタージュ、新聞連載後『荒唐のカルテ 少年鑑別番号1589』として出版（横川和夫, 共同通信社, 1985）
1985		7 埼玉県大利根町、養護施設新設に反対し入所児童の住民登録拒否
(S.60)		

1986	4 男女雇用機会均等法施行	10 全国福祉保育労組結成
1987	5 「社会福祉士及び介護福祉士法」成立	
1988	1 民法改正により特別養子縁組制度創設	8 全国養護施設高校生交流会第 1 回鳥取大会（8 都道府県 11 施設の高校生 24 名、アシスタント 14 名）
1989 (H.1)	10 文部省、登校拒否児童・生徒数が 4 万人を超えると発表 11 児童の権利条約が国連総会で採決 1.57 ショック、合計特殊出生率の低下	8 全国養護施設高校生交流会第 2 回北海道美深大会（20 都道府県 38 施設の高校生 74 名、アシスタント 24 名）
1990	9 児童の権利条約に政府が署名 厚生省が児童相談所における虐待相談件数の調査を開始（1,101 件）	8 全国養護施設高校生交流会第 3 回京都大会（全養協主催、26 都道府県 63 施設の高校生 154 名、アシスタント 43 名）
1994	3 児童の権利に関する条約を日本が批准（158 番目） 5 子どもの権利条約発効	
1995	1 阪神・淡路大震災 3 地下鉄サリン事件発生 7 文部省、154 の小中学校にスクールカウンセラーを配置	2 全国児童養護施設協議会「養護施設の近未来像」発表 8 養護施設恩寵園での施設長らによる園児への虐待が児童相談所への匿名の電話による告発で発覚する
1996	措置解除後、大学等に進学する児童への配慮が通知され、大学等進学後の施設生活継続が認められる（食費は実費徴収） *児童相談所における児童虐待相談件数 4,102 件	4 日本子ども虐待防止研究会発足（2004 年に学会に変更） 養護施設恩寵園で子どもたちが脱走し児童相談所に駆け込み、施設長らの虐待を訴える。
1997	6 児童福祉法一部改正 ：児童相談体制の強化、児童養護施設等の養護系児童福祉施設の名称や機能の改変（養護施設→児童養護施設に変更）、 施設養護の基本理念を[保護]から[自立支援]へ転換 、児童家庭支援センターの制度化 7 厚生省、施設長の監護権は、親の監護権に優先すると通知 8 文部省、不登校児童生徒数、9 万 4 千人と発表 12 「児童養護施設における適切な処遇の確保について」厚生省から通知	*自立援助ホーム 全国で 18 か所（辰巳隆・波田埜英治編『新版 保育士を目指す人の社会的養護 I』みらい p.62）

1998 (H10)	2 児童福祉法一部改正：保母の名称を保育士に改変 自立援助ホームが児童自立生活援助事業と位置付けられ、児童福祉施設に加わることが通知される 厚生省児童家庭局家庭福祉課監修『児童自立支援ハンドブック』刊行	全国養護施設高校生交流会第10回気仙沼大会（全国大会は当大会で終了）
1999	「児童養護施設等に対する児童の権利擁護に関する指導の徹底について」厚生省から通知 乳児院に家庭支援専門相談員（非常勤）、児童養護施設に心理療法担当職員（非常勤）、個別対応職員の配置が可能となる	東京都社会福祉協議会児童部会が、前年度までの高齢児問題委員会・自立援助ホーム制度委員会を合併して「リービングケア委員会」を発足
2000	5 児童虐待の防止等に関する法律施行 地域小規模児童養護施設創設 *児童相談所における児童虐待相談件数 17,725件	
2001	1 厚生省が労働省と統合、厚生労働省になる 4 福祉サービスの利用に関して措置制度から契約制度へ転換 10 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV法）施行 *児童相談所における児童虐待相談件数 23,274件	
2002	10 戦後初めての里親制度の大幅な改革の施行：里親の養育に関する省令・里親の養育に関する最低基準（里親制度の拡充、親族里親・専門里親の新設、里親支援）	8 東京地区児童養護施設高校生交流会第11回三浦半島大会
2003	5 厚生労働省が社会的養護のあり方に関する専門委員会を設置	全国児童養護施設協議会「児童養護施設の近未来像Ⅱ」発表
2004	小規模グループケア創設 児童福祉法一部改正：乳児院・児童養護施設の入所児童の年齢要件の見直し、自立のための援助を行うことを規定、退所者のアフターケアの義務化、児童福祉施設職員による入所児童に対する虐待等の禁止を明記、児童相談所と市町村の役割分担を	*大舎制 69.3%、中舎制 12.2%、小舎制 13.3%、その他 5.3%（全養協）

	<p>図ること、中核市における児童相談所の任意設置、要保護児童対策地域協議会の設置、里親の権限の明確化</p> <p>家庭支援専門相談員・心理療法担当職員を乳児院・児童養護施設等に常勤として配置可能となる</p> <p>10 改正児童虐待防止法案施行（国民の通告義務拡大、児童相談所と警察の連携強化など）</p> <p>* 児童相談所における児童虐待相談件数 33,408 件</p>	
2005	<p>4 発達障害者支援法施行</p> <p>厚生省児童自立支援計画研究会が子ども自立支援計画ガイドライン策定</p>	<p>1 東京都社会福祉協議会児童部会リービングケア委員会『Leaving Care 児童養護施設職員のための自立支援ハンドブック』刊行</p>
2006	<p>4 障害者自立支援法施行</p> <p>10 「児童福祉施設における施設内虐待の防止について」厚生労働省から通知</p>	<p>* 自立援助ホーム（3月末）35 か所（庄司, 2007a）</p>
2007	<p>児童虐待防止法一部改正（安全確認の義務化、一時保護・同意施設入所措置中の保護者に対する面会等の制限等と罰則に関する規定）</p> <p>8 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会を設置</p>	
2008 (H20)	<p>児童福祉法一部改正：子育て支援事業の法定化、里親制度の改正（養育里親と養子縁組里親の区別、養育里親の研修の義務化、里親支援体制の整備）、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の創設、「被措置児童等虐待防止」が規定</p>	<p>8 全国児童養護施設協議会が「児童養護における養育のあり方に関する特別委員会」の報告書『この子を受けとめて育てるために』を刊行</p> <p>* 大舎制 75.8%、中舎制 19.5%、小舎制 23.4%</p> <p>小規模グループケア 212 か所、地域小規模児童養護施設 111 か所</p>
2009	<p>3 「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」が厚生労働省から出される</p> <p>12 子どもの権利条約に基づいた「子どもの代替的養育に関する国連指針」が発表される。特に乳幼児は家庭で養育すること、永続的解決（パーマネンシーの保障）の原則を各国に求めるものだった</p>	

2010	<p>6 国連子どもの権利委員会から「子どもの養護を里親家庭、または居住型養護における小集団編成のような家庭環境の下で提供すること」という勧告を受ける</p> <p>* 児童相談所における児童虐待相談件数 56,384 件 (福島県を除いた数)</p>	<p>* 小規模グループケア 458 か所、地域小規模児童養護施設 190 か所、自立援助ホーム 59 か所</p> <p>* 委託里親数 2,837 世帯、委託児童数 3,836 人 ファミリーホーム数 49 か所、委託児童数 219 人</p> <p>12 タイガーマスク運動 漫画の主人公タイガーマスク伊達直人を名乗る匿名者から群馬県中央児相に新しいランドセル 10 個の寄付があったことを契機に全国的に寄付が相次いだ現象で、マスコミに取り上げられて話題となり児童養護施設が大きく注目された(2011年3月児童養護施設出身者の進学資金を支援する「タイガーマスク基金」創設)</p>
2011	<p>1 厚生労働省が児童養護施設等の社会的養護の課題に対する検討委員会を設置</p> <p>3 東日本大震災 福島第一原発水素爆発</p> <p>7 児童養護施設等の社会的養護の課題に対する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会が「社会的養護の課題と将来像」をまとめる(里親・ファミリーホーム等の家庭的養護の推進と施設の小規模化:今後10数年かけて里親及びファミリーホーム・グループホーム・小規模ケアの本体施設を各3分の1ずつにする)</p> <p>12 厚生労働省が高校卒業後の措置延長の積極的活用を自治体に通知</p> <p>* 児童相談所における児童虐待相談件数 59,862 件</p>	<p>4 保育士養成カリキュラムの変更により、「養護内容」が「社会的養護内容」となる</p>
2012	<p>5 養護施設職員定数改正(0.1歳1.6対1、小学生以上5.5対1)</p> <p>里親支援専門相談員を乳児院・児童養護施設に配置</p> <p>* 児童相談所における児童虐待相談件数 66,701 件</p>	<p>* 大舎制 50.4%、中舎制 27.3%、小舎制 41.2%</p> <p>小規模グループケア 323 か所、地域小規模児童養護施設 143 か所、自立援助ホーム 99 か所</p>
2013	<p>子どもの貧困(7人に1人とされる)が社会問題となる</p>	<p>* 小規模グループケア 943 か所、地域小規模児童養護施設 269 か所、自立援助ホーム 113 か所</p> <p>* 委託里親数 3,487 世帯、委託児童数 4,578 人</p>

2014	<p>1 子どもの貧困対策の推進に関する法律施行</p> <p>* 児童相談所における児童虐待相談件数 88,931 件</p>	<p>ファミリーホーム数 218 か所、委託児童数 829 人</p> <p>1 児童養護施設を舞台にした連続ドラマ(9回)「明日、ママがいない」が放映される(日本テレビ系列)。施設と子どもへの誤解と偏見を招く内容だとして全養協・里親会等関係機関が放送中止を求めて抗議する</p>
2015	<p>9 社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会設置</p>	
2016	<p>6 児童福祉法改正(1947年の制定以来の大改正と言われている。子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実、家庭養育優先の理念を規定、特別養子縁組による永続的解決、里親による養育の推進)</p> <p>7 新たな社会的養育のあり方に関する検討委員会を厚生労働省が設置</p> <p>* 児童相談所における児童虐待相談件数 122,575 件</p>	<p>* 小規模グループケア 1341 か所、地域小規模児童養護施設 354 か所、自立援助ホーム 143 か所</p>
2017	<p>8 新たな社会的養育のあり方に関する検討委員会が「新しい社会的養育ビジョン」を発出、前年の児童福祉法改正を具体化するものとされ、概ね7年以内に乳幼児の里親等委託率75%以上、概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上等という数値目標が掲げられた</p>	<p>児童養護施設入所者の高校等進学率 94.1% (全国平均 98.8%)、就職率 2.4%、大学等の進学率 16.1%(同 52.1%)</p> <p>* 小規模グループケア 1,620 か所、地域小規模児童養護施設 391 か所</p> <p>* 委託里親数 4,038 世帯、委託児童数 5,190 人</p> <p>ファミリーホーム数 313 か所 委託児童数 1,356 人</p>
2018 (H30)	<p>* 児童相談所における児童虐待相談件数 159,838 件</p>	<p>* 小規模グループケア 1,790 か所、地域小規模児童養護施設 423 か所、自立援助ホーム 176 か所</p>
2019 (R.1)	<p>児童虐待防止法改正(子どもの権利擁護の強化、児童相談所の体制強化、関係機関の連携強化)</p> <p>* 児童相談所における児童虐待相談件数 193780 件</p> <p style="text-align: right;">* → 厚生労働省調査</p>	<p>* 委託里親数 4,379 世帯、委託児童数 5,556 人</p> <p>ファミリーホーム数 372 か所、委託児童数 1,548 人</p> <p style="text-align: right;">* → 出所記入以外はすべて厚生労働省調査</p>

高橋重宏監修「日本の子ども家庭福祉—児童福祉法制定 60 年の歩み」明石書店(2007年)の子ども家庭福祉の60年年表(p264-296)を参考に作成

謝 辞

本研究を進めるにあたり、多くの方々にご指導、ご協力をいただきまして本当にありがとうございました。特に、本研究の趣旨にご賛同くださり快くご協力くださいました児童養護施設の施設長、職員の皆様、私の問いに真剣に応えてくださいました児童養護施設退所者の皆様に深く感謝申し上げます。

児童養護施設を退職した後、児童養護施設で行ってきた実践内容に理論的裏付けをしたいと願い、聖徳大学大学院児童学研究科児童学専攻博士前期課程に入学してから8年半の年月を経ようとしています。ここに、ようやく博士学位請求論文としてまとめることができました。非常に長い期間を要しましたが、児童養護施設の職員としてのみならず人として成長させてくれた子どもたち、挫折を繰り返しながらも理想を目指してよりよい生活環境をつくろうと共に意見を闘わせてきた児童養護施設職員の仲間たちを想うことでここまで続けることができました。

元聖徳大学大学院児童学研究科教授 高尾公矢先生には本指導教員をお引き受けいただき、6年もの長きにわたり、多くのご助言と的確なご指導をいただきました。ともすれば狭い視点にとどまっていた私を広い視野に導いてくださいました。心より御礼申し上げます。

聖徳大学大学院児童学研究科 北川慶子教授には博士後期課程の7年目から本指導教員をお引き受けいただき誠にありがとうございました。懇切丁寧なご指導と力強い励ましに深く感謝申し上げます。

副指導教員をお引き受けいただきました聖徳大学大学院児童学研究科 相良順子教授には博士前期課程から長期にわたりご指導いただきました。その都度、鋭く的確なご指摘をいただき心より御礼申し上げます。

博士前期課程において修士論文をご指導いただきました聖徳大学大学院児童学研究科 沢崎真史教授には、質的研究への道を開いていただき深く感謝申し上げます。また、聖徳大学大学院看護学研究科長 水戸美津子教授には修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチについてご教示、ご指導をいただきました。心より御礼申し上げます。

2021年10月